

桜美林大学 自己点検・評価報告書 2010

2011年3月

序章	1
本章	1
I. 「理念・目的」について	1
1-1 大学全体	1
1-2 リベラルアーツ学群	2
1-3 総合文化学群	6
1-4 ビジネスマネジメント学群	8
1-5 健康福祉学群	10
1-6 基盤教育院	12
1-7-1 大学院	13
1-7-2 国際学研究科	15
1-7-3 老年学研究科	16
1-7-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通 信教育課程）	17
1-7-5 経営学研究科	19
1-7-6 言語教育研究科	20
1-7-7 心理学研究科	21
1-8 根拠資料	23
II. 「教育研究組織」について	26
2-1 大学全体	27
2-2 学士課程	28
2-3 学系全体	33
2-3 大学院	34
2-5 教職センター	37
2-6 国際教育センター	39
2-7 総合研究機構	40
2-8 スポーツ健康科学センター	42
2-9 日本語言語学院（留学生別科）	43
2-9 桜美林大学孔子学院	45
2-10 根拠資料	49
III. 「教員・教員組織」について	52
3-1 大学全体	53
3-2 人文学系	55
3-3 言語学系	56
3-4 芸術・文化学系	58
3-5 法学・政治学系	59

3-6	経済・経営学系	61
3-7	心理・教育学系	63
3-8	自然科学系	64
3-9	総合科学系	65
3-10	リベラルアーツ学群	67
3-11	総合文化学群	70
3-12	ビジネスマネジメント学群	73
3-13	健康福祉学群	74
3-14	基盤教育院	76
3-15-1	大学院	78
3-15-2	国際学研究科	78
3-15-3	老年学研究科	79
3-15-4	大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	80
3-15-5	経営学研究科	81
3-15-6	言語教育研究科	82
3-15-7	心理学研究科	83
3-16	根拠資料	83
IV.	「教育内容・方法・成果」について	88
4-1	大学全体	89
4-2	リベラルアーツ学群	100
4-3	総合文化学群	111
4-4	ビジネスマネジメント学群	122
4-5	健康福祉学群	130
4-6	基盤教育院	139
4-7-1	大学院	143
4-7-2	国際学研究科	150
4-7-3	老年学研究科	153
4-7-4	大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	155
4-7-5	経営学研究科	161
4-7-6	言語教育研究科	165
4-7-7	心理学研究科	168
4-7-8	根拠資料	172
V.	「学生の受け入れ」について	176
5-1	大学全体	177

5-2	リベラルアーツ学群	180
5-3	総合文化学群	183
5-4	ビジネスマネジメント学群	185
5-5	健康福祉学群	189
5-6-1	大学院	191
5-6-2	国際学研究科	193
5-6-3	老年学研究科	194
5-6-4	大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	196
5-6-5	経営学研究科	198
5-6-6	言語教育研究科	199
5-6-7	心理学研究科	202
5-7	根拠資料	204
VI.	「学生支援」について	208
6-1	大学全体	209
6-2	根拠資料	222
VII.	「教育研究等環境」について	224
7-1	大学全体	225
7-2	根拠資料	235
VIII.	「社会連携・社会貢献」について	236
8-1	大学全体	237
8-2	根拠資料	247
IX.	「管理運営・財務管理運営」について	248
9-1	大学全体	249
9-2	根拠資料	275
9-2	根拠資料	275
X.	「内部質保証」について	276
10-1	大学全体	277
10-2	根拠資料	279
	あとがき	i
	—本報告書作成の経過—	i

序章

桜美林大学における自己点検・評価は1994（平成6）年にその先鞭が付けられた。この時作成された『1994年度桜美林大学—現状と課題—自己点検評価に関する第一次中間報告書』は、その後大学基準協会の相互審査に活用されるとともに加筆され、『平成9（1997）年度点検・評価報告書（相互評価）』として再度刊行された。

2002（平成14）年には1997（平成9）年度の報告書で述べられた以後、1998（平成10）年から2002（平成14）年9月までの自己点検・評価活動の内容が『桜美林大学 自己点検・評価報告書 2002 学びのコミュニティを求めて』（2003.04）および別冊の『教員総覧』（2003.02）として集約され、広く公開されると共に大学基準協会の相互評価にも活用された。

その後、2006（平成18）年にも自己点検・評価が行われ、この結果は『桜美林大学 自己評価報告書』としてまとめられ、やはり広く公開されると共に日本高等教育評価機構の認証評価にも活用された。

以上のような流れを受けて2007年以降も自己点検・評価活動が学内で継続されてきたが、前回の『自己点検・評価報告書』刊行より数年が経ったこともあり、この程また桜美林大学における自己点検・評価活動にかかわる情報を学内で共有する契機として第5回目の『自己点検・評価報告書』を刊行することとなった。

なお、今回の自己点検・評価については大学基準協会の行っている外部評価で採用されている『自己点検・評価報告書』の方式を参考としたため、以下の点について特に記しておく。

1. 評価の基礎データとしては2010（平成22）年5月1日時点での各種データを作成の基準としている。
2. 上記基準日より自己点検・評価報告書執筆までに大きな変更があった事項については、その点を記述すると共に追加のデータを提示している。
3. 大学アドミニストレーション研究科の通学課程及び通信教育課程は、教育基本組織上としては別研究科であるが、同一研究領域、研究組織も重複し、学位の専攻分野名も同じ事から、集約し（まとめ）て自己点検評価を行った。

今回取り纏められた『自己点検・評価報告書 2010』により桜美林大学内での教育改善へ向けての取組が学内で共有され、またこの点検・評価の結果が今後の大学の諸活動の改善・改革の指標となり、或いはまた認証評価を受ける際に活用されることとなるだろう。

本章

I. 「理念・目的」について

I.「理念・目的」について

I.「理念・目的」について

I. 「理念・目的」について

1-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本学は、「基督教主義により男女青少年に知識技能を授け、人格教育を行い、国家及び世界のため貢献する有益な人材を育成する」との理念に基づき、「豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを目的と」し、それぞれ学校法人桜美林学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第3条、桜美林大学学則（以下、「大学学則」という。）第1条に明確に定めている。

開学当初より、この理念・目的を堅持し、2010（平成22）年度では学群および研究科の収容定員7,635人の大規模大学へと発展した。

(2) 理念・目的の周知、公表について

理念・目的は桜美林大学公式 Web サイト（以下、「大学 Web サイト」という。）や「履修ガイド」等に掲載し、広く社会に公表するとともに、全学生、全教職員が必ず目を通すこととなっている。特に新生には入学式において、新任教職員には新任教職員研修会において、学長自らが説明を行い、周知が図られている。

(3) 理念・目的の検証について

理念・目的の適切性については、桜美林大学自己点検・評価委員会規程第7条により、自己点検・評価委員会で審議することとなっている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

教職員、教育研究施設の充実を理念・目的に沿って行ってきており、十分に整備されている。

本学は、私立大学としては初の学群制を導入し、幅広い学びを実現するため多数のコースを設置、各コースは深みのある教育を提供している。中にはパイロット養成を目的とするフライト・オペレーションコースなどもあり、大学改革のフロントランナーとしての地位を確立している。

②改善すべき事項

18歳人口の減少に伴い、大学を取り巻く諸情勢は年々厳しさを増している。このような状況下であればこそ、寄附行為第3条に定められた建学の精神と大学学則第1条の目的を堅持しつつ、桜美林大学独自の教育に邁進してゆかねばならない。

ステークホルダーである受験生と保護者に対しては大学案内、募集要項、広報媒体等を

I. 「理念・目的」について

通して一層の周知を図る必要がある。在学生に対しては履修ガイドやオリエンテーションを通して同様の対応を図ってゆくことが肝要である。また、全国 20 数会場で毎年開催される後援会支部活動を通して、在校生保護者に伝えてゆく必要がある。卒業後の進路先である企業に対しては、学内外の合同企業説明会等の機会を活用し、本学教育の独自性を、リーフレット等の資料を配付すると共に、人事担当者との面談を等してさらに積極的に訴えてゆく努力が必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

2011（平成 23）年度は桜美林学園創設 90 周年という節目の年となる。この間、大学開設以来学園の中核をなす大学は歴代学長の指導の下、大きく発展しまた変貌を遂げてきた。

2003（平成 15）年には第 2 次教育課程検討委員会が発足し、全学部組織を学群制に改組する大学再構築に着手した。その結果、2005（平成 17）年度に総合文化学群、2006（平成 18）年度にビジネスマネジメント学群と健康福祉学群、2007（平成 19）年度にはリベラルアーツ学群を開設した。着手から 7 年をかけて学群制度を確立した。その後、2007（平成 19）年度から 2008（平成 20）年度にかけて大学院を通学課程 6 研究科と通信教育課程 1 研究科として独立させた。

いずれの改革も桜美林大学の基本理念に基づいて行ってきた。今後は持続的あるいは発展的に本学の使命や目的を次世代に継承させてゆくかが課題である。本学の理念や特色を学内外に周知してゆくためには既存の手段に加えて、新たに大学 Web サイトの充実やスマートフォン等新たな ICT ツールを活用した情報発信が課題である。

1-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

リベラルアーツ学群の養成する人材として、「リベラルアーツ学群は、広範な知識と深い専門性に裏付けられた思考力、分析力、柔軟な発想力を身につけた人間性豊かな人材の養成等を目的として、総合的教養及び専門的基礎学術に係わる教育等を行う」と定められており、大学学則にも記載されている。

開設 4 年目を迎えた 2010（平成 22）年度は、専門教育の完成時期を迎え、専攻演習や卒業論文・卒業研究などを通して本格的な専門教育がなされ、リベラルアーツ教育の実践に学群をあげて取り組んだ年である。

教育の理念・目的実現に向けて適切に教育を実践していると言えることができる。個性化に対応すべく、学士課程におけるリベラルアーツ教育のひな形として十分検討準備された教育組織であり、その意味でも特徴的である。

I. 「理念・目的」について

(2) 理念・目的の周知、公表について

リベラルアーツ学群の教育目標は、大学 Web サイトやパンフレット等を通じた対外的な広報によって広く一般に告知されている。

入学前のオープンキャンパスやミニオープンキャンパス等での学群ガイダンス等では、受験生に対して教育目標を学群の良さとして説明している。また、入学した学生に対しては、履修ガイドにその理念および教育目標を記載すると共に、1 年次のオリエンテーションやリベラルアーツセミナー等を通して学生一人ひとりに周知している。さらに 2009(平成 21)年度からは、学群長が 1 年次に対して教育理念・目標を説明する機会を設け周知徹底に努めている。また、1, 2 年次に対し専攻プログラム履修モデル集を配布し、専攻プログラムの到達目標および目的に応じた科目選択の指針を提供している。

社会に対する告知は、主に Web サイトを通して行われており、2010(平成 22)年度は学群 Web サイトのリニューアルの作業に着手し公開した。教育内容、教育目標を前面に出し、学群の教育内容をわかりやすく公開している。また、大学案内等を通して広く告知している。

(3) 理念・目的の検証について

リベラルアーツ教育の特徴の一つである 2 年次における専攻選択について、学生がどの様に理解しどの様に選択を進めているのかを以下の方法で定期的に調査し、検証している。なお、調査は全ての学生が対象となっている。

(a) 1 年次 7 月調査：リベラルアーツセミナーを利用し、学生の専攻希望状況を調査する

(b) 1 年次 9 月調査：秋学期オリエンテーション時に専攻プログラムの説明会を実施し、スタンプラリー方式にて学生に専攻プログラムの理解を促すと共に、専攻希望状況を把握する

(c) 2 年次 6 月調査：アドバイザーが学生と個別面談を行い、専攻選択の相談を行うと共に希望状況を把握する

(d) 2 年次 10 月専攻プログラム登録：学生はそれまでの学びを元に各自の選択した専攻(メジャー/マイナー)を大学に登録する。

またリベラルアーツ学群の理念でもある幅広い知識に関し、マイナー履修者およびダブルメジャー履修者数を毎年検証している。まだ卒業生を出していない時点であるので、定かな検証はできていないが、2 年次の専攻登録時でチェックした数字に基づくと、マイナーは 30~40%の登録にとどまっており、ダブルメジャーに関しては 2007(平成 19)年度入学生 36 人、2008(平成 20)年度入学生 36 人、2009(平成 21)年度入学生 11 人とあまり伸びていない。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

リベラルアーツ学群は、社会の動き・時代の変化に合致したものであり、まさに時代の

I. 「理念・目的」について

要請に応えた適切な人材養成の目的を持つ教育組織とすることができる。

具体的な社会の要請の例として、『21世紀を生き抜く次世代育成のための提言-「多様性」「競争」「評価」を基本にさらなる改革の推進を-』（2004年4月19日（社）日本経済団体連合会）、『大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学—」：1998年10月26日』、『中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」：2002年2月21日』等をあげることができる。これらの提言、答申等では、共通して新しい時代に即した総合教養教育の必要性が言及されている。また2008（平成20）年に答申された『中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」』においても、「学生の学習成果に関する目標を掲げるに当たっては、21世紀型市民として自立した行動ができるような、幅の広さや深さを持つものとして設定することが重要である。」「自己決定力の未熟な学生も目立つ中、入学してから時間のゆとりを持って専門分野を選択できる、あるいは柔軟に変更できる仕組みづくりも検討課題とすべきである。」と記載され、リベラルアーツ学群で取り組んでいる学士課程教育が時代の要請に応えるものであるとすることができる。

また、これは『中央教育審議会答申「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化～大学の機能別分化～」（2005年1月28日）』において提言されている「総合的教養教育」を実現しているということもできる。

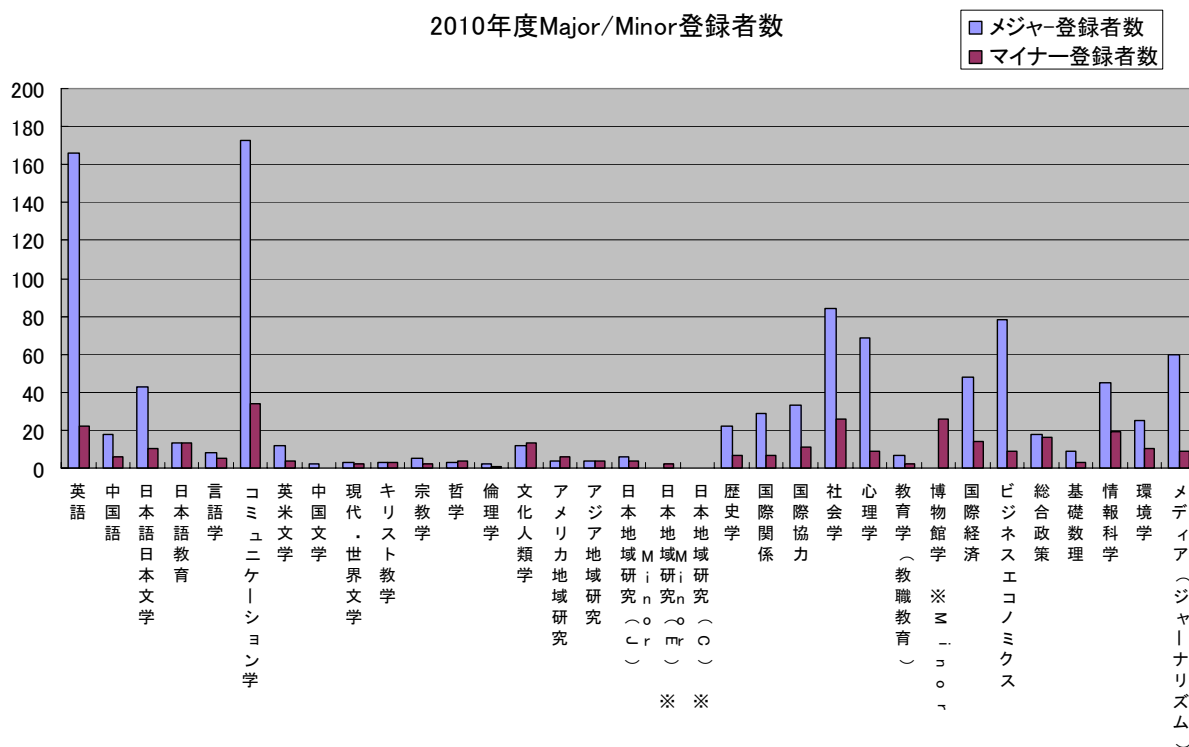
教員に対しては教授会やFD(Faculty Development)の機会を通し、リベラルアーツの理念・目標に関して議論を重ね共通の理解をするに至っている。これらを通してリベラルアーツ学群の教育目標は構成員に対して有効に告知されていると見なすことができる。

表1-1は2010(平成22)年度専攻プログラムごとの登録者数をグラフ化したものである。かなりの偏りを見ることができるが、それでも当該学生の1年次の調査に比べると平準化されていることを指摘することができる。その意味でもリベラルアーツ学群のLate Specializationが活かされていると見なすことができる。

I. 「理念・目的」について

表 1-1

2010年度Major/Minor登録者数



②改善すべき事項

必ずしもすべてが十分とは言い切れない教員資源ではあり、学士課程としての教育方法の改善は必要である。特に学生が卒業要件であるメジャーの選択に関心を示し、本来の特徴であるマイナーやダブルメジャーに関心を示していない点は改善を要する。

3) 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

構成されている専門分野に関しては、おおむねリベラルアーツとして教えるべき分野をカバーしており社会の要請との整合性は保たれていると見なすことができる。今後は、専門分野を整理し直すとともに、芸術系やジェンダー等の新しい分野の学びの取り組みを計画し、より魅力有る専門教育の品揃えを検討すべき時期に来ている。

将来のリベラルアーツ学群の有るべき姿を検討する将来構想委員会を 2009 (平成 21) 年度に構成し活動を開始した。2010 (平成 22) 年度には基本方針を作成し、2012 (平成 24) 年度開始に向けて具体的カリキュラムの構築を行った。

②改善すべき事項

I. 「理念・目的」について

構成教員数に関しては、学生のメジャー登録数と比較した場合、過不足がある。特に、社会学、日本語日本文学、コミュニケーション学等で教員数の不足が顕著である。

専攻プログラムごとの登録者数をより平準化するために、学生の興味・関心を広げる取り組みも必要である。

1-3 総合文化学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

総合文化学群は本学の掲げる理念・目的を芸術分野において実現することを使命としている。すなわち「芸術の基礎力と専門知識を身につけ、芸術を学ぶことで人格形成を行い、幅広い分野において芸術文化を支える人材を育成する」との理念に基づき、「芸術を学びの中心に据えながら、幅広い知識と教養を身につけ、個人の価値を尊重して創造性を培う専門家を育成すること」を目的としている。

本学の学士課程教育は教養型教育組織（リベラルアーツ）と専門教育型教育組織（プロフェッショナルアーツ）に大別され、本学群は後者に属する芸術系の教育組織である。演劇・音楽・造形デザイン・映画の4つの分野から構成され。それぞれ将来プロフェッショナルとして活躍できる人材を育成している。

総合文化学群は2005（平成17）年に発足し、演劇・音楽・造形デザインの3専修は2008（平成20）年度に完成年度を迎え、2年遅れて設立された映画専修も2010（平成22）年度に完成年度を迎えた。収容定員1,000人に対し、教員30人が各専修の専門科目を担当している。また専門指導に適した教室・劇場・音楽ホール・アトリエ、映画試写室等を適宜配置している。

総合文化学群は芸術系教育の個性化への対応として、4専修の独自性を尊重しながらも一方で講義科目と一部の実技科目を専修相互に履修可能として、芸術を総合的に学ぶことを可能にしている。さらに総合大学の一員として他学群の科目も履修可能であり、縦割りの教育では得られない広い視野を持ち、グローバルな時代に適応できる専門家を育成を目指すことを特色としている。プロフェッショナルとなることを教育の第一義におくが、同時にその分野以外においても応用力と社会性を発揮する学生の育成を目指している。

履修ガイドの各専修のコース案内に「カリキュラムの特徴」として教育課程の編成・実施方針の概略が明示されている。

(2) 理念・目的の周知、公表について

総合文化学群の理念・目的は、新入生には新入生オリエンテーションの最初に伝えるとともに、その後も折に触れてこの理念・目的を学生に注意喚起している。さらに「履修ガイド」には教育課程の解説、ならびに卒業要件の説明を掲載し学群の全教員・学生に周知

I. 「理念・目的」について

している。また基礎学習の 4 つのガイダンス科目においても、各専修の理念・目的が理解される内容となっている。

大学 Web サイトの学群・専修案内には「学群の特色」を掲げ、本学群の教育目標を社会に公表している。科目構成等のカリキュラムについても大学 Web サイト上で公開し、学外の方々にも本学群の方針が周知されるよう努力している。また「大学案内」にも、教育目標・本学群の特色を明記し、本学群の使命・目的を明確にしている。

(3) 理念・目的の検証について

総合文化学群の演劇・音楽・造形デザインの 3 専修は 2008（平成 20）年度に完成年度を迎えたところであり、後発の映画専修が 2010（平成 22）年度に完成年度を迎えた。したがって理念・目的は完成年度を迎えるまでは原則として学群発足当時と変わっていない。しかし現代社会の変化に対して柔軟に対応するため、理念・目的は継続的に検証され、その結果がカリキュラムおよび入学者選抜の改革へ反映されてきた。また各専修は、月例の専修会議等で常に理念・目的を確認・検証している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

演劇専修では、学生の公演・作品発表、地域との連携活動、専門職への就職等、着実に成果を上げており、プロフェッショナルを指向する人材育成という目的を果たしていると言える。

音楽専修では、毎年海外研修には 15 人～25 人の学生が参加している。これまで英国、ポーランド、ドイツにおいて実施した。研修を機に音楽への取り組みが大いに深まった学生も多い。

造形デザイン専修では、学内にあるギャラリーを使用して個展・二人展・グループ展など作品発表を主体的に開催し、能動的にも受動的にも自分の作品と向き合う機会が増えている。

映画専修の力量は実習作品の成果によって示されることが多いが、すでに 3 作品が外部の映画コンペティションで受賞している。これは専修の教育効果が十分あったという証明である。

②改善すべき事項

理念・目的の適切性については、大学自己点検・評価委員会での審議に集約されており、本学群としての定期的な検証は行っていない。

各専修の検証状況は以下のとおりである。

音楽専修：複数の音楽分野、実技に挑戦させ、理念・目的にかなう音楽的人間を育てるためには、まず学生個々の音楽への関心と持続能力を喚起する必要がある。力強い学びを実現する方策をより深く探っていくべきである。

I. 「理念・目的」について

造形デザイン専修：美術・造形の分野が多様性に富んでいることからさまざまな科目を用意して対応してきたが、その弊害として何を目標にしていけばいいかわからなくなってしまう場合も見受けられる。今後ますますの学生への個別アドバイスに注意が必要である。

映画専修：映画制作が集団作業であるが故に、一部の学生に生じる主体性の欠如を未然に防ぐことが極めて重要であり、専修の理念・目的にかなう映画人を育成するためには、個々の学生の学習意欲を一層喚起するために、より有効な方策を講じる必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

演劇専修：多くのプロの仕事を見聞させること。

音楽専修：今後も専任教員がそれぞれのネットワークを生かし、実り多い海外研修を続けていくこと。

映画専修：将来的にも、作品のレベルを維持・向上させ、多くのコンペティション、コンクールに出品、受賞できるようにしたい。

②改善すべき事項

将来構想委員会の設置、FDのテーマとしての定期的な検証を行うこと。

演劇専修：在学中より「興味」から「仕事」へとつなげる意識の強化。

音楽専修：各分野の専任教員が非常勤教員に指導力を発揮し、理念・目的を周知するよう努めているが、この機能をより強化すべきである。また、年一度の懇談会以外に非常勤教員対象のFDが必要である。

造形デザイン専修：「芸術体験プログラム」として美術館・博物館の見学、奈良京都古美術研修などを実施しているが視野を広げるためには今後海外研修も必要性を考えている。

映画専修：学生の意識に国際的な視野が欠けている面がある。制作分野の技能教育について国による大きな違いはないが、映画というものを奥深く学んでいくためには、今後海外研修の必要もあるだろう。

1-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

ビジネスマネジメント学群は、「本学の建学の精神に基づき、新たな経営マインドをもったビジネス界で活躍する人材の育成」を教育上の理念とする。

この理念の実現を目指し、ビジネスマネジメント学類では、大学学則第3条の2に「国際社会に必要なビジネス感覚を養い、広範な知識から発想し、意思決定の行える、新しい経営マインドを備えた人材の養成」を目的として定めている。また、アビエーションマネジメント学類では、「確かな知識・技倆を身につけ、新しい経営マインドを備えた航空業界

I. 「理念・目的」について

で活躍する人材の養成」を目的に設定している。

ビジネスマネジメント学群ビジネスマネジメント学類は学群制度導入にともない、2006（平成 18）年 4 月に前身である経営政策学部ビジネスマネジメント学科に代わり設置され、2009（平成 21）年度に完成年度を迎えた。これは、現代社会および学生のニーズのひとつであるプロフェッショナルアーツ（職業専門性重視）に応えるための教育組織づくりを目的とする改革の一端を担うものであった。同学類では、職業に直接結び付く教育の実施を重視し、国際社会、観光、流通、マーケティング、IT などのビジネス分野で活躍できる人材の養成を図っている。さらに、2008（平成 20）年 4 月には航空ビジネスに携わる職業人の育成のためのアビエーションマネジメント学類を増設することによりさらに専門性を高めている。

個性化への対応として、ビジネスマネジメント学類では、学生のニーズに応じ、「グローバル・ビジネス」「流通・マーケティング」「IT・ビジネス」「ツーリズム・ホテル・エンターテインメント」と 4 つの専門領域科目群を選択モジュールとして用意。また、アビエーションマネジメント学類では、「エアライン・ホスピタリティ」「エアライン・ビジネス」「フライト・オペレーション」の 3 つの選択肢を用意し、それぞれの分野に関する知識や技能を備えたプロフェッショナルの育成を目指している。

(2) 理念・目的の周知、公表について

ビジネスマネジメント学群の理念・目的は「履修ガイド」、「桜美林大学大学案内」等により公表されるとともに、全学生、教職員に周知されている。また、新入生・編入生に対してはオリエンテーション時に学群長および教務委員から説明を行い、徹底を図っている。さらに、新任教員に対しては、新任教員研修時に学群長より説明を行っている。

また、大学 Web サイト、学群パンフレットを通じて社会一般に告知されている。

(3) 理念・目的の検証について

2006（平成 18）年度のビジネスマネジメント学群発足以来、理念・目的についての定期的な検証は行われていなかった。

ビジネスマネジメント学類が 2009（平成 21）年度に完成年度を迎えたことに伴い、学群長からの諮問を受け、カリキュラム改革の検討チームが設置され、現在、理念・目的の適切性の検証を含め作業を行っている。今後、一連の作業の中で、ビジネスマネジメント学群内での意見交換・検証結果の共有を図っていく。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

プロフェッショナルアーツ（職業専門性重視）に対する社会的ニーズに応え、さらに個性化へも的確な対応を図るため、ビジネスマネジメント学類に加えアビエーションマネジメ

I. 「理念・目的」について

ント学類を設立した。学生に対する選択肢の拡大については、種々のメディアを通じて広く周知を図った結果、オープンキャンパスなどで高等学校生の認知度の向上が確認された。

②改善すべき事項

2009（平成 21）年度のビジネスマネジメント学類の完成年度までは本学群としての定期的な検証は行っていない。今後、カリキュラム改革の企画・実施とあわせて本学群の理念・目的の適切性に関する検証、必要に応じた見直しのシステム化が必要である。

ビジネスマネジメント学群の理念・目的については学群 Web サイトを通じても社会に対して公表されているが、2009（平成 21）年度の本学群入学生に対して行った広報委員会の調査によると、大学 Web サイトによる同様の情報に比べ認知度が低いことが判明した。

3) 将来に向けた発展方策

カリキュラム改革の企画・実施とあわせて、本学群の理念・目的の検証を実施するとともに、今後の検証の定期化のために FD の活用も含めたシステムづくりを行う。

1-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

健康福祉学群は、大学学則第 3 条の 2 に基づき、「専門領域における確かな知識・技術を身につけ、人々の願い、悩み、喜びに共感できる、感性豊かな人間性をそなえた健康と福祉のエキスパートの養成等を目的として、専門的な職業人養成等に係る教育等を行う」ことを目的とし、具体的には、乳幼児から高齢者までの健康と福祉の諸分野で活躍する、専門的技術を身につけた人材の養成という理念・目的を設定している。

乳幼児から高齢者まで、さまざまなニーズを持った人々の生活の質を向上させるために、人間の一生を「福祉、健康、メンタルサポート」の 3 点から総合的に学ぶことが目標とされている。目標の到達に向けて、実習や演習、社会調査、少人数制ゼミなどを通して、個々の学生に応じたきめ細やかな教育を行うカリキュラムとした。規定の学習の蓄積により、資格取得を目指すとともに、実践に即した知識と技術、人とふれあう場で欠かせないカウンセリングマインドを身につけていくことを特色とした。他者の悩みや喜びに共感できる豊かな人間性と、専門知識に基づいて物事に冷静に対処する力をあわせ持つ人材は、福祉、スポーツ指導、幼児教育といった幅広い現場で即戦力としての活躍が期待できる。

実績や資源からみた理念・目的の適切性に関して、本学群は、社会福祉専修・精神保健福祉専修・健康科学専修・保育専修の 4 専修を包括しており、各専修とも資格取得に向けた実践的なカリキュラムを中心に据えて構成されている。専門職に就くことを希望する学生は、2009（平成 21）年度秋学期オリエンテーション時の学群独自の調査では、約 50%を超えている。

I. 「理念・目的」について

(2) 理念・目的の周知、公表について

構成員に対する周知方法の現状について、教員に対しては、毎年度初頭の 4 月上旬に、専任教員と非常勤教員合同の研修会を行ない、冒頭の挨拶の中で、学群の理念・目的を確認している。学生に対しては、各学生が所持する履修ガイドに明記するとともに、入学年次のオリエンテーションにおける学群長挨拶の際に、確認を行っている。

社会一般への公表方法については、大学 Web サイトならびに大学案内冊子に、学群の理念・目的を明記し、周知を図っている。また、本学への興味・関心を有する対象に向けては、オープンキャンパス、首都圏および地方での保護者の会合などの機会を活用し、学群の特色や理念・目的を提示している。

(3) 理念・目的の検証について

2009（平成 21）年度までは、学群の完成年度前であったことから、学群設置時の理念・目的を、変更することはできなかった。そのため、定期的に検証は行われていなかった。

2010（平成 22）年度 1 回目の専修長会議では、健康科学専修以外の、社会福祉、精神保健福祉、保育各専修において、資格関連所轄省庁からのカリキュラム変更の通達等があり、それに沿った科目見直しが行われているため、共通理解を深めることを主たる目的とし、学群の方向性について確認を行った。

2 回目の専修長会議は、学群の方向性について具体的に検討することを目的とした。学群の理念・目的の基盤となる共通科目の見直しについて意見交換を行い、各専修会議に持ち帰ってさらに検討することとした。

3 回目の専修長会議は、各専修から挙げた意見を精査し、具体化へ向けて検討することを予定している。

2010（平成 22）年度 1 回目の FD 会議では、理念・目的を検討するにあたり、大学評価の視点に関する勉強会を行ない、検証の観点を確認した。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

少子・高齢社会にある現代のわが国において、健康や福祉を学び、人々の生活の質を向上させる人材の育成に関する社会的ニーズは高く、適切かつ明確な理念・目的を有するといえる。また、2011（平成 23）年度は、大学 Web サイトの改定が予定されていることから、学群および各専修の理念・目的に関する再考を行い、素案を基に各専修長に打診し、修正および確認を行った。

また理念・目的の周知、社会への公表については、設置 5 年目となる学群の存在およびその理念・目的が、高等学校に認知されるようになってきていることは、高等学校教員向けの説明会における手ごたえとして把握されている。

I. 「理念・目的」について

②改善すべき事項

オリエンテーション時に行われた学生アンケートによれば、新たに開講を希望する講座として現場に学ぶ科目や現場体験を望む学生が 50%近くおり、理念・目的に基づいた資源としての教育プログラムのさらなる充実を図る必要性が示唆されている。

一方で、プロフェッショナルアーツとして資格を取得し、専門的な職域に就く人材を育成することを目指すものの、現実に資格に特化した職域に就く比率は相対的に高いとはいえないこと、また、専門に特化したスキルを磨くことに留まらず、大学で学ぶというアカデミズムをどのように特徴づけていくか、桜美林大学としてどのようにオリジナリティを打ち出すのかについては今後の大きな課題といえる。

3) 将来に向けた発展方策

2010（平成 22）年度以降は、学群の専修長会議や FD 会議などを通して定期的に発展方策に関する検討を行うことを目指している。

健康福祉学群の特色として、実践に即した知識と技術とともに、人とふれあう場で欠かせないカウンセリングマインドを身につけていくことを挙げている。2010（平成 22）年度以降は、4 専修が各々の専門性を高めるとともに、4 専修に共通する対人関係能力に着目し、その強化を目指すカリキュラムの推進を積極的に検討して行きたい。

また、健康と福祉に関するさまざまな現場での学びを拓げるために、先進的な現場を有する海外での研修についても検討して行きたい。

これらの検討により、幅広い現場で即戦力としての活躍が期待できる。

1-6 基盤教育院

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

基盤教育院では「本学の学生一人ひとりが自律的な学習者として主体的な学びを可能とする基盤を身につけるための教育を施す」ことを目標としている。つまり、学群制における学生の自主的な学びを可能とするために必要不可欠な知識の基礎を教授し、積極的な学びの姿勢を育成するのが基盤教育院の役割となる。

基盤教育院は 4 つのデパートメント（「基盤教育デパートメント」「コミュニケーション教育デパートメント」「フィールド教育デパートメント」「外国語教育デパートメント」）から構成され、各領域を専門とする教員が科目を担当している。具体的には「キリスト教理解」「アカデミック・ガイダンス」「コミュニケーションスキルズ」「フィールド・スタディーズ」「外国語」「学問基礎」等の科目を通して「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成すること」という本学の建学の精神の実現を目指す。なかでも「キリスト教理解教育」、「文章表現」、「口語表現」、「コンピュータリテラシー」、「外国語

I. 「理念・目的」について

(英語)」は全学の必修科目となっている。

通常の教室内での学習ではなく、フィールド教育部門では「^{がくじしん}学而事人」の教育を実践するため、自らが学んだことを国内・国外の地域社会で発揮できる機会も数多く提供している。

(2) 理念・目的の周知、公表について

基盤教育院の理念・目的は、「履修ガイド」、本学 Web サイト、大学案内等で公表している。

(3) 理念・目的の検証について

基盤教育院では毎年度末に全体でリトリート（研修会）を行い、基盤教育院の理念・目的の検証を実施している。2010（平成 22）年度は「桜美林スタンダード」をテーマとして話し合いを行った。この全体での取り組みに加えて、科目区分ごとの各プログラムでも基盤教育院の理念・目的との整合性を精査・検証している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

基盤教育院は学群制における学生の自主的な学びを可能とするために必要不可欠な知識の基礎を教授し、積極的な学びの姿勢を育成している。さらに、学群での学びの基礎を提供するだけでなく、全学共通科目を集中的に管理、運営することにより、より効果的に、建学の精神を体現する学生の育成が可能となっている。

②改善すべき事項

学群教育と平行して、「建学の精神を体現する学生の育成」という基盤教育院の中心的役割をより明確化するとともに、いわば「桜美林スタンダード」の基準の確立を目指す。

3) 将来に向けた発展方策

全学における基盤教育院の位置づけを再確認するとともに、教員会議、FD 等を通して、「桜美林スタンダード」の基準を具体化する。

1-7-1 大学院

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

大学院は、桜美林大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 1 条で、大学院全体の目的を「本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要な能力を養うことによって、広く国際的な文化

I. 「理念・目的」について

向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と規定し、さらに同学則第 3 条において「修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」、「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と、課程ごとの目的を定めている。

(2) 理念・目的の周知、公表について

大学院では、毎年度、理念・目的を掲載した「大学院履修ガイド」および「大学院案内」を作成し、全学生、教職員に配布するとともに、大学 Web サイトに掲載し、社会に公表している。それに加えて新入生オリエンテーション時に担当教員が説明を行い徹底を図っている。

(3) 理念・目的の検証について

大学院においては、理念・目的について各種の機会において検証を行っており、2009（平成 21）年度においては、7 研究科の独立の完成年として、将来構想をテーマとして各研究科にレビューを求めるとともに、3 月開催の大学院全体の研修会において総合的な検討を行った。毎年度、大学院独自に「年度報告書」を作成して検証している。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

大学院およびそれを構成する研究科の理念・目的は明確に定められ、実績や資源からみた理念・目的の適切性が認められ、個性化への対応を果たしていると判断できる。この様に大学院および研究科の理念・目的の適切性は、定期的に検証されている。

② 改善すべき事項

大学院学則第 1 条に「広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と謳われているが、その目的を達成させるためには、今後、学生の外国語（主に英語）運用能力の一層の強化を図ることが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

7 研究科に独立したことで、研究科ごとの目標と特徴が明確になった。今後は、急激に変動している社会への対応が十分にできるような、柔軟性のある教育課程の構築、および現代社会のニーズに十分に答えられるような独自のブランドとなり得るような魅力的なプログラムの構築のための取り組みが強く望まれる。現在、2013（平成 25）年度からのスタートを念頭に置いて、教育の質の向上、教育の質の担保を目指す大学院改革の作業に着手している。

I. 「理念・目的」について

1-7-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

大学院学則に規定された大学院全体の目的に則り、国際学研究科の3専攻（国際学専攻博士前期課程、国際人文社会科学専攻博士後期課程、国際協力専攻修士課程）が設けられている。

国際学専攻は、大学院学則第3条の3(1)に記されているように、「政治・経済、文化、地域研究等について、国際比較的思考を身につけ、国際的な視点と判断力を有する高度専門職業人及び研究者の養成等」を基本的な理念・目的としており、これに基づき教育課程を編成し専門科目を配置している。

国際協力専攻は、同学則第3条の3(3)に記されているように、「国際的な視野に立ち、国際社会の変化に柔軟に対応できる思考と行動力を併せ持った国際協力分野の専門的職業人の養成等」を基本的な理念・目的としており、これに基づき教育課程を編成し、専門科目および実習科目を配置している。

国際人文社会科学専攻は、同学則第3条の3(2)に記されているように、「国際的・学際的な視点から、国際社会・地域の諸問題をはじめ、心理学、教育学、言語学等の学術分野をも総合して、国際的に通用する学術的研究者や高度な専門職業人の養成等」を基本的な理念・目的としており、これに基づき課程博士論文の作成を目指した研究指導を行っている。

国際学研究科における教育実績をふまえれば、理念・目的は適切であり、高度専門職業人の養成等を目指す独立型大学院を構成する一研究科として置かれている点に特色がある。

(2) 理念・目的の周知、公表について

理念・目的は、研究科委員会、専攻会議、大学院研修会（FD）、大学院説明会などで周知し、また「大学院案内」、大学Webサイトに掲載し、社会に公表している。

(3) 理念・目的の検証について

理念・目的の適切性については、博士前期課程・修士課程では、研究科委員会およびFD会議などで確認や検討を行っている。

学期ごとに開かれる国際学研究科委員会（博士前期課程／修士課程）および国際学専攻会議、国際協力専攻会議、毎月もたれる国際学研究科の研究科長と専攻主任（教務委員を兼務）による会議において検証している。

博士後期課程の国際学研究科委員会は学期ごとに開かれている。さらに必要に応じて開かれる後期課程領域会議において検証している。

I. 「理念・目的」について

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

研究科および各専攻の理念、目的を教員が周知した上で教育・研究活動が進められており、それは大学院生による広範な分野での研究実績があげられていることなどからも明らかである。

②改善すべき事項

おおむね適切であるが、国際学専攻（博士前期課程）での教育内容のさらなる整理・明確化、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）におかれた研究分野の見直しなどが考えられる。

3) 将来に向けた発展方策

現代社会の動向や要請などをふまえ、国際協力専攻（修士課程）においては2012（平成24）年度を目途に教育内容の質の向上を目指した改革を進めており、また国際学専攻（博士前期課程）では2013（平成25）年度実施を、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では2014（平成26）年度実施を目途に改革に着手している。

1-7-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

老年学研究科では、大学院学則第3条の3(4)に掲げられている目的に沿って、博士前期課程は、「高齢者のより広範な社会的参加を実現するための専門的知識・能力を有する高度専門職業人及び研究者の養成」を目指し、博士後期課程は、「学際的な視点から、高齢社会の諸問題を的確に研究し、解明する能力を有する高度な専門研究者、及び実践的応用の可能な能力を有する高度専門職業人の養成」を目指して、科目設置を行い授業を展開するとともに研究指導を行っている。

(2) 理念・目的の周知、公表について

老年学研究科においては、2002（平成14）年の国際学研究科老年学専攻開設以来、専攻科会議、研究科委員会、FD会議において、本研究科の設置の目的、意義を基にカリキュラムの見直し、教育のあり方の検討を教員で行い、学生には、オリエンテーションや授業、研究指導の中で、老年学の高等教育の目的を明示し、その内容を「履修ガイド」、「大学院案内」を通して、また独自のパンフレットを作成して社会に公表している。

(3) 理念・目的の検証について

老年学研究科においては、毎年度2回、FD会議を開催し、研究科の理念、目的が履行、

I. 「理念・目的」について

達成されているかに関する検証を行い、カリキュラムの見直しや教育、研究指導の改善を検討している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

研究科の理念、目的は、老年学を大学院において教育・研究することの意義として学内外に認められ評価されていると判断される。このことは、本研究科の教員が4人、日本学術会議連携・特別会員となっていることや、全専任教員が各種学術団体の役員を務めていること、あるいは博士後期課程志願者が増えてきていることなどにも示されていると考えられる。

②改善すべき事項

本研究科の理念、目的の一つに、専門的知識を有する職業人の養成があるが、この理念、目的が未だ十分社会に浸透していないことが今後の課題と考えられる。

3) 将来に向けた発展方策

本研究科においては、国内外の大学院との連携による単位互換、ダブルディグリーの設定を検討している。また、遠隔教育の利用により、中国をはじめとするアジアに向けた老年学教育の提供を将来の検討課題としている。

1-7-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

大学アドミニストレーション研究科では修士課程専攻の人材養成の目的を、通学課程、通信教育課程に共通して、大学院学則第3条の3(5)において「大学アドミニストレーション専攻修士課程は、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的として、教育研究を行う」と明示している。

また、研究科において、両課程において身につけるべき知識・技能として、以下と設定している。

(a) 高等教育の基本理論の理解、国際比較の視点の獲得、改革課題の理解（通信教育課程においては、改革課題の理解に替えて、高等教育経営の基礎的な理論と知識）

(b) 「高等教育に関する政策および行政」「高等教育機関の経営管理および財務」「高等教育機関の学務および教学支援」「高等教育機関の生涯学習と社会連携」「グローバルイゼー

I. 「理念・目的」について

「グローバリゼーションと大学との関係」の5分野（通信教育課程では、「グローバリゼーションと大学との関係」を除く4分野）の内の1分野以上での深い知識

(c) 大学経営領域において課題を設定し、調査研究を遂行し、成果を提示する能力

(2) 理念・目的の周知、公表について

大学アドミニストレーション研究科においては、当該専攻の目的を「大学院案内」によって広く公表するとともに、在学生に対しては「大学院履修ガイド」での掲載に加え、研究科独自作成の「大学アドミニストレーション専攻学修の手引き」（通信・通学両課程での学修に必要な内容を合わせ掲載）にも記載して学生に配布し、オリエンテーションや授業で使用するとともに、教員に対しては研究科委員会および研究科開催のFD等において使用し、周知している。

(3) 理念・目的の検証について

大学アドミニストレーション研究科においては、毎年度、研究科委員会での検討をベースに、理念・目的の確認・検討を行っている。2009（平成21）年度は、9月開催の研究科FD研修会において当該専攻のあり方を、海外を含む他の大学での同分野のカリキュラムとの比較の下で検討し、また大学院全体の動きに合わせて、将来構想をテーマにしたレビューを10月開催の検討会議および11月の研究科委員会において実施した。

2010（平成22）年度においては、2012（平成24）年度からを目途としたカリキュラム改革に合わせての検討を、博士後期課程の設定も視野に入れつつ検討し、春秋の大学院研修会において、将来構想として報告した。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

理念・目的を、身につけるべき知識・技能にまで具体化して示している。専攻独自の「学修の手引き」に掲載することによって、学生および教職員への周知手段が用意されている。

②改善すべき事項

理念・目的、設定された身につけるべき知識・技能のカリキュラムおよび個々の授業の内容、形態におけるより一層の体现を目指す。

3) 将来に向けた発展方策

理念・目的および身につけるべき知識・技能の抜本的再検討と合わせたカリキュラムの再検討を行う。

I. 「理念・目的」について

1-7-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

経営学研究科は、「複雑化する国際競争社会において、的確な企業経営の判断が下せる知識、スキル、発想、戦略的思考、変化への柔軟性、ナレッジ変換、コンセプト化、リスクテイク、これらを兼ね備えた高度専門職業人の養成等を目的として、教育研究を行う」という目的を定め、大学院学則第3条の3(6)に明記している。留学生が中心である現状から世界各国より学生を招くことを視野に入れて、諸外国から見て分かりやすいカリキュラム体系をマネジメント領域とグローバルビジネス領域および特殊講義科目群に分けて強化している。

(2) 理念・目的の周知、公表について

経営学研究科では、研究科の理念や目的は、大学院研修会・経営学研究科委員会・FD会議を通じて教員に周知徹底している。学生にはオリエンテーション、経営学専攻の必須科目、研究指導、研究科独自の「修士論文の書き方」等の講義などの時に周知を図っている。社会への公表方法は、「大学院案内」、本研究科の広報、大学 Web サイト、社会人向け説明会等を使っている。

(3) 理念・目的の検証について

経営学研究科においては、各学期の始めの研究科委員会において、経営学研究科の理念・目的に絡めて当該学期の具体的な教育方針などについて教員間で確認や検討を行っている。また、毎月の研究科委員会でその進捗状況についての情報交換を行い、学期末には項目ごとの議論ないし総括を行っている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

修士課程 2 年間の実践、実績と人材資源の活用の面からも理念・目的の貫徹が計画どおり行われていると考えられる。

②改善すべき事項

高度な専門的知識を有する職業人の養成が理念、目的の一つであるが、未だ十分社会に浸透していないことが今後の課題と考えられる。

3) 将来に向けた発展方策

- ・理念・目的および身につけるべき知識・技能の抜本的再検討
- ・上記に合わせてのカリキュラムの再検討

I. 「理念・目的」について

1-7-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

言語教育研究科としての理念や目的に関しては、大学院案内などに、研究科全体として、「知識・技能・観点のバランス」、「2つの専攻の相補的な関係」、「語学教育の高度専門職大学院」の3つに集約し、明確にしている。

また、専攻別では、大学院学則第3条の7(7)(8)に、「日本語教育専攻は、国内外を問わず現職で日本語教育に従事している人材のリカレント教育及びより高度な実践研究の能力を備えた日本語教員の養成等を目的として、教育研究を行う」「英語教育専攻は、現職で英語教育に従事している人材のリカレント教育及びより高度な実践研究の能力を備えた日本語教員の養成等を目的として、教育研究を行う」と規定されている。

実績や資源からみた理念・目的のあり方については、学生に対するアンケート調査結果や、修了後の就職状況や教育研究部門での活躍の報告など修了生のネットワークからの情報によると、適切であることが伺える。

受講科目の選択、指導教員の決定など、学生の個性に応じた対応をしている。

(2) 理念・目的の周知、公表について

研究科の理念や目的は、大学院研修会・言語教育研究科委員会・FD会議・専攻会議および大学院学内説明会を通じて周知徹底させている。

社会への公表方法は、大学 Web サイトや「大学院案内」、言語教育の専門誌（「英語教育」大修館書店）を通じて行っている。また、日本語教育学会・言語科学学会・第二言語習得研究学会・大学英語教育学会・日本言語政策学会・日英言語文化学会・東京言語文化教育研究会などの学会活動を通じて、外部に本学の理念や目的を知らせている。

(3) 理念・目的の検証について

言語教育研究科においては、ほぼ毎月の言語教育研究科委員会、毎学期の研究科 FD 会議で確認や検討を行い、必要に応じて改訂している。

また、2013（平成 25）年度に行う抜本的なカリキュラム改革に焦点をあてて本年度からその準備を始めている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

研究科の目的、理念については、オリエンテーションのときに行う「研究とは何か」「論文作成の目的とは何か」「どのようにして達成すべき」などについての説明の中で、新入生全員に、配布資料とともに、知らせている。その他、研究指導を中心に各教員が言語教育

I. 「理念・目的」について

の理念や実際について、学生のテーマに合わせて指導し、この成果は中間発表や修了試問の応答に現れている。

②改善すべき事項

言語教育研究科の学生の大半は、日本語学校の現職日本語教師や中学校、高等学校、大学の英語教師などである。これらの「再学習・再教育」のためのいわば「成熟した」学生と、留学生や学士課程から直接に進学してきた学生との間に、修学の目的や目標、能力の差がある。この2つを満足させるための工夫はこれまでも考えてきたが、今後、一層の留意が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

本格的な改革としては、以下の3つの検討に入ったところである。

(a) 学際的自由選択科目の増設案

他の研究科、専攻との調整を進め、自由選択科目の増設を図り、研究の幅の充実を図る。希望する分野としては、老年学、国際協力、社会学、文化人類学、教職課程、観光学などである。

(b) 日本語教育専攻では、「通学期間1年間+遠隔教育」コース設置案を検討している。1年目を通学期間とし、ゼミに所属して研究者ネットワークを形成しつつ、種々の講義受講、協働研究能力の育成、自律研究能力の育成にあてる。2年目を主として修士論文執筆期間とし、遠隔研究指導、研究発表、試問等にあてる。主たる対象は以下のとおりである。

(ア) 韓国、台湾、中国などの、中等教育レベルも含む現職日本語教師

(イ) 国内遠隔地の中等教育レベル、一般成人などの外国人を担当する教員など

(c) 英語教育専攻では、従来の「英語教員再教育中心」から「学士課程卒業生の英語教員養成中心」に切り替える。開講授業科目は、英語、英文学、コミュニケーションなど本学のリベラルアーツ学群の専攻領域の分野をより多く取り込んだものにする。つまり、これまでの英語教育中心のカリキュラムからもっと広い領域の研究分野も取り込む。英語教員になるためにも、このような幅広い知識・教養は必要である。このために所在地を四谷キャンパスから町田キャンパスに移す。

1-7-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

心理学研究科は大学院学則第3条の3(9)(10)に記されているように、「臨床心理学専攻は、臨床心理学を基礎学問として、心の健康に関する研究を行い、臨床心理士等の心の専門家及び優れた研究者の養成等を目的として、教育研究を行う」「健康心理学専攻は、心の健康を実現するための専門的知識・能力を有する専門健康心理士等の専門家及び優れ

I. 「理念・目的」について

た研究者の養成などを目的として、教育研究を行う」ことを基本的な理念・目的としており、これに基づき教育課程を編成し専門科目を配置している。

臨床心理学専攻は大学院学則にあるように、臨床心理士の養成を基本的な理念・目的としており、(財)日本臨床心理士資格認定協会による分類では第I種養成機関となっている。またこれに対応する授業科目の設定、臨床心理センターにおける実習、ケースカンファレンスも濃密に行っている。

健康心理学専攻は大学院学則に則り、心理学における新しい専門分野であるが、現代社会の抱える諸問題と関連して心身の健康を増進するための理論的・実践的な検討の必要性は高まっている。

(2) 理念・目的の周知、公表について

理念・目的は、大学院案内、大学 Web サイト等により公表している。

(3) 理念・目的の検証について

研究科委員会および研究科 FD 会議で、アドミッションポリシーについて特に検討した。改革構想と同じく再び「保健体育」の専修免許状を取得できるよう再課程認定を受けるべく検討を進めてきたが、これも当研究科の理念・目的の吟味とつながる作業であった。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

おおむね適切な効果が上がっており、全体として大きな変更は不要である。

②改善すべき事項

国際学研究科人間科学専攻から心理学研究科として独立するに伴い、保健体育の専修免許状の付与が不可能となった。改善が必要であると考えている。

3) 将来に向けた発展方策

臨床心理士の養成、専門健康心理士の養成を主な目的としているが、それぞれの専門にかかわる知識・技術とともにカリキュラム上も両専攻の相互乗り入れ・連携を強化する努力を重ねてきた。急激に変化する今日の社会を見据え、今後は深い人間理解、ヒューマニズムを身につけたプロフェッショナルとなるための指導を一層重視していきたい。

I. 「理念・目的」について

1-8 根拠資料

1) 大学全体

寄附行為第3条

大学学則第1条

大学基礎データ

「履修ガイド」

大学公式ウェブサイト

2) リベラルアーツ学群

大学学則第3条の2

大学 Web サイト

「学群パンフレット」

オープン&ミニオープン・キャンパスガイダンス資料

1年次のオリエンテーション資料

リベラルアーツセミナー資料等

専攻プログラム履修モデル集

FD 関係資料

「大学案内」

3) 総合文化学群

「履修ガイド」

大学 Web サイト

演劇専修（専修会議議事録、各演劇祭への参加資料、卒業生の出演記録、ダンスコンペティション等成果記録、留学記録他）

音楽専修（専修会議議事録、卒業生のコンサート記録、海外研修の写真、記事）

造形デザイン専修（専修会議議事録、学生作品集 Vol.1～3）

映画専修（専修会議資料、映画コンペティションの資料、発表記事、賞状）

4) ビジネスマネジメント学群

大学学則第3条の2

「履修ガイド」

「大学案内」

新任教員研修資料

大学 Web サイト

ビジネスマネジメント学群パンフレット

I. 「理念・目的」について

ビジネスマネジメント学群広報委員会による 2009（平成 21）年度入学生に対するアンケート調査結果

5) 健康福祉学群

大学学則第 3 条の 2

年度初頭専任・兼任教員合同研修資料

「履修ガイド」

オープンキャンパス資料

首都圏・地方保護者会資料

学生アンケート

6) 基盤教育院

大学 Web サイト

「大学案内」等

地域社会貢献資料

各区分精査・検証記録

7-1) 大学院

大学院学則第 1 条、第 3 条

「大学院履修ガイド」

「大学院案内」

社会人向け説明会

大学院研修会議事録

7-2) 国際学研究科

大学院学則第 3 条の 3

7-3) 老年学研究科

大学院学則第 3 条の 3

研究科委員会議事録

FD 会議議事録

国際戦略委員会議事録

大学院入試委員会議事録

「大学院履修ガイド」

「大学院案内」

老年学研究科リーフレット

I. 「理念・目的」について

大学院進学説明会

中国入試説明会

7-4) 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

大学院学則第3条の3

「桜美林大学大学院履修ガイド」

「大学アドミニストレーション専攻学修の手引き」

大学院研修会議事録

大学アドミニストレーション研究科委員会議事録

大学アドミニストレーション研究科 FD 研修会記録

7-5) 経営学研究科

大学院学則第3条の3

新入生のオリエンテーション資料

セメスター毎資料

「履修ガイド」

経営学専攻内容

7-6) 言語教育研究科

大学院学則第3条の3

大学院案内

研究科委員会

FD 議事録

大学院報告

「論文作成の留意点」他

7-7) 心理学研究科

大学院学則第3条の3

Ⅱ. 「教育研究組織」について

Ⅱ. 「教育研究組織」について

II. 「教育研究組織」について

2-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

学士課程、大学院課程、研究所及びセンター等は、大学の理念・目的を実現するための教育研究組織を構成することを目標としている。本学の教育研究組織を図 2-1 に示した。

図2-1		2010.05.01 現在		
桜 美 林 大 学	学士課程	リベラルアーツ学群		
		総合文化学群	演劇専修 音楽専修 造形デザイン専修 映画専修	
		ビジネスマネジメント学群	ビジネスマネジメント学類 アプリケーションマネジメント学類	
		健康福祉学群	社会福祉専修 精神保健福祉専修 健康科学専修 保育専修	
		基盤教育院		
		教職センター		
		文学部	英語英米文学科※ 中国語中国文学科※ 言語コミュニケーション学科※ 健康心理学科※ 総合文化学科※	
		経済学部	経済学科※	
		国際学部	国際学科※	
		経営政策学部	ビジネスマネジメント学科※	
		大学院	国際学研究科	国際学専攻
			国際学研究科	国際関係専攻※ 国際協力専攻 言語教育専攻※ 老年学専攻※ 大学アドミニストレーション専攻※ 大学アドミニストレーション専攻(通信教育課程)※ 国際人文社会科学専攻
			老年学研究科	老年学専攻
			大学アドミニストレーション研究科	大学アドミニストレーション専攻 大学アドミニストレーション専攻(通信教育課程)
			経営学研究科	経営学専攻
	言語教育研究科		日本語教育専攻 英語教育専攻	
	心理学研究科		臨床心理学専攻 健康心理学専攻	
	総合研究機構		附置研究所	産業研究所 国際学研究所 高等教育研究所 加齢・発達研究所 言語教育研究所 北東アジア総合研究所 健康心理・福祉研究所 キリスト教音楽研究所
			附置センター	27 パフォーミングアーツ・インスティテュート 臨床心理センター 高等学習支援開発研究センター
			スポーツ健康科学センター	
		日本語文化学院(留学生別科)		
		桜美林大学孔子学院(中国語特別課程)		

Ⅱ. 「教育研究組織」について

2-2 学士課程

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

【「学群制」の導入】

本学の学士課程における最大の特徴は、全国の私立大学で初めてとなる「学群制」を導入したことである。本学園の建学の理念として「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を掲げており、「豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成すること」を目的として「桜美林大学学則（以下、大学学則という）」第1条で謳っている。これらの建学の理念や目的は、学群制のもとに実践展開されている。

【「学群制」導入までの展開】

本学があえて旧来の「学部」を廃止し「学群」に再編したのは、学士課程全体の見直しに始まる。それは、学部学科制に起因する閉塞感への挑戦であり、従来の教育組織と研究組織一体型の学部制度では、時代の要求に応える人材育成のための教育プログラムの構築が迅速にできないと判断した結果であった。

ーリベラルアーツ型の教育の形成ー

1966（昭和41）年度に大学開設と同時に外国語と外国文学の一体教育を目的とした、英語英米文学科、中国語中国文学科から成る文学部を設置した。当初この様な学科構成としたのは、両言語の応用教育を目的として、キリスト教精神を養い教養豊かな識見の高い国際的人材を育成するところにあった。その後は、新しい国際社会に貢献できる経済人の養成を目的に経済学部経済学科が設置され、1989（平成1）年に「国際化」に対応しうる人材養成を第一の目的として、建学の精神である「教養豊かな国際人の育成」を目的とする国際学部国際学科を創設した。この国際学部は従前の2学部に加え、幅広い学際領域を取り扱う学部として設置され、本学の学士課程はリベラルアーツ型の教育へとさらに志向した。2000（平成12）年には、文学部に新たに言語コミュニケーション学科、健康心理学科、総合文化学科の3学科を増設した。これにより、教育領域としては従来の文学部の一般的な文学・哲学・心理学・言語学といった領域に加え、情報工学・精神医学・保健体育学・芸術学といった領域にまで広がった。このことは、本学の目指すリベラルアーツ型の教育をさらに具現化したものであり、人間総合教育を目的とするものでもあった。以降も、キリスト教精神と語学そして教養を体得した人材を養成するという建学の趣旨に基づき、リベラルアーツ的教育、教養教育の重視をよりいっそう深化促進させるための取組みを続け、2007（平成19）年に、旧来の学部（文学、経済、国際、経営政策）に代わり、リベラルアーツ学群を開設し、現在に至る。

Ⅱ.「教育研究組織」について

ープロフェッショナルアーツ型の教育の形成ー

総合文化学群は、2005（平成17）年度には文学部総合文化学科を文学部より独立した形で改組し、総合文化学群として新たに発足した。本学では大学を整備していく中で、リベラルアーツ的な教育を重視するとともに、同時にプロフェッショナルな資格教育や音楽、芸術などの専門的教育も充実していく必要性から、総合文化学群を開設したのである。このように学部を学群に改組した理由は、学士課程教育のあり方そのものを見直し、教養教育の場にふさわしい組織構造にするためであった。総合文化学群の設置を機に、学士課程全体の整合を図る上で、2006（平成18）年度には文学部健康心理学科と経営政策学部の組織をもとに、健康福祉学群及びビジネスマネジメント学群を開設した。

ビジネスマネジメント学群の全身は、1972（昭和47）年に経済学部へ増設した商学科にある。商学科は、1997（平成9）年に、現代的ビジネス社会を担う人材の育成を目的として、経営政策学部ビジネスマネジメント学科へと改組された。社会福祉マネージメントコース（当該コースは健康福祉学群に以後まとめられる）およびホスピタリティマネージメントコースが追加されるなど、経営的センスを備えた人材養成を中心に幅広い職業人養成の教育組織として編成された。ビジネスマネジメント学群の教育理念は、建学の精神に基づき、新たな経営マインドをもった人材の養成等を目的として、現在は2つの学類を有する組織として発展している。

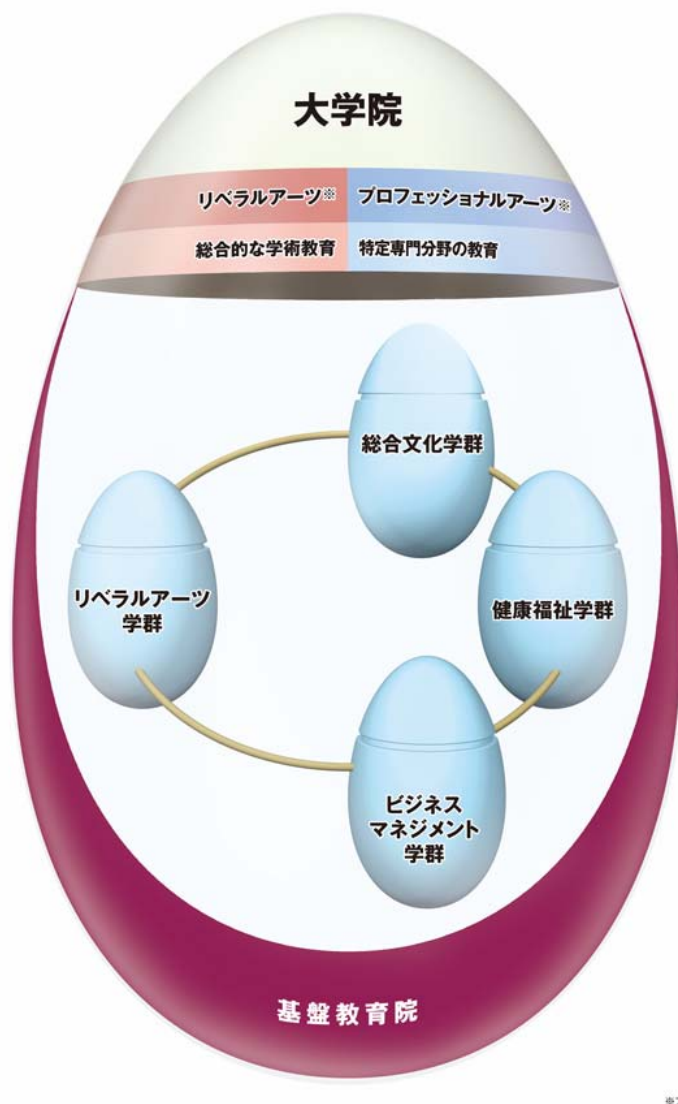
健康福祉学群は、文学部健康心理学科と経営政策学部の組織をもとにしている。経営政策学部で社会福祉士養成課程を文学部健康心理学科で精神保健福祉士の養成課程および健康科学を扱ってきたが、それぞれを改組し一つにまとめ、さらに新たに保育士の養成も加えた形で、健康福祉学群を開設した。これにより福祉・健康という包括的な立場から全人的・生涯的な福祉の知識技能を修めた人材の育成が可能となった。健康と福祉をテーマに、感性豊かな人間性をそなえたエキスパートの養成等を目的とした。

学部・学科制から学群制への全面移行は、建学の理念に示されている学士課程カリキュラムの見直しの到達点への改革である。特にリベラルアーツ教育を中心にした学士課程改革は、本学が目指す大学像の核心部分であった。

【ユニバーシティ・カレッジとしての桜美林大学】

専門分野の種類によって学部を設置する従来の学部・学科制に対して、本学では「リベラルアーツ（広域性・総合性を重視）」の教育機能に重点を置いた学群と、「プロフェッショナルアーツ（職業専門性を重視）」の教育機能に重点を置いた学群を用意している。具体的には、旧来の学部（文学、経済、国際、経営政策）に代わり、リベラルアーツ学群（2007（平成19）年設置）、そしてプロフェッショナルアーツとして総合文化学群（2005（平成17）年設置）、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群（2006（平成18）年設置）を設置して

II. 「教育研究組織」について



提供している。

リベラルアーツ学群は、人文科学、社会科学、自然科学、学際・統合科学の4領域をすべて揃えることによって成り立つリベラルアーツ教育を実施するためのものであるとともに、学生の専門性を育成することを実現するために考えられた教育組織である。4つの領域（人文、社会、自然、学際統合）に分けられると共に隣接する学問分野で合計11の区分を構成する。さらに専門を高めるための専攻プログラムが合計37、設置（メジャー34、マイナーのみ3）されている。

総合文化学群は、芸術系に特化した教育組織であるが、一つの領域に限らず複数の関連領域を学ぶことを通して人間としての表現および感性を育むことを目的として、教育組織を編成している。この編成原理に則して、演劇・音楽・造形デザイン・映画の4つの専修から構成され、知的・道徳的および応用的能力を展開させることを目的とし、幅広い知識と深い専門的学芸をともに教授している。4つの専修ではプロフェッショナルの世界を体

おり、それぞれは「カレッジ」として独自の機能を持っている。さらに、全学群の教育目標と連携しながら、個々の学生の「学びの礎」

（Cornerstone）を作り、学生が個々の目標を達成する力を身につけるための一つのカレッジとして「基盤教育院」（College of Cornerstone

Education）を置いている。これらのカレッジが集まり、桜美林大学というユニバーシティを形成している。また、これらは、現代の社会および学生のニーズ、双方に応えることのできる教育組織となっている。

大学学則第3条の2（養成する人材等）に則って以下のような教育内容を

II. 「教育研究組織」について

験し、実践的な知識と技術を深く専門的に身につけることが可能である。また一方、各分野の学びをより深く追求するためには、他分野の知識や技術が必要になることがあるため、総合文化学群では 4 つの専門分野を総合的に学ぶこともできるようになっている。マイナーとして他専修の分野を学ぶことも可能としている。

ビジネスマネジメント学群は、ビジネスマネジメント学類（4 コース構成）とアビエーションマネジメント学類（3 コース構成）が設置されており、共通の学習・研究テーマは「マネジメント」である。教育の理念は「国際的教養の豊かなビジネス・パーソンの育成」であり、単なる技術や知識を身につけるだけでなく、管理や管理構造の常識を習得して組織の中での役割や責任を認識できる総合力を養うことを目的としている。ビジネスマネジメント学類では、専門領域として「グローバル・ビジネス」、「流通・マーケティング」、「IT・ビジネス」、「ツーリズム・ホテル・エンターメント」があり、経営学の基礎知識の上に積み重ねられる専門科目を通して、多機能、多面的な職務に対応できる人材育成にある。アビエーションマネジメント学類では、航空業界におけるさまざまな職種において必要不可欠とされる分野を教育・研究する。

健康福祉学群では、「健康」と「福祉」の分野を主軸とし、総合的なカリキュラムと教員で構成されている。「社会福祉」「精神保健福祉」「健康科学」「保育」と 4 つの専修があり、個々の独立した専門性は高いのであるが、「ひと」とのつながりを共通理念として置いていることから「人を生かす」カウンセリングマインドをもった人材育成を目的としている。各専修の基礎学習を通して、専門とする分野の基礎学力を身につけ、また他の専修の基礎科目履修から、「健康」と「福祉」をさまざまな角度から学習できる。専修科目には、演習、実験、実習、実技科目があり現場での経験を積むことができる。乳幼児から高齢者、障がい者までのすべての人を対象とした「専門性にたった教養人」育成を目指した学類である。

基盤教育院は、主に基礎科目を提供している一つのカレッジである。「大学生活の基礎」と「学びの礎」を作り、将来の目標を実現する力を身につけることをサポートする学びの出発点と位置づけている。つまり、学生の「学修」（学問を学び修めること）を全面的にバックアップしている。1 年次に大学で学ぶ「礎」となるための科目、例えば国際舞台での活躍を視野に入れた英語力や、自己表現の手段となる文章と口語表現の能力、コンピュータスキルなど。また専門分野の理解を深めるための入門科目や幅広い教養や経験を身につけるための科目もある。

学士課程の教育組織（各学群と基盤教育院）についてはⅢ 教員・教員組織で詳しく述べる。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

教育機能分野別に 4 学群に集約したことは、社会の要請とグローバル化の時代における学士課程の新たな教育組織として効果を上げている。大学院の 7 研究科への再編は時代の要請と社会の需要に対して、本学が取り組みべき高度な職業人養成の目的にかなっている。

Ⅱ.「教育研究組織」について

大学全体の教育研究活動に関わる運営組織として大学運営会議、大学院委員会、研究科委員会、各教授会、センター会議等、大学学則に規定された正規の会議体に加え、組織横断的な教学部門長会議等も含め、全学的に統合されており、機能的な運営がなされている。

すべての教育組織が再編され今後に向けた各種取り組みで改善の方策が各組織で検討されている。FD (Faculty Development) およびリトリート等を通じて、各教育組織による教育の改善が定期的に行われている。具体的には、カリキュラムの定期的見直し、科目のナンバリングの整備を進め、適正な教育環境の整備に努めて着実に改善発展している。

② 改善すべき事項

大学の教育機能をさらに発展させるためには不断の教育研究活動の推進が重要である。本学の中期計画に照らして再点検することが肝要である。具体的には、履修学生数と開設クラス数のアンバランス、抽選科目の課題等解決すべき事項はある。また、グローバル化の中で、英語による講義プログラムのさらなる提供等は今後の課題である。

3) 将来に向けた発展方策

桜美林大学では、「教育力」および「教育の質向上」をめざし、各種教育制度の改革に取り組んできた。2000（平成12）年度より客観的で厳格な評価を行うGPA制度、学生へのきめ細やかな指導を行うアカデミック・アドバイザー制度、履修単位のキャップ制度等を先進的に取り入れ、単位制度の実質化に取り組んできた。

基盤教育院はコア教育からインターンシップ至るまで充実したプログラムを提供している。2013（平成24）年度には、サービス・ラーニング・センターも本格的に始動する予定である。また、入学前教育として「ブリッジ・カレッジ」も提供して、新入生の大学教育へのスムーズな接続教育も実施している。基盤教育院内にコーナーストーン・センターを開設して、各種学生サポート体制も確立している。

大学全体としての将来に向けた発展方策の中心となるのは、eラーニングを活用し、基礎から専門分野に至る「層の厚い学士力の醸成」のための取り組みである（2009（平成21）年度の文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】学生支援推進プログラム」に、本学の「層の厚い学士力醸成のための自修システム」が採択された）。本学ではeラーニングによる教員免許状更新講習に試行制度の段階から取り組み、講義、試験、本人同定に至るまで、GP支援を受けノウハウを蓄積してきた。

「新入生のためのリメディアル教育」に止まらず、「通常講義の補完や確認テスト」としての活用が行われている。PCのみならず、その他のICTツールも利用可能な環境整備も進めている。今後はリカレント教育や通信教育の分野で幅広い活用をめざし、将来的にはeラーニングを主にした学士課程および大学院課程のツールとして積極的に役立ててゆきたい。また、海外提携校との相互交流のツールとしての可能性も検証してゆきたい。

II. 「教育研究組織」について

2-3 学系全体

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

本学では、目指す大学像である学士課程教育と大学院課程教育ビジョンのために、教育組織（学群）と教員・研究組織（学系）を別に定めた。大学学則の第3条の1では、「本学に、学校教育法第85条但し書きに定める組織として、学群及び学系を置く。」としている。教員は学群ではなく、八つの学系に所属している。各学系から学群や大学院に赴いて講義を行う仕組みをとっており、いわば、学内では学系が「本籍」で、教育組織は「現住所」であるとの意識の統一はできている（詳しくは、III 教員・教員組織で述べる）。第21条の2では「学系に、それぞれ重要事項を審議するため、学系会議を置く」とあり、第21条の3で「学系会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。(1) 研究に関する事項、(2) 助手を除く専任教員（任期を定めた教員を含む）の任用及び昇任の審査に関する事項、(3) その他当該学系に関する重要事項」と組織の内容が明示されている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

4学群の設立と同時に同系科学分野および専門分野の教員・研究組織として設立されたことで、教育は当然ながら、同分野の研究者としての問題及び課題点について共有できる環境の整備がなされている。

各学群からの教員の新規採用及び昇任人事の審議要請があり、学系教員組織で人事委員会を構成し厳格かつ公平な審査が可能になっている。

さらに、学内外の研究活動が活発になり、紀要等の論文集の質の高さも期待できる。学士課程の根本的理念に的確に応えうる組織として展開している。

② 改善すべき事項

学群・学系の組織間の意思の疎通の潤滑化が教育活動および研究活動のさらなる発展のために重要である。学群長と学系長間の定期的な会合を持つことで、教育及び研究環境の改善への努力が必要である。

教員の専門分野別に組織されて運用されているが、各教員の配属組織における適確性について審査・検討（定期的見直し）が必要である。

学系は学士課程教育では機能していると言えるが、大学院課程における人事については機能的な運営への再考が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

学部の枠組みにとらわれない学系としての大きな目的の一つは研究である。研究方法・成果に関するRD（リサーチ・ディベロップメント）の定期的な検証は必要である。

II. 「教育研究組織」について

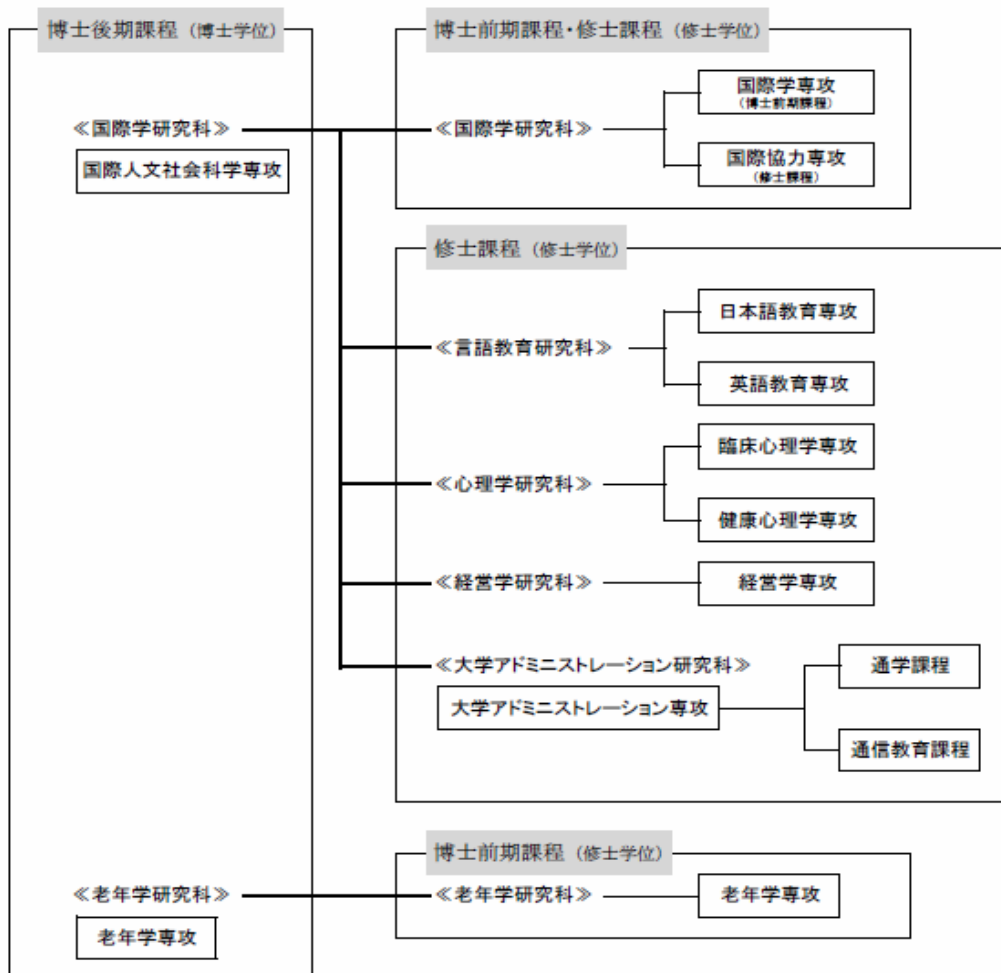
2-3 大学院

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

大学院は、国際学研究科（国際学専攻・国際協力専攻）、老年学研究科（老年学専攻）、大学アドミニストレーション研究科（通学課程）、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）、言語教育研究科（日本語教育専攻・英語教育専攻）、心理学研究科（臨床心理学専攻・健康心理学専攻）、経営学研究科（経営学専攻）の7研究科8専攻から構成され、博士後期課程を持つのは国際学研究科（国際人文社会科学専攻）と老年学研究科（老年学専攻）のみであるが、図2-2のように他の研究科においても有資格教員が参画することにより国際学研究科博士後期課程と有機的な関係を持っている。

2. 研究科専攻概観フローチャート



こうした有機的な運営を可能とするために、大学院部長を議長として各研究科長及び国際学研究科後期課程領域科長をメンバーとする大学院委員会が置かれている。

Ⅱ. 「教育研究組織」について

・国際学研究科には、博士前期課程に国際学専攻と国際協力専攻の 2 専攻を擁する。博士後期課程は国際人文社会科学専攻の 1 専攻からなり、老年学研究科を除く博士前期課程・修士課程の全研究科にまたがる学問領域をカバーしており、その修了生が進学できるような体制を整えている。2008（平成 20）年度より国際学専攻は、教育課程のスリム化を図った結果、開講科目数の減少や履修が可能な選択領域の狭小化等が起こっているため、早急な改善が必要である。国際人文社会科学専攻は、現在 18 の研究領域にまたがる研究指導が行われていることから、幅広い学問領域の研究が可能であるが、より具体的かつ明確な目標設定が可能となるような教育課程の構築に向けての検討が望まれる。

・老年学研究科の博士前期課程と博士後期課程は、内容的に連動しており、修士修了者が、さらに広い視点から自分の専門を深め、関連する領域の学識を広めるようにカリキュラムが構成されており、これに適合した教育研究組織が構成されている。とくに、「初めに教員ありき」ではなく、カリキュラムに沿って適切な教員を採用するように心掛けている。博士後期課程においては、指導教員が専門とする 6 領域の中から、在学期間中に学生が 3 領域以上の科目を履修し、幅広く深い研究をする学識を養うことが可能としている。カリキュラムを通して理念・目的に適合することを目指して、常にカリキュラムの検討を継続している。学術の進展については、加齢・発達研究所を設置し、社会の要請に合わせた研究を行うとともに、公開講座を年 2 回実施し、広く社会に研究成果を公表している。

・大学アドミニストレーション研究科（通学課程）、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）における本大学アドミニストレーション専攻（修士課程）は、大学経営専門家養成の我が国初めての大学院課程として 2001（平成 13）年に創設され、さらに 2004（平成 16）年には通信教育課程が加わり、当該分野の教育研究の展開してきた。そして 2008（平成 20）年度からは、それまでの国際学研究科という傘から離れて、国際学研究科からの国際性の理念を引き継ぎながら、独立した大学アドミニストレーション研究科として一段と専門的な活動を展開している。

専任教員の所属組織は心理・教育学系 10 人、経済・経営学系 2 人になっており、その組織は、大学の理念・目的と適合したものと判断できる。

学術の進展は社会の要請との適合性には高いものがあると考えられるが、通学課程の定員が満たされていないことから、新たな工夫が必要と考えられる。ただし、オスロ大学との提携で開設している英語科目群に 2009（平成 21）年度は 7 人の来日履修者があり、新たな展開の芽となっている。

研究科の教員は学系組織としては心理・教育学会及び経済経営学系に配置され、教育組織と位置づけられる研究科としては独立して 2 年目であり、適切性の検証は今後の課題である。

・言語教育研究科の教育研究組織の編制は、縦関係として、言語教育研究科の傘の元とに日本語教育研究専攻と英語教育専攻が並立し、横関係として、教務・入試戦略・学生・図書・キャリア開発の 5 つの委員会構成をとっている。研究組織としては、大学院担当者も

II. 「教育研究組織」について

所属している学系（言語学系や心理・教育学系）や研究所（言語教育研究所）がある。なお、2010（平成 22）年度からは、研究科独自の紀要刊行の体制を確立すべく、研究科全体として、また、二専攻のそれぞれの段階で、基準 1 に掲げた理念・目的に合致するような組織となっている。日本語教育専攻を中心として、国際化という社会の要請に適合するように、留学生の受け入れの増加などを図っている。

・心理学研究科には、臨床心理学専攻と健康心理学専攻の 2 専攻が設けられている。臨床心理研究科は臨床心理センターを備えている。

・経営学研究科は経営学専攻の 1 専攻からなるが、現在、学生の大部分を留学生が占めている。そのために他研究科以上に、日本語能力向上のための指導、論文作成のための指導に教員が一丸となって取り組んでいる。

本研究科は大学及び大学院の掲げる理念・目的に沿ったものになっており、さらには学術の進展及び社会の要請に適合したものになっている。

(2) 組織体制の検証について

大学院は 2007（平成 19）年度までは、国際学研究科の 1 研究科体制による大学院教育を進めてきた。その中に、博士後期課程として、国際関係専攻、環太平洋地域文化専攻、老年学専攻の 3 専攻を擁していた。また、博士前期課程・修士課程は、国際学専攻（国際関係専修、文化政策専修、地域研究専修の 3 専修）、老年学専攻、大学アドミニストレーション専攻（通学課程）、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）の 2 研究科、言語教育専攻（日本語教育専修、英語教育専修の 2 専修）、人間科学専攻（臨床心理専修、健康心理専修の 2 専修）という 5 専攻からなり、その中に 7 専修、2 課程を擁していた。学際型大学院の特色は堅持しつつも、学士課程改革に連動し、また新たな社会的要請に呼応した改革の時が来ていると認識することで、課程制大学院の理念に沿って、2009（平成 21）年度には、現行の質の高い大学院教育として内外から認知されるような機関になるべく、現行の体制（研究科・専攻・専修の見直し）に再編した。

2005（平成 17）年に、新たなる時代を歩むにあたって、改めて建学の精神を具体的に問い直し、桜美林学園として、今、何をしなければならないかをミッション、ビジョン、バリューを、「ミッション・ステートメント」としてまとめた。この「ミッション・ステートメント」を常に意識し、さらなる改革案を検討中である。

この様に、大学院では、教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

2008（平成 20）年度より博士前期課程・修士課程が 7 研究科に独立したことで、それ以前の 1 研究科体制の時と比べて、研究科ごとの目標や特徴付け、扱う教育・研究の領域が明確に発信できるようになった。

Ⅱ. 「教育研究組織」について

②改善すべき事項

博士後期課程の国際人文社会科学専攻は現在 18 の研究領域にまたがって研究指導が行われているが、その体制の在り方について検討が望まれる。また、独立研究科の設置形態をとっているため、学士課程と直接的なつながりがないが、今後、可能な限りカリキュラムや教員間の連携を図るための検討が望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

大学院の教育・研究の質を一層向上させ、質の担保を図ることを見ぎして、研究科の組織改編も念頭において、大幅な改革作業に取り組んでいる。本学のリソースを最大限生かし、現代社会の動向を見据え、社会のニーズに十分に 대응することができるような高質で柔軟性のある教育課程の構築と、研究科間の連携強化に向けての検討を図る。

2-5 教職センター

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

【教職課程】

本学園の教育理念・目的の下に教育を通じて人材を育成するということの当然の帰結として教職課程を設置し、学校教育を担う人材を送り出している。本教育センターはその管理・運営を行っている。大学の目的（学校教育法第 83 条）を尊重し、大学設置基準の第六章教育課程に定められている教育課程の編成方針（第 19 条）などに則って教育課程を運営してきた。また、教育職員免許法に基づく教育課程を、施行規則により運営している。

2006（平成 18）年 12 月の教育基本法の改正を受け、2007（平成 19）年度には教育三法の改訂が行われた。その一つである教育職員免許法の改訂に象徴されるように、文部科学省を中心として教員養成の厳格化が叫ばれ、本学においても教職課程を履修する学生に対しては丁寧でかつ厳しい指導を行っている。2007（平成 19）年度にリベラルアーツ学群がスタートし、全 4 つの学群制が 2010（平成 22）年度に完成した。この学群制への移行に合わせ、現在のグローバル化した社会にあって、平和、環境、人権、異文化理解と共生といった地球的課題に関心を持つ人材を日本の学校教育界に送り出すべく、教科に関する専門領域及び教職に関する専門科目などに関して教育課程を強化した。

【博物館学芸員課程】

2008（平成 20）年の博物館法改正に伴い、翌 2009（平成 21）年に同法施行規則が改正され、学芸員養成のための必修科目増が実施されることになった。本学では、規則が公布される以前から、新規科目に加えられる「博物館展示論」を開講するなど、先進的取り組みを行っている。

博物館実習については、規則改正に伴い、学内実習の充実が図られることとなり、『博物

Ⅱ. 「教育研究組織」について

館実習ガイドライン』がすでに文部科学省から明らかにされているところであるが、学内実習の充実方策については、本学実習の取り組みが文部科学省からも注目され、一つのモデルケースとされた。さらに2010（平成22）年度からは、本学が全国大学博物館学講座協議会東日本部会の副会長校を務めており、国内の学芸員課程をリードする立場ともなっている。

また展示室においては、2010（平成22）年度に、地元の町田市立博物館と実習を組み合わせた連携展示を実施するなど、国内ではまだ類例のほとんど無い取り組みにも挑んでいる。本学学芸員課程では、今日の社会のニーズに応えるべく、常に先進的な取り組みを行っている。

博物館学芸員課程においては、社会の変化を受けた形で資格取得のための必修科目が追加されることから、これに対応するべく教育課程に修正を加え、もって本学が意図する人材の育成に努めている。

(2) 組織体制の検証について

教職課程及び博物館学芸員課程は、それぞれに持つ課程の運営とプログラムの結果に関して、以下の5システムにより確認と修正を行っている。

- ・定例の教職センター会議（兼資格・教職教育センター会議）により、両課程の管理及び運営に関してプログラムの進捗状況の報告、問題点の提起と対応策の検討を行っている。また、新規の対応の必要性について議論している。

- ・第5水曜日で、各学期の適切な段階において、全学教職課程委員会を開催し、教務部長、教務課長、各学群の教科教育法担当教員、図書館長、キャリア開発課長、桜美林中学校・高等学校校長・副校長、幼稚園1人、大学院1人、教職センター専任教員、教職センター事務職員の出席を得て、教職課程の運営の全体について報告し、議案について検討する。

- ・教職課程主任、教職センター教務委員、及び教職センター事務職員との毎月の定例会議にて、教職課程のプログラムの進捗状況と問題点などについて報告する。

- ・博物館学芸員課程運営委員会を隔月に開催し、学芸員課程科目・実習担当教員、教務課学芸員課程担当事務職員の出席を得て、学芸員課程の運営に関して報告、議案について検討する。

また、毎月の教職センター定例会議において、進捗状況の報告及び議案について検討する。

- ・相模原市教育委員会や海老名市教育委員会との不定期の打ち合わせ、教職センター専任教員の都立及び神奈川県立高等学校、都立特別支援学校における「学校運営協議会委員」、「学校評議委員」としての定例委員会などにおける意見交換において検証する。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

II. 「教育研究組織」について

教職課程及び博物館学芸員課程を履修する学生の意欲とプログラムへの取り組みがよくなってきた。公立や私立の正規採用の中等学校教員、臨時的任用及び非常勤教員などとして採用される人数が徐々に増えている。一方で、教育実習へ派遣する学生数は、丁寧かつ厳しい学生指導の成果が現れてきた。本学の展示室の開館や提携する公共団体との博学連携などにより、学芸員課程の実習内容が充実してきた。

②改善すべき事項

教育ボランティアを含めて、ソーシャル・サービスやサービス・ラーニングをより効果的に提供する。

先輩教員との交流の促進を図る。

3) 将来に向けた発展方策

教職課程カリキュラムの検討を行い、特に教職に関する科目の構成を検討する。また、本学リベラルアーツ学群の「教育学専攻」のプログラムとの連携を強化する。

2010（平成 22）年度入学生から対象となる、「教職実践演習」や「カルテ」を効果的に指導・運営する。

博物館学芸員課程では、少人数制のきめ細かい指導を継続し、専門性の高い学芸員の養成を目指す。

博学連携をこれからも進め、地域とも連携した学芸員養成課程を構築する。

2-6 国際教育センター

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

【教育研究組織の編制原理】

国際教育センターは、海外の提携校などからの短期留学生のアカデミックニーズに応えるための教育組織である。短期留学生が履修する科目は、(1) 日本語科目（初級～上級）と、(2) 英語や中国語による「コンテンツコース」（日本事情を中心とする講義科目）に大別される、(1) は基盤教育院、(2) はリベラルアーツ学群に所属している。これらの科目を外国人留学生を対象にパッケージ化・プログラム化することが国際教育センターの主な業務である。そのプログラムのことを英語圏向きに「**Reconnaissance Japan Program**」（通称、「**RJ Program**」）、中国語圏向きに「考察日本プログラム」と呼んでいる。

【理念・目的との適合性】

短期留学生のアカデミックニーズに応えることは、寄付行為の言う「国家及び世界のため貢献する有益な人材を育成する」という理念や、大学学則の言う「国際的人材を育成する」という目的に適合している。

II. 「教育研究組織」について

【学術の進展や社会の要請との適合性】

日本語と日本事情を外国人留学生に教えることは、日本に対する理解を広めることにより、学術の進展や（国際）社会の要請に応え、ひいては世界平和に貢献すると考える。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

国際交流センターとの連携がうまく取れ、交換・短期留学生に対する包括的な支援ができています。

②改善すべき事項

特に交換・短期留学生が履修する科目が置かれている基盤教育院やリベラルアーツ学群との連携がうまく取れていない。

3) 将来に向けた発展方策

教育組織としての位置づけや、基盤教育院・リベラルアーツ学群との住み分けをより明確にする必要がある。

2-7 総合研究機構

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

2007（平成 19）年度より継続して行われている組織的整備の過程が継続的に進行している。具体的には、2007（平成 19）年度以前において、統一性に欠けていた複数の複数の研究所およびセンターを、総合研究機構の傘下に集約し、大学の研究経営戦略に沿って運営がなされる様に整備がされつつある過程にある。

また、こうした組織整備の過程で新設希望が出された研究所（環境研究所）、センター（桜美林大学・ダナン大学・パートナーシッププログラム）などについては、附置研究所、附置センターに今後期待される大学の研究経営戦略とのゴール共有による「マネジメント」を考慮し、当初 3 年間は総合研究機構育成型研究所プロジェクトとして位置づけ、当面、組織、運営、資金調達などで自律した研究所としてテイクオフできる準備を行っている。環境研究所については、2010（平成 22）年度より独立した研究所となった。

さらに、プロジェクト研究所構想の下に、萌芽的研究をプロジェクトとして支援し、将来の可能性を育てる仕組みを作り、着手したばかりである。地域の教育委員会とのパートナーシップから生まれた教育未来研究プロジェクトもその一つである。国連アカデミックインパクトもまた、国連との国際連携プロジェクトとしてスタートしたばかりである。

本機構は、この様な組織的整備を続けており、現在は傘下には、附置研究所やセンターとして、産業研究所、国際学研究所、高等教育研究所、加齢発達研究所、言語教育研究所、

Ⅱ. 「教育研究組織」について

パフォーマンスアーツ・インスティテュート、北東アジア研究所、キリスト教音楽研究所、環境研究所、健康心理・福祉研究所、臨床心理センター、桜美林大学・ダナン大学・パートナーシッププログラムを抱えている。総合研究機構は、大学の研究経営戦略の下で、大学のシンクタンクとしての機能が期待されている。

(2) 組織体制の検証について

2009（平成 21）年度以降は、機構長を議長として、大学長、研究担当責任者、国際戦略責任者、財務責任者など 5 人で構成される総合研究機構運営会議を定例化（年 4 回）し、大学長が認める学内研究員、客員（学外）研究員などの位置づけ、および委嘱手続きについての整備を進め、総合研究機構傘下の附置研究所および附置センターとして適切に運営がなされる様に、総合研究機構規定を整備し、その上で、附置研究所および附置センターの運営に関する内規を作成した。

同時に、大学の研究経営戦略に基づく、新規の育成型プロジェクト研究の発足、継続、終了、そして、附置研究所への移行など、総合研究機構運営会議において検討するとともに、自己点検する仕組みを設けている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

概ね良好であるが、個々の附置研究所および附置センターにおいて、一部の温度差が見られるのが現状である。具体的には、加齢発達研究所、言語教育研究所、健康心理・福祉研究所など、大学院生の育成プログラムを内包した活動を積極的に展開している。また、附置センターでは、パフォーマンスアーツ・インスティテュートや桜美林大学・ダナン大学・パートナーシッププログラムなど学士課程生の育成を視野に入れたプログラムの積極的な展開、臨床心理センターは大学院生の育成支援を本来の目的としている。その他、産業研究所、国際学研究所、高等教育研究所、キリスト教音楽研究所、環境研究所は学内教員相互の研究協力を基本としている。さらに、北東アジア総合研究所においては、主として社会貢献を念頭においた研究活動を展開している。

機構独自の事業としては、継続事業として、不登校児童生徒 e-ラーニング支援事業（町田市）、ネットワーク多摩事業、首都圏西部大学単位互換協定会事業及び町田市学長懇談会事業などを昨年度に引き続き推進している。また、総合研究機構教育未来研究プロジェクトでは、稲城市小学校英語活動支援研究プロジェクトを受託研究として担い、今後の小学校英語活動の在り方モデルの提示を行うとともに、稲城市教育プランの提唱を行った。また、2010（平成 22）年度は、国連との連携による国連アカデミック・インパクトがスタートし、今後の展開が期待される。その他、附置研究所（北東アジア総合研究所、国際学研究所など）における一般市民に開かれたセミナー、シンポジウムの開催、附置センター（パフォーマンスアーツ・インスティテュート）における公演の開催などがある。

II. 「教育研究組織」について

②改善すべき事項

2007（平成 19）年度より継続して行われている組織的整備の過程が未だ継続中であり課題が残っていることである。教育型私立大学の研究経営戦略拠点を意識した運営が、すべての附置研究所、附置センターに浸透するべく、継続的な努力が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

教育型私立大学の研究経営戦略拠点を意識した運営が、すべての附置研究所、附置センターに浸透し、それが広く諸大学のモデルとなることである。教育型私立大学の研究経営は、教育への還元が最優先されなければならない。研究の過程および成果が、毎日の教育に生かされる形で結実するように、総合研究機構は意図されている。今後は、附置研究所、附置センターによる研究活動の推進と、機構独自の育成型プロジェクト研究活動の推進を車の両輪として、発展して行くことになる。

2-8 スポーツ健康科学センター

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

スポーツ健康科学センターは、本学に在籍する学生や教職員、また地域住民の健康教育を目的として活動を行っている。学内においては、学生と教職員を対象として、健康科学専修に所属する教員による健康講座を開催している。社会活動としては、行政と関わりながら、近隣地域の町田市「総合健康フェア」や相模原市「あじさい大学」への参加に加え、稲城市や昭島市の「健康まつり」、新潟県新発田市の「健康づくり大学」など、広い地域での健康指導を展開している（以下、参照）。

- (a) 相模原市主催「光が丘わが町フェスタ」
- (b) 町田市・相模原市主催「境川クリーンアップ作戦」
- (c) 東京都昭島市主催「健康フェスティバル」
- (d) 町田市主催「いきいき健康フェア」
- (e) 新潟県新発田市主催「健康づくり大学」
- (f) 町田市忠生地区主催「わいわい健康づくり」
- (g) 相模原市主催「あじさい大学（健康教室 6）」
- (h) 相模原市相武台地区主催「健康づくりフェスタ」
- (i) 町田市消費者センター主催「健康フェア」
- (j) 新潟県新発田市紫雲寺地区主催「紫雲寺健康フェア」
- (k) 相模原市主催「さくらまつり」
- (l) 稲城市主催プロフェアア講座「1Cカレッジ」

また、本学の課外スポーツ活動団体は、OACU（桜美林大学体育文化団体連合会 Obirin

II. 「教育研究組織」について

university Athletics and Cultures Union) に加盟する体育会 28 団体あり、そのクラブ活動での指導を通して、文武両道の精神を持ち学業とスポーツに専念する学生の育成などの教育活動も行っている。また、体育館・武道場・トレーニングセンターおよびグラウンドなどの施設や用具の管理・運営などをはじめ、体育実技・スポーツ種目の授業に関わる予算措置を担当している。

(2) 組織体制の検証について

健康福祉学群健康科学専修会議（月 1 回開催）にて、スポーツ健康科学センターに関する報告・審議を定期的に行っている。この会議には、センター職員も参加し議論、検証している。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

数名の健康科学専修教員は、課外スポーツ活動団体の活動に対する支援として、顧問などの役職に携わっており、学生の優れた競技成績を上げている。

② 改善すべき事項

体育施設の不足と老朽化が目立っているため、体育・スポーツ施設の早急な対応が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

課外活動の成果が上がっていることから、将来、スポーツ体育局（仮称）を設立し、さらに A O スポーツ特別推薦入試制度で入学した学生たちの勉学、学生生活、キャリアに関する支援を行う。そして、桜美林大学の建学精神を担った学生たちが将来、社会人やプロアスリートとして、桜美林大学の名声を全国的に高め、そして大学の活性に一役を担える人材の育成を図りたい。

2-9 日本語言語学院（留学生別科）

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

日本語言語文化学院（留学生別科）は、2005（平成 17）年に開設された留学生のための日本語予備教育機関である。桜美林大学の基礎理念である国際的な人材の養成の一環として留学生を対象とした教育の充実が求められているが、大学の国際化に向けた取り組みのひとつとして、留学生別科ではより多くの優秀な留学生を学群や大学院に送り出すため、日本語・日本事情教育および進学準備指導を行っている。学生は、留学生別科で基本的に 1 年間勉強し学群・大学院に進学するが、進学後の勉学に十分対応できていない学生について

II. 「教育研究組織」について

では、半期ずつ在籍を延長し最大 2 年間別科で学習を続けることができる。学生は、教員の指導の元、各自のペースで学習および進学準備を進めることができる。また、教員は学生の個々の勉学力や状況に合わせ、その学生に最適と思われる指導を行っており、これまで多くの優秀な学生を学群、大学院に送り出している。

学生の進学希望としては、学群 1 年次入学、3 年次編入および大学院進学があり、学生は各自の目的に合わせたコースで学習を進め、進学についても研究計画書の添削など、個別指導を受けることができる。特に、学群に 3 年次編入を希望する学生、あるいは大学院進学を希望する学生は、学群の授業を科目履修し、専門知識の充実や専門授業への対応を図ることができる。履修した科目の単位は学群入学後に単位認定される。また 1 年次入学と 3 年次編入を希望する学生については、学群への推薦入学制度も整備されており、学群の教員と別科教員とで推薦者選考を行っている。

今後、さらに大学の国際化が加速する中で、大学・大学院入学前にしっかりとした日本語力および勉学力を身につけることができる留学生別科の役割は、ますます重要になってくると思われる。

(2) 組織体制の検証について

日本言語文化学院（留学生別科）の運営については、学生の入学者選考から修了まで、学群や大学院組織とは異なる体制で行っており、日常的な協議項目については月 1 回の留学生別科定例会議で協議をしている。また、大学組織としては国際戦略部門に含まれているため、プログラムの運営状況や教育内容、進学結果などについては、国際戦略部門会議などの学内会議で定期的に報告し、学群、大学院と連携を図りながら運営を進めている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

【入学時の出願者選考の向上】

日本言語文化学院（留学生別科）では、4 月入学と 9 月入学の年 2 回入学者の募集を行っているが、現地の提携先との信頼関係の構築が進み、比較的安定した学生数の確保ができつつある。入学者数も年々増加している。また入学時の選考方法においても、現地面接を増やし、出願書類のチェックや電話による日本語会話テストなどの精度を高めるなどの改善により、入学者の質が向上している。

【教育内容の改善】

日本語学習プログラムの授業内容について改善を図っている。学生数の増加に伴ってクラス編成やレベル設定の見直しを常に行ってきたが、大きな改善点としてはプログラムの構成を「基礎・総合学習」「目的別学習」「個人別学習」の三本柱とした点である。これにより、日本語の基礎と総合的な運用力の強化、日本留学試験などの公的な試験対策を中心とした受験対策の授業内容の充実、そして学生の多様性や個別の課題を解決するための個

Ⅱ.「教育研究組織」について

人別学習の充実という、学生の進学目的により合致した教育内容に改善できた。また学生の自律的学習能力の養成にも効果が現れた。

【学内進学者数の増加】

上記 2 項目による学生の質の向上、学習内容の充実により学習効果を上げ、学内（学群および大学院）への進学者数が増加した。また、大学院や学群との連携を図ることによって、学内入学者の質の向上に効果が現れ、推薦入学制度も整備された。

②改善すべき事項

【提携先の開拓】

より優秀な学生を確保するため、特に中国において新たな提携校の開拓を図る。

【教育内容の改善】

先に挙げた日本語学習プログラムの基本概念を、より具体的に授業に反映させるために、各レベルでの到達目標の見直しを実施し到達に向けた学習活動を提案する。

【学生の多様なニーズに対応】

日本語力をはじめとした学生の個々のニーズや課題によりきちんと対応するために、自律学習の研究や実践を検証しながら、個人別学習の内容や指導方法を改善していく。

3) 将来に向けた発展方策

【提携先の開拓】

新たな提携校として可能性がある現地教育機関と情報を交換し、必要があれば現地での会合や学生対象の説明会などの情報提供を行う。

【入学時の選考の精度の強化】

入学者選考の際に、ウェブカメラを導入するなど、より精度の高い選考方法を考案する。

【教育内容の改善】

担当教員による研究プロジェクトを立ち上げ、改善に向けた課題を検討する。

2-9 桜美林大学孔子学院

1) 現状の説明

(1) 組織の概要について

2005（平成 17）年 11 月 1 日、桜美林学園と中国国家漢弁との提携により、桜美林大学に桜美林大学孔子学院を設立した。2006（平成 18）年 1 月 18 日、桜美林大学と同済大学が調印し、桜美林大学孔子学院を共同運営することで合意し、2006（平成 18）年 4 月 1 日より事業をスタートした。そして翌年の 11 月 1 日には、桜美林大学孔子学院と滋賀県高島市の連携により桜美林大学孔子学院高島学堂を開設した。

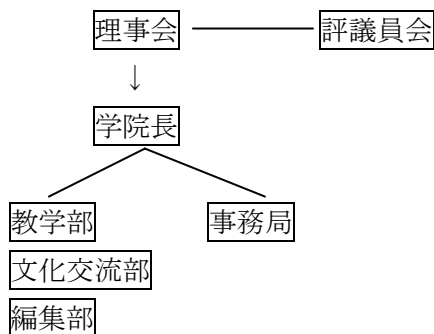
ハイレベルな中国語教育課程の開発と中国語学習人口の増加に力を入れ、中国文化の紹介や、日中の民間レベルでの交流を積極的に促進している。桜美林大学別科である「中国

II. 「教育研究組織」について

語特別課程」や、地域市民を主な対象とした「中国語・中国文化公開講座」など、さまざまなプログラムを実施している（下記、事業一覧を参照）。

運営について、スタッフは桜美林大学の教職員を中心に行っているが、中国側からも教員が派遣される。また、桜美林大学孔子学院に理事会（中国国家漢弁との提携において必須のため）や評議員会を独自に組織している。

組織図を入れる



「事業一覧」

- ・ 中国語教育プログラム
 - 中国語特別課程（桜美林大学 別科）
 - 中国語・中国文化公開講座
 - 企業向け中国語研修
 - 中国語教員研修
 - 高等学校出張講義と高等学校生対象講座
 - 中国短期語学研修
 - 検定試験の実施協力
 - ・ 中国語および中国文化研究
 - 学術誌『漢語与漢語教学研究』の編集と発行
 - 文化叢書編集
 - 教材開発
 - シンポジウムや学術座談会の実施
 - ・ 青少年交流と中国文化推進事業
 - 全日本青少年中国語カラオケ大会
 - 「漢語橋」世界大学生・中高生中国語コンテストの実施
 - 「中国語広場」の実施
- 講演会や芸術公演などの実施

(2) 組織体制の検証について

組織の適切性についての点検は以下の3つによって行われている。

II. 「教育研究組織」について

(a) 理事会

毎年 1 回ないし 2 回開催している。学院の運営全般、収支状況、今後の発展方策などについて報告および審議している。

(b) 評議員会

毎年 1 回開催している。学院の事業展開や収支状況について評価及び助言をもらう組織である。

(c) 中国国家漢弁/孔子学院本部

毎年の事業報告、決算報告および事業計画、予算申請によって学院の運営状況について点検を行っている。2010（平成 22）年度は全世界約 700 の孔子学院・孔子学堂の比較評価を行った結果、桜美林大学孔子学院は「先進孔子学院」として選出され、表彰された。

【教育研究の適切性についての点検】

「中国語特別課程」についての点検は以下の 3 つによって行われている。

(a) 絶対値と相対値の設定

絶対値とは、1 年間で到達する目標値を設定して、週間総合復習と月例テストをもって点検している。相対値とは、過去毎年の修了生および学士課程卒業生の到達度を参照値とし、点検を行っている。

(b) 管理教育によるモニタリング

学院に教学部を設け、特別課程で使用する教材、授業の年間、月間、週間進度計画を作り、週間総合復習と月例テストをもって進度の適切性、教授法の有効性をモニタリングし、目標達成度を検証している。

(c) 学院長による点検

学院長は教学部管理システムの適切性について点検をする。

【その他の教育プログラム】

教学部の責任者がそれぞれのプログラムを担当している現場教職員に定期的に報告を課すことと、教育現場の受講生や団体に対して定期的にヒヤリングすることで点検を行っている。また、受講生向けのアンケートを実施し、その結果の統計と分析を行っている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

(a) 「中国語特別課程」は、ハイレベルな中国語教育の実施と徹底した管理教育システムによる教育効果の点検をもって実践力を備えた学習者の養成、リベラルアーツ学群の中国語専攻プログラムの学生者数の確保及び専攻生の中国語学力の向上に貢献している。

(b) 「中国短期語学研修」には、学士課程学生も毎年数名から十数名参加しており、学士課程の教育活動に貢献しているといえる。

Ⅱ. 「教育研究組織」について

(c) 昼休みの時間帯を利用した中国語会話を中心とした「日中学生交流ラウンジ」の提供をし、大学の中国語学習を活性化している。

②改善すべき事項

中国語特別課程の教育資源（テストバンク、教員研修、教授法など）を如何に学士課程の教学活動において応用、展開するかが今後の課題となる。

3) 将来に向けた発展方策

- ①中国語教育プログラム、中国語及び中国文化研究の面では、プログラムの精度の向上とさらなる充実化を図る。
- ②引き続き中国語学習人口の増加を図る。
- ③ダブルディグリープログラムなどの国際間連携の発展のために、質の高い中国語特別課程を、学士課程と結合させるプランの創出。
- ④上記を有機的に結合し、大学の学士課程に貢献する。

Ⅱ. 「教育研究組織」について

2-10 根拠資料

1) 大学全体

大学学則第 1 章第 2 節第 3 条の 2 (養成する人材など)

2) 学系全体

学則第 1 章第 4 節の第 21 条の 2、3

3) 大学院

大学院学則

「大学院案内」

大学院委員会議事録

「大学院報告」

大学院研修会

4) 教職センター

教職課程

- ・学校教育法第 52 条、大学設置基準、教育職員免許法、教育基本法など関連法規。
- ・学内紀要への関係教員の寄稿 (桜美林 Today、桜美林論集)、教職課程年報、教職センターなど定例会議議事録、全学教職課程委員会議事録、「先輩教員と語る会」資料など、教職センターFD 及び SD 研修会開催要項と資料、公立高等学校 (神奈川県立菅高等学校) 教育ヴォランティア新聞記事 (東京新聞、2010 (平成 22) 年 9 月 9 日付)、教職課程勉強会発表資料ほか。

博物館学芸員課程

- ・博物館法改正 (2009 (平成 21) 年)、博物館実習ガイドライン。
- ・2006 (平成 18) 年度学内 GP 第 1 位関係資料、文部科学省 GP の申請資料、2007 (平成 19) 年度から 2009 (平成 21) 年度の日本私立学校振興・共済事業団補助事業としての採択資料、2008 (平成 20) 年度本学資料展示室関係資料、2010 (平成 22) 年度の町田市立博物館との共催による所蔵品展開催資料とポスター、入場者記録簿、桜美林資料室展示室だより、博物館学芸員課程年報ほか。

5) 国際教育センター

2010 (平成 22) 年度大学主要役職者一覧

「2010 履修ガイド」(pp94~97)

桜美林大学公式 Web サイト「海外留学・語学—その他の交流プログラム」、同「英文”Short-Term (RJ)」、同「中文 (考察日本)」、RJ パンフレット「J. F. Oberlin

II. 「教育研究組織」について

Reconnaissance Japan」

寄付行為第3条、学則第1条

6) 総合研究機構

総合研究機構規定

理事会報告

その他

7) スポーツ健康科学センター

「2010 履修ガイド」

「2010 学生ガイド」

各共催資料（大学公式 Web サイト、パンフレットなど）

8) 日本語言語学院（留学生別科）

- ・ 日本語文化学院（留学生別科）のパンフレットおよび冊子などの資料
- ・ 桜美林大学別科通則
- ・ 日本語文化学院（留学生別科）募集要項
- ・ 日本語文化学院（留学生別科）月例会議議事録

9) 桜美林大学孔子学院

桜美林大学孔子学院のパンフ及び冊子など資料

中国語教育課程

中国語・中国文化公開講座資料

毎月の教員会議記録・議事録など

アンケート調査に関する資料

Ⅱ. 「教育研究組織」について

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

3-1 大学全体

1) 現状の説明

本学では教育組織が教育課程を柔軟に変更・再編できるようにするため、学系制を取り入れている。学系は教員の大学における「本籍」であり、教育組織は「勤務先」に例えられる。学系長は各教員の「戸籍」を管理するとともに、「勤務先」その他での「勤務状況」や「健康管理」に留意し、指導・助言していく役割を担っている。

この制度を基盤とし、教育組織は自ら意図するところから従って教育課程を編成し、その実行に必要な人材を学系に求めることとなっている。

授業科目と担当教員の適合性を判断するために、まず採用選考時、書類審査において教育研究業績審査を点検し、一次面接において模擬授業を実施している。採用後は学生による授業評価および教員評価を実施し、全学的な見地から判断している。

学士課程教員の募集・採用・昇格に関して「桜美林大学教員任用・昇任規程」、「桜美林大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」、「桜美林大学学系会議規程」、「桜美林大学教授会規程」および「桜美林大学大学院研究科委員会規程」により明確化されている。

募集および採用については、教育組織などの要望を受けて、全学人事委員会が任用の必要性を諮り募集方法などを決定した上で、専任教員は各学系人事委員会が審査を行い、助手および非常勤教員は各人事教授会が審査を行っている。

大学院課程の教員の募集・採用・昇格などに関する規程および手続きは、まず、大学院として検討し、これを全学の学系会議に出して、明確化を計っている。規程などに従った教員人事も適切な手続きをもって行われている。

「桜美林大学教員任用・昇任規程」において職位ごとの資格を定め、任用・昇任について規定している。また、教員評価の参考基準として以下を定め、明文化している。

- ・講義内容に対する習熟度を向上し、共通科目と専門科目を有機的に統合すること。
- ・研究に関する調査結果を分析し、論文としてまとめること。
- ・学会責任者として、学会のテーマに即した大会運営に貢献すること。
- ・諸問題に対する地域住民の意識向上と活性化を図るため、地域連携を図ること。
- ・委員会の委員長などとして、業務内容の精査と効率化を図るとともに、学群の円滑な運営に貢献すること。

学内の協議機関としては、学系会議（桜美林大学学則（以下、大学学則という）第 21 条の 2）、学士課程の教授会（大学学則第 20 条）、大学運営会議（大学学則第 13 条）、修士・博士課程の研究科委員会（大学院学則第 10 条）が定期的で開催され、組織的な連携体制が整備されている。大学運営会議の構成員には学群長などが含まれ、教授会や学系会議との連携が図られており、本学の運営に関する企画立案や学内の意見調整は大学運営会議に一

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

元化されている。

各役職の責任については、それぞれ大学学則に次のように定められており、明確化されている。

- ・学長は、大学運営会議において合意された意見を尊重して本学の運営にあたり、その責に任ずる（第9条第2項）。
- ・副学長は、本学の運営にあたり学長を補佐し、その責に任ずる（第10条第1項）。
- ・学群長等は、大学運営会議および教授会（学系長の場合は学系会議）の定めた方針に従って学群等の運営にあたり、その責に任ずる（第11条第3項）。

本学では学生による授業評価と教員評価の二本柱による教員の評価を実施している。授業評価は、「より良い授業を学生に提供すること」を目的としている。各授業内容および実施方法などの評価を数値的に把握するとともに、授業の質を経年的、相対的に掌握し各教員の授業運営の改善に役立てている。

教員評価については、年度初めに評価者である所属長に、教育活動、研究活動、学会活動・社会活動、大学行政・運営活動などについて、評価を受ける各教員が年間目標を記入して目標・計画書を提出。年度末には到達度とその結果を基に、結果報告書を提出する。被評価者と所属長は、目標・計画書および結果報告書に所見を記入し学長宛に提出している。

FD (Faculty Development) については、各教育組織において活発に行われているほか、大学全体として大学教育開発センター主催のシンポジウム、公開研究会を実施している。

シンポジウムについては、2009（平成21）年12月7日に「キャリア支援教育を考える」をテーマに、2010（平成22）年1月26日に「科目内容と成績評価のあり方の関係を考える」をテーマに行われた。公開研究会については、2009（平成21）年12月22日に「名古屋大学における教育・学習支援教材の開発に学ぶ」、2010（平成22）年2月15日に「カナダにおけるカリキュラム開発研究に学ぶ」と題して行われた。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

昇格については、教育組織の意向を受けて、全学人事委員会が学系間の不均衡を調整した上で、各学系人事委員会が審査を行うなど、手続きは公平、適切に運用されている。

教員評価制度は2005（平成17）年度から実施しており、学内には十分定着した事が認められる。

2010（平成22）年5月1日現在の専任教員数は291人（うち、教授164人）であり、大学設置基準で定める必要専任教員数を十分に満たしている。

②改善すべき事項

専任教員の年齢構成は、50歳代以上が60%超となっているが、研究業績を任用時の判断

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

基準としてきたことが要因と言える。

FD 活動の有効性については、現時点ではその検証方法などを組織的に確立しておらず、この点は今後の課題といえる。

3) 将来に向けた発展方策

定年退職教員の補充を若手教員で行うなど、時間をかけてでも修正する必要があると考えている。

3-2 人文学系

1) 現状の説明

毎月の学系会議において、学系長は学系長会議、全学人事委員会、大学運営会議で議題となった大学の諸問題についての詳細な報告によって、本学教員に求められていること、研究力向上の必要性、文部科学省の考え方などに関する認識を高めている。また、学系人事委員会は、学系としての適正な教員数の維持、定年退職時に補充人事は必要か、教授・准教授・講師のバランスは取れているか、公正な昇任人事、任期付き教員の専任教員としての任用など、学系の教員構成にはつねに留意をしながら活動を行っている。学系内の教員の組織的連帯体制は充分ではないが、文学専攻教員による紀要発行、学系紀要の発行、科学研究費補助金による共同研究は行われている。

学系としては人事委員会内規をもち、全学人事委員会で承認された募集・採用・昇任の人事を行っている。専任教員の退任にともなう補充人事は、公正を図るために公募を原則としている。選任過程でも、書類審査や面接に関連専攻分野の教員は一人参加させるが、利害関係のない人事委員会がリーダーシップをとる。3人の研究業績審査員の審査報告書や面接、模擬授業での評価をもとに、本学にとって適切な能力（研究力、教育力、行政能力）を有する人材を点数化した評価によって決めている。さらに、この人事委員会の評価を3人の代議員に、人事委員会の使用したすべての人事資料を公開して審議をしてもらい、合意を得たうえで大学に推薦している。採用、昇任などに関する手続きは、人文学系人事委員会内規に明記されている。補充人事が必要かどうかは、教育組織が要望を出すシステムになっているが、学系人事委員会としても意見を述べている。

○教員の教育研究活動等の評価の実施

大学全体として「教員評価」「個人別担当業務一覧」（研究成果報告を含む）を実施しており、学系長は所属教員の研究成果を把握している。提出書類にコメントをつけて返却することにより、各人にとっての自己点検の役割をはたしている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

○人文学系として、2009（平成 21）年度の研究業績を集計した結果は次のとおり。

①書籍：単 3、共 14、論文 53②口頭発表：国内 65 外国 13③外部資金を得た研究：13

2010（平成 22）年度には教員業績データベースを大学 Web サイト上で公開する準備が始まったが、期日までにデータ入力のすんでいない教員に対しては、学系長が個別に督促を行った。また、公開義務となっているデータ項目が、公開指定となっていない教員がいるので、学系長名でデータベースの趣旨、文部科学省の方針、データベース操作マニュアルなどを添付して、全教員に協力を求める措置を取った。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

大学全体を教員組織の学系と教育組織の学群に分けたことから、専任教員の人事について教育現場による補充人事の要求が弱まり、学系長や人事委員による長期的観点から見た学系の人事計画が意識されるようになった。教育現場の教員増の要求を、教育組織とは異なる使命をもった教員組織が多少は牽制できるようになったことは、大きな進歩といえる。昇任や公募の選任についても、離れた立場から客観的に公正な判断が可能となった。

②改善すべき事項

大学が適切な人的リソースを維持・存続させていくには、つねに教員・研究組織を自己点検していかなければならない。その意味では、学系組織が研究組織と言うことに鑑みると、とくに学系長が強いリーダーシップを発揮して人事と研究については、当該学系組織をつかさどる牽引役としての努力を今後も継続していく必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

カリキュラム変更や担当授業時数による負担過多に関する事案は、教育組織で展開されることもあり、研究組織でもある教員組織とは分掌が異なることから、教員増員など人事計画については優先順位が低くなる傾向がある。しかしながら、研究組織に所属しながらも教育組織では授業を行う担当者であることに他ならないので、学生によりよい授業を提供することに責任を負う以上、軽視できないことである。教員自身も経営者としてのセンスをもちつつ、よりよい授業運営を行うといった、教育活動の面から捉えた大学組織の運営という意識改革につながるような取り組みが必要である。

3-3 言語学系

1) 現状の説明

毎月学系会議を開催し、学系長会議、全学人事委員会、大学運営会議で取り上げられた議事の報告を行い、研究面で教員に求められている事項、文部科学省の方針などについて周知に努めている。必要な案件については学系教員の意見を求め、その結果を前述の会議

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

に報告している。教員構成に関しては人事委員会が任用人事、再任人事、昇任人事の審査について、適切で公正な人事が行われるよう注意を払いつつ行い、その経過は言語学系会議にて報告をしている。教員の組織的連携体制は構築されていないが、学系としての紀要の発行を行い、科学研究費補助金による共同研究も行われている。

任用人事に関しては、全学人事委員会での決定に基づき学系に任用審査の指示が下りた後、「言語学系人事委員会内規」に従って、2010（平成 22）年度は学系長を含む 3 人からなる学系の人事委員会で審査を行った。任用人事は公募を原則としている。書類審査は人事委員会と人事委員会が委嘱する関連する教育組織の教員 1 人ないし 2 人により行い、2 次審査対象者を選ぶ。対象者の業績審査は、人事委員会が、任用する教員の研究分野に近い教員 3 人に委嘱する。面接は、人事委員会と、人事委員会が委嘱する当該教育組織の教員 1 人ないし 2 人が行い、分野によっては模擬授業も行う。業績審査と面接の結果報告書に基づき、人事委員会が学系としての審査を行い、審査結果の順位をつけて学長に推薦する。

昇任人事は、本人または学系が全学人事委員会に対して昇任の推薦を行う。全学人事委員会で審査に入る事が認められれば、業績審査に当たる教員 3 人を人事委員会が委嘱し、報告書に基づき人事委員会が昇任の可否を審議し、結果を学長に推薦する。言語学系では、2009（平成 21）年度に以下の人事案件が処理された。

言語学系では、2009（平成 21）年度に以下の人事案件が処理された。

再任用	10（内、任期の付かない契約 3）	
新規公募	6（内、任期の付かない契約 1）	
新規私募	2（内、任期の付かない契約 2）	以上任用人事 計 18 件
昇任人事	1（准教授より教授へ、任期付き）	
学外研修	0	

○教員の教育研究活動等の評価の実施

教員は、「教員評価（目標計画）」「教員個人別担当業務一覧」を提出している。これにより学系長は、学系所属の教員の 1 年間の研究面での業績、担当授業数、各種委員などの状況を把握している。提出された書類に対して、学系長が所見を記入して学長に提出している。2010（平成 22）年度より大学 Web サイト上の教員業績データベース が導入された。

2009（平成 21）年度の言語学系における著書、論文、口頭発表の総数は以下の通り。
著書：9 論文：46 口頭発表・国内 39、外国 15
外部資金を得た研究：科学研究費補助金 6、その他助成金 3

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

学系制がしかれた事により、リベラルアーツ学群、基盤教育院、大学院など、異なる教育組織で授業を担当する教員間でも研究や教育に関する情報交換の機会が生まれ、異なる言語間での研究の交流の可能性が開けた。また、教育組織と学系の 2 本立てになったことにより、任用人事においては個々の教育組織の要求が一人歩きをすることなく、全学人事委員会の場で全学的な公平な判断ができるようになった。昇任人事においても、全学的なバランスを考慮して透明性のある人事が可能になった。

②改善すべき事項

当学系は任期付きの教員の割合が 50 パーセント弱と非常に高く、雇用条件が異なる教員が混在している。公平性を保つためには雇用の際の契約条件の明確化が必要であると思われる。また、大学院と学士課程を兼担する教員には、双方から学内行政や委員分掌、ゼミ担当の要請があり、負担が重くなっている。

3) 将来に向けた発展方策

各教育組織は個々の組織内の教育の充実を考えるがゆえに、科目数や開講数の削減には消極的になりがちで、専任、非常勤務の教員数が膨張する傾向にある。大学の生き残りのためにも、大学全体を見通せる全学人事委員会などが適切に機能して人事計画を遂行してゆく必要があるだろう。

3-4 芸術・文化学系

1) 現状の説明

本学は芸術・文化に関わる教員が学術的研究に裏付けられた芸術活動、創作活動を通して社会に貢献することを求めている。したがって本学系に所属する教員は、おのおのがその発信者であることを自覚し、専門領域を通して広く世界に芸術的、文化的働きかけを行っている。教員構成は音楽 7、美術・造形 4、演劇・映像・パフォーマンス 15 である。分野ごとの共同研究や芸術・創作活動は、音楽分野におけるコンサート、演劇・映像・パフォーマンス分野における上演・上映など、恒常的に行われている。また映画に創作楽曲を提供するなど、分野を超えた共同研究も奨励、実践されている。教育研究に係る責任は、教育組織における専修長（演劇専修長、音楽専修長、造形デザイン専修長、映画専修長）が兼務し、学系長がとりまとめる形となっている。

芸術・文化学系において、専任教員の任用申請は教育組織との綿密な打合せを経て行われる。申請は全学人事委員会で審議され、学系内で組織される審査小委員会で業績審査を行い、学系人事教授会の義を経たのち学長の指示に従い進められる。2009（平成 21）年度

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

の専任教員任用案件は、以下のとおりである。

再任用 3 (いずれも任期 3 年) = これについては学系内より 2 人、他学系より 1 人の審査担当で組織される小委員会が教育・研究業績審査を行った。

後任人事 1 = 定年退職となった教員の後任人事である。同分野に属する教員で小委員会を組織し、公募にて候補者を絞り、研究業績審査を行った。その結果 1 人が選抜され、面接を経て決定された。

また、昇任人事は 2009 (平成 21) 年度、2 人が推薦され、1 人が承認を得た。この 1 人に関し、学系内の教授 2 人、他学系の教授 1 人が教育・研究業績を審査し、その結果を学長に報告、最終的に昇任となった。

2009 (平成 21) 年度の学外研修は 0 人であった。

○ 教員の教育研究活動等の評価の実施

「個人別担当業務一覧」を全教員が提出、学系長は所属教員の研究実績、学内業務負担、教育実績を把握し、コメントを記入して全員に戻す。

「個人別担当業務一覧」によれば、2009 年度の所属教員研究業績は著書 1 (共著) 論文 2 展覧会 3 芸術活動 46 学会発表 5 作曲 1 作品上映、放送など 8 受賞 2 であった。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

芸術・文化学系は全体的に教授の割合が低かった。主たる理由として、芸術系の教員は近年任用された者が多く、年齢層に比して勤続年数が短かったことが挙げられる。2009 年度 1 人が教授に昇格した。教授職の人数が充実したことで、人事教授会での議論も活性化した。

② 改善すべき事項

教授職の人数は増えてきているが、より充実させることが望まれる。また、各人がふさわしい時期に学外研修に赴き、まとまった研究を行えるよう環境を整えるべきである。

3) 将来に向けた発展方策

若手を中心とした優秀な人材を発掘するために、新規任用人事に公募を活用する。また、人文学系との共同編集による紀要「人文研究」への積極的な投稿をうながす。将来的に FD 実施の方向性を探る。

3-5 法学・政治学系

1) 現状の説明

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

教員に求める能力・資質などの明確化については、「桜美林大学教員任用・昇任規程」において職位ごとに定められた資格を本学系においても適用している。採用時に業績に基づいて職位を決めており、その後の昇任人事においては、本学教授歴に加えて、職位ごとに定められた業績基準に基づいて昇任を行っている。

教員構成の明確化については、本学系は法学、政治学、社会学を専門とする教員 19 人で構成されており、専門による構成原理はきわめて明確である。教授、准教授、講師の職位構成は、新規採用時に業績に基づいて職位を決めており、その後の昇任人事においては、本学教授歴に加えて、職位ごとに定められた業績基準に基づいて昇任を行っている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化については、学系に学系長、同補佐、人事委員、研究委員、規定委員、紀要委員を設けており、職掌分担を明確化すると同時に、月例の学系会議に各委員による報告を行って全体での共有化を図っている。全体を学系長が統括することで、責任の所在を明確化している。また、学系長が全学人事委員会に、研究委員が全学研究委員会に参加して、全学的組織との連携を図っている。

全学人事委員会での人事手続き開始の決定の後、本学系では学系会議で学系人事規定に基づいて、学系長、学系長補佐、人事委員の 3 人による人事委員会が学系会議の承認の下に発足する。人事委員会は募集の業務を行うと同時に、3 人の審査委員を指名し（人選は学系会議の承認、あるいは一任）、業績評価を実施する。審査委員会による書類審査（研究、教育などに関する業績評価）の優先順位に従って、新規採用の場合には審査委員、または人事委員会が面接を行って、最終的な候補を決め、学系会議の承認を経て、学系としての人事手続きを終える。昇格についても、学系人事規定に基づいて、ほぼ同じ手続きが踏まれるが、面接は行わず、書面のみによる昇格審査が行われる。

2009(平成 21)年度には 3 人の昇格審査が学系人事規定に基づいて実施されており、2010(平成 22)年度には 1 人の新規採用人事、および 1 人の任期付き教員の任期なし教員としての再任用人事が学系人事規定に基づいて適性に実施された。

○教員の教育研究活動等の評価の実施

法学・政治学系では、毎年「個人別担当業務一覧」を全教員が作成提出している。これにより学系長は、所属教員の 1 年間の研究面での業績、および教育活動の状況を把握している。研究面での業績にやや問題のある教員には、昇格が業績ベースであることを「所属長コメント」欄に記述して、本人に戻している。2009(平成 21)年度は 3 人該当。また、教育面においてやや負担（コマ数）が少ないのではないかとと思われる教員には、その旨コメント欄に記入して戻している。2009(平成 21)年度は 1 人該当。逆に、教育や学内行政の負担が重すぎるとと思われる教員については、教育組織の長に面談して、負担軽減について申し入れを行っている。2009(平成 21)年度は 3 人の教員について申し入れを行った。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

学系において研究振興の話し合いを進めてきたこともあって、科学研究費補助金の採択件数が増えた。教員業績データベースの導入で、中長期的に業績動向を把握できるようになった。最小人数（19人）の学系であり、単独で紀要が発行できるか危ぶまれたが、第1号を発行した。

②改善すべき事項

教育、行政面での負担の公平化を進めてきたが、まだ一部に負担が集中している教員が残っている。法学、政治学、社会学という3つの異なる専門の集団として、どのように研究振興を進めるかについて、討議が未熟であり、効果のある研究振興策が見いだせていない。

3) 将来に向けた発展方策

学系本来の姿を目指して、同じ専門の研究者集団としての研究機能を高めるためのFDなどの方策を検討し、実施する。

人事管理の機能を高め、膨張しがちな教育組織の人事要求に対して適切な対応を取ることが今後求められる。

3-6 経済・経営学系

1) 現状の説明

経済・経営学系はディシプリンに基づき、経済学・経営学商学関係の専任教員によって組織されており、これら分野の研究・教育面での組織的充実と教員各自の資質の向上が求められている。

2010（平成22）年度専任教員は教授38人、准教授7人、講師4人の計49人である。学系は主として研究、人事、点検評価を職責としている。そのために本学系は経済学、経営学・商学の2グループ構成とし、それぞれの分野から委員を選出し、学系として研究委員会、人事取扱委員会を設置し、経済学と経営学・商学分野それぞれに紀要編集委員会を設け、2種類の『紀要』を発行している。点検評価は教員各自が行い、学系長がこれにコメントを記入し、各教員に返却することになっている。

専任教員の採用は教育部門が発議し、全学人事委員会の承認後、教育部門が募集し、採用審査は学系が行う。

経済・経営学系では「桜美林大学教員任用・昇任規程」の下位規程として「経済・経営学系の専任教員採用審査の実施についての内規」および「経済・経営学系の専任教員昇任審査の実施についての内規」が規定され、審査手続きは明確になっている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2009（平成 21）年度は専任教員採用人事、昇任人事各 1 件、計 2 件を審査した。2010（平成 22）年度は採用人事 2 件、昇任人事 1 件を審査した。審査はいずれも内規に基づき適切に行われた。

○教員の教育研究活動等の評価の実施

教員の教育研究活動の評価については各教員が自己点検評価（年度目標と年度結果）を提出し、学系長がコメントを付し、各教員に返却し、教員自身の資質の向上に資している。

○教員の教育研究活動等の評価の実施

経済学、経営学・商学の二つの分野で『紀要』を発行し、教員に研究成果公表の場を提供している。

「教員評価（目標計画）」「教員個人別担当業務一覧」に記載された各教員の研究業績を集計すると以下のようである。

・論文等研究成果発表状況 著書：単著 7 点、編著 4 点、共著 11 点、論文：70 編、

口頭発表：国内 27、海外 9

・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況 科学研究費補助金：研究代表者 3 人、分担研究者 7 人。その他の研究助成：4 件、受託研究：2 件、学外との共同研究：6 件。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

2010（平成 22）年度は研究教育面での記載事項を明確、且つ詳細にし、努力の目標と計画が明確になった。研究成果は過去 3 年間にわたって記載することになり、目標・計画と成果の関連が付けやすくなった。教育については学生の授業評価を参考にしながら自己点検評価を行うことによって努力と結果とを結び付けることができる。しかし、両者とも量的に測ることは難しい。

②改善すべき事項

学系組織は研究、人事、自己点検を行う組織であるが、研究を組織として発展させる努力が十分になされていない。目標・計画と成果・結果の因果関係をより一層明確にした点検・評価の仕方を一層工夫する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

評価は学系長が役職上行うよりも、同一分野の教員が相互にグループ評価を行う方が効果が上がると思われる。

グループ研究組織化や研究発表会の開催、同じ分野の研究者としての仲間作りを行う必要がある。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

専任教員の人事に関して、ディシプリンに従った中長期的計画を編成する必要がある。

3-7 心理・教育学系

1) 現状の説明

心理・教育学系は31人の専任教員で構成しているが、心理学または教育学を専門とする教員集団である。本学系の主たる運営は、すべての学系教員で組織し、月例会議である「心理・教育学系会議」と教授のみで組織し、適宜開催している「心理・教育学系人事教授会」とで行っている。学系会議においては、学系長会議で検討された諸問題を主たる報告事項および審議事項として取り上げているが、併せて学系内の教員からの発議事項も加えて協議している。さらに、全学人事委員会、大学運営会議での学系にかかわる事項も学系会議で取り上げて検討している。大学全体の運営方針を学系教員に連絡する一方、学系内の意見を集約して関連する諸会議にて発言・報告するなどとして大学と学系との組織的連携をとっている。委員会は「学系人事委員会」と「学系紀要委員会」を設置している。

2010（平成22）年3月に「心理・教育学系人事規定内規」を作成し、2010（平成22）年度より施行している。

2009（平成21）年度の学系内で行われた人事審議に関しては、それまでの慣習に従い、審査委員会を設置して審議をし、学系人事教授会で諮られるという手続きを経た。2009（平成21）年度に扱った人事は次のとおりである。昇任人事1件 准教授→教授、新任採用人事2件（内 専任欠員補充1件、再任用1件）。

2010（平成22）年度は、新任採用人事2件（欠員補充2件）を「内規」に即して処理した。

○教員の教育研究活動等の評価の実施

教員は「教員評価（目標・計画）」、「個人別担当業務一覧」を提出しているが、それに基づき学系教員の教育研究活動の実績を集約すると以下のようなものである。

著作業績 著書 単著1冊、編集代表1冊、共著7冊、論文46篇

口頭発表 国内学会 54件、海外学会 10件

学会活動 学会理事 7人、学会評議員 6人、学会事務局幹事 3人、

学会誌編集委員 6人（内 委員長1人、副委員長1人）

社会的貢献：市教育委員 1人、福祉協議会理事 1人

その他諸機関での講師、研究員など多い。

研究助成を得て行われている研究プロジェクトの展開状況：

文部科学省科学研究費研究代表者7人、共同研究者8人、学外研究2人、受託研究2人、

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

その他 2人

○ FD の実施状況と有効性

2009（平成 21）年度より、学系教員間の研究交流と研究のさらなる促進を目標として「研究談話会」を開催している。開催時は不定期であるが、7月22日、9月23日、11月25日の3回開催した。学系会議の後40分くらいの時間内で実施している。任意参加であるが、毎回半数以上の教員が参加している。自己の研究活動の報告や科学研究費補助金の活用法などをテーマにして実施している。全学研究委員と学系長が中心となって企画・運営を行っている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

「研究談話会」の活動により、互いの研究への理解や関心が高められている。科学研究費補助金などの外部の研究助成へのより積極的な挑戦がみられる。

紀要委員会は紀要の編集を担当しているが、委員以外の教員も参加してすべての投稿論文に対して査読を行っており、教員の研究力量の向上とともに、より質の高い論文を掲載することが可能となっている。

② 改善すべき事項

現在、教員の年齢構成に偏りがある。構成員31人中、60歳以上は14人で、その内7人は65歳以上であり、数年の内に定年を予定している教員が多い。学系全体の学問の質の低下と専門領域の縮小に繋がらないよう配慮しつつ、適切な年齢構成も勘案しつつ、後任人事を進める必要がある。

現在、「学系長選挙規定」を作成中であるが、より一層の諸規定の整備を推進して、学内における学系の制度的な位置づけと役割をより明確にすべきである。

3) 将来に向けた発展方策

学系内での共同研究を組織することによって、心理学と教育学の両分野にまたがる独創的な研究を展開して、学系全体の研究を促進すると同時に、学群・大学院の教育活動に貢献する。

3-8 自然科学系

1) 現状の説明

○教育組織の編成方針について

リベラルアーツ学群、ビジネスマネジメント学群アビエーション学類、健康福祉学群、大学院老年学研究科の教員の集団である。これまでそれぞれの組織で行われてきた。したがって統一的なことはやってこなかった。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2009（平成 21）年度に学系として人事の審査を行うことはなかったが、全学人事委員会において 2 人の新規採用が決定した。自然科学系人事内規案をつくり、2010（平成 22）年 6 月より施行している。

○教員の教育研究活動等の評価の実施

2009（平成 21）年度の著書、論文、学会発表の総数は以下の通りである。

- ・著書 9 冊 論文 35 篇 国内学会発表 37 件 海外学会発表 10 件
- ・学会活動：学会活動も活発に行っており、1 人でいくもの学会の評議員、理事をしている人がいる。述べ人数として次のとおりである。
学会会長 1 学会評議員 11 学会理事 1

○FD の実施状況と有効性

いろいろな教育組織の集まりであるため、統一的な FD は行っていない。リベラルアーツ学群内では専攻学生の増加を図るため、オープンキャンパスにおける理科実験教室の開催、いろいろなイベントへの参加、開催などを行っている。2010（平成 22）年度から基礎数理専攻を数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球科学専攻に分けた。初めから理系を目指す学生が増えてきつつある。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教員に求める能力・資質などの明確化については、少しずつであるが、共通する事柄を見つけている。

3) 将来に向けた発展方策

教員の採用、昇格について学系全体で統一的に行う。

3-9 総合科学系

1) 現状の説明

教員に求める能力・資質などの明確化については、「桜美林大学教員任用・昇任規程」において定められた職位ごとの資格を適用し、新任教員任用においては、学系として必要な職位を定め、その職位に応じた業績を求めている。また、昇任人事においては、年齢、本学教授歴、業績に基づいて昇任を行っている。

教員構成の明確化については、本学系は情報学・環境学（11 人）、健康・スポーツ科学（7 人）および福祉学・生活科学（10 人）の 3 分野からなる幅広い応用科学を専門とする教員 28 人で構成されている。教授、准教授、講師の職位構成は、教授 15 人（分野順に 6、2、7

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

人)、准教授 6 人 (同 2、2、2 人)、講師 7 人 (同 3、3、1 人) であり、必要な職位を定めて、新任教員任用および昇任を行っている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の所在の明確化については、学系に学系長、全学研究委員、紀要委員を設けており、職務分担を明確にすると同時に、学系会議において、各委員による報告を行って全体での共有化を図っている。また、学系長が大学運営会議、全学人事委員会および学系長会議に、全学研究委員が全学研究委員会に出席して、全学的組織との連携を図っている。

教員の採用・昇任の審査手続きは、「桜美林大学学系会議規程」および「桜美林大学教員任用・昇任規程」に基づいて明確かつ厳正に行われた。すなわち、学系人事委員会による審査委員 3 人の指名、審査委員による書類審査 (学歴・職歴および研究・教育などの業績評価など) を経て、新任教員任用の場合には、模擬授業・面接を行い、学系人事委員会の承認により最終的な候補者を順位をつけて決定し、学長面接に推薦する。専任教員再任用人事および昇任人事審査においては、ほぼ同様の手続きに従うが、模擬授業・面接は行わず、書類のみによる審査が行われる。

2009 (平成 21) 年度には、3 件の新任教員任用人事 (環境学分野教授、情報学分野講師、健康・スポーツ科学分野講師)、1 件の専任教員再任用人事 (情報学分野講師) および 2 件の昇任人事 (福祉学准教授 2 件) の審査を行った。2010 (平成 22) 年度は、新任教員採用人事および昇任人事は行われなかった。また、2009 (平成 21) 年度の審査過程を踏まえて、2010 (平成 22) 年度に、「総合科学系の教員人事審査に関する規定 (内規)」を定め、人事審査の過程を明文化した。

○教員の教育研究活動等の評価の実施

・論文など研究成果の発表状況

※「2009 年度教員個人別担当業務一覧 (教員評価 (結果報告) 兼研究成果 (経過報告書)」および「教員業績データベース」より集計した。

【論文・書籍など】 (共著、印刷中・審査中を含む)

情報学・環境学分野 (9 人) : 国内論文 6 編、国外論文 1 編、書籍など 2 編

健康・スポーツ科学分野 (6 人) : 国内論文 24 編、国外論文 3 編、書籍など 3 編

福祉学・生活科学分野 (10 人) : 国内論文 8 編、国外論文 0 編、書籍など 9 編

合計 (25 人) : 国内論文 38 編、国外論文 4 編、書籍など 14 編

【口頭発表】 (連名発表を含む)

情報学・環境学分野 : 国内 4 件、国外 1 件

健康・スポーツ科学分野 : 国内 23 件、国外 11 件

福祉学・生活科学分野 : 国内 3 件、国外 0 件

合計 : 国内 30 件、国外 12 件

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

・科学研究費補助金などの導入状況

2009 年度科学研究費補助金補助金申請件数：基盤研究（C）1 件、若手研究（B）3 件

2009 年度科学研究費補助金補助金新規採択数：0 件

2010 年度科学研究費補助金補助金申請件数：基盤研究（C）1 件、若手研究（B）2 件

2010 年度科学研究費補助金補助金新規採択数：基盤研究（C）1 件、若手研究（B）1 件

2010 年度科学研究費補助金補助金新規・継続合計数：基盤研究（C）1 件、若手研究（B）3 件、挑戦的萌芽 1 件、厚労・政策科学推進研究事業 1 件

その他、民間による競争的資金などの外部資金の導入が数多くある。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

研究業績（著書・論文・口頭発表）が一定程度の成果を上げている。

科学研究費補助金補助金の採択数が 2010（平成 22）年度で増加した。

自然科学系との合同で、紀要『桜美林論考－自然科学・総合科学研究－』創刊号（2010 年 3 月）を刊行できた。

②改善すべき事項

研究業績および科学研究費補助金の増加は個人的努力によるところが大きいが、学系全体での取り組みを強める必要がある。

学系の 3 分野の研究活動における連携を強めるよう努力をする必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

総合科学系の情報学・環境学、健康・スポーツ科学および福祉学・生活科学の応用科学 3 分野における可能な共同研究を模索し、研究機能を高めるためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を定期的実施する。

3-10 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

リベラルアーツを主たる教育業務としている専任教員数は人文科学系（38 人）、社会科学系（56 人）、自然科学系（11 人）、学際・統合科学系（11 人）であり、学群全体として 116 人の教員で組織されている。

専任教員が担当している学士課程授業コマ数は、春学期で 4.58、秋学期で 4.54 である（参考_表 3 参照）。大学院や孔子学院の授業を含めると 5.28 および 5.57 になる。この数値からは大きな問題を見いだすことはなく、教員の授業担当負担について大きな問題はない。

しかし、詳細をみるといくつかの問題点が浮かび上がってくる。履修希望者が多い専攻

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

プログラムに対する専任教員数である。特に、コミュニケーションは3人、社会学は2人の専任教員であり、絶対数が不足している。また、専攻プログラムを担当する専任教員数のアンバランス問題もある。特に、担当教員が1人しかいない専攻プログラム（日本語日本文学、言語学、現代・世界文学、宗教学、哲学、日本地域研究（J））に関しては専攻プログラム運営を正しく行うために増員するか専攻プログラムの統合を行うかする必要があり、

(1) 教育研究活動などの評価について

教員の教育研究活動などの評価に関しては、学群案件と言うより全学的な案件として、学系を中心に議論されている状況である。

(2) 教員研修について

教員の教育面での質の向上のために、リベラルアーツ学群では計画的にFDを行っている。2010（平成22）年度は以下のFDを行った。

● 2月研修会

リベラルアーツカリキュラムの理解を深め、リベラルアーツ学群の授業運営や学生指導の具体的な運営方法の理解を主な目的として、リベラルアーツ学群の授業に携わる教員を対象とした教員研修会を2日間の日程で毎年開催している。2007（平成19）年2月では、主にリベラルアーツセミナー実施方法およびオリエンテーション実施内容を中心とした。2008（平成20）年2月は、専攻プログラムの共通理解および専攻選択・ゼミ選択の指導・運営方法を中心とした。2009（平成21）年2月は専攻演習および卒論に関する検討、教授方法情報交換、学生相談室からの報告を中心とした。2010（平成22）年2月はリベラルアーツ学群の将来構想を中心に検討を重ねた。

● リベラルアーツセミナー研修会

春学期に実施されるリベラルアーツセミナー運営での問題点を議論し、リベラルアーツセミナーの実施内容を検証することを目的として、半日のリベラルアーツセミナー研修会を6月中旬もしくは7月末に開催している。2010（平成22）年度は7月30日にリベラルアーツ学群の3年半の総括という目的を持った研修会を実施し、参加者は55人であった。

● アドバイジング研修会

毎年4月にアドバイジング研修会を開催している。アドバイザーによる学生指導がリベラルアーツ学群では特に重要となっている。この研修会では、各学年で指導上必要な項目に関して統一的な理解を得ることを目的に実施している。1年次学生に関して、①オリエンテーション実施方法（スケジュール、カリキュラム説明内容）、②時間割作成上注意すべき事項、2年次学生向けに①専攻選択方法（説明会実施方法および学生向けの告知）、②ゼミ選択方法などを重点的に確認している。

● 新任教員研修会

毎年4月に新任教員のための研修会を開催している。2010（平成22）年度は3人の新任

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

教員中 2 人の参加者に対して半日の研修会を実施した。主な内容は、大学の特徴、学群のカリキュラムの特徴、学生指導上の注意点、各種事務手続などである。

● FD 研究会

2010（平成 22）年度は、将来構想に関して 2 回、コースナンバリングに関して 1 回開催した。2009（平成 21）年度には定例の研究会を 7 回開催し、主に授業方法に関する情報交換を行った。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

リベラルアーツ学群を主な教育組織としている教員の専門分野に関しては、おおむね教えるべき分野をカバーしており社会の要請との整合性は保たれていると見なすことができる。

2 月 FD は毎回おおむね 100 人が参加し、さまざまな議論や意見交換を行うことにより確実な成果を上げている。特に異なる分野の教員が持っている情報を分科会形式部会などで交換することは大きな効果を上げている。また、翌年度の授業運営、学生指導にて集中的に議論する機会にもなっており、必須の研修会である。

また、7 月 FD は毎回 2/3 の教員が参加し、リベラルアーツセミナーや学生の傾向に関する情報を共有する機会となっている。

② 改善すべき事項

また、学群として教員に求める教育能力・資質などを明確にすることはまだ行っていない。今後、具体的に検討すべき項目である。

専攻プログラム単位で教員数を見た場合、1 人で担当している専攻プログラムが 5 つ（日本語日本文学、言語学、現代世界文学、宗教学、哲学）ある。最低でも複数の教員が専攻プログラムを担当することが望ましく、現状ではこの条件を満足していない。また、学生のメジャー宣言数の観点から見た場合、コミュニケーション学、社会学については明らかに教員数が不足している。

教員の平均担当コマ数については大学の方針と大きな差はないことは前述した。しかし、個々の教員の詳細を見た場合、授業担当コマ数の偏りが顕在化され、結論は一変する。 Semester 単位の学士課程の授業担当コマ数でも偏りが顕在化しており、改善が望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

リベラルアーツとして検討している将来構想にて提供すべき専攻プログラムを再検討することも含め、必要な教員組織を再整備することが望ましい。

② 改善すべき事項

学生の専攻選択に関するアンバランスの問題は常に考慮しなくてはならない。特に、専

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

攻演習に関して、非常勤教員に依頼する、もしくは複数の開講を行うなどの臨時措置を執らないと学生の要望に応えきれなくなっている。この点についても検討を要する。

また、教員の担当授業コマ数に関しては、大学院担当コマ数の換算方法、委員会活動のワークロードなども含め、大学として教員ワークロードの適合性を検証する時期に来ていると考える。

今後、教育現場からの要望が生かされる人事は非常に重要である。学生のニーズ、社会の要請などに対応し、しっかりした採用計画に基づく人事が肝要である。

また、教員評価については、教育面に関する評価について、どのような項目、どのような評価方法が適切であるのかが検証され、評価方法が確立されることが望ましい。

3-11 総合文化学群

1) 現状の説明

総合文化学群の教員は「学群共通科目」および各コースの「専攻科目」を担当する教員から構成され、芸術文化学系所属 26 人、人文学系所属 2 人、総合科学学系所属 2 人の計 30 人から構成される。本学群はプロフェッショナル・アーツ教育を担うことを使命としており、求める教員像は演劇、音楽、造形デザイン、映画の各分野に造詣が深く、プロとして活躍する人材である。教員組織の編成方針は、実技・実習系の科目が多いことから、プロとして活躍する教員を主体とすることとしている。2011 年 4 月 1 日現在の専任教員は 30 人で、うち教授 14 人、准教授 10 人、講師 6 人である。コース別にみると演劇コース 9 人、音楽コース 6 人、造形デザインコース 7 人、映画コース 8 人となっている。

演劇専修では、演出家、戯曲家、俳優、舞踊家、プロデューサー、照明家、音響専門家、舞台美術家などに現役で活躍中の人材を揃えることで、大学と演劇界、ダンス界および公共施設を含む国内の劇場などとの交流を可能にしている。また、上演作品の批評および受賞歴など、過去を含む活動を教員同士が常に確認し合うことで、その有能性を検証している。また、学外活動との両立を図るために非常勤教員を含む複数の人材によるオムニバス授業を行っている。

音楽専修には管楽器（含オーケストラ指導）、声楽（オペラ歌唱）、ピアノ、キリスト教音楽（オルガン、オラトリオ）、音楽学（西洋音楽史）を専門とする専任教員がいる。その他、音楽の専門的教育に必要な非常勤教員がそろっており、特に実技科目の試験には専任・非常勤全員が顔をそろえて審査する。このため、専任教員と非常勤教員の協力体制は強く、意見交換の場も多い。

造形デザインでは、アートディレクター、編集、染色作家、日本画家、彫刻家、建築史家など経験豊富で実績のある専任教員と美術界で現在活躍中の非常勤教員の先生方が、デザイン、ファインアート、テキスタイル、立体造形の幅広い分野の授業を担当している。映画専修では、現役で活躍中の、監督、カメラマン、脚本家、音響デザインのプロフェッ

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

ショナルが専任教員として学生の教育を担当している。このことにより、映画界の最先端のノウハウをベースに質の高い教育を行うことが可能になっている。また、非常勤教員も映画制作のプロフェッショナルであり、専任教員と密接な連携をとりつつ、教育にあたっている。

各年度1～2回のFDを実施している。学群設置以降の4年間は、学群の教育目標の明確化・共有化・カリキュラムの改善に向けての取り組みに重点を置いてきたが、今後は専修ごとにカリキュラムの見直し、教授法の改善にむけての研修を行っていく。

2009（平成21）年度は秋学期末に開催した。2部構成とし前半が本学学生相談室のカウンセラーによる講演。後半が各教員の3年次専攻演習の指導実態についての報告であった。前者は本学群に精神疾患の学生が多く、カウンセラーへの相談件数が多いことから、問題を抱える学生への対応について指導を受けた。後半は専攻演習が授業評価の対象外となっていることから、各教員から指導方法や成果についての報告を資料として討議した。

2010（平成22）年度は春学期、秋学期に1回ずつ開催した。春学期のテーマは「FD、今何をすべきか」として、本学の大学教育開発センター次長による講演、そのあと各専修で討議を行った。秋学期は「アカデミックハラスメント対策防止に関する研修会」として講師を招いて講演会を開催した。

演劇専修では、それぞれ専任が担当するOPAP、ゼミ発表、卒業研究発表などの成果ならびに、学外における活動（戯曲提供、演出、振付け、プロデュース、照明プラン、講演会、著書出版など）についても検証する。メーリングリストによる意見交換も頻繁に行っている。また、年に一度の非常勤教員と専任による親睦会では、活動報告および研究成果報告をしあうが、この機会をできるだけ増やし、教員同士のさらなる連携を強化することが、間接的には、学生に対する理解とサービス向上につながるだろうと思われる。

音楽専修では、各教員の実技発表会、専攻演習の研究発表は互いに見学し、検証しあう。2011（平成23）年3月には非常勤教員対象のFDを実施する。大学の進めようとしている教育の方向性を非常勤教員にも認識してもらい、より充実した教育の場をつくるためである。また、「桜美林大学総合文化学群音楽専修 教員マニュアル」を作成した。これには、専修の沿革、教育方針と目標、授業数と実技試験、成績評価、シラバスなど、細部にわたる手引きが網羅されている。2011（平成23）年度からは、教員は他の教員の授業を見学することを奨励する。教育法を常に学び、ブラッシュアップし、教員としての意識を高めるためである。

また、各専修とも、月例の専修会議において恒常的に教育上の問題に触れ改善点を見いだすべく話し合っている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

大学設置基準上必要な教員数の倍近い教員数を確保している。

教員に求められる能力・資質については、毎年実施される FD において教員の責務・発達の方向性が議論され、各教員が認識を新たにしている。

授業科目と担当教員が適合していない場合は、每学期行われる授業評価アンケートによって確認する事ができる。加えて毎年度、開講科目と担当教員は見直しをしており、授業科目と担当教員の適合性が検証されている。

FD についてより一層の取り組みが必要であることに対し、教員の意識は高まりつつある。また本学で每学期実施される学生による授業評価から導き出される数量的評価と個別コメントを手掛かりとして、授業内容・指導方法に関する評価点・問題点を明らかにし改善に役立てている。

演劇専修では、上演現場と直結している教員が授業を行うことにより、最新の演劇・ダンス状況を学生に伝えることができる。これは他大学にはない本学の強みである。また演劇の歴史や分析批評などの科目においても専門家を教員として配置し、研究発表および著書などでその有能性を評価している。

②改善すべき事項

演劇専修では、専修会議で、その都度教育上の問題に触れ改善点を見いだすべく話し合っているが、さらにテーマを絞り込み FD の意識を高め行う必要があるか、検討の余地はある。また、スタッフ系の教員が不足しており、さらに授業科目の性質上（オムニバスなど）より潤滑なスケジュール管理のために最低でも 2 人の助手が必要である。

音楽専修は少数教育を目しているが、それでも実技にはそれぞれの分野の教員が必要である。現在、木管楽器、弦楽器には専任教員が置かれていない。オーケストラを構成するにはこれを補填することがのぞましい。

映画専修では、プロデューサー、演出、編集の分野で専任教員の配置が望まれている。また、撮影・照明・録音・編集など技術系の非常勤教員の充実と、高度な専門知識・経験が求められる設備や機材の管理を行う助手の任用が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

各専修とも、それぞれ異なる専門分野をもつ教員間は、互いに敬意をもち、密に連絡を取り合い、学生に対する熱意も共有している。

② 改善すべき事項

授業評価・教員評価結果の FD の為のフィードバックが必要である。また、専任だけでなく、非常勤教員との相互理解や情報共有、意見交換がさらに求められる。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

3-12 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

ビジネスマネジメント学群には専任教員が 2009（平成 21）年 5 月 1 日現在で 39 人在籍している。内訳は、ビジネスマネジメント学類が 25 人（うち、教授 20 人、准教授 2 人、専任講師 3 人）、アビエーションマネジメント学類が 14 人（うち、教授 11 人、准教授 2 人、専任講師 1 人）となっている。

本学群における教育組織の編成方針は、プロフェッショナルアーツ（職業専門性重視）の要請に応えるための教育組織づくりを目的に関連する分野における実務経験者を主体に教員を編成するというものである。この方針に基づき、募集時に職業分野、マネジメント経験、勤続年数、年齢などスペックを明確に提示している。

専任教員 39 人のうち、実務経験者は 24 人となっており、編成方針に沿った教員組織が整備されている。

授業科目との適合性を判断するため、採用審査に当たって研究業績あるいはそれに匹敵する実務経験に関し書類審査を行うとともに、一次面接後に模擬授業の実施を課している。

教員の評価については、本学共通の学生による授業評価と学系主体の教員評価による。ビジネスマネジメント学群の取り組みとして、これまで全専任教員を対象に年 1～2 回の FD を実施してきた。2009（平成 21）年度は、11 月に非常勤教員との情報交換を目的とする専任教員研修を実施した。また、2010（平成 22）年度は 2011（平成 23）年 3 月に FD を実施し、今後の FD 充実に向けての意見交換を行うとともに、具体的な取り組みを企画するための学群内プロジェクトチームの設置が決定された。当面の取り組み課題として、専任教員間の現状認識の共有化を図るため、ガイダンス科目である「現代経営入門」および「現代会計の基礎」の授業の参観を予定している。また、新任教員に対しては FD の一環として毎年 3 月に学群長および教務委員長による新任教員研修が行われている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

ビジネスマネジメント学群の教育組織編成方針に基づき、専任教員への実務経験者中心の採用が実施されている。

非常勤の教員との連携強化をテーマとする FD により、関連するコースの専任教員と非常勤教員間の情報の共有が促進された。

FD の一環としての新任教員研修が定期的実施され、本学およびビジネスマネジメント学群の理念・目的をはじめ専任教員に必要な教育・研究に関する情報提供と共有が行われている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

②改善すべき事項

本学群における FD は全専任教員を対象に年 1～2 回実施されてきたが、取り組み目標やテーマ設定など明確な基準は設けられていない。

教員評価あるいは学生による授業評価の結果は、学系での取り扱いマターとなっており、専ら教員自身の教育・研究計画に反映されてはいるが、学群内での FD の課題設定のためにフィードバックされる仕組みはない。

専任教員の採用に際しての採用基準は、大学教員一般の採用基準に準拠したものとなっている。本学群の教員編成基準の基本である実務経験者、特に経営経験豊富な教員を採用するための基準としてふさわしいものであるかどうかについては見直しをする必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

ビジネスマネジメント学群としてのカリキュラムの改革と並行して、非常勤教員を含めた総合的な教員組織の整備、情報共有の仕組みづくりが必要と思われる。

先に実施された本学群の FD において、今後の FD の在り方について検討・企画するためのプロジェクトチームが設置された。メンバーは学群長、学類長および学群各委員会の委員長から構成される。

本学群としての実務経験者の採用基準の見直しと明文化を行う。

3-13 健康福祉学群

1) 現状の説明

健康福祉学群の教員は、教授 16 人、准教授 6 人、専任講師 8 人、助手 5 人から構成され、各専修の教育課程を基準に、教員組織を整備している。

社会福祉専修は、社会福祉学の各領域を専門分野とする教員を専任教員として配置し、社会福祉学およびソーシャルワークを総合的に学ぶことができる教員組織を整備している。教員構成は、教授 4 人、准教授 2 人、専任講師 1 人、助手 1 人である。社会福祉原論、社会保障論、老人福祉論、児童福祉論、障害者福祉論、地域福祉論、社会福祉法制論、社会福祉マネジメント論、社会福祉援助技術論の専門研究者が教育にあたっている。

精神保健福祉専修は、教授 2 人、助手 1 人で構成され、主たる専門分野・担当科目は、精神医学、精神保健福祉援助技術および精神保健福祉援助実習である。教員は、2 人が精神保健福祉士、1 人が精神科医師で、いずれも精神障害者の保健医療福祉の領域で実務経験を持っている。精神保健福祉士の養成課程の基礎となる科目は社会福祉士と共通であり、社会保障論、社会福祉原論、地域福祉論、権利擁護と成年後見制度などは、それらを専門とする学群の専任教員により担当されている。精神保健福祉士に求められる役割や学習内容は近年拡大しており、精神保健福祉福祉に関する制度・サービス、精神障害者の生活支援システムなどを専門分野とする教員の増員が期待される。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

健康科学専修は、教員の構成については、教授 3 人、准教授 2 人、専任講師 2 人、助手 1 人で構成されており、各教員の専門教育・研究領域（足の健康科学・スポーツ栄養学・コーチ学・ヘルスカウンセリング・スポーツ生理学・スポーツ倫理哲学・体育科教育学・スポーツ心理学）においてもバランス良く配置されている。これら各教員の多岐にわたる専門性は、3 年次以降の専攻演習（ゼミ）や卒業論文の指導において、各学生の興味・関心に対応しており、また、保健体育科教員免許取得課程および運動実践指導者資格取得課程における必須の教育内容に効率よく対応している。今後は、さらにスポーツビジネス、スポーツ社会学、スポーツ医学などの各領域を専門とする教員の増員により、一層充実した教育内容の提供が見込まれる。

保育専修については、教員構成は、教授 4 人、准教授 2 人、専任講師 5 人、助手 2 人である。保育専修は、指定保育士養成施設に指定され、必要な専任教員の数は厚生労働省の基準によって決められている。教科担当教員数は入学定員 50 人につき 6 人以上、また教育課程の 6 系列、①保育の本質・目的②保育の対象③保育の内容・方法④基礎技能⑤保育実習⑥総合演習のうち、①～⑤についてはそれぞれ最低 1 人が必要とされている。他方、保育専修には幼稚園教諭の教職課程があり、文部科学省の基準によって「教科に関する科目」は 3 教科以上にわたり各 1 人必要で合計 3 人以上、「教職に関する科目」は合計 3 人以上必要とされている。いずれも必要な専任教員の数は確保されている。

毎年大学全体で共通に実施される、個々の教員による研究計画書、研究報告書の作成、研究および教育活動についての自己評価と、研究組織の長（学系長）による確認を行っている。さらに、健康福祉学群の取り組みとして、年に 2 回 FD を実施している。2010（平成 22）年度は、9 月に大学自己点検・評価の意義について、その歴史的な経緯を踏まえた上、大学自己点検・評価内容を分析し、現在の大学に求められている課題について研究報告を行い、その後討議を行った。第 2 回は、2011（平成 23）年 3 月に、授業における e-ラーニングの活用方法に関する FD を実施する。また、専門的な技術を身につけた人材の養成という本学群の目的に鑑み、授業内容や実習内容の充実を図るため、外部で実施される福祉、保育、健康分野の専門家養成に関連したさまざまな研修プログラムへの教員の積極的な参加を奨励し、多くの教員が参加している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

教員の年齢構成、専門分野について大きな偏りはなく、ほぼ適正かと思われる。また、健康福祉学群の特徴として、特に実習・演習で、非常勤教員との連携を重視し、連絡や打ち合わせを頻繁に行うことにより、教員の資質および教育内容の向上を図っている。

教員の資質の向上に関しては、それぞれの専修ごとに、地道な取り組みも見られる。たとえば、精神保健福祉専修では、オムニバス形式の授業に、担当者以外の教員も参加して、

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

教材や授業方法の工夫などを相互に学ぶ機会を多く持っている。また、健康科学専修では、2009年度秋学期より、学期開始のオリエンテーション時に、健康福祉学群全体に対する授業・施設・カリキュラムなどの学生評価を質問紙にて実施している。その質問紙内において、健康科学専修独自の質問項目（スポーツ施設・カリキュラム・資格関連・キャリア開発）を設け、専修内の学生の意識調査を行い、専修の運営・各教員の授業での対応・将来構想に活用している。

②改善すべき事項

学群全体としては、学群の開設年数が短いことや、資格関連のカリキュラムが多いため、その整備に追われ、教員の資質向上のための十分な検討や仕組みづくりがなされて来なかったのが現状であり、今後の課題である。

個々の専修の改善すべき事項としては、社会福祉専修については、厚生労働省によるカリキュラム改訂による、実習指導巡回の頻度倍増（週一回）への対応が課題である。精神保健福祉専修については、専任教員数が少ないため、現在厚生労働省で案が出されているカリキュラムの改訂と、実習巡回指導の頻度倍増（毎週1回の指導）にいかに対応するかが、大きな課題である。

健康科学専修については、健康科学専修所属の学生数および健康科学科目を履修する学生数に対して、専任教員数が少ないことが指摘される。

保育専修の場合、学生一人当たりの実習の回数が多く（保育・幼稚園あわせて一人の学生が卒業までに5回）、巡回指導を教員全体で分担しているが、その負担は大きい。

3) 将来に向けた発展方策

専門的技術の修得をめざす健康福祉学群では、資格関連スキルの育成のために実技系の科目や演習・実習が多く設置されている。そのため教員は、正規の講義時間以外にも学生指導に多くの時間と労力を費やす必要があり、負担が大きい。必要科目の種類も多いため、多数の非常勤教員の協力を得て、カリキュラムが成立している。現在各専修には実習助手が配置されているが、授業担当も可能な助教の配置に向けた働きかけを行うことにより、非常勤教員への依存度や専任教員の負担を軽減することが可能ではないかと考えられる。

また、専修により状況は多少異なることから、今後は、各専修での取り組みについて情報を共有化し、学群全体の取り組みにつなげて行きたい。

3-14 基盤教育院

1) 現状の説明

基盤教育院で提供されている科目は、異なる学系に所属する教員が基盤教育院科目を教えるという形で運営がなされている。これは本学が学群制を採用し、各教員の所属は学系、科目の所属は教育組織となっているためである。現在、基盤教育院を主たる教育組織とし

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

ている専任教員は、教授 9 人、准教授 5 人、講師 23 人、助教 3 人、助手 1 人である。また、183 人の非常勤教員が在籍している（2010 年 9 月 16 日現在）。

基盤教育院では、全体の年度末のリトリート（研修会）に加えて、各デパートメント（基盤教育デパートメント、コミュニケーション教育デパートメント、外国語教育デパートメント、フィールド教育デパートメント）と科目群単位で教員の資質向上を目指した FD を実施している。2009（平成 21）年度には、下記の FD を計画、実施した。

- ・基盤教育デパートメント（キリスト教理解）「授業の内容と教授法」
- ・コミュニケーション教育デパートメント
 - 文章表現：担当教員による「定例ミーティング」と「研修会（年 2 回）」
 - 口語表現：FD 研究会（学期始めと終わりの土曜日：年 4 回）
 - コンピュータリテラシー：「コンピュータリテラシーの運営ルールに関する確認」
- ・外国語教育デパートメント
 - 定例会議
 - 日本語専門基礎・日本語：「学期末教員ミーティング」「科研・日本語プログラム勉強会ーチュートリアルをとおして『学習者の自律』を考えるー」「科研・日本語プログラム勉強会ー学習者の自律を重んじた日本語活動・実践研究会」「科研・日本語プログラム勉強会ー学習者の自律を重んじた日本語活動・実践研究会」「Moodle 講習会」
 - English Language Program（ELP）：「ELP Teacher Orientation」「Annual ELP Retreat」「Teacher Development」（Meaning-focused Dictation、A Discourse Approach to Teaching、Reading/Writing、Reading Swap Shop、Using Commercials in Speaking/Writing Class、Use of Recording Technology）
- ・フィールド教育デパートメント：教員会議の実施

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

リトリート（研修会）、FD などをとおして教員の質の向上が見られる。

②改善すべき事項

現在のところ、全体研修であるリトリートは年一回の実施であり、FD は科目（プログラム）ごとに実施されている。ただし、科目（プログラム）を超えた FD の機会が不足している点については改善が望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

全学共通科目の運営と質の向上のため、学内での教育組織の移動も含め、基盤教育院を主たる教育組織とする専任教員の増員が望まれる。また、科目（プログラム）を超えた FD

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

の機会を増やし、教員の資質のさらなる向上を図る。

3-15-1 大学院

1) 現状の説明

大学院では、2009（平成 21）年度には、通学課程では、専任が 88 人、非常勤が 63 人。通信教育課程では、専任が 9 人、非常勤が 23 人であった。なお、非常勤教員の数には、招聘・客員教員数も含まれている。

大学院においては、大学全体の方針に沿って、年度末と年度初めに、「教員評価（目標計画）」と「教員個人別担当業務一覧〔旧教員評価（結果報告）〕」、および研究費絡みで「研究室研究費 研究計画書」の提出が求められる。これらの提出書類を教員評価のための基礎資料に活用することはある程度可能ではあるが、最初の 2 つの書類については、提出された書類に当該教員が所属する学系の長がコメントを付して各教員に返却される。授業評価については、学士課程と同一のアンケート用紙を使用し、同じ要領で各学期に実施した。集計結果に各教員がコメントを記して提出したものに、2009（平成 21）年度からは当該科目を開設する研究科の長にコメントを返している。

FD 活動としては、2009（平成 21）年度には、大学院教育における質の保証および水準の高い魅力ある授業の実現などを目指して、大学院研修会を 2 回（9 月と 3 月）実施した。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

大学院においては、教育課程に相応しい教員組織を整備している。

②改善すべき事項

今後、独立研究科の設置形態をとっているため、一層円滑に運営するためには、大学院を主に担当する教員構成について再検討してみる意味がある。

3) 将来に向けた発展方策

大学院は、研究と深い関わりをもっていること、本学の大学院の設置形態が独立研究科であるという点から、その運営に関わる事項を審議するための体制を確立することが望まれる。

3-15-2 国際学研究科

1) 現状の説明

教員は、毎年、教育業績・研究業績・社会的貢献などを自己点検し大学に提出している。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

研究科長、専攻主任を中心に、教務・入試・学生などの委員をおき、研究科委員会、専攻会議などで情報交換を行っている。

本学では、毎年、教員に対して研究計画書・研究成果（経過）報告書の提出を求めている。FD は研究科委員会（博士前期課程・修士課程）として春学期に、国際協力専攻では、このほかに4度実施している。FD については積極的に実施する必要があると考える。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

国際学専攻（博士前期課程）・国際協力専攻（修士課程）では、専攻ごとにもしくは2専攻合同でFD会議を行い、博士前期課程・修士課程および各専攻がかかえる課題の明確化を図ってきた。

③ 改善すべき事項

国際人文社会科学専攻（博士後期課程）については、指導対象となる研究分野が広範で、また研究指導なども異なっており、専攻としての課題を共有することの難しさがある。

3) 将来に向けた発展方策

多様な教育・研究分野からなる国際学研究科では、学士課程担当教員を含めた幅広い人材の活用がのぞまれる。そのためには教員負担の平準化などの課題を解決していく必要がある。

3-15-3 老年学研究科

1) 現状の説明

本研究科は、専任教員6人、非常勤教員9人で構成されている。なお、非常勤教員には、招聘教授1人が含まれている。

本研究科においては、大学および大学院の方針に沿って、年度末と年度初めに、「教員評価（目標計画）」と「教員個人別担当業務一覧〔旧教員評価（結果報告）〕」、および研究費絡みで「研究室研究費 研究計画書」の提出が求められる。これらの提出書類を教員評価のための基礎資料に活用することはある程度可能ではあるが、最初の2つの書類については、提出された書類に当該教員が所属する学系の長がコメントを付して各教員に返却される。授業評価については、学士課程と同一のアンケート用紙を使用し、同じ要領で各学期に実施した。集計結果に各教員がコメントを記して提出したものに、2009（平成21）年度からは当該科目を開設する研究科の長にコメントを返している。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

FD 活動としては、8 月および 2 月に本研究科内における FD 会議を実施し、本研究科におけるカリキュラム、短期課題、中長期課題について検討した。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

本研究科は、研究科委員会および FD 会議を行うことにより、専任教員間でカリキュラム、研究科の課題などが共有され、円滑に教育が行われる組織となっている。

②改善すべき事項

非常勤教員の FD 会議への参加が少ないことが改善すべき事項である。

3) 将来に向けた発展方策

非常勤教員との連携を高め、専任教員相互の情報交換により、より効果的な教育を行うことを目指す必要がある。

3-15-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニスト

レーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

大学アドミニストレーション研究科では、通学課程に専任 6 人（いずれも教授）の他、8 人の非常勤教員（客員を含む）が、通信教育課程に専任 6 人（いずれも教授）の他、22 人の非常勤（招聘、客員を含む）が、授業科目の内容に即して教育に当たっている。

専任教員の内、通学課程の 3 人が通信教育課程、また通信教育課程の 4 人が通学課程の授業を持つことによって、通学課程と通信教育課程の一体的運営を可能としている。

研究科では独自の FD 研修会を、年間 2 回開催することを恒例としている。2009（平成 21）年度には、春学期分として 2009（平成 21）年 9 月 16 日（水）～9 月 17 日（木）に専任教員のみ都合形式で、また秋学期分として 1 月 30 日（土）に専任および通信教育課程非常勤教員によって実施した。

2010（平成 22）年度は、春学期分として 2010（平成 22）年 9 月 8 日（水）に専任教員および通学課程非常勤教員で「大学院の GPA 導入の可能性」をテーマに、また秋学期分として 3 月 1 日（火）に専任および非常勤教員によって「大学院の自己点検・評価」と「アカデミック・ハラスメント」をテーマに実施した。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

大学アドミニストレーション研究科では、通学、通信の両専攻の総合的な展開のために研究科長は両研究科を兼務しているが、それぞれの課題を果たすために、それぞれの専攻主任を配している。また、教務委員、学生委員、入試戦略委員、図書委員などを任命し、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

②改善すべき事項

専任教員の全員が教授であり、充実した内容を提供するという点では優位性があるが、結果として年齢構成がアンバランスになっており、改善の余地がある。

専任教員の学群教育や大学管理業務などの負担の関係を整理する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

- ・専任教員の構成原理の確立、学内他業務との関係の整理
- ・非常勤教員のFDのIT技術などを用いての有効な実施

3-15-5 経営学研究科

1) 現状の説明

経営学研究科は、30人の入学定員であるが、本学の専任教員10人が院生の研究ないし教育指導に携わっている。20科目以上におよび経営学専攻の授業科目とその担当教員の配置の仕組みは整備されている。専任教員は全員が、各自の担当授業以外にも、必修の基礎科目を担当している。

経営学研究科では、毎月の研究科委員会でFDに関する議論、学期ごとの大学院研修会でのFDに関する総合議論と交流が行われている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

十分な交流や意見交換の機会となっている。

教員研修会を通じて大いに教育・研究活動に関する交流、提案、分析などが行われ、学期ごとの評価の一つの総括ともいえる。

②改善すべき事項

編成方針に沿った教員組織は一応整備されているが、時代の要請に伴う必要科目の設置などの面から考えると兼担教員が中心である現状からみて、教員の不足が強く感じられる。

3) 将来に向けた発展方策

- ・専任教員の構成原理の確立、学内他業務との関係の整理
- ・客員・非常勤教員との係を上げ、情報交換を高め、より効果的な教育を行うことを目

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

指す必要がある。

3-15-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

言語教育研究科全体としては、専任教員 15 人、非常勤教員 11 人で構成されている。専攻別にみると、日本語教育専攻は、専任教員 8 人、非常勤教員 6 人で、英語教育専攻は、専任教員 7 人、非常勤教員 5 人である。両専攻とも、教育組織としてはリベラルアーツ学群のコミュニケーション学専攻プログラム、研究組織としては言語学系、研究所としては言語教育研究所、言語教育評価共同研究所と相互の連絡・支援・強化が図れるように、編成されている。

教員の教育研究活動などの評価について、毎年、教育・研究に関する計画書および前年度の報告書を提出し、これらに研究科長がコメントをして、資質の向上を図っている。さらには、学生からの授業評価アンケート調査を実施し、これを各教員に戻し、反省や授業改善のための見直しを促している。

FD 会議は言語教育研究科として毎学期に 1 回開催し、必要に応じて、言語教育四役会議や日本語教育および英語教育専攻会議を開いて、実施している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

教育・研究に関する計画書および前年度の報告書、あるいは、学生からの授業評価アンケート調査の結果から、各教員はそれぞれに改善をしていることが伺えるので、評価の効果は上がっている。

②改善すべき事項

年 2 回の非常勤教員をも含んだ FD 会議に、非常勤教員の出席が少ないが、この出席を促すのが今後の課題となる。

3) 将来に向けた発展方策

教員配置に関しては、日本語教育専攻の場合は、一部の教員が大学院で多くの学生の研究指導を担当したり、複数の委員会を担当したりしながら、学士課程のリベラルアーツ学群のいくつかの任務も受けなければならないという過大な負担となっている。英語教育専攻の場合は、構成員 7 人のうち、4 人が大学院部長、学長補佐、言語学系長、教職課程センター長なので、大学院の校務分掌を一部の者が複数で担当しなくてはならない状態になっている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

3-15-7 心理学研究科

1) 現状の説明

臨床心理士の養成を基本的な理念・目的としており、臨床心理士認定機構による分類では第Ⅰ種養成機関となっていることから、これに対応する授業科目の設定、臨床心理センターにおける実習、ケースカンファランスも濃密に行っている。

健康心理学の性格を考慮し、健康科学、社会福祉などの分野についても学ぶことができるよう、科目設定を行い、専門の専任教員も配置している。

両専攻はこうした要請に応えるべく種々の工夫をこらしている。

教員の研究計画書、研究成果（経過）報告書の提出を求めている。FDは研究科として春学期、秋学期に実施している。今後は授業内容と方法にかかわるFDをもっと積極的に実施する必要があると考えている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

教員の欠員補充の際に相対的に若い研究者を採用してきたので教員の年齢構成も比較的良く、教育・研究活動も活性化している。

また臨床心理学、健康心理学の両専攻に専攻主任を置き、学内委員も特定個人に負担過重とならないよう工夫したこともあり、研究科内の協力関係もスムーズである。

②改善すべき事項

臨床心理学、健康心理学の両専攻は資格取得のための科目設置が外部機関によって定められているが、専任教員ではこれをカバーしきれないこともあり、多数の非常勤教員に依存している。

3) 将来に向けた発展方策

二つの専攻はともに非常勤教員への依存度が高い。そのため専任と非常勤との交流・情報交換を促進し、教育内容などの一貫性・体系性を高めていく必要がある。

3-16 根拠資料

1) 大学全体

大学学則第 21 条の 2、第 20 条、第 13 条、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 3 項

大学院学則第 10 条

大学基礎データ

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

任期教員規程・施行規程

学系規程

教授会規程

研究科委員会規程

2) 人文学系

人文学系人事委員会内規

人事委員会議事録

人文学系会議議事録

3) 言語学系

言語学系人事委員会内規

言語学系会議議事録

言語学系人事委員会議事録

4) 芸術・文化学系

学系会議議事録

学系人事教授会議事録

学系人事審査報告書

個人別担当業務一覧

5) 法学・政治学系

法学政治学系人事規定

法学政治学系選挙規定

法学政治学系会議議事録

6) 経済・経営学系

経済・経営学系の専任教員採用審査の実施についての内規

経済・経営学系の専任教員昇任審査の実施についての内規

経済・経営学系会議議案および配布資料

経済・経営学系会議議事録

7) 心理・教育学系

心理・教育学系会議議事録

心理・教育学系人事教授会議事録

心理・教育学系人事内規

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

学系長会議録

全学人事委員会議事録

同人事委員会配布資料

大学運営会議議事録

8) 自然科学系

自然科学系人事内規案

9) 総合科学系

総合科学系の教員人事審査に関する規定

総合科学系長の選挙に関する規定

「20 教員個人別担当業務一覧（教員評価（結果報告）兼研究成果（経過報告書）

教員評価（目標計画）

教員業績データベース

10) リベラルアーツ学群

教員のコマ数資料

FD 記録（冊子など）

11) 総合文化学群

音楽専修（専修会議議事録）

映画専修（専修会議資料）

FD 記録

12) ビジネスマネジメント学群

新任教員研修資料

2009 年、2010 年 F D 実施記録

ビジネスマネジメント学群専任教員採用時の審査基準（サンプル）

13) 健康福祉学群

2010 年度 公費出張による教員研修参加一覧

14) 基盤教育院

「履修ガイド」

「講義案内」

科目担当者会議記録

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

研修会記録

履修説明会資料

月例基盤教育院運営会議議事録

全体研修会アジェンダ・記録

担当者会議記録

科目区分代表者会議議事録

ブリッジ・カレッジ資料

15-1) 大学院

「2009 年度大学院報告」、大学院委員会議事録

15-2) 国際学研究科

「2009 年度大学院報告」「履修ガイド」「大学院案内」

15-3) 老年学研究科

「2009 年度大学院報告」

老年学研究科委員会議事録

FD 会議議事録

15-4) 大学アドミニストレーション研究科

大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

大学基礎データ

大学院報告

大学アドミニストレーション研究科FD研修会記録

15-5) 経営学研究科

「2009 年度大学院報告」

大学院委員会議事録

「大学院案内」

履修ガイド

15-6) 言語教育研究科

「大学院案内」

大学院履修ガイド

大学院報告

研究科委員会議事録

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

研究科 FD 会議議事録

15-7) 心理学研究科

「2010 年度大学院報告」

心理学研究科委員会議事録

FD 会議議事録

IV. 「教育内容・方法・成果」について

IV. 「教育内容・方法・成果」について

4-1 大学全体

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

建学の精神に基づいた、学士課程の教育目標ならびに各学群の教育目標を「履修ガイド」において明示し、学位授与方針を桜美林大学学則（以下、大学学則という）第 58 条および同第 59 条、「桜美林大学学位規則」、「ディプロマ・ポリシー」において明示している。

修得すべき学習成果についても、「履修ガイド」において、専攻プログラムおよび専攻コースごとの教育目的およびカリキュラムの特徴の中で明示している。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

教育目標および学位授与方針に沿って各学群の教育課程を編成しており、当該実施方針・内容を「履修ガイド」「講義案内」などで明示している。また、各学群の教育課程に科目区分を設定し、科目ごとに必修・選択の別、単位数、レベル、先修条件などを明示している。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

教育目標などについては、大学 Web サイトや「履修ガイド」、「講義案内」などに掲載し、社会に広く公表するとともに、全学生、全教職員に配布し、周知を図っている。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、大学学則第 16 条により、大学運営会議において検証している。なお、大学運営会議は、原則として月に一度開催されている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

大学の教育課程は、リベラルアーツ系の学群と、プロフェッショナルアーツ系の学群に分けて整備してある。リベラルアーツ学群は、人文社会科学、自然科学の基礎科目を幅広く履修し、批判的思考の基礎を作りながら専攻に進む、総合教養型の教育課程であるのに対し、総合文化学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群は、初年次より縦構造に積み上げえるイメージが強い教育課程を編成している。言い換えると、それぞれの学群の

IV. 「教育内容・方法・成果」について

備える教育機能も十分に活かし教育目標を達成ように、工夫している。

まず、全学共通の初年次教育のカリキュラムについては、少人数で、コミュニケーションを中心とした科目群を準備し、学生一人ひとりが学究に身を置くも、社会につながる知識と技芸を修得できるように工夫してある。この内容については、領域を越えた教員が相互に評価し、基盤教育院科目群全体としてのバランスが取れるように配慮してある。

大学が建学时より力を入れている語学やコミュニケーションに関係する科目は、基盤教育科目とし、学群以外の教育組織として位置づけてある「基盤教育院」によって、共通シラバスで従い共通の内容で授業を実施している。学群を問わず、英語、文章表現、口語表現、コンピュータリテラシーなどを1年次に学ぶ。次に、各学群独自の基礎となる科目は、入門科目として開講している。リベラルアーツ学群においては、学問基礎科目やリベラルアーツセミナーが中心なる。プロフェッショナルアーツ系の学群は、ガイダンス科目、入門科目により専攻の基礎学習を進める。これらの科目レベルは、全て100である。

次に、科目レベル200において、それぞれの学群の概論や、一部の各論科目を配列しており、専攻の入り口から進む方向（学習のトラック）を意識して、科目が開講されている。300レベルになると、専攻の中核をなす科目が配列されるとともに、ゼミを中心とした少人数の授業で、深い知識の習得と確かな技術の修得を目指す。レベル400の科目は少ないが、さらなる科目を履修する学生、卒業論文を書く学生など、それぞれの出口に向かって学習を進める。

各学群が準備している履修モデルを駆使して、学生一人ひとりとのアカデミック・アドバイザー（以下、「アドバイザー」とする。）による履修相談を通じて、順次性のある学習、体系的な学習を実現できるような助言や指導を行っている。単に、科目レベルや履修年次の表記に頼るのではなく、それぞれの学生の興味関心と、学術的な体系に基づいた学習ができるように、アドバイジングが重要な教育活動となっている。

本学では、専門教育と教養教育を明確に区別しておらず、基本的にはどの授業科目も専門科目であると考えている。ただし、学習体系の結果として、専門としての体系、教養としての体系が残る形になっている。つまり、卒業に必要な単位の中身を区分すると、「基礎学習」「専攻学習」「自由学習」となり、自由学習の部分が教養的な要素が高くなるということである。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

各課程の教育内容については、大学設置基準と各学問分野の基本となる知識の体系を参考に決定しているが、本学ではさらに、外国の大学の教育内容も検討しながら、改善に努めている。2008（平成20）年度より、米国カリフォルニアのサンフランシスコ州立大学と共同で、ダブルディグリーのプログラムを開始した。すでに、学生の派遣も行っている。カリキュラムを相互に乗り入れるときに、科目のレベル、内容、単位数などについて先方と詳細に議論し、お互いの教育課程を共有することによって、ダブルディグリーは成り立

IV. 「教育内容・方法・成果」について

つ。これにより、本学の学士課程で学ぶことは、グローバルな基準で学ぶことにもつながることになる。学士課程に相応しい教育は、国内の基準、ユネスコやOECDが提唱する基準、海外の大学の基準など、議論の余地があるが、これらをふまえて本学の教育内容を決定することが肝要だと考えている。

修士課程、博士前期課程、博士後期課程については、「国際学」という大きな枠で始めた学際的な大学院を、個別の研究科に独立させて、より専門的な大学院に改組している（表4-1参照）。学際総合的な知見の重要性は維持しつつ、より具体的な問題にこたえられる専門的な職業人を育てられるように教育課程を配慮している。

表 4-1 大学院課程の改組

2008 博士前期課程・修士課程		2009 博士前期・修士課程〔カッコは定員〕	
国際学研究科	→	国際学研究科	
国際学専攻		国際学専攻（10）	
国際関係専修		国際協力専攻（10）	
国際協力専修			
地域文化専修		経営学研究科	
経営学専修	→	経営学専攻（30）	
言語教育専攻	→	言語教育研究科	
日本語教育専修		日本語教育専攻（30）	
英語教育専修		英語教育専攻（10）	
人間科学専攻	→	心理学研究科	
臨床心理学専修		臨床心理学専攻（13）	
健康心理学専修		健康心理学専攻（17）	
大学アドミニストレーション研究科	→	大学アドミニストレーション研究科	
大学アドミニストレーション専攻		大学アドミニストレーション専攻	
通学課程		通学課程（20）	
通信教育課程		通信教育課程（40）	
老年学研究科	→	老年学研究科	
老年学専攻		老年学専攻（20）	

IV. 「教育内容・方法・成果」について

2008 博士後期課程

2009 博士後期課程

国際学研究科	→	国際学研究科
国際関係専攻		国際人文社会科学専攻 (10)
環太平洋地域文化専攻		

老年学研究科	→	老年学研究科
老年学専攻		老年学専攻 (3)

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

教育方法については、「授業の形態」と「授業の方法」、さらに「授業外活動の管理」という3点を軸に効果を上げられるように努力している。形態については、講義と演習、実験・実習という基本的な形態があるが、できるだけ学生が主体となった学習ができるように、ディスカッションを中心とした少人数、ゼミ形式の授業が多くなっている。また、机上の知識と実際の応用を認識できるように、フィールドワークの科目を数多くそろえ、教室外の学習にも重点を置いている。履修者数もかなりの数に上っている。教室外活動の管理という点では、実習の時間にティーチング・アシスタントや助手を配備し、教育効果をあげる（担保する）ための実質的な活動ができるように配慮している。

学習方法については、アドバイザーによる学習指導が基本であるが、GPA制度（図表4-2参照）を導入しているので、各学期のGPAに従って、当該学期に履修できる総単位数の上限をコントロールし、各学生の学習の質を高めている。アドバイザーは担当学生の履修登録と成績を絶えずモニターし、必要に応じて助言や指導を行っている。特に、GPAの変動の原因を明らかにし、当該学期に挽回できるような措置を提言し、場合によっては生活習慣の改善も含めた助言も行うなど、学習がおろそかにならないようなシステムを構築している。各学生は、オフィスアワーを利用して履修登録時以外でも随時アドバイザーと面談することができる。

また、学生の主体的な学習を促すために、GPAの高い者を表彰したり、早期卒業を可能にしたりして、インセンティブを伴う学習指導を行っている。

図表 4-2 学士課程の GPA 制度

●GPAによるキャップ制（学期ごとに履修登録できる単位数の上限）

	～2009年度カリキュラム適用者	2010年度カリキュラム適用者～
原則（新入生）	20単位	20単位
前学期のGPAが3.5以上	28単位	24単位
前学期のGPAが3.0以上～3.5未満	24単位	
前学期のGPAが2.0以上～3.0未満	20単位	20単位
前学期のGPAが2.0未満	16単位	16単位

IV. 「教育内容・方法・成果」について

●GPAによる指導等

- ①前学期のGPAが2.0未満となった学生に対し、アドバイザーによる注意と指導を行う。
- ②GPA2.0未満が2学期連続、または通算で3学期になった学生に対し、本人及び保証人（保護者等）を呼び出し、アドバイザーによる注意と指導を行う。
- ③GPA2.0未満が3学期連続、または通算で4学期となった学生に対し、教授会の議を経て退学を勧告する。
- ④入学時から卒業時までの通算GPAが3.5以上の学生は、卒業時に、成績優秀者として表彰する。

●オフィスアワーの基準

180分／週

※90分／1回、週2回を原則とするが、60分／1回、週3回も可。

さらに、2007（平成19）年度より学生のさまざまな質問や疑問、相談を受け付け、解決に向けて「コーナーストーン・センター」を設置した。ここにはさまざまな経験を積んだ上級生や履修に関する知識を有する教職員が在籍しており、上級生の体験談を交えながら学びについての相談ができるようになっている。教職員だけではなく在校生がアドバイジングできる体制も整備している。

大学院課程において、院生の自発的な問題意識、研究課題について、独自にリサーチを進められるよう教職員全員で指導しているが、同時に、学問的知識と技術の修得を保障するシステムも構築している。大学院課程の初期においては、研究の方法、論文作法、図書館やメディアの利用法など、基礎的なスキルの修得を促すとともに、各専攻の基礎となる科目の履修から学習を始める。その後、応用、発展と進む形態をとっている。したがってその教育方法については、指導教員の指導によるところが大きいので、大学院の研修会や各研究科の教授会などを利用し、教育内容、教育方法のディベロップメントを行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

学士課程・大学院の課程の授業科目についてシラバスを作成している。作成にあたっては、大学教務部で共通事項を決定し、どの授業であってもシラバス作成に含めるべき事項と詳細についてガイドラインを決めている。各教員は、ガイドラインに従って作成し、授業内容に応じて必要事項を記入している。各教員が作成した授業ごとのシラバスは、科目が所属する所属長によってすべて点検され、不備がある場合は加筆修正を要求している。すべてのシラバスの点検が終わった段階で、大学 Web サイト上で公開している。

シラバスどおりに授業が行われたかについては、履修者による授業評価アンケート、教員自身の自己点検評価によって確認することができるようになっており、毎学期、担当副学長によって、すべての評価がレビューされている。問題などが確認される場合は、所属長を通じて、担当教員への指導が行われ、改善を要求している。このシステムの中で、授

IV. 「教育内容・方法・成果」について

業内容や方法とシラバスの整合性を保つ努力を行っている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価（表 4-4 参照）について、本学では長い間、絶対評価を基本とする評価方法をとってきたが、近年、相対評価などの長所も採り入れた学士課程により相応しい厳格な成績評価の検討を進めている。

単位認定については、その学習内容、学習レベル、学習時間数を見極め、適切な認定ができるようにしてある。特に、ガイドライン上の判定だけではなく、当該活動を説明する資料を収集し、学士課程、大学院課程それぞれの学位水準の教育課程に照らし合わせて、教育的効果を判断しながら、専門の委員会によって単位認定を厳格に行い、各教授会などの議を経て認定している。

(4) 教育成果の定期的な検証と、教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

教育改善の第一歩として、本学の状況を把握するために大学教育開発センターの情報評価・分析（IR）部門が作成した『桜美林大学 FactBook』により、2008（平成 20）年度の段階で成績評価について改善の余地があることが判明した。これを受けて「成績評価等に関する検討委員会」が設けられた。

また、この「成績評価等に関する検討委員会」の活動と平行して、2009（平成 21）年度には大学教育開発センター主催の学内シンポジウム「科目内容と成績評価のあり方の関係を考える」において、全学の課題として取り上げ、研修の機会を設けた。この記録は大学教育開発センター年報に収録され公にされている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

(a) 学生の学習効果を測定するための評価指標の開発とその適用

「学生による授業評価」

2004（平成 16）年度より、学生による「授業評価アンケート」を全学的に実施し、授業改善に向けて役立てている。アンケートは春学期末および秋学期末にゼミ（専攻演習）や卒業論文指導を除く全講義科目で実施している。授業方法や授業運営について、選択式回答の他自由記述欄を設けている。

従前、学習内容や成績評価は個々の教員の裁量に委ねられていた。しかし、学生による授業評価制度導入により、各教科の教育内容改善用データを各担当教員にフィードバックしている。

(b) 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生の評価）

「学生の自己評価」

「学生による授業評価」項目に、履修学生の＜講義ごとの取り組み＞に関する自己採点

IV. 「教育内容・方法・成果」について

評価項目がある。履修学生は授業評価に回答することによって、各自講義への取り組みを自己採点する結果となる。

「卒業後の評価（就職先の評価、卒業生の評価）」

「キャリア開発センター」では、「学生と企業の橋渡しプロジェクト」の一環として＜桜美林大学卒業生に対する企業ニーズ調査＞を実施。本学卒業生に対する採用企業の評価をデータ化しキャリア支援に役立てている。（表 4-3 参照）

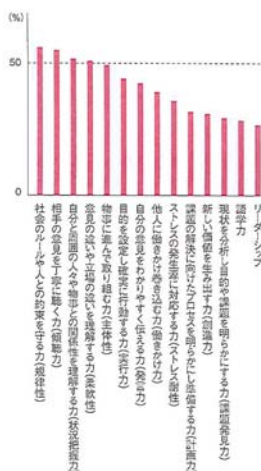
桜美林大学卒業生に対する企業ニーズ調査

社会的自立および職業的自立に向け、大学のキャリア教育はどうか。その方向性を探るため、「学生と企業の橋渡しプロジェクト」の一環として、企業にアンケート調査を実施。企業が大学卒の新規採用者に求める能力を把握するとともに、桜美林大学卒業生への評価や要望を分析しました。その結果、桜美林大学卒業生は、規律性や傾聴

力、状況把握力といった周囲との協調性の高さが評価を受けていることがあきらかになりました。また大学生一般について「自ら進んで行動することができる」能力が高く求められている一方、特に桜美林大学卒業生においては、今後成長が見込まれる中堅企業で「自己開拓能力」への期待が高いことがうかがえます。

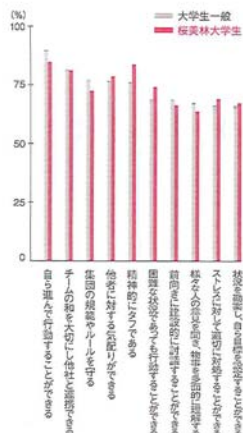
桜美林大学生に対する採用企業の評価

桜美林大学生を採用した経験のある企業121社の回答を集計(調査期間は2010年1月4日~1月25日)。調査項目14項について「優れている」「どちらかと言うと、優れている」との回答を合計し比率の高い順に並べた。50%を超えているのは、「規律性」「傾聴力」「状況把握力」「柔軟性」の4項で、周囲との協調性や順応性に優れていることがうかがえる。



大学卒・新規採用者に求める能力 (大学生一般と桜美林大学生)

大学生一般に求める能力は、全国の企業600件の回答を集めた過去の調査結果を参考にした。調査項目25項のうち、大学生一般に対し「(大変)強く求めている」上位10項目を抜粋し、桜美林大学生に対するものと比較した。順位に違いはあるものの、大学生一般と桜美林大学生に求める能力の違いはさして見られない。一方「精神的にタフ」「他者に対する気配り」「困難な状況でも行動できる」「ストレスへの対処」「目標設定」については全国平均を上回っている。



桜美林大学生に求める能力 (大企業と中堅企業)

回答企業121社を従業員規模別に、1000人以上の大企業と500人~1000人未満の中堅企業に分け、上位5項目を比較した。いずれも上位に挙げられる項目は同じだが、第1位の「自ら進んで行動することができる」能力は中堅企業で9割近く。全体回答80.2%から9.5ポイントも上昇している。これから成長が期待される中堅企業には「自己開拓能力」が強く求められているようだ。

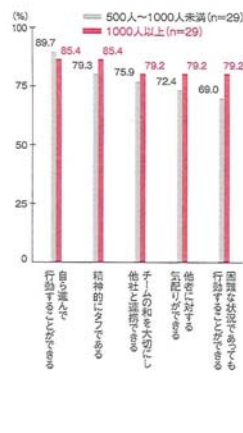


表 4-3

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学士課程、大学院課程ともに、卒業要件、修了要件が適切に定められている。

学士課程においては、「卒業希望届」が提出された段階で、当該学生の履修状況、修得単位状況、卒業要件修了状況などを確認し、審議される。すべての条件を修了していることが教授会を通して確認された場合、大学の最高意思決定機関である大学運営会議で報告され、学長名で認定される。

大学院の学位審査及び、修了判定の客観性・厳格性については、当該院生の研究指導教員である主査のみならず副査担当の教員、または外部の資格保持者などの審査を経る方法で、質を保証している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

各学生自ら選択した専攻プログラムまたは専攻コースをメジャーとして修了し、卒業に必要な単位の修得および入学時からの通算 GPA が 1.5 以上を有した者に学位を与えることとしており、教育目標と学位授与方針は合致している。

学生に対しては入学式や各学期に開催されるオリエンテーションにおいて、新任教職員に対しては新任教職員研修会において説明を行うことにより周知が図られており、本学への理解の一助を担っている。

他の研究科の科目を履修できる柔軟性は保ちながら、専門課程を修められるようにしてある。これにより、自発的な問題解決のための教育課程を組むことができる。

2010（平成 22）年度春学期からはその準備段階として、学長から発信された「成績評価の適正化についてのガイドライン」により A～F の 5 段階評価のうち、特に、A と B の評価についてはパーセンテージを決めて評価している。これにより、クラスの中でのインセンティブが上がり、かつ、学習の質を保証するという意味において、各学生の達成度、習熟度がわかりやすくなった。また、評価基準・方法については、シラバスの中で明記されているので、学生も取り組みやすくなっている。特に、レポート、発表、試験などの具体的な学習活動ごとの評価の方法や総合評価に対する割合なども明記することになっているので、明確な学習計画が立てられるようになっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

表 4-4 成績評価

●成績評価等の標語と意味

A	Excellent (特に優秀な成績)	4.0
B	Good (優れた成績)	3.0
C	Fair (一応その科目の要求を満たす成績)	2.0
D	Minimal Pass (合格と認められる最低の成績)	1.0
F	Failure (不合格)	0
S	Satisfactory (合格)	GPA適用外
U	Unsatisfactory (不合格)	GPA適用外
T C	Transferred Credit (他大学等で修得した単位等の認定)	GPA適用外
I	Incomplete (履修未完了または成績評価の一時保留)	GPA適用外

※S、Uは、学生本人の希望により、在学期間を通じ20単位を上限とする。

●成績評価の適正化について（ガイドラインより一部抜粋）

- ①「A」、「B」評価の上限をそれぞれ履修者数の10%、30%とする。
- ②2010年度は試行という形でスタートし、問題点や課題の抽出を行うこととし、2011年度以降の制度化を目指すこととする。

「成績評価等に関する検討委員会」での議論の成果は答申としてまとめられ、これを元に2009(平成21)年度中に学長より成績評価の適正化についてのガイドラインが提示された。2010(平成22)年度春学期の成績評価には、早速このガイドラインの影響が現れている。

教育のシステム化という考え方を基本に、講義(演習)科目ごとの学習目標のあり方、試験の適否、学習指導の改善などを検証し、履修学生の適性に応じた教育的処遇を最適化する取り組みの一助となっている。

結果として、各教員は学習対象者の成長に資する教育を行うべく、学習目標と整合性のとれた評価方法を設定し、可能な限り客観的な評価を行うことが可能となる。2011(平成23)年度の講義改善に向け、各教員はシラバスに、学習目標や評価方法などをより明確に提示可能となる。各教員が明確な教育理念と成績評価基準を共有しつつ、公正な教育にあたることができる。

各学生の卒業、修了、学位授与については、それぞれの学群教授会、研究科教授会で厳密に審議され適切に処理されている。

試験、論文、研究レポートなど、複数の研究活動を証明する資料と履修科目の成績などで総合的に判断し、学位論文などを公開することによって、客観的な基準をクリアーしている。

②改善すべき事項

本学は、学士課程において従前の「学部制度」を廃止し、「学群制度」に再編した。「学群制度」は、他大学では、ほとんど検討されていない教育組織である。従来の「学部制度」

IV. 「教育内容・方法・成果」について

は、きわめて「学部完結型」学習を中心としたカリキュラム構造を是としてきた。それに対して「学群制度」はより柔軟なカリキュラム構造となっている。

従来の「学部制度」は教育組織、カリキュラム、研究組織を一体化した構造になっていた。社会情勢の変化が目まぐるしい現代社会にあって、迅速に時代のニーズに対応可能な教育プログラムの提供が急務である。

教育組織と研究組織を分離することにより、「学部制度」では不可能であった、より柔軟なカリキュラムや人事の対応が可能となった。今後も本学独自の教育組織と研究組織を分離した利点を活用して、より多様な教育プログラムを提供してゆくことが課題である。

近年、中教審の分科会でも「学士力」がテーマとして取り上げられ、新たな「学士課程教育」改善に向けた議論が行われた。高等教育機関としての大学は旧来の学生像を捨て、現状の学生をいかに育てるかが問われている。「学士力」の問題は、取りも直さず大学の「教育力の質」が問われている。「教育力の質」の改善はかることによって、カリキュラムの「グローバル化（国際標準化）」が可能となる。本学でも海外提携大学とのダブル・ディグリー（2年＋2年）プログラム等の対応が重要である。そのためには、従来のカリキュラムの見直しや履修制度の改善が急務である。大学の「グローバル化」を推進するには、海外大学と共有可能な教育制度設計と運用ルールの策定が重要な課題である。

本学も Semester 制度や GPA 制度の導入を他大学に先駆け導入した。Semester 制度導入に合わせ、講義科目のバッティングを防ぐための工夫として、時間割のパターン化を実施。Semester 制度が定着した 2000 年度学習支援ツールとしてとして GPA 制度およびアカデミック・アドバイザー制度を文学部が先行実施に踏切り、翌 2001 年度から全学で完全実施を果たした。

以上の成果として、「学んだ質」からも成績を検証でき、同時に、学期ごとの学習到達度を明確にレビューできる制度への移行が可能となった。同時に、早期卒業制度も対応が可能となった。

2008 年度より大学教育開発センターが作成した『Fact Book』のデータを検証した。過去 10 年間の成績評価分析によると、「授業評価制度」や「教員評価制度」導入の影響を受けて、「A」、「B」評価が 70% 以上となる成績評価の軟化が近年顕著となった。そこで成績評価検討委員会を立ち上げ、成績評価についての検討をおこなった。その結果「A」評価の上限を 10%、「B」評価を 30% を上限とする暫定案で現在対応。最終案作成に向け、引き続き上記委員会で検証中である。

学群制度もすべて完成年度を迎えた 2010 年より「科目ナンバリング」の検討を始めた。「科目台帳」の整備と「科目ナンバリング」の見直しも「グローバル化」にむけて早急に対応する必要がある。FD・SD 活動をより活性化させることも重要である。これら課題の整備過程では、建学の精神が求める「養成する人材像」について、常に現代的課題を意識しながら検討すべき課題である。

大学院においては、加速する現代社会の変化に対応するため、各研究科は不断のカリキ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

キュラムの見直しが課題である。

3) 将来に向けた発展方策

成績評価については、これまでの改善の成果を踏まえた上で「GPA 制度検討委員会」において成績評価と GPA の関係をもう一度洗い直すことが検討されており、2010（平成 22）年度秋学期以降にも引き続き教育成果を適切に把握するための研究が進められている。大学院課程も検討すべき時期にきている。

4-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

大学学則に「リベラルアーツ学群は、広範な知識と深い専門性に裏付けられた思考力、分析力、柔軟な発想力を身につけた人間性豊かな人材の養成等を目的として、総合的教養及び専門的基礎学術に係わる教育等を行う」と教育目標を明示している。

この教育目標実現のため、基盤教育と専門教育の両教育課程の意義及び学士課程教育の中での有益性の観点からも、学位授与方針との整合性が検証されている。

専門教育を構成する科目群は、「人文科学科」、「社会科学科」、「自然科学科」、「学際・統合科学科」から構成される。これらの科目群の中から、一定の教育目標を実現するためのプログラムとして専攻プログラムが提供されている。どの専攻プログラムを選択するのかは、学生の主体性による選択に委ねられている。ここにリベラルアーツ学群のカリキュラムの大きな特徴がある。

専攻プログラムの内訳は、以下の通りである。ここではわかりやすく区分単位で記載した。

- (a) 言語区分: 英語、中国語、日本語日本文学、日本語教育、言語学、コミュニケーション学
- (b) 文学区分: 英米文学、中国文学、現代・世界文学
- (c) 哲学・思想区分: キリスト教学、宗教学、哲学、倫理学
- (d) 歴史人類学区分: 文化人類学、アメリカ地域研究、アジア地域研究、日本地域研究 (E,C,J)、歴史学
- (e) 法・政治学区分: 国際関係、国際協力
- (f) 社会学区分: 社会学
- (g) 心理・教育区分: 心理学、教育学(教職教育)、博物館学(マイナーのみ)
- (h) 経済学区分: 国際経済、ビジネスエコノミクス、総合政策
- (i) 基礎数理区分: 数学、物理学、化学、生物学、地球科学
- (j) 情報・環境区分: 情報科学、環境学、メディア(ジャーナリズム)

これらの専攻プログラムの選択は、1 年次から選択のための準備・指導が計画され、2 年次の秋学期に宣言を行うようにされている。専攻プログラムの組み合わせは多様であり、メジャーとマイナー、メジャーと複数マイナー、あるいはダブルメジャーなども可能となっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

2010(平成 22)年 7 月のリベラルアーツセミナーの時間を利用して、1 年次の 7 月時点での専攻希望状況を調査した。この時点で既に専攻を決めている学生もしくは絞り込みができていない学生の割合は約 3/4 にのぼっている。希望する専攻を比較すると、特定の専攻に集中していることが明らかになった。これは入学以前に決めていた、もしくは春学期の授業を受けて候補にしたものと考えられる。すでに決定している者には、本人の希望を尊重しつつ適性などをも考慮した適切な専攻選択の指導を行うこと、また、決定していない者については、専攻を決定するための指導を行うことが求められている。このために、専攻プログラム選択のための各種の説明会や資料、さらに専攻プログラム相談員制度などの体制を構築して対応している。2 年次に対しては、4 月のオリエンテーション、5 月の専攻説明会および専攻別個別相談、6 月のアドバイザーとの個別相談を経て、10 月の専攻宣言に導くようになっている。

専門性を高めることを目的として、3 年次に専攻演習、4 年次に卒業論文・卒業研究が用意されている。これらは必修ではないが、全員が履修するよう履修指導を行っている。専攻演習選択のために、専攻演習紹介冊子の作成、説明会実施などを 2 年次の秋学期から行っている。

各専攻プログラムとも履修モデルを作成し、到達目標が明らかにされ、目標達成のために履修すべき授業が明示されている。専攻プログラムごとに複数の到達目標が考えられるために、学群としては 150 以上の到達目標になる。これにより、修得すべき学習成果が、到達目標およびそれを実現するための授業という形式にて明示されている。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

リベラルアーツ学群の教育目標は「広範な知識と深い専門性に裏付けられた思考力、分析力、柔軟な発想力を身につけた人間性豊かな人材の養成等を目的として、総合的教養及び専門的基礎学術に係わる教育等を行う」となっているが、「広範な知識」を育成する教育課程は主に 1, 2 年次の基盤教育と 2 年次以降の多様な専攻プログラムが提供する広範囲の授業である。また、「深い専門性」をはぐくむのは専攻プログラムが提供する専攻科目および専攻演習・卒業論文である。卒業要件としては、指定された基礎学習 42 単位の修得、メジャーの認定(40~44 単位)、総修得単位 124 単位以上かつ GPA1.5 以上となっている。

この教育目標実現および学位授与方針と整合性をとるために、基盤教育と専門教育の学士としての教育課程における位置づけのさらなる見直しが計画されている。基盤教育を主に提供する組織として基盤教育院がある。また、入学して卒業するまでの育成および専門教育に関してはリベラルアーツ学群が主に責任をもって行っている。これらの目標は履修ガイドなどを通して学生に開示されている。

< 基盤科目 >

基盤科目は 42 単位が必修となっている。基盤科目の必要単位数内訳は、コア科目(6)、外国語科目(16、英語(8)、外国語(8))、学問基礎(8)、専攻入門(2)、リベラルアーツセミナー(2)、キリスト教(4)、その他(4)となっている。基盤科目のそれぞれの目的は以下の通りである。

(a) コア科目: 大学で学ぶための基本的スキルを修得する。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

- (b) 外国語科目：英語 8 単位の必修のみならず他の外国語の素養を身につける。
- (c) 学問基礎：広範囲な学問のアプローチ方法を学び多角的な視野を身につける。
- (d) リベラルアーツセミナー：大学で学ぶためのアカデミックライティングをマスターする。
- (e) キリスト教：本学の見学の理念およびキリスト教が果たしてきた人類の文化に対する影響を理解する。

<専攻科目>

37 の専攻プログラムでの科目区分、必修・選択の別、単位数などの明示は以下の通り行われている。専攻プログラムを構成する専攻科目はリベラルアーツ学群が提供する 750 の科目の中から専攻プログラムの教育目標を実現するのに必要な科目を抽出し、2~5 のカテゴリー（導入、理論、応用など）に分類されて履修ガイドに明記されている。同時に科目の単位数、配当年次、レベルなども同様に明示される。必修科目はそれほど多くなく、カテゴリーの中から選択必修の形式が多い。

指定された科目履修を行うとメジャーもしくはマイナーの認定がなされる。メジャー修得は卒業要件になっている。メジャー／マイナーの選択は学生の自由意志にゆだねられており、専攻プログラムにおける定員管理は行っていない。登録は 2 年次の秋学期に行われるが、その後の追加・変更に関しても自由意志による。

(3) 教育目標などの公表方法

リベラルアーツ学群の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学 web サイトや大学案内などを通じた対外的な広報によって広く一般に告知されている。

入学前のオープンキャンパスやミニオープンキャンパスなどで実施される学群ガイダンスなどでは、受験生に対して教育目標および教育課程を学群の特徴と魅力として説明している。また、入学した学生に対しては、履修ガイドに記載されている教育目標や学位授与方針および教育課程を説明すると共に、1 年次のオリエンテーションやリベラルアーツセミナーなどを通して学生一人ひとりに周知している。また、1, 2 年次に対し専攻プログラム履修モデル集を配布し、専攻プログラムの到達目標および目的に応じた科目選択の指針を提供している。教員に対しては教授会や FD (Faculty Development) の機会を通し、リベラルアーツの教育目標、教育課程の編成に関して議論を重ね共通の理解をするに至っている。

社会に対する公表は、主に大学 Web サイトを通して行われており、2010(平成 22)年度は大学 Web サイトのリニューアルの作業に着手した。教育内容、教育目標を前面に出す方針で臨んでいる。

履修ガイドそのものが大学 Web サイトで社会に向けて公表されている。

(4) 教育目標などの適切性について

1 年次リベラルアーツセミナーのアンケート：7 月にアンケート調査を行いリベラルアーツセミナーの教育目標の実現性があるかどうかの妥当性を検証する

IV. 「教育内容・方法・成果」について

1 年次秋学期スタンプラリー：1 年次学生の専攻選択状況の把握

2 年次秋学期専攻宣言、専攻演習選択：2 年次のメジャー／マイナー登録状況の把握、専攻演習選択状況の把握

2 月 FD、7 月 FD における教員の問題指摘

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設、および教育課程の体系的な編成について

リベラルアーツ学群が提供している専攻科目数は 750 科目、その単位数の合計は 2203 単位である。これは人文科学、社会科学、自然科学、そして学際統合科学の 4 領域に渡って高い専門性を育むために計画された科目から構成されており、必然的に非常に多くの科目から構成されることになる。

科目の中には、主要な科目であり履修が望ましい準必修科目があり、それらは春秋開講、同時複数開講を行い、学生のニーズに応じている。また、この逆に在学年中に履修機会を確保すればよい科目もある。このような科目は隔年にて開講している。これらの検討を行い、上記 750 科目の開講単位数は毎年平均 2500 単位である。表 4-5 は 2010（平成 22）年度の開講科目を提供する専攻プログラム単位でまとめたものである。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

表 4-5 専攻プログラム開講科目

LA開講科目単位数合計(2010年度)	レベル				開講単位数合計	科目総単位
	100	200	300	400		
専攻プログラム	100	200	300	400	開講単位数合計	科目総単位
LA共通		8	12		20	20
アジア地域研究		96			96	100
アメリカ地域研究		56			56	56
キリスト教学		2	2		4	4
コミュニケーション学	16	44	28		88	48
ビジネスエコノミクス	8	48	40		96	102
メディア(ジャーナリズム)	16	20	34		70	50
英語	4	58	118		180	144
英米文学	24	38	44		106	86
環境学		37	38		75	75
基礎数理	18	60	70	24	172	166
教育学(教職教育)	28	117	57	20	222	92
現代・世界文学	4	12	4		20	18
言語学	6	14	14		34	32
国際関係	12	41	32		85	91
国際協力	8	20	16		44	52
国際経済	4	40	24		68	66
国際経済/ビジネスエコノミクス/総合政策	48	60	12		120	110
社会学	4	14	4		22	24
宗教学	2	18			20	16
情報科学	12	64	30	2	108	76
心理学	16	88	10		114	102
総合政策		32	44		76	82
中国語	7	27	42		76	76
中国文学	6	18	28		52	52
哲学		22	2		24	20
日本語教育	14	18	18	6	56	52
日本語日本文学	18	22	24		64	64
日本地域研究(C)		36	8		44	56
日本地域研究(E)		100			100	128
日本地域研究(J)		24	12		36	40
博物館学	8	16	10		34	19
文化人類学	8	36			44	48
倫理学		18	14		32	22
歴史学	4	12			16	14
総計	295	1336	791	52	2474	2203

この表でわかるように、全ての専攻プログラムから同様に科目が提供されているわけではない。一方、少人数教育に特化した場合、教室の確保、授業時間割の確保の面で学生に不利益を与えることも想定される。適切な授業履修者数の確保が専門性の構築に必要な不可欠となっている。科目の順次性は配当年次もしくは科目レベルで検証される。上記の表に見られるように、おおむね科目レベルを考慮した専攻科目が提供されている。特に、自然科学や情報科学、さらに経済学関連の専攻プログラムは、明確に積み上げ型のカリキュラムが構成され、科目単位で先修条件が課されている場合も多い。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

上記の専攻科目はすべて専門教育の位置づけとなっている。リベラルアーツが提供する専門教育としては、前述の 34 のメジャーがある。メジャーを認定する場合、指定された単位数をカテゴリー内の科目から履修（その意味では選択必修になる）し、合計 40 単位（一部 42、44 単位）を修得することが条件となっている。

メジャーは卒業要件であるが、学生は異なる分野をリベラルアーツの専攻科目から履修し、マイナーの認定を受けることができる。マイナーに関しては科目カテゴリーの中から指定された単位を修得し、合計 24 単位修得すると認定を受ける。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

各専攻プログラムの構成原則は、①その専門性を担保するための科目を各領域から抽出し、②レベル・カテゴリーごとに履修単位数を指定し、③専門性の担保のための必要単位数を定めることとされている。特色であり具体的な工夫がされている点としては、学生が履修した結果を、専攻として認定する方式をとっていることである。専門の認定のための最低履修単位は、専攻プログラムごとに定められているが、40～44 単位となっている。指定された単位数を修得した場合、卒業時にメジャーとして認定される。また、マイナーも専攻プログラムごとに定められた履修方法によって 24 単位を修得すれば認定されるようになっている。

これらの専攻プログラムは、学生が自ら備えたい専門性の希望を叶えるために、アドバイザーの指導助言を受けながら自由に選択することができる。また、履修するための参考として、教育目標・到達目標が明示された履修モデル集が発行されている。これはある意味で自らの課題を探求し、実現化するために、学生の主体的・能動的な対応を求めるものである。

各専攻プログラムが学士課程の専門教育に対応する物であるが、リベラルアーツ教育はこの専門教育のみが教育課程を構成しているものではない。基礎教育としての基盤教育はリベラルアーツの幅を身につけさせると共に、新しい学問への出会い・発見の場ともなっている。専門を見いだし 2 年次にはメジャーを宣言するが、メジャー以外の学びをマイナーもしくはマイナーに至らないまでも一定の科目を履修することにより、専門以外の分野での知識を身につけることを可能にしている。

リベラルアーツ学群の初年次教育は、学群の教育理念（幅広さと高さ）実現のために非常に重要となっている。この目標達成のために、以下の科目構成にて初年次教育を実施している。この科目構成は、他学群に比べおおむね 2 倍の単位数になっている。

<コア科目 (16 単位)> ()内は単位数

キリスト教入門(2)、口語表現法 I (2)、文章表現法 I (2)、英語コア I/II 各(2)、コンピュータリテラシー I (2)

<外国語 (8 単位)>

<基盤教育科目 (18 単位) :リベラルアーツの基礎形成>

(a)リベラルアーツセミナー:リベラルアーツ学群での学びの基礎、アカデミックライティング

(b)学問基礎:人文、社会、自然、学際統合の 4 分野から各 2 単位必修。幅の広い学び

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(c) 専攻入門: 専門を探す

(d) キリスト教理解: 文化を知る

(e) その他 4 単位: 自分を磨く

初年次教育科目の多くは高大連携科目にも指定され、高等学校からのスムーズな学士課程教育実現をも考慮したものである。

以上の基盤教育、専攻学習はその幅の広さと高さを実現するカリキュラムと相まって、学士課程教育の一つのひな形として注目に値するカリキュラムであると考えている。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

リベラルアーツ学群に設置されている科目での授業形態はさまざまな工夫が取り込まれている。全員必修のリベラルアーツセミナーは、アドバイザーが担当するが、学群統一の教育目標を掲げ、各教員の工夫を取り入れながらも学群共通のシラバスでセミナー形式にて行われている。

多くの授業で課題が頻繁に出され、学生の理解度向上が試みられている。また、ワークショップ形式が授業で取り入れられ、授業時間内に一定の成果が求められたり、授業時間外の共同作業が求められたりする授業も行われている。

履修登録に関しては学生の GPA と連動する形式にて履修登録単位数が定められている。これは全学群統一方式であり、GPA が 3.0 以上で 24 単位、2.0 以上 3.0 未満で 20 単位、2.0 未満で 16 単位の上限が課されている。また、GPA が 2.0 未満の学生に関しては特別の学習指導を行うことが全学的に定められている。具体的には 1 回にて呼び出し指導、2 期連続にて保護者呼び出しの上での面談、3 期連続もしくは通算 4 期以上にて退学勧告などの指導を行っている。

学生の主体的参加を促す授業は、多くの授業にて個人・グループ発表、グループワーク、調査報告などの手法が用いられ、積極的な授業参加が計画されている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

全ての授業について、シラバス記載項目が統一され、公開されている。記載内容には毎回の授業内容（全 15 週）や教員のオフィスアワー、連絡方法なども記載することになっている。シラバスの登録は学期開始前になされ、学生は授業履修登録時に、大学 Web サイトを利用してシラバスを参照しながら授業を選択することが可能となっている。この記載内容に関しては、リベラルアーツ学群の場合、専攻主任・区分長がチェックを行い、記載内容の確認を学群として行っている。

授業内容・方法とシラバスの整合性に関しては、授業評価アンケートにて学生に意見を聞く方式が採用されている。

(3) 成績評価と単位認定について

厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）に関しては、大学全体で統一して行われ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ている。特に成績評価基準は全ての科目に関してシラバスに明記する方法がとられている。2010（平成 22）年度から成績評価に関し、より厳密さが求められ、A 評価は全体の 1 割、B 評価が 3 割とするとの基準がガイドラインとして推奨された。

また、海外の大学で修得した単位は基本的に自由学習区分として認定されるが、先方の授業のシラバスなどを取り寄せ、本学の単位認定基準に照らし合わせて認定されている。また、本学に入学する以前に修得した単位に関しても、原則的に自由学習区分として認定する方式としているが、科目名称や科目内容を確認し、本学の単位認定基準に照らし合わせて認定する方法が採用されている。

(4) 教育成果の検証と、教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

学群としては授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修として FD を実施している。特に授業方法内容の改善を目的とした FD としては、2009（平成 21）年度に実施した FD 研究会がある。以下の内容で実施した。

(a) 第一回 FD 研究会

時間：4 月 15 日（水）17:00～18:30

場所：A202

対象：リベラルアーツ学群教員（参加 56 人）

内容：授業方法等に関する話題提供（勝呂奏、片山博文）、学長の講演

(b) 第二回 FD 研究会

時間：5 月 20 日（水）17:00～18:30

場所：A202

対象：リベラルアーツ学群教員（参加 41 人）

内容：授業方法等に関する話題提供（奥野克己、佐藤恵）

(c) 第三回 FD 研究会

時間：6 月 17 日（水）16:30～18:00

場所：A202

対象：リベラルアーツ学群教員（参加 37 人）

内容：授業方法等に関する話題提供（芳沢光雄）

(d) 第四回 FD 研究会

時間：7 月 15 日（水）16:30～18:00

場所：A202

対象：リベラルアーツ学群教員（参加 35 人）

内容：話題提供（坂井昭宏）「教員個人レベルでの CD センシティブな ID の試み」

(e) 第五回 FD 研究会

時間：9 月 16 日（水）17:30～19:00

場所：A202

IV. 「教育内容・方法・成果」について

対象：リベラルアーツ学群教員（参加 31 人）

内容：話題提供（大道卓）「履修モデルと到達目標」

(f) 第六回 FD 研究会

時間：10 月 28 日（水）17:40～19:00

場所：A202

対象：リベラルアーツ学群教員（参加 60 人）

内容：話題提供（前畑雪彦）「桜美林大学リベラルアーツ学群の教育理念・目的」

(g) 第七回 FD 研究会

時間：11 月 18 日（水）17:30～19:00

場所：A202

対象：リベラルアーツ学群教員および全学教員（参加 35 人）

内容：外部講師（筑波大学特任教授 小笠原正明）「学士力」の保証と成績評価

この研究会以外に、毎年 2 月および 7 月に行われる FD にて特にリベラルアーツセミナー、専攻演習について授業改善を目的とした検討を行っている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

リベラルアーツ学群は 2010（平成 22）年度に完成年度を迎える。従ってまだ卒業生を輩出していない。その意味で成果を詳細に検証する段階ではない。しかし、この時点に至るまでさまざまな成果検証を行ってきた。

(a) 授業評価

これは全学で取り組んできたものである、これ以外に、リベラルアーツセミナーは学群独自にアンケート調査を行い、学生の意見を幅広く吸い上げる試みを行っている。

(b) 成績分布

リベラルアーツセミナーは開始の時点から成績評価割合を学群で統一して行っている。A:B:C=1:2:1 の割合をガイドラインとして運用し、毎年その結果の分布を学群内で公表し検証を行っている。

(c) メジャー・マイナー登録数

毎年 2 年次が登録する結果は学群内で公表されている。マイナー登録者数が当初 3 割程度であったが年次進行に伴って減少している点は問題である。

(d) 専攻演習登録

専攻演習は必修ではないが専門性の育成の観点から履修を強く勧めている。結果は毎年 85%の履修率となり、当初の計画が実施されている。

(e) 卒業論文履修率

卒業論文は必修とはなっていない。しかし専門（メジャー）の完成の意味で履修することが望ましい。2010（平成 22）年度が初年度であったが履修者数は 315 人で 30%であった。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

この履修率を 50%以上にすることが望ましい。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与については、当該課程にける学位の水準を担保することに留意しており、適切に行われている。学群としては 2010（平成 22）年度が完成年度であり初めて卒業生を出すのが、既に卒業判定手法などに関して検討が進められ、1100 人を超える大量の卒業判定を行うための方策も検討され準備した。具体的にはメジャー／マイナー判定システムと卒業判定ツールの提供である。

メジャー／マイナー判定システムは学生の履修履歴を元に、メジャーもしくはマイナーが認定されるか否かを判定するシステムであり、学生の履修履歴データベースと直結させている。これにより卒業要件となっているメジャー認定のために必要な情報を学生に還元することができるようになっている。

卒業判定ツールはメジャー判定結果、基礎学習にて修得した科目、自由学習で修得した単位を Excel に入力し卒業に必要な単位数を判定するシステムである。GO（Global Outreach）プログラム参加者や他大学認定単位に関しても入力することにより卒業判定に利用できるようになっている。このシステムは e-Campus からダウンロードしてリベラルアーツの全学生が利用できるようになっている。

また、4 年次の春学期終了後、基礎学習の未修得単位がある学生を洗い出し、アドバイザー一経由で学生を指導することを行っている。

以上のシステム利用や学生指導を通し、厳密かつ適切な卒業判定を実施している。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

基盤教育として、基礎スキル科目や外国語科目さらに 4 つの学問領域からなる「学問基礎」を履修し、基礎的なコミュニケーションスキルや幅広い学問領域にわたる基礎知識を身につける。さらに、ガイダンス科目である「専攻入門」を学ぶことなどを通し、Independent Learner としてリベラルアーツのカリキュラムの中で学ぶ基盤を確立するとともに、専攻する専門を自ら発見することができるように工夫されている。

専門教育としては 750 科目の中から必要な科目を抽出し、専門性を身につけるために体系的に科目を組み合わせた 37 の専攻プログラムが用意されており、各専攻の専門性が確実に担保されるようになっている。

基盤科目での幅広い醸成、専攻科目での専門性の育成、さらにメジャーとマイナーの自由な組み合わせという極めて自由度が高く、総合教養教育を実現するために計画されたカリキュラムにより、さまざまな分野の複合的な学びを行うことが可能となり、多角的な視野の育成、主体的・能動的な学ぶ姿勢の養成が可能となっている。

専門教育の育成にて大切な科目として専攻演習がある。2009（平成 21）年度は専攻演習が開

IV. 「教育内容・方法・成果」について

講された初年度であったが、学群としてのガイドや教員の指導もあり、85%の学生が専攻演習を履修する結果となった。この傾向は2010（平成22）年度も同様である。必修ではない科目ではあるが、このように高い履修率になったことは、教育の指導の成果として特筆すべき事項である。

リベラルアーツ学群の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の構成員に対しての告知はさまざまな機会を用いて行われており、有効に告知されていると見なすことができる。特に印刷物としては「履修ガイド」「履修モデル集」を活用することで、具体的かつ必要な情報が確実に関係者に伝わるよう計画されており有効である。

授業環境に関しては、現状でのリベラルアーツ学群専攻科目の平均履修者数は41.49人であり、適切な授業開講がなされていると考えられる。

専門教育の育成に関しては、卒業要件の一つとなっているメジャー修得が40～44単位となっている。この単位数および選択必修の概念は、改組前の国際学部、文学部、経済学部の専攻認定の方式と同等であり、専門教育としても遜色ないと見なすことができる。また、マイナーに関してもリベラルアーツの多角的視野を育成する専門教育の特徴として考えることができる。これもまた **Independent Learner** として、学生個人の判断に委ねられているが、マイナーだけ見ても37種類が用意されており、まさに時代が要請している幅広い知識の育成を実現する学士課程教育になっているとすることができる。

すべての科目について、単位数の計算は大学設置基準に則って設定されており、妥当な単位数を認定していると考えられる。単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性や既修得単位認定の適切性に関しては、学則の規定に則り、学群教授会審議事項として扱われており、適切に処理がなされている。

②改善すべき事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、完成年度以前のため具体的な変更を行っていない。ただ、将来に対して、また社会のニーズに対してどのようにカリキュラムを変更していくのかは慎重かつ不断に検討を行う必要がある。その意味で2009（平成21）年度には将来構想委員会を立ち上げ、カリキュラムの見直しに着手した。

LAとしての教育目標を達成するには、キリスト教学、宗教学、現代・世界文学、社会学、哲学、倫理学、歴史学等の科目が少ないが、当該科目担当教員の補充の可能性も含めて検討課題である。また、教育学、英語の開講科目数が多いのは、履修者が多く、クラス増を行っているからである。基礎数理は5つの専攻プログラムの合計となっているので同様に議論することはできない。この科目提供のアンバランスは、学生の履修者数を考慮しながら、リベラルアーツとして提供する科目のあり方の面から再検討すべき事項である。この点に関しては既に将来構想委員会の中で検討が進められている。

一方、地域研究、文化人類学などの分野では積み上げ型カリキュラムの構造があまりなじまないと言うこともでき、その結果200レベルに科目が集中している現象も見られる。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

この面は、今後検討すべき項目となっている。

学生の学習成果を測定するための評価指標については、未だに検討はなされていない。学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）も学習成果の調査指標として重要であるが、その調査については今後の検討を待つしかない。

3) 将来に向けた発展方策

2012（平成 24）年度から新しいカリキュラムを開始させる計画である。この方針に則り、2009 年度から将来構想委員会が活動を開始し、基本方針を作成した。2010（平成 22）年度内には専攻プログラムの詳細に至るまで検討を行い、新しいカリキュラム作成を行う。

基本方針としているのは次の教育目標の実現である。

- (a) 21 世紀世界市民の育成
- (b) 「課題探求・問題解決能力」の養成

このために、幅広く専門性を育成することを目標に専攻科目の単位数見直し、少人数教育の実現などを骨格としている。

4-3 総合文化学群

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

総合文化学群の教育は、幅広い知識と深い専門的学芸をともに教授し、知的・道徳的および応用的能力を展開させることを目的とすることから、共通科目と専修科目を置いており、共通科目で幅広い知識を授け、専修科目で専門性を積み上げることができるようカリキュラムを構築している。教育目標は履修ガイド、本学群の項の冒頭に、芸術のプロを目指すことと、4つの専門分野を総合的に学ぶことが明記されている。それに続き各専修のコース案内に「教育目的」が記載されている。

卒業の認定などについては桜美林大学卒業規則に定められている。卒業要件単位数 124 単位の内訳は、基礎学習 18 単位、専攻学習 56 単位、自由学習 50 単位となっている。必修科目である基礎学習 18 単位は、一般教養的授業科目であるコア科目 16 単位と各専門分野のガイダンス科目 2 単位からなる。専攻学習 56 単位は学群共通科目 16 単位と各専修科目 40 単位とに分かれ、バランスよく履修することを求めている。自由学習 50 単位は他学群・他大学・留学などで修得する単位である。

本学群の各専修は新入生ガイダンスにおいてカリキュラム構成や修得すべき内容を説明し、履修モデルなどを示し 4 年間の履修計画立案を支援している。また各科目において習得すべき学習成果は各科目のシラバスに具体的に明示されている。

演劇専修では、教育目標として、演劇界で真に活躍できる人材の育成、及び日本の地域

IV. 「教育内容・方法・成果」について

文化の発展を担える人材を育成していくことが掲げられている。本専修では、演劇関連科目と学群共通科目を修得することに加え、演劇専修においてもっとも特長的と言えるであろう「桜美林大学パフォーミング・アーツ・プログラム」(OPAP)に参加することで実践的な経験を積み将来的にも有効な学びを体験する機会も設定しており、目標としている『人材育成』を可能にしている。また、修得すべき学習成果は、各学期のオリエンテーションと学生への個別アドバイスにより明示されている。

音楽専修では、教育目標として、専門性と同時にグローバルな視野を持つことが掲げられており、修得すべき学習成果は、各学期のオリエンテーションと学生への個別アドバイスにより明示されている。

造形デザイン専修では、専門性と幅広い視野を持って習得すべき科目を検討し、各学期はじめのオリエンテーションで指導、アドバイザーが個々の学生にアドバイスすることで教育目標を明らかにしている。

映画専修では、教育目標として専門性と幅広い視野を持つことが掲げられており、修得すべき学習成果は、各学期の冒頭に開催されるオリエンテーションと学生への個別アドバイスにより明示されている。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

総合文化学群は文学、美術、音楽、舞踊などさまざまな要素から成り立ち「総合芸術」教育に機能をおいた教育組織である。特に実技と理論の両面から広く深く、実践的に学び、演劇界で真に活躍できる人材、日本の地域文化の発展を担える人材を育成していくことが演劇専修の目的である。

音楽専修では一学年 60 人という少人数制をとっており、学生はそれぞれが専門とする分野のほかに、複数の音楽分野、実技を選択、広い視点から音楽を学ぶ。これは、多様化する 21 世紀社会が求める音楽的人間像、すなわちグローバルな視点と芸術観を持ち、その能力をさまざまな形で社会に還元する人材を育成するためである。また、桜美林大学の特色を生かし、高い外国語能力により国際的に活動の場を広げていく。

造形デザイン専修では、一学年 60 人という学生が、デザイン分野・絵画・立体・テキスタイルを自由に選択し幅広く学ぶよう科目を設定し、芸術・美術を総合的に学習する。1 年次は基礎科目として造形芸術入門・デッサン・色彩構成などの実技科目からスタートし、2 年次以降は絵画・彫刻・テキスタイル・グラフィックデザイン・CG・メディアアート・写真・建築とさまざまな分野の科目から、自主性を大切に選択し創造力・造形力を身につける。

映画専修では、映画制作のさまざまな技能を学ぶだけでなく、映画史や映画ビジネスなどについての知識も習得し、国内外で活躍できる優れた映画人を養成することを目的にしている。この目的を実現するため、1 学年 50 人という少人数制を実施するとともに、入学時には脚本、監督、撮影などのコース分けはせず、学生の映画についての理解度が深まる

IV. 「教育内容・方法・成果」について

につれ、各自の適性に合った専門分野を主体的に選択できる柔軟な教育システムを構築している。

(3) 教育目標等の公表方法

履修ガイドは学生、教職員全員に配布され、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方周知されている。学外へ対しては、大学 Web サイト上に、学群の説明および各専修の案内が掲載されている。また受験生対象に配布する大学案内にも上記内容の概略が記載されている。

(4) 教育目標の適切性についての検証について

教育課程の編成・実施方針は毎年度検証が行われ、2008（平成 20）年度に卒業生を輩出するに至った 3 専修はその結果を踏まえてカリキュラムの見直しがなされた。2010（平成 22）年度に完成年度を迎えた映画専修もカリキュラムの見直しを検討中である。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設、および教育課程の体系的な編成について

総合文化学群の「専門科目」は「学群共通科目」と「各専修の専攻科目」から構成される。学群共通科目は各専修の専門分野の他、芸術論や文化論の科目を含み、単に幅広い知識を授けるだけでなく、より根本的で、諸学の基礎となる問題意識の喚起に努め、総合文化学として総合的に学ぶための基盤を与えることを目指している。専攻科目はさらに講義科目と実技・実習系科目の両者からなっており、一方で知的に理解し考察を深めるとともに、他方で実際に演劇を演じたり、楽器を演奏したり、美術作品を制作したり、映画を制作する実践的活動により、一個の人間として知的にも情操的にも全体的総合的にバランスよく豊かな人間性を涵養するように配慮している。実技・実習科目は、少人数クラスであり一人ひとりが実際に演じたり、演奏したり、制作したりすることが必須となり、学生にとっても密度の濃い授業が展開されている。従来の大学教育が知識伝達型を主な教授法としていたのに対し、実際に体を動かし、全人的に参加することは、全人的教育として重要な意味を持っており、今後の大学教育の方向にとっても重要な意味を持っていると考えられる。

専攻科目は入門的科目から高度な科目へ体系的に構成され、レベルに応じて開講年次が設定されており、履修はその順序に従う。カリキュラムを積み上げていく上で、必要に応じて先修条件を示し、自由な選択履修でありながら、選択履修の枠を示し系統的に学ぶ道筋を示している。

本学群の講義科目はいずれの専修の学生も制限なく履修可能で、実技・実習系科目は教育指導上可能な限り他専修の科目を履修することが認められている。この点からも一層豊

IV. 「教育内容・方法・成果」について

かな総合的な学習が可能になっている。1年次履修の基礎学習以外は殆ど必修科目がなく、学生が自主的に履修内容を組み立てるよう配慮されている。また各専修1～2年次のカリキュラム構成は縦割りではなく、異質な部分を持ちながらも重なり合う関心を持った学生同士がふれ合い、よい刺激となるよう意図したものとなっている。本学は他学群科目の履修が可能である点が特徴であるが、プロを目指す本学群の実技・実習系科目は専門的性が高いという理由で、他学群の学生は履修できないという位置づけである。

演劇専修では、実技を中心に演劇を幅広く学ぶことのできる科目を開設している。実技では、単なる俳優教育に留まることなく、コンテンポラリーを中心としたダンス、さらには劇作、演出、舞台美術、照明、音響などのスタッフワークやプロデューサーとしての実務まで、あらゆる分野の科目を開設している。理論面では、歌舞伎から新劇までの近代劇、日本の現代演劇、ギリシア悲劇、シェイクスピア、イプセン、チエホフなど海外演劇を幅広く網羅している。国際的な視野を身につけるため、英語劇のクラスを設け、海外演劇学校への留学も積極的に進めている。また、カリキュラムという観点からして先修条件を課し、順次性のある体系的配置を行っている。科目によっては「入門」「基礎」「応用」の順、あるいはⅠ～Ⅲの順に履修し、学びを積み上げるシステムとなっている。専門教育と教養教育の位置づけについては、演劇専修生に対しては、より専門的に演劇を捉える方向でバランスを考える一方、他学群・他専修向けの「演劇の世界」や「ダンスの世界」などの科目は、ジャンルの性質を活かし、多くの学生がその面白さに触れ、そのことがゆくゆくはこの世界の底辺を拓げる事につながると確信し、グローバルな視点での教養教育をも展開している。

音楽専修では、音楽大学と同様の専門科目を開設している。それに加え、本学建学の精神に則り、キリスト教音楽科目としてオルガン演奏の修得、宗教音楽史、讃美歌学などを開設している。また、実技科目・講義課目共に、必要に応じて先修条件を課し、順次性のある体系的配置を行っている。また、実技科目はⅠ～Ⅷの順に履修し、学びを積み上げるシステムとなっている。専門教育としての実技主科、基礎科目（楽典、ソルフェージュ、西洋音楽史、音楽学、和声学、対位法ほか）、音楽専門科目（専攻演習、卒業研究）と、教養教育としての学群共通科目、音楽自由選択科目（民族音楽、音楽マネジメントほか）があり、専門教育を中心に教養教育を組み入れるよう体系付けている。

造形デザイン専修では、この分野の多様性を考慮した多彩な科目を適切に開設している。また、「造形芸術入門」から始まる専攻科目のほか、造形基礎科目を開設し、専門性の高い科目は2年次からの履修とする。3年次には「専攻演習」、4年次の「卒業研究」と順次性を持って体系的に配置している。専門教育として造形基礎科目、デザイン演習、美術演習と順次性のある体系的科目を配置し、教養教育として学群共通科目があり、全学共通科目として多様な講義科目を開設している。

映画専修では、「養成したい人材像に映画という固有の付加価値を重ねうる科目としては、必要十分な科目を開設しており、適切である。また、演習科目、実技科目はともにカリキ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

キュラムという観点から先修条件を課し、順次性のある体系的配置を行っている。専門教育としての基礎科目（脚本入門、映画演出原論、映画史、映像論ほか）、演習・実技科目（フィールドワーク、制作Ⅰ・Ⅱ、脚本演習、映画撮影実習、整音演習ほか）、映画専門科目（専攻演習、卒業研究）と、教養教育としての学群共通科目（映像ビジネス論、メディア論ほか）があり、専門教育を中心にして教養教育を組み入れるよう位置づけている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

芸術分野のプロを目指す学群であるが、1年次必修の各専修のガイダンス科目を導入部として、基礎から応用までバランスよく科目を提供している。特に本学群では学生にとっても進むべき専門領域へ絞り込みが明確でなく、幅広い基礎科目を自由に選択して履修できるよう配慮している。

初年次は必修の基礎科目（コア科目）と各専修のガイダンス科目が履修単位の約半分を占める。初年次まず大学での学びの基礎を修めることを重視し、専攻科目としては基礎的科目を配し2年次以降の学修に備えている。高大連携科目は総合文化学群から17科目が提供され、2009（平成21）年度には8人の高等学校生が履修した。

演劇というジャンルの土台となる「人間を深く視る力」を養うことは、すなわち、社会で通用する人間力を培うことにつながるが、それは、演劇の専門的知識を高めることに加え、身近な人間社会を読み解き、日々の生き方を問うことである。そこで演劇専修では、演劇を通じて人間形成を促し、心身共に強く豊かな人間を社会に送り出す事のできる教育内容を実施している。初年次における教育は、上演芸術にまつわる多方面の分野（演技・演出・技術スタッフ・ダンス他）に幅広く触れ、それぞれの分野の奥行きを深さを知り、さまざまな分野が関わりを持ち、影響し合っている事について考え始める機会となる内容である。これは、学生本人が、自分がどの方面に向いているか、また興味深いと感じるかなど、自分と向き合うチャンスとなり、意欲を持って専門分野を絞り込む意識を喚起するための第一段階と言える。また演劇の持つ魅力を身近な題材から読み解いてゆき紹介する科目『演劇の世界』などは、高大連携の取り組みということもあり、高大接続として相応しい教育内容としても機能している。

音楽専修では、専門としての音楽を中心に、文化的教養を身につけ、音楽的人間として、また社会人として世に送り出す事のできる教育内容を実施している。初年次には基礎科目を徹底して教育し、音楽的な習熟が不足した状態で入学した学生も専門的な領域へ進めるように指導する。また西洋音楽史、宗教音楽史などの講義科目では、単に音楽史の流れを語るのではなく、社会史的現象の一端として音楽をとらえることにより、高大連携における高大接続にふさわしい内容としている。

造形デザイン専修では、多様な講義科目を開設し、学士課程にふさわしい教育内容を提供している。初年次は「造形芸術入門」から始まる専攻科目のほか、造形基礎科目を徹底して教育し、さまざまな表現方法と表現技術を学ぶ。単に技術を高めるのではなく、人間

IV. 「教育内容・方法・成果」について

性を高めることを目標に指導している。社会に目を向け問題意識を持って表現するなど高大連携にふさわしい教育内容となっている。

映画専修では、専門としての映画を中心に文化的な教養を身につけた映画人として、また社会人として自立できるような教育内容を提供している。映画については一般的に高等学校での教育は行われていないので、初年次から基礎科目を丁寧に教育し、スムーズに専門的な領域に進めるよう指導している。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

講義科目においては本学のコンピュータや多彩なメディアを活用することが可能な教室を使用し、効率の高い情報提供を行っている。近年特に著しいのがeラーニングの活用であり、授業以外の時間帯に学生が自主的に学習する場を提供している。本学群の実技・実習系科目の履修方法の特徴として、一つの科目を反復学習させている点がある。回数は2回～6回と幅があるが、履修回数を追うごとに課題や演習のレベルが上がる。一つの教室・時限に複数のレベルの学生が混在することになり、指導者の側には負担が大きい、その分学生にとっては学びたい分野の間口が広く、かつ奥ゆきのある学修が可能となっている。学生にとってもレベルが上の学生と共に学ぶことで刺激になっている。分野によっては複数の分野の専門家が協力して一つの作品・公演を創る場合が多々あり、これを反映して一つの科目を複数の教員で担当する場合や、異なる役割の複数の教員が同時に指導に当たる授業形態も許容している。プロを目指す学生にとって、プロの現場での体験は不可欠のものであり、インターンシップや海外研修を履修することができる。また単位修得にはならないがアート系の現場でのボランティア活動にも積極的に取り組んでいる。

学生の主体的な学修への取り組みを促進するために、実技・実習系科目では学修の成果を発表する機会（公演・発表会・展示会など）を学生が自主的に行うことを奨励している。2009（平成21）年度から新設した学群共通科目「インターンシップ（履修年次1年、1～4単位）」、あるいはアウトリーチ活動も、学生に意欲を持たせる効果が見られる。また授業ではないが、演劇・コンサート、美術展、映画などさまざまな本物の芸術に触れさせる機会を設けており、学生に刺激を与えている。

演劇専修では、演劇史科目において歌舞伎から新劇までの近代劇、日本の現代演劇、ギリシア悲劇、シェイクスピア、イプセン、チェホフなどの海外演劇までを幅広く網羅し、また、演習を含む「ミュージカル」への取り組みにも力を入れている。実技面においては、演技、発声朗読法、コンテンポラリーダンス、クラシックバレエ、日本舞踊・狂言などを基礎から発表まで段階的に学べる体制をとっている。中でも、他大学では例を見ない「京劇」の実技科目には、一流の京劇俳優を教員に招き実践している。また、技術スタッフ及び制作系（プロデュース）の科目においては、インターンシップへ至るプロセスを指導しており、学内の学びに留まらず、実社会での実践的学びへのルートを敷く。入学時には、7、

IV. 「教育内容・方法・成果」について

8人程度のグループによる創作劇の発表を取り入れている。担当教員は学生の主体性を見守り、かつ十分にアドバイスする体制を貫く。また、桜美林大学パフォーミング・アーツ・プログラム（OPAP）では、出演者はオーディションで選抜され、プロの演出家や振付家のもと、公演の運営は全て学生の主体性に委ねられるシステムとなっている。また、「本物に触れる」教育を推進し、年間20～25本の国内外のプロによる舞台芸術作品を観劇する機会を設けている。演目は、歌舞伎やミュージカルから小劇場における最先端のパフォーマンスまで、現在の上演芸術事情を網羅するプログラムを心がけている。

音楽専修では、音楽史科目の講義において、世界史基礎、世界地理基礎にも触れつつ進め、音楽史の舞台である国々への関心を喚起させている。また、海外研修によってそれらの国々と、音楽がはぐくまれた場に身を置かせ、実地に体験させている。演習では、舞台装置や衣装も全て学生の工夫によるオペラ上演、文学と音楽を結びつけた公演、教員と学生の合作による音楽劇上演などにより、音楽を核としたグローバルな芸術観、自主的・積極的な舞台づくりの能力を養うことを目的としている。実技科目では、先立つ学期の評価によってその学期にその実技を主科として学ぶか、副次的・周辺的な位置づけで副科として学ぶかが決定される。学生がその実技科目を大学における学びの中心に置きたいと望むならば、一定の成果を出す努力が求められ、教員はそれを奨励している。また海外研修のほか、国内の音楽関係博物館見学、教会のオルガン見学などを行い、希少価値のある楽器に学生が触れる機会を作っている。さらに、授業内での学生のグループ発表により、協力し合って研究を行う主体性、協調性を促すことにも留意している。

造形デザイン専修では、多様な講義科目を開設しており、デザインを中心に履修する者、美術教員を目指す者、それぞれの進路にあった授業を選択履修することで目標達成へと導いている。造形デザインの専攻科目は実技科目であり自主的に参加しないと成立しない。実際的には導入部で発想を大切に、技術面をサポートする形で授業を展開している。映画専修では、基礎科目も単なる講義ではなく、映像を十分活用した授業を実践している。また演習・実技科目では、フィールドワークで現実社会とのかかわり方を教え、脚本演習で学生の個性に応じた脚本作りを指導し、映画撮影実習でカメラなどの扱い方から映画の撮影方法まで懇切丁寧に指導している。また、演出技法、編集技術、音響効果などについてもきめ細かな指導を行っている。そして、それらの授業の成果を形として示すために、制作Ⅰ・Ⅱでは、それぞれ学生を3班に分け、学生が書いた脚本や構成を基にドラマやドキュメンタリーの制作を指導している。制作Ⅰ・Ⅱは教員の指導のもと学生が各パートに分れて実習を行うが、卒業研究では、学生の自主性をより前面に出して作品制作を行えるよう指導している。演習・実技は、学生が主体的に参加しないと成立しない科目である。実際の授業では、学生に脚本を書かせたり、カメラや照明機材を操作させたりすることが授業の中核をなしている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバス作成は全教員の義務であり、授業の目的・詳細な授業計画・要求課題・成績評価の基準など、授業の全内容を記載する詳細なものである。シラバスは学外へも公開されており、学生は履修登録時だけでなくいつでもシラバスを閲覧することができる。公開にあたっては、未登録や記載漏れがないかを開示前に所属長がチェックしている。

各教員が作成するシラバスは、いわば授業の内容および運営に関する学生との契約であり、授業内容・方法がシラバスと整合しているか否かは、学生による授業評価において点検される。授業評価アンケートの質問項目には「シラバス通りに運営されているか」の質問があり、教員は学生の評価を知り、改善すべき点があれば次学期の授業に反映させる。各専修とも、実技科目のシラバス作成法について検討をかさねている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績（合格 A～D、不合格 F）の評価基準は履修ガイドに明記されており、各教員はこれを遵守する。各科目の成績評価法および成績評価基準はシラバスに具体的に明記することになっている。課題や出席の比重、点数化された場合の評価基準が学生には示されており、成績に疑問がある時は教員に問い合わせをすることができる。

講義科目においては 1 学期 15 週、週 1 回（1 時限 90 分）の授業に対し 2 単位、週 2 回の授業に対しては 4 単位が与えられる。芸術等の実技・実習科目の場合は課題内容や授業時間外の学修量に応じて、週 1 回の授業に対し 1 単位と 2 単位に分けられる。これは授業時間外の制作・練習・思考に多くの時間を費やすものが 2 単位の扱いになっている。通年科目である専攻演習、卒業研究については学修の質を鑑みてそれぞれ 4 単位、6 単位としている。インターンシップは研修内容と研修期間に応じて 1～4 単位が与えられる。音楽専修の個人レッスン科目は主科と副科に分け、主科はレッスンの時間を長くして、単位数に差を付けている。

すでに専門学校を卒業もしくは他大学を卒業あるいは中退し本学に編入学してきた者については、前在籍大学・学校における既得単位の認定を、各専修長と教務委員の複数の教員で本学のカリキュラムとの整合性を検討した上で、62 単位を上限とし決定している。また、外国の大学等出身者についても修得した単位については、学習時間数を基準に認定しており、認定単位数の上限は 62 単位としている。

(4) 教育成果の定期的な検証と、教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

授業の内容および方法の改善を図るための研修・研究は FD での重要検討課題の一つと認識している。このため 2009（平成 21）年度には、授業評価の対象となっておらず、質の検証・確保が各教員に任されている専攻演習について、各ゼミの指導実態を把握し問題点について討議した。こういった組織的研修・研究は授業の内容及び方法の改善につながっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

映画専修では、特に「制作Ⅰ、Ⅱ」、「卒業研究（ドラマ制作）」などの制作実習科目において、学期末に関係全教員が一堂に会して検証のための会議を行い、次年度に改善点を反映させる取り組みを行っている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発は各教員に任されており、試験結果や課題の成果、出席や普段の取り組みなどを評価指標としている場合が多い。また授業内で学生がそれぞれ異なる役割を分担する授業形態もあり、こういったケースでも複数の評価指標を用い、かつ公平であることが求められている。学生の自己評価については、各授業の授業評価アンケートにおいて、授業への出席や取り組みに対する自己評価を尋ねる質問項目が含まれている。

演劇専修では、1年次の演劇専修必修科目（春：舞台芸術基礎、秋：身体訓練基礎／技術スタッフ入門）において「この授業で学んだこと」をテーマとした期末レポートを課題とし、各分野への学生の理解度を検証している。また、観劇システムを設け、歌舞伎、ミュージカルから小劇場まで、現在の勢いのあるプロの上演を演劇・ダンスに関わらず数多く観劇するよう促し、本物を観とる力を養う。学期末には「観劇レポート」を課し、その力を量っている。

これまでに8期生（学科生5期、その後学群となり3期、合計8期）までを輩出した演劇専修であるが、社会における卒業生の活動に成果が見え始めている。

音楽専修の上級生は、専攻演習において施設に赴きボランティア演奏をすることにより、音楽演奏の能力を社会に還元する体験を持つ。引率教員は学生の演奏が人々にどう迎えられるか、また学生が施設入所者にどのように関わるかを見ることで、教育目標の成果を確認する。また海外研修においても、ヨーロッパの大学や教会で演奏する機会を持ち、現地の音楽家や学生と交流することにより、教育目標の成果をみることができる。

造形デザインの分野は卒業しすぐに評価を得るのは難しい面があるが、卒業生はデザイン会社のアートディレクターとしてまた、カメラマンとして活躍している。また卒業後も絵画制作をつづけ個展を開催し海外の美術展に出品するなど評価を得ている者もいる。その他陶芸家として益子に窯を構えた者もいる。これはあくまでも一部の卒業生の成果であるがこの専修で学んだことを続けること、また社会につなげていくことを身につけた効果である。

映画専修では、教育目標の成果を検証するため、専任教員、非常勤教員、履修学生の参加による合評会を開催し、制作実習の作品について率直に批評し、忌憚のない意見交換を行っている。また、その作品を外部の映画コンペティションに積極的に出品し、客観的な評価を受けられるよう努めている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

卒業判定は学群教授会の審議事項であり、大学学則の定める卒業要件（総単位数、通算 GPA、必修科目、学習区分単位数、所属コースのメジャー）を満たす場合に学位が授与される。学位授与の審査は「卒業希望届」を提出した学生を対象とし、学群長、教務委員、専修長による代議員会にて卒業要件を満たすか否かの確認を行う。その結果を受けて、学群教授会にて審議し学位授与者を学長に報告する。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

卒業要件単位のうち専門科目が約 70%強を占め、教養科目の約 3 倍に当たることは、建学の精神の具現化や各学科の専門性を重視した教育目標の達成を目指し、幾度も教育課程を改編してきた結果である。専門実技を中心に学びたい学生、幅広い分野を学び表現活動を希望する学生、美術を教養と捉え社会貢献をめざす学生等々、学生の要望が多様化する中で、専門科目以外では科目の必修指定を極力減らし、学生の自由選択による履修を可能としていることは妥当である。また、2007（平成 19）年度の開設科目数・コマ数は、基礎教養系科目が 48 科目 82 コマ、外国語系科目が 15 科目 79 コマ、保健体育系科目が 3 科目 33 コマ、共通専門科目が 78 科目 121 コマである。コマ数の多さは、履修者数に応じて多数の科目を多岐にわたり開設していることを表しており、専門科目と教養科目の量的配分などは適切である。

また、本学群では複数の教員が指導に関わる授業形態が少なくなく、複眼による評価方法を開発している。

演劇専修では、アドバイザー制度により学生との信頼関係は厚い。カリキュラムも最先端のものである。また、前述した高大連携科目「演劇の世界」の履修体験を踏まえて本学群への進学を希望するケースもある。卒業生の中には、難関を突破し文学座の座員となった者や、照明家の道を歩み始めたもの、海外のダンス振付家センターで研鑽を積む者、さらには、桜美林大学パフォーミングアーツ・インスティテュート（舞研）を経て行政の文化支援課や地方の公共施設などへ就職した者などさまざまであるが、概ねその評判は良好である。コミュニケーション能力が不可欠であると言われて久しい昨今の就職状況の中、演劇専修における学びはその多くをカバーしており、本学在学中に体験したさまざまな取り組みはあきらかに結実の可能性を秘めている。

音楽専修の卒業生は、オペラ、ピアノ演奏、研究などの公の場で活躍している。音楽専修の出身者は大局的に芸術をとらえることができ、関連実技分野への理解も深く、英語に秀でているとの評価を得ている。本学在学中に体験したさまざまな取り組みが明らかに結実しているといえよう。

造形デザイン専修では、「この大学に来てよかった」という言葉が多く聞かれることから、卒業生たちの本学に対する評価もおおむね良好である。多彩な授業を履修できることで自

IV. 「教育内容・方法・成果」について

分の可能性をみいだして、在学中の体験が自信となっているようだ。

映画専修では、2009（平成 21）年度、2010（平成 22）年度において制作実習の作品 3 本が外部の映画コンペティションで受賞している。これは映画専修の学生の制作力が高く評価されたものであり、専修の教育目標に沿った成果が十分に上がっていると言えよう。また、専修の歴史が浅いにも拘らず、制作会社やテレビ局など、映像関連の会社に就職が内定した卒業予定者もあり、今後実社会で本学の教育成果を発揮することが期待される。

②改善すべき事項

学生の在学期間全般わたる学生からの意見に対する自己評価を把握する仕組みの構築は今後の課題である。また、卒業生についての就職先の評価などについては、これまでのところ学群としては情報を得ていない。

演劇専修では、一人のアドバイザーが担当する学生数が増加の傾向にあり、アドバイザーとの密なやり取りが困難になっている点。

映画専修では、特に制作実習は履修者に丁寧な指導を行うことが重要であるが、コマ数などの制限もあり、教員の負担過多に依存して質の維持を図っているのが現状である。この教員の負担過多については、実態に合わせて改善したい。

3) 将来に向けた発展方策

総合文化学群は開講科目が幅広く、学生にとって学びの間口が広く、自らの可能性を試す機会には恵まれている。しかし特定の分野を深く学ぶ上で限界があることは否めない。また学生によっては実技・実習科目よりも講義科目を中心とする学習を希望する場合もあり、今後新たな講義科目の開講が望まれる。

演劇専修：一人の教員が受け持つアドバイザーの数を現在より押さえ、今以上にきめ細やかな対応ができるよう、方策についての検討から着手する。その為には、専任の数を増やすか、または 1 学年の学生数を押さえるかしかないが、アドバイザー制度そのものを見直すことも視野に入れ、今後検討が必要である。

音楽専修：2010（平成 22）年度より新規に「管弦楽概論」が開講された。教員採用試験に管弦楽に関する専門的かつ細かい設問が多いため、その対策のために設置された科目である。音楽教員を目指す学生は多い。今後もこのような現実的対策をみすえたカリキュラムを考えていくことに重点をおく。

造形デザイン専修：幅広く授業を履修することが出来るのは良いことでもあるのだが反面、広く浅くという面もあり今後は個々の学生が自分の方向性をしっかりと見据え、学びの専門性を深めて行けるような科目の新設や閉講など、引き続き慎重に行わなければならない。

映画専修：制作実習のコマ数を増やすことで、教員のこれまでの負担過多を改善していくことが必要である。

4-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

ビジネスマネジメント学群では、「新たな経営マインドをもったビジネス界で活躍する人材の育成」という教育理念に基づき、養成したい人材像としての能力や質を担保しながらも、ビジネスをマネージする感性と能力を養うことを教育目標としている。この教育目標を達成するため、ビジネスマネジメント学類では、「グローバル・ビジネス」「流通・マーケティング」「IT・ビジネス」「ツーリズム・ホテル・エンターテイメント」の4つの専門領域科目群（専攻コース）を設け、学生が選択できるようにしている。同様に、アビエーションマネジメント学類では、「エアライン・ビジネス」「エアライン・ホスピタリティ」「フライト・オペレーション」の3つの専門領域科目群を設置している。

学生は2年次からメジャーとして履修すべき専攻コースを1年次の秋学期に決定する。この結果、「フライト・オペレーション」を除き、ビジネスマネジメント学群として当初一括採用した学生は2年次からビジネスマネジメント学類およびアビエーションマネジメント学類に所属することになる。ビジネスマネジメント学群では、専攻コースについての説明会を12月までに実施するとともに、アドバイザーによる助言を行うサポート体制をとっている。なお、「エアライン・ビジネス」「エアライン・ホスピタリティ」については、9月～11月にかけて志望者を募り選考を行っている。

本学群の学位授与方針はこの教育目標との整合性をもった形で設定されている。基本的には大学学則第58条および第59条の規定に従うものであるが、卒業に必要な124単位以上の修得について満たすべき条件として、以下の基準を設けている。

(a) コア科目および学群指定外国語から20単位を修得すること。

(b) ガイダンス科目から8単位を修得すること。

(c) 選択した専門領域科目群からの24単位を含む学類専攻科目および学群共通科目48単位以上を修得すること。

さらに、卒業要件としては、入学時からの通算GPAが1.5以上が必要とされる。

修得すべき学習成果については、「履修ガイド」において、専門領域科目群（専攻コース）ごとの教育目的およびカリキュラムの特徴の中で明示されている。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

ビジネスマネジメント学群の教育課程の編成・実施方針については「履修案内」、「桜美林大学大学案内」に明示するとともに、新入生・編入生に対するオリエンテーションの中でも教務委員から説明を行っている。

教育課程における科目区分、科目ごとの必修・選択の別、単位数、レベル、先修条件な

IV. 「教育内容・方法・成果」について

どについては「履修ガイド」「講義案内」に明示されている。

内容的には、本学群の教育課程の構成は本学の教育課程の基本に則り、「基礎学習」「専攻学習」「自由学習」の3つの学習区分からなる。

「基礎学習」は、キリスト教、言語教育、コンピューターリテラシーなど、本学の建学の精神や大学での学習・生活の基礎を学ぶための科目（全学共通のコア科目）とビジネスマネジメント学群で指定する英語、専攻コースの学習に入る前に履修すべき基礎となる科目（本学群独自のガイダンス科目）からなる。

「専攻学習」は、系統的かつ集約的な専門的学術性の高い学習領域で、学群共通科目ならびに各専攻コースの科目群が含まれる。

「自由学習」は、豊かな人格の形成、知的教養の涵養など、専攻学習の分野とともに本学全体のカリキュラムの中から自由に選択履修する学習領域をいう。

なお、本学群においては、ビジネスマネジメント学類において4つ、アビエーションマネジメント学類において3つの専門領域科目群（専攻コース）を設置しているが、これらの一領域のみの修得を卒業要件として課することはなく、他の科目群の履修も可能な編成とすることを基本方針としている。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

ビジネスマネジメント学群の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、「履修ガイド」、「講義案内」、「桜美林大学大学案内」、大学 Web サイトなどに記載され大学構成員（教員および学生など）に周知されるとともに、入学前のオープンキャンパスでの相談会、模擬授業と併せ社会に対しても公表されている。

新入生・編入生に対してはオリエンテーションにおいて教務委員から説明を行い、周知徹底を図っている。また、在校生に対しては、各学期の冒頭に行われる履修相談の場で、専任教員による確認が行われている。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

ビジネスマネジメント学群では定期的な検証は行われていないが、必要に応じ学群の教務委員会が起案し、学群教授会に付議する。学群教授会での決定に基づき、方針の変更などが必要な場合は、大学運営会議に付議される。

前述のとおり、本学群では学群長からの諮問によりカリキュラム改革の検討チームが設置され、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての抜本的な見直しを始めている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設、および教育課程の体系

IV. 「教育内容・方法・成果」について

的な編成について

ビジネスマネジメント学群では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学群独自の「基礎学習」科目として、学群指定外国語科目である「英語Ⅲ～Ⅵ」、また、ガイダンス科目である「ビジネスの基礎」、「現代社会のしくみ」、「現代経営入門」、「現代会計の基礎」を開講している。また、「専攻学習」科目では、各専門領域科目群（専攻コース）での学習の基盤となる経営学の一般的な基礎知識に関する科目として、学群共通科目（2010（平成22）年度は全56科目166単位）を設け、幅広い領域の学習が可能となるよう体系的な科目の編成を採っている。

専門領域科目群（専攻コース）としては、前述のとおり、ビジネスマネジメント学類では、「グローバル・ビジネス」「流通・マーケティング」「IT・ビジネス」「ツーリズム・ホテル・エンターテイメント」の4つ、アビエーションマネジメント学類では、「エアライン・ビジネス」「エアライン・ホスピタリティ」「フライト・オペレーション」の3つを設置し、学生の選択肢を提供している。

アカデミック・アドバイザーは、学生との面談を通じ、学習の到達状況、学生の興味・目的、修得したい知識、さらに就職後の進路を視野に入れた上で、4年間で体系的な履修ができるよう指導を行っている。また、豊かな教養と人間性をもった人材の育成の観点から、専門教育のみに偏ることのないよう教養科目の履修についてもアドバイスを行う。さらに、学生自らが考えやりぬく力を養うために「専攻演習」、「卒論」でのリサーチ・研究活動を推奨したり、あるいは、実践的知識を修得したり実務を体験するために「インターンシップ」や「フィールドトリップ」への参加を奨めている。

本学群のすべての科目についてレベル制（レベル100～400）を採用し、体系的な学習を可能としている。専門領域科目群（専攻コース）ごとのレベル別開講科目数・単位数は下表のとおりである。ビジネスマネジメント学類では、各専攻コース間で提供する開講科目数・単位数に大きな格差が存在し、今後のカリキュラム改革の課題となる。

ビジネスマネジメント学群専門領域科目群の開講科目数・単位数（2010（平成22）年）

科目数	レベル100	レベル200	レベル300	レベル400	合計
ビジネスマネジメント学群					
グローバル・ビジネス		5	12		17
流通・マーケティング		4	8		12
IT・ビジネス		8	7		15
ツーリズム・ホテル・エンターテイメント		4	25		29
アビエーションマネジメント学類					
エアライン・ビジネス	1	14	12		27
エアライン・ホスピタリティ		9	17		26
【参考】フライト・オペレーション	11	19	11	5	46

IV. 「教育内容・方法・成果」について

単位数	レベル 100	レベル 200	レベル 300	レベル 400	合計
ビジネスマネジメント学群					
グローバル・ビジネス		12	44		56
流通・マーケティング		14	28		42
IT・ビジネス		24	26		50
ツーリズム・ホテル・エンターテインメント		9	74		86
アビエーションマネジメント学類					
エアライン・ビジネス	1	31	33		65
エアライン・ホスピタリティ		22	40		62
【参考】フライト・オペレーション	16	33	26	12	87

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

ビジネスマネジメント学群における専門領域科目群（専攻コース）では、卒業後の進路、就職先を見据えた教育内容を提供することを特色としている。

ビジネスマネジメント学類の場合、「グローバル・ビジネス」では、国際的な企業や外資系企業で働きたい学生や異文化に触れて豊かな経験を積んでみたい学生などを対象に、グローバル経営、異文化マネジメント、ファイナンス、コミュニケーションの4つを柱とする科目編成を行っている。「流通・マーケティング」では、百貨店・量販店などの小売業界、商社・卸業界、運輸業界あるいは企業のマーケティング部門などを目指す学生を対象に、流通やマーケティングに関する実践的な知識の習得を目指した科目を配置している。「IT・ビジネス」では、IT関連企業に就職したい学生や企業でITを武器に活躍したい学生を対象に、ITの基礎学習にはじまり、応用学習、ITが生み出す新たなビジネスチャンスに挑戦するための総合学習まで幅広いカリキュラムを用意している。そして、「ツーリズム・ホテル・エンターテインメント」では、旅行業、ホテル、テーマパーク、ブライダルなどいわゆるホスピタリティ産業を目指す学生を対象に、同産業に関する入門的な科目にはじまり、ツーリズム、ホテル、エンターテインメントの各分野に共通する科目、さらには個別の分野に関する専門科目に至る総合的なカリキュラム編成となっている。

一方、アビエーションマネジメント学類の場合、「エアライン・ビジネス」では、航空会社、航空関連商社、航空代理店など航空輸送関連企業を目指す学生を対象に、同産業におけるマネジメント、航空関連法、営業、物流などの習得のための専門科目に加え、グローバルなビジネスの展開を視野に入れた幅広い科目を組み込んでいる。「エアライン・ホスピタリティ」では、キャビン・アテンダントを目指す学生を対象として、航空業界の基本的な経済・経営メカニズムを理解するための専門科目をはじめ、国際的な視野を養うための科目やインターンシップなど実践的な科目も用意している。そして、「フライト・オペレーション」では、航空会社のパイロットを目指す学生を対象に、経営の基礎および英語とと

IV. 「教育内容・方法・成果」について

もに、パイロット資格取得に必要な専門領域について体系的に学ぶとともに、2年次の秋学期から約2年間はニュージャージーでの飛行訓練課程で操縦技量を習得するというカリキュラム編成となっている。

また、これら専門領域の学習に必要な経営学の基礎となる法律、経営管理、人事、組織、簿記、会計などの科目を学群共通科目として用意し、体系的な学習を可能にしている。

さらに、「フライト・オペレーション」以外の専攻コースでは、専門知識の修得だけでなく、ビジネスの実践的な知識の修得のため、企業における「インターンシップ」や海外での研修「フィールドトリップ」、企業で活躍するビジネスパーソンを招聘しての講義を「特別講義」として開設している。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

学群指定外国語科目とガイダンス科目は、授業の内容に応じて講義または演習形式で行われる。現在、ガイダンス科目では、教員間の授業形態・運営方法にバラつきがあるため、今後シラバスの共通化を図り、FDを通じ統一を目指す必要がある。

学群共通科目および専門領域科目群では、講義形式の授業が中心となるが、「専攻演習」など専門領域に応じたスキルや知識を身につける科目は演習形式で行っており、また、「インターンシップ」「フィールドトリップ」などの学生の実体験を重視する授業科目は実習形式で行っている。今後、専門領域科目群においてもケーススタディ、ロールプレイング、ビジネスゲームなど学生参加型の授業の導入についても積極的に進めていく。

本学群においても、学習指導の基本はアカデミック・アドバイザーによるものである。すべての専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学生の履修指導にあたり、各学生の学習について助言を行うことに加え、学習計画について専門性や適切性、GPAなど卒業要件を踏まえた指導を行う。各教員は、履修登録時以外にも原則週2回各90分のオフィスアワーを設けており、いつでも学生が面談することができる体制を整えている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

ビジネスマネジメント学群の教員全員が担当科目のシラバス作成を義務付けられている。授業ごとのシラバスは提出後学群長および学類長の点検を受け、場合によっては加筆修正を求められることもある。

シラバスに基づいた授業が行われているかのチェックは、主として学生による授業評価アンケートにより行われている。当該アンケート中には、授業が「シラバスどおり運営されているか」の質問項目が含まれている。この結果については、各教員にフィードバックされ、自主的な改善が求められる。しかし、現在授業評価は主として学系マターとして取り扱われており学群におけるシラバスの事後的なチェック機能は存在しない。

また、問題がある場合は、学生が教務課を通じクレームするケースもある。この場合、学

IV. 「教育内容・方法・成果」について

群長が当該教員に対し必要に応じ改善を求めることになっている。

(3) 成績評価と単位認定について

全学的な成績評価の A・B 評価への偏りについては、2010（平成 22）年度初めに「成績評価の適正化についてのガイドライン」が学長から示され、適正化への試行が始まった。当該ガイドラインでは、A 評価が 10%、B 評価が 30%をそれぞれ上限とすることが推奨されている。あわせて、各教員はシラバスに評価基準の明示が求められるようになり、学期前の学群長および学類長によるシラバスチェックにより記載の確認を行うことになっている。

海外留学、編入生あるいは高大連携授業履修者などの単位認定は、教務委員会幹事が認定案を作成し、学群教務委員会での審議を経て、最終的に学群教授会において承認を受ける。教務委員会幹事は認定案の作成に際し、関連教育機関の発行するガイダンス資料、成績説明資料を参考に、本学の教育課程に照らし合わせて単位換算を行う。内容的に本学群の専門科目に相当する科目については、該当する科目としての単位認定を行っている。なお、現在、単位認定基準については明文化されておらず教務委員会幹事の判断により取り扱いにバラつきが生じる恐れがあるため、マニュアル作成を進めている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

ビジネスマネジメント学群における教育成果の検証は、年度初めおよび年度末に実施される教員評価における自己評価、および学生による授業評価アンケートに基づく各教員による改善策などのコメント作成により、PDCA サイクルが推進されている。

しかし、前述のとおり教員評価あるいは学生による授業評価の結果の取り扱いが研究組織としての学系と教育組織としての学群に分かれており、専ら教員自身の個人的な教育・研究計画に反映されてはいるが、学群内での FD の課題設定のためにフィードバックされる仕組みはない。

今後組織的な取り組みのためのしくみづくりが必要と思われる。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生による授業評価制度が導入され、アンケート結果は各担当教員にフィードバックされている。各教員は、アンケート結果をもとに、原因分析、改善案などについてのコメントを記載し科目の所属する教育組織の長（学群長等）に提出する。また、これをベースに、「教員評価」における目標計画の設定を行い、改善に向けた具体的なアクションを取っている。

ビジネスマネジメント学群は、現代社会及び学生によるプロフェッショナル・アーツ（職業専門性重視）に対するニーズに応えるため、ビジネスをマネージする感性と能力を養う

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ことを教育目標に設定している。この目標に沿った成果とは、卒業生が就職先としてどのような企業に受け入れられ、また、それら企業からどのような評価を受けているかの学群ごとの総括が必要である。これについては、現在のところ専らキャリア開発センターの取り扱い事項となっているが、情報及び分析結果が学群に効果的にフィードバックされ、教育内容に効率的に反映される仕組みが十分に機能しているとは言えない。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

「卒業希望届」を提出した学生を対象に、学群教授会において履修状況、修得単位状況、卒業要件修了状況などを確認の上、適格性に関する審議が行われる。教授会での承認を経て、大学長が最終決定する。

学位審査における認定基準に関しては、ボーダーライン上の学生への適用の解釈に齟齬が生じないように、学群教授会においてその都度確認を行っている。

また、2009（平成21）年度より卒業要件を満たしているかどうかについて、学生自身で確認できるセルフチェックシステムが導入された。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

ビジネスマネジメント学群の専攻コースは、通常のコース制とは本質的に異なるものである。すなわち、専任教員によるアドバイジングを行いながら、学生の多様な学習計画と将来目標に応じた履修が可能な教育課程編成を目指すものである。その意味では、ビジネスマネジメント学群での教育課程に相応しい、バランスのとれた教育内容を提供しているといえる。

教育内容および教育方法に関連して、本学群では「専攻演習」（ゼミ）および「卒業論文」の履修について、アカデミック・アドバイザーを通じ強く推奨する体制を取っているが、アドバイジングの効果から、「専攻演習」履修者数には改善がみられる。「卒業論文」とともに、今後も学生への指導の継続が必要である。

成績評価については、教務課作成の「2010年度春学期 科目別所属別成績分布」によれば、成績評価の適正化ガイドラインに準拠し、適正化に向けた効果は既に現れつつあることが確認された。

②改善すべき事項

本学群では、本学群の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針についての社会に対する公表の結果について評価する際、近年の入試におけるビジネスマネジメント学群への志願者数の減少を非常に危機感をもってとらえている。原因のひとつに日本経済の低迷があるとはいうものの、現在本学群の提供する教育課程の編成・実施方針自体の分かりやすさや魅力という根本的な部分での改善を図らなければ、状況の抜本的な改善は図れないとの認識に至っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

これと関連して、本学群の在校生の状況を分析すると、文章作成や英語のコミュニケーション能力、数学的リテラシーの問題が指摘される一方、専門領域の学習における基礎から専門性の高い分野への学習の構成が不十分な学生が多く見られるとの問題も指摘されている。また、この部分のアカデミック・アドバイザーごとの指導に差が見られることも勘案すると、FDの充実と併せてカリキュラム自体の改革が必要であるとの結論に至った。

教育課程の体系的編成に関連し、本学群では、各専攻コース間で提供する開講科目数・単位数に大きな格差が存在するため、今後のカリキュラム改革の課題のひとつとなる。

成績評価の適切性に関しては、他学群と比較した場合、AとBの評価の比率（特にA評価の比率）が高く、2011（平成23）年度以降の制度化に向けさらなる取り組みが求められる（教務課「2010年度春学期 科目別所属別成績分布」）。

単位認定基準については、未だ明文化されておらず教務委員会幹事の判断により取り扱いに差が生じる恐れがあるため、マニュアルの作成が必要である。

教育成果の定期的な検証については、授業評価アンケートの取り扱い上、一部の関係者のみでしか情報が共有されておらず、タイムリーな対応は困難であり、また、成果を教育課程や教育内容に結び付ける手段としてのFDの企画に効率的に反映される仕組みはできていない。

また、評価については、本学群の教育成果に関する卒業後の評価（就職先評価、卒業生の評価）がフィードバックされることはほとんどない。

教育目標に沿った成果に関しては、卒業生が就職先としてどのような企業に受け入れられ、また、それら企業からどのような評価を受けているかの学群ごとの総括が必要である。これについては、現在のところ専らキャリア開発センターの取り扱い事項となっているが、情報及び分析結果が学群に効果的にフィードバックされ、教育内容に効率的に反映される仕組みが十分に機能しているとは言えない。

学位授与に関連しては、「卒業希望届」提出については、事務の効率性、学生の利便性などの観点から、見直しの要望が学群教授会において提起されている。

3) 将来に向けた発展方策

カリキュラム改革の必要性については、ビジネスマネジメント学群教員全体に危機感を持って受け入れられており、2012（平成24）年度の新カリキュラム導入を目指し、プロジェクトチームを編成して企画作業中である。

学生に対する「専攻演習」および「卒業論文」の履修をアピールするため、ビジネスマネジメント学群内でのゼミ対抗コンペ、卒論発表会など、魅力あるイベントを企画・実施する。この際、運営については学生の参加を促すことによりモチベーションの向上を図る。

4-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

健康福祉学群では、本学の大学としての教育目標にある、「キリスト教主義に基づく教養豊かな識見の高い国際的人材の育成」に基づき、乳幼児から高齢者、障害者まですべての人を対象とした「健康」と「福祉」をテーマに総合的に学び、「人を生かす」カウンセリングマインドをもった人材養成を目標としている。

その実現のために、「社会福祉」「精神保健福祉」「健康科学」「保育」という 4 つの専門分野からなる専修を設置し、本学のディプロマ・ポリシーに則り、各専修ともに、「基礎学習」(コア科目 16 単位、ガイダンス科目 4 単位)、「専攻学習」(学群共通科目 24 単位、専修科目 30 単位)、「自由学習」(50 単位) の学習区分ごとに、修得すべき内容および単位数を設定し、GPA が入学時から通算 1.5 以上、合計 124 単位以上を修得することを卒業要件とし、学位授与を行なっている。

また、本学群では、4 つの専修が定める卒業要件を満たして卒業する者に対し、社会福祉専修では、「学士 (社会福祉学)」、精神保健福祉専修では、「学士 (精神保健福祉学)」、健康科学専修では、「学士 (健康科学)」、保育専修「学士 (保育学)」をそれぞれ授与している。ただし、各専修の定める卒業要件を満たしてはいないものの、本学のディプロマポリシーを満たした学生には、「学士 (健康福祉学)」を授与している。

なお、上記の本学群での学位を授与方針は、大学学則、ディプロマポリシーにしたがっている。学位授与に至るまでの学生たちの学びのプロセス、その方法は、「履修ガイド」に明示されており、その履修ガイドは、桜美林大学公式 Web サイト (以下、大学 Web サイトという。) にも全文掲載されている。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

健康福祉学群の教育課程は、本学のカリキュラムポリシーに基づき設定され、「基礎学習」「専攻学習」「自由学習」の学習区分を持っている。また、教育課程の編成・実施方針については、履修ガイドに明示され、大学 web サイト上にも全文掲載されている。

本学群の「基礎学習」では、全学共通の言語コミュニケーションや数理・情報、キリスト教を中心としたコア科目を必修とするとともに、各専修の基礎科目 (ガイダンス科目) を学ぶことになっている。

なお、各専修の専修科目は、必ずしも全てが他専修の学生の履修を可能としているわけではない。厚生労働省が管轄している資格取得科目を中心とした、実習や演習科目などは、他専修の学生が履修できないことも多い。また自らの専修科目であっても、学習効果を上げるために履修者数を制限し、抽選による履修登録方法も用いている。こうした実施方針・

IV. 「教育内容・方法・成果」について

方法については、「履修ガイド」や「授業時間割」上に明示するとともに、e-campus や学内掲示板への掲示、また各新学期のオリエンテーションで書面とともに学生・教職員に周知されている。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、履修ガイドに明記されている。また、履修ガイドは、大学 Web サイト上にもその全文が掲載されている。

健康福祉学群では、各学期の始めにオリエンテーションを実施し、全学生・全教員および担当職員の出席とともに、履修ガイドを基本に、カリキュラムポリシーに沿った履修指導を行なっている。また、アドバイザー制度を用い、オリエンテーション内容を踏まえた教員と学生の個別面談を実施し、学群全学生の履修登録内容などについてもチェックが可能となっている。

本学の受験希望者に対しては、オープンキャンパス時や募集要項に教育目標や教育課程が紹介された大学案内を配布している。さらに、オープンキャンパスでは、本学群の教育の特徴や教育課程について説明会を実施するとともに、4 専修の模擬授業を行い本学群の教育内容の一部を紹介している。希望者には、個別面談も実施し、履修ガイドも用いながら各専修の教育内容、教育課程の詳細な説明も行なっている。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について。

健康福祉学群では、取得することが可能な資格（国家試験受験資格を含む）のうち、厚生労働省管轄の諸資格に関し、頻繁に制度改編が行われたことに伴い、ほぼ毎年資格要件などについて変更している。これに連動するかたちで、本学群は、開設以来、常に教育課程の変更および見直しも適切に行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

健康福祉学群では、学群共通科目として、一般教養および健康福祉に関連する科目を選択必修として 24 単位分開設している。専修ごとの授業科目は、ガイダンス科目として、それぞれの社会福祉、精神保健、健康科学、保育の 4 つの分野の専修に関連する入門科目を必修として 4 単位開設している。専修ごとの教育課程については、以下のとおりである。

社会福祉専修は、相談援助の専門家（社会福祉士）養成を念頭に授業科目を設定し、社会福祉士の国家試験を受験するための指定科目を基本に教育課程を編成している。また、本学群の設立前は、ビジネスマネジメント学部に福祉専修は所属していたため、ビジネスと福祉をつなぐための授業科目も同時に開講され、本学群にも引き継がれている。2008（平

IV. 「教育内容・方法・成果」について

成 20) 年の国による社会福祉士養成課程の大幅な変更に伴い、指定科目数が増加したこと、援助技術演習、実習科目について、教員一人当たりの担当学生数が 20 人に限定された。また現場実習についても、経過措置はあるものの、現場の実習指導者に関しては一定の経験年数を有する社会福祉士でありかつ実習指導者講習を受けた者でなければ指導ができないことになったこともあり、実習指導者資格制限の問題などから 2009 (平成 21) 年度入学生より社会福祉士受験資格を取得できる者の数を原則 30 人とすることにした。これに伴い、社会福祉士資格取得をしない学生を対象とした、社会福祉援助技術のための演習 (2011 (平成 23) 年度開講)、および、ガイドヘルパー講座を開講 (2010 (平成 22) 年度より実施) し、資格取得にとどまらない社会福祉援助の学習機会を提供している。

保育専修については、保育士ならびに幼稚園教諭の教育課程の編成・実施方針はすでに厚生労働省および文部科学省の基準によって定められており、これに基づき授業科目の適切な開設と体系的な編成がなされている。保育士の教育課程では、「選択必修科目」18 単位以上の開設が義務づけられているが、本学群では、保育の国際化への対応として「保育の英語」「児童英語教育入門」、メンタルヘルスへの対応として「精神保健学」など、特色ある科目を 36 単位開設し、選択必修科目の充実を図っている。

精神保健福祉専修では、精神保健福祉士の指定科目が中心となるカリキュラムを編成している。指定科目の中でも実習 (「精神保健福祉援助実習」) を重視し、2 年から 4 年の各学年に通年科目で設置して、学習内容の総合、段階的な援助技術の習得に力を注いでいる。また、精神保健福祉士の幅広い役割と社会の要請を考慮し、「福祉カウンセリング」「学校ソーシャルワーク論」などの科目を開設している。

健康科学専修は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の「からだの健康」を探求し、よりよく生きるための“生活の質 (Quality of Life : QOL) を追求するため、学校体育、スポーツや健康福祉の現場において心身のケアに関する指導ができるようスポーツ実技科目、身体科学に関連する科目はもとより、心理学関連の科目が多く設定されている。また、学群内に社会福祉及び精神保健福祉関連の科目が多く設定されており、健康科学専修の学生も履修することができる。特に、プロフェッショナル養成の専門学群の特性として、保健体育科教職免許、健康運動実践指導者、日本体育協会公認スポーツ指導者、公認障害者スポーツ指導者、認定心理士、健康心理士などの資格取得に関わる科目も体系的に編成されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

健康福祉学群では、「基礎学習」では、全学共通の言語コミュニケーションや数理・情報、キリスト教を中心としたコア科目を必修とするとともに、各専修の基礎科目 (ガイダンス科目) を学ぶことになっている。

各専修で提供される教育内容は以下のとおりである。

社会福祉専修は、社会福祉士養成を念頭に、各福祉領域の講義、社会福祉援助技術につ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

いては、講義および演習、社会福祉施設などにおける社会福祉援助の現場実習を授業として提供しており、ソーシャルワークを学ぶための総合的な教育内容になっている。また、社会福祉サービスをめぐる現代的な要請に応え、福祉ビジネスに係る教育内容も提供している。また、社会福祉士資格取得をしない学生を主な対象として、社会福祉援助技術の修得のための演習プログラム（2011（平成23）年度から開講）と夏季休業期間にガイドヘルパー講座（2010（平成22）年）を開講している。

保育専修の教育課程の大部分は、保育士資格および幼稚園教諭免許を取得するための授業科目で構成されている。また資格・免許に関わる授業科目が多いため、授業回数や出席日数の厳格化に取り組んでいる。

精神保健福祉専修は、学生の大部分が、精神保健福祉士の資格取得をめざして科目を履修している。精神保健福祉士育成という面では、少人数であることを活かし、学生一人ひとりの学習の達成度を把握しつつ、教育・指導を行うことができる。

健康科学専修は、健康科学専攻科目として、講義29科目、実技36科目を開講している。この専攻科目は、「本当の健康」を探求するため、「からだ」と「こころ」の両面から理論的に理解するような教育内容を提供している。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

健康福祉学群は、乳幼児から高齢者までの健康と福祉の諸分野で活躍する、プロフェッショナルアーツを身につけた人材の養成という理念・目的の下、講義による教育方法のみならず実技、演習、現場実習という多様な教育方法により、多面的に学生の発達可能性に働きかけることができている。演習は、学群内の学生を対象とするため少人数による教育が可能となっているが、後述するように他学群の学生も履修する実技科目については、履修希望者が多く学習環境を整えるために手立てが必要である。学習指導についても少人数制のため各授業担当者が、授業中または授業外できめ細かな学生への対応が可能である。

社会福祉専修の教育方法については、講義、演習、実習の形式がとられ、知識から技術まで社会福祉全般を学ぶことが可能である。学習指導については、各担当教員による講義や課題に加え、実習教育については、実習指導担当教員および社会福祉専修に所属する教員全員体制で実習計画の作成から、実習、事後指導まで、随時、個別の学習指導にあっている。

保育専修は、入学定員が50人で、基本的には少人数教育が行われている。特に保育士指定科目のうち「演習科目」については、厚労省からの指導があり、50人以下での授業を厳守している。保育実習については、教室内の事前・事後指導だけでなく、学生を引率して複数の実習先施設への見学などを実施している。また正規の教育課程以外の取り組みとして、「基礎プログラム」がある。1年次を対象に行われる、保育士の資質向上のための自主的なプログラムである。これは4つの行事からなり、①新入生歓迎会②七夕まつり③ウオ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ーキング④クリスマス会がある。学生はどれか一つにかかわり、企画運営を担当し、教員がそれをサポートしている。終了後、活動の反省を行い、保育士に必要とされる実践力の育成を図っている。

精神保健専修は、所属学生が少人数であり、ロールプレイによる面接演習、グループでの討議・発表などを授業に多く取り入れている。それにより、主体的な授業への参加と、コミュニケーション技能やチームワークの向上を図っている。また、年間 10 か所程度の精神保健福祉機関・施設の見学実習や、精神障害を持つ当事者による特別講義などにより、現場との接点を多くして、理解を深めている。

健康科学専修の講義科目については、全学に開放しているため、特にレベル 100 の科目を中心に他学群の学生の興味を引きやすく履修者が多い傾向にある。他学群の学生が、体育・スポーツ科学・健康科学に興味を持ち、健康づくり・からだのしくみを学習することは、大学における教養教育を深め、高齢社会で生きるためにも大きな意味があると考えられる。スポーツ実技科目は定員（20 人～40 人）を設け、授業を展開している。毎学期の履修者数、充足率の調査結果からみて、健康科学専修の学生に限らず、他学群からも多くの学生が履修していることが分かる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの作成については、年度開始前に授業を担当する教員に明確で充実したものになるよう学群長、専修長より注意を喚起している。また、授業内容・方法とシラバスの整合性については、年度末の教員報告において各教員に検討を促している。

各学期末には、学生による授業評価アンケートが実施されており、評価項目のひとつとして、提示されたシラバスの内容にそった授業であった、という項目が設定されている。しかし実際に授業を担当する際には、履修者数や履修者の特性、実習期間など履修者が休まざるを得ない状況があることを考慮し、実情に応じて、履修する学生の了解を得たうえで柔軟に対応することも必要であると考えられることができるため、シラバスとおりであることが必ずしも適切でない場合があり得ることを考慮すべきではないかという面についても、学群内で議論・検討を進める必要がある。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価については、開講科目のシラバスの提示に際して成績評価基準を明確に示すよう学群長、専修長より各科目担当者に指示している。学期開始前に学群で行われるシラバスチェックの際には、各科目のシラバスに含まれる成績評価事項についての記載の確認を行なっている。評価の適切性については、2009（平成 21）年度の成績評価結果から、好成績の偏りが大きいことが問題として挙げられ、2010（平成 22）年度は、評価の適切性に向けた努力が推奨された。A 評価が 10%、B 評価が 30%となるよう努力目標が示された。

高大連携授業履修者および編入生の本学在籍前の既修単位については、教務委員会で検

IV. 「教育内容・方法・成果」について

討し、学群教授会で審議後承認するという適切な手続きをとっている。既修単位の認定は上限を設けている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

教育成果の定期的な検証としては、年度初めおよび年度末に実施される教員評価において、各教員が自己評価を行っている。また学生による授業評価をもとに授業担当の各教員が授業を見直し、報告を行っている。

学群として研修を年 2 回継続して行っているが、研修は、主として研究内容に関する報告に重点が置かれている。授業方法の改善については、学群主催でないものの e ラーニング推進委員会が主催した e ラーニング活用による授業方法に関する研修が実施され、学群教員に情報を流して積極的な参加をよびかけた。あらかじめ学群教員に情報を流して積極的な参加をよびかけ、その結果、複数の教員が参加した。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

乳幼児から高齢者までの健康・福祉の分野で活躍するプロフェッショナルアーツの育成という教育目標については一定の成果が見られる。

健康福祉学群では、キャリア開発センターによる支援に加え、秋・春学期のオリエンテーション時に、キャリアガイダンスを実施し、情報の提供や、それと連動する各種国家資格や免許を取得するための履修相談に応じ、1 年次からのキャリア形成意識に努めている。また、学群開設以来、健康福祉学群主催の「資格関連キャリア開発シンポジウム」を毎年実施している。このシンポジウムは、健康福祉学群の特徴である、各種国家資格や教育職員免許状を活かした職に従事している、卒業生を中心に各専修 2、3 人を話題提供者として招いている。学生生活から、就職活動そして現在の職場での状況など、身近な先輩からの話題提供後、在學生と卒業生が質疑応答を行う形式である。

社会福祉専修の就職状況は、福祉関係分野への就職は全体の 48.1% (26 人/54 人中) と前年度の 13.5% (5 人/37 人) より大幅に増加。主な内訳は福祉関連企業 13 人、高齢者施設 8 人、障害者施設 3 人、児童養護施設 1 人、その他 1 人となっている。

精神保健福祉専修に前身の健康心理学科精神保健福祉コースを含めた 2009 (平成 21) 年度の卒業生は 13 人であり、うち 2 人 (15.4%) は進学希望、11 人の就職希望者の約半数である 5 人が医療および福祉関係の仕事についている (内訳は医療機関のソーシャルワーカー 1 人、精神障害者支援施設 3 人、高齢者施設 1 人)。専門性を活かした進路選択をする者は、2007 (平成 19) 年度・2008 (平成 20) 年度と比較すると増加している。その一方で、一般企業への就職を志す学生にも、精神保健福祉の学びをどう活かすか、助言や情報提供などの支援を行っている

保育専修では、保育士の資格を全員が取得し、保育園への就職が卒業生全体の半数を占

IV. 「教育内容・方法・成果」について

め、現在、数名が公立保育所へ勤めている。福祉関連施設（児童養護施設・障害者施設）へも若干名、就職している。2008（平成20）年度生より幼稚園教諭免許取得も可能となった。児童関連の企業も含めて、一般企業にも就職している。

健康科学専修では、実習支援センター、キャリア開発センターおよび教職センターと連動して環境を提供しており、免許や資格を活かした、保健体育科教諭やスポーツ・健康関連企業への他、消防・警察などの公務員や各種民間企業へ進んでいる。なかには、他専修の学びを融合させた、幼児体育や社会福祉関連企業へ進む者もいる。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

卒業希望者に対し、教務委員会において履修ガイドに提示した卒業要件を満たしているかの確認を行い、学群教授会にて卒業判定の審議を経て、本学群の学位授与者を大学側に報告している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

(a) 学群の教育課程は、「専攻学習」区分において、専門職養成を目的とした各専修の体系的に構成された専修科目を学習することにより、より深い知識と技能を持つことが可能となっている。さらに、専門とする分野の基礎科目だけでなく、学群共通科目として、他専修のガイダンス科目や、「心理学」「老年学」を選択必修とすることにより、「健康」と「福祉」をさまざまな角度から学習することが可能となっている。2010年度秋学期オリエンテーション時に行われた、学群独自の学生アンケートの結果においても、「この学群に入ってよかった」という設問に対し、38%が「とてもよかった」40%が「ややそう思う」と回答し、8割近い学生が「よかった」と考えていることが読み取れる。

また、「健康」と「福祉」に関する教科を設置していることで、現代社会の複合的なニーズに対応することができる人材育成を可能にしている。具体的には、保健体育の教科に関する科目においては、保健体育に必要な科目に加え、現代社会で重要視されている心理・カウンセリング、身体・精神障害者に関する科目をも含み、心のケアもできる“カウンセリングマインド”を持った指導者を目指す、他大学にない教育内容を提供していることが例として挙げられる。

(b) さらに、実習科目を多く備えた本学群の特徴として、実習支援センターが設置され、ここに助手5人が配置されている。実習教育はもちろん、日々の学習や、生活上の問題まで幅広い学生からの相談に対応しており、本学群の教育において重要な役割を担っている。本学群の保健室への学生相談数が全学の中で低いことも、この証左である。

(c) 教育方法に関しては、シラバスに基づいて授業が展開されており、学生による授業評価アンケートでは、当該項目の集計結果について2006（平成18）年度春学期から2009（平成21）年度秋学期までの健康福祉学群の学生の回答推移をみると、「大変そう思う」という

IV. 「教育内容・方法・成果」について

回答が、30%台から60%台へと向上していることが読み取れる。「ややそう思う」という回答を含めると、90%以上の学生がシラバスに基づいた授業内容であると捉えている。授業担当各教員が、学生による評価を参照し、改善に努めた結果である。

(d) 成績評価と単位認定は、2010（平成 22）年度から評価の適切性に向けた努力が教授会で推奨された結果、2009（平成 21）年度春学期では A が 37.4%、B が 31.4%であり、学群全体として好成績の偏りが大きかった評価が 2010（平成 22）年度春学期には A が 19.3%、B が 33.5%となり、適正化が図られた。

(e) 教育成果については、正課としての教育活動のみならず、学群独自の就職支援として実施されているキャリアシンポジウムが一定の成果をあげている。終了後のアンケートでも、参加した学生には好評で、また参加したいとの声が多い。さらに、先輩・後輩の絆も形成され、実際に教育目標に沿った進路の結びつく者もあり、着実に成果が上がっている。

「健康」と「福祉」の諸分野で活躍するプロフェッショナルアーツを身につけた人材の養成に対する教育成果としては、当該分野に関する資格取得と就職実績に見ることができる。

社会福祉専修では資格取得支援として各種受験対策講座を開催し、以下の成果を出している。2010（平成 22）年 1 月に実施された「社会福祉士国家試験」には 34 人が受験し、8 人が合格（合格率 23.5%）。7 月に実施された「福祉住環境コーディネーター検定試験」3 級には 25 人が受験し 13 人が合格（合格率 52%）、同検定試験 2 級には 3 人が受験し、2 人が合格（合格率 66%）。さらに、9 月には東京都から指定を受けた「視覚障害者及び知的障害者移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修」を開催し、17 人が修了している。

保育専修では、卒業時には全員が保育士資格を取得し、そのうち 70%近くが保育所・児童養護施設・知的障害児施設など資格を生かせる職場に就職している。一般企業への就職は 15%程度で、残りは進学などになっている。保育専修がスタートした時点では保育士資格しか取得できず、幼稚園教諭免許取得のために専門学校等へ進学する卒業生も数名いたが、2008（平成 20）年度からは幼稚園教諭免許も取得可能になった。保育士と幼稚園教諭の 2 つの資格を取得できるようになったことは、幼保一元化が進む幼児教育現場への就職にとって大きなプラスである。

精神保健福祉専修およびその前身の健康心理学科精神保健福祉コースでは、毎年 4 年次のほとんどが精神保健福祉士国家試験を受験し、1 期生から 7 期生までを通算すると半数以上が現役で合格した。卒業生の半数は、医療機関や福祉施設（精神障害者支援施設・高齢者施設等）で活躍している。彼らは、卒業後も後輩たちに、授業での情報提供や、見学・ボランティアの機会提供などにより協力してくれている。精神保健福祉士となった卒業生の勉強会に教員も参加の機会を持つなど、卒業後も相互交流が継続されている。一般企業に就職した卒業生からも、障害者への理解やコミュニケーションスキルの向上という面で、大学での学びが役立っているという声が聞かれる（2009（平成 21）年度、2010（平成 22）年度キャリアシンポジウムより）。

健康科学専修では、保健体育科教員免許状を毎年 30 人程度の学生が取得している。その

IV. 「教育内容・方法・成果」について

内、2009（平成 21）年度に関しては新規卒業生で 8 人が教員となった。健康運動実践指導者は 2009（平成 21）年度、受験者 14、合格者 8 人と共に増加傾向にある。さらに、公認障害者スポーツ指導者は 2009（平成 21）年度 22 人合格し、一定の成果が上がっている。

②改善すべき事項

(a) 本学群は、専修ごとにそれぞれの分野のプロフェッショナルアーツを身につけた人材育成を目的とし、教育課程を設定しているが、各授業のシラバスに示されるような達成目標との整合性を持った、学群としてのカリキュラム・ポリシーの策定までには至っていない。また、専修ごとの資格制度に対応したカリキュラム体系になっているため、専修を超えた横断的な学習や資格取得を目指さない学生のための教育課程の在り方を検討する必要がある。

(b) 学期ごとに授業アンケートが実施されているが、学群全体としてその結果を共有し、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるには至っていない。今後は、授業方法に関する学群主催の組織的な研修についても検討する必要がある。

(c) 2006（平成 18）年度より「キャリア開発センター」において「キャリア・アドバイザー制度」が導入されているが、健康福祉学群では、専門職を目指す者が多く、現行では個別相談が十分であるとは言えないのが現状である。実際、2009（平成 21）年度の本学群の就職率は、女子が 90.5%、男子が 72.9%であり、特に男子においてさらなる支援が必要である。

(d) 専修ごとの改善すべき事項は以下のとおりである。

社会福祉専修は、法改正による社会福祉士養成カリキュラムの変更や、卒業後社会福祉領域に就職しない学生もいるため、社会福祉士養成にとどまらない、新たな教育課程、授業内容を検討している。

精神保健福祉専修は、専修科目数が他専修に比べて少なく、拡充を図っているところである。また、精神保健福祉士の教育内容の大幅な見直しが 2012（平成 24）年度より予定されており、検討を重ねている。また、精神保健福祉士をめざさない学生も少数おり、狭い領域に特化した現行のカリキュラムを見直し、科目の増設を検討している。精神保健福祉専修としては、専任教員数を増やし、実習や演習をはじめ、各科目の充実を図ること、専修内の科目を見直し、より幅広く、体系的な学習ができるよう拡充すること、学群内で、専修の枠にとらわれず、関連分野の科目も広く学べるような教育課程を構築することが求められている。学生アンケートによれば、精神保健福祉士の資格取得を目指す一方、「他専修・他学群の領域も学び、副専攻としたい」という希望も、特に 1、2 年次で多かった。（2 年次の 67%が「とてもそう思う」、1 年次の 75%が「ややそう思う」と回答）。このことから、資格を目指しながら他の領域への関心も強く伺え、こうしたニーズへの対応も課題と考えられる。

精神保健福祉士国家試験の合格率は、2005（平成 17）年度から 2008（平成 20）年度までは全国平均を上回り、上昇を続けた（2008（平成 20）年度、75%）が、2009（平成 21）

IV. 「教育内容・方法・成果」について

年度には 50%と低下した。精神保健福祉士に求められる学習内容もますます広範囲にわたっており、学習した内容の整理や定着に一層力を注ぐことが必要である。また、開講科目を充実させるとともに、学生が希望する進路の実現に向けて支援を行いたい。

健康科学専修は、体育実技科目について、他学群からの履修者数が多すぎるクラスもあり、クラス増、履修制限など検討する必要がある。

保育専修は、2010（平成 22）年 9 月に実施された学生満足度調査では、保育専修の講義に対する満足度は 71%、保育に関する専門的な知識・技術の習得に関する満足度は 90%であるのに対し、保育以外の健康や福祉に関する幅広い知識の習得に関する満足度は 59%と低い数値になっている。本学群の特徴である他専修の隣接分野を自由に学べるというシステムが有効に機能していないことが分かる。これは保育専修の場合、保育士資格と幼稚園教諭免許を取得するための指定科目が多いことが一因と考えられる。

3) 将来に向けた発展方策

教育内容については、各専修固有の資格取得に向けたカリキュラムが構成されていることから、学群としてのアイデンティティが弱体化しているという問題点が指摘されている。健康科学・社会福祉・精神保健福祉・保育の 4 専修に共通する人間関係能力を強化する教育内容を模索し、学群の強みとしてアピールすることができるよう検討を今後も継続していく。

4-6 基盤教育院

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

基盤教育院では学位授与は行っていない。ただし、全学に向けて基盤教育科目を提供することで各学群の教育に寄与している。基盤教育院では、学生が自身の将来の夢や目標を決めて、進路にあった専門分野を選択することは、容易ではなくかつ慎重に行われなければならない、という基本方針から、学生自身の「学びの礎」を作り、夢や希望を実現するための基礎力を身につけ、自律的にかつ発展的に学ぶことができる学生を育てることを教育目標としている。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

基盤教育院の教育目標、期待される学習成果を実現すべく教育課程を編成している。とくに、学群教育の基礎となるためにも、また、早期から社会人としての将来をみすえた学習を考えさせるためにも、「コア科目」と呼ばれる全学共通の必修科目も含め、1年次に大多数の科目を配置している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

教育目標ならびに期待される学習成果ごとに科目区分を設け、必修・選択の別、単位数、先修条件などを一覧表にまとめ、履修ガイドに明示している。また、各科目の概要については、講義案内ならびにシラバスにおいて明示している。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

教育目標ならびに教育課程の編成などは「大学案内」、「履修ガイド」、「シラバス」などに記載して学内外に周知されている。

同科目を複数担当者が開講している場合は（たとえば必修科目クラス）、定期的に科目担当者会議や研修会を開催し、随時、教育目標や授業実施方針の確認を行っている。

また、学生に関しては、履修説明会や基盤教育院事務室での履修相談などを通して周知を図っている。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

基盤教育院では、月例の基盤教育院運営会議ならびに年 1 回のリトリート（研修会）を実施して検証を行っている。ほかに、各科目の担当者会議、科目区分ごとの代表者会議などでも随時、検証が行われている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

全学共通教育の中核となるのが、全学一年次の必修科目となっている「コア科目」である。「キリスト教入門」「日本語・英語のコミュニケーション能力を身につける科目群（口語表現・文章表現・留学生を対象とした日本語専門基礎・英語コア）」、「コンピュータリテラシー」からなる。

「キリスト教入門」と「日本語・英語のコミュニケーション能力を身につける科目群（口語表現・文章表現・留学生を対象とした日本語専門基礎・英語コア）」は建学の精神（キリスト教主義と語学力の体得）を具体化したものであり、「コンピュータリテラシー」は、大学での学びにおいても実社会においても不可欠の能力となった情報機器の操作スキルを身につける必要性に応える科目である。

選択必修科目・選択科目としては、より多角的にキリスト教に関する理解を深める「キリスト教理解科目群」、社会人となることを視野に入れて大学での学びを考える「アカデミックガイダンス科目群」、キャンパスを出て実社会に学びの場を求める「フィールドスタディーズ科目群」、各学問分野の基礎を学ぶ「学問基礎」、十数種の言語に及ぶ多彩な「外国語科目群」などが設置されており、教育目標にそった学習を深められる、あるいは、より高度なスキルを身につけられるようになっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

また、語学やコミュニケーションスキル科目においては、たとえば「〇〇語Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ……」というように、基礎から応用・発展へと段階的継続的に学習できるよう、体系的に科目を配置している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

学士課程の基礎ともなるよう、多彩な語学に精通する、日本語コミュニケーション能力を高める、キリスト教文化やフィールドワークを通して国際的視野、社会的視野で考え行動する能力を身につける、といった教育を提供している。

全学共通の一年次必修科目（コア科目）に代表されるように、基盤教育院の教育は、初年次教育としての意義も大きい。英語ではプレースメントテストを実施して能力別クラスで授業を行う、日本語コミュニケーションクラスでは少人数制を実現し、教員と学生の信頼関係を築きやすい授業を行う、といったように、学生個々のニーズに細やかに対応できるよう配慮している。

さらに、基盤教育院事務室に併設されたコーナーストーン・センターでは、学生サポーターと呼ばれる上級生が主に新生を想定した履修相談、学習相談、生活相談などを行っている。

特殊な教育活動としては、入学予定者（高等学校生）を対象とした「ブリッジ・カレッジ」を開講し、入学前体験、入学前教育を実施している。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

教育目標にそった教育内容を実現すべく、各科目に適した授業形態を採用しているが、設置科目の性質上、少人数クラスによる演習形式の授業を多く実施している。

また、たとえば、実際に外国語で会話する、スピーチを行う、作文や小論文を執筆する、スピーチや文章の内容について意見交換するといったように、学生の主体的参加はむしろ前提条件となっている。

講義形式の授業であっても、学生と教員が密にコミュニケーションをとりつつ、共に考え学ぶ授業を実施している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

すべての設置科目において、シラバスを作成、公開し、それにそった授業を実施している。

全学必修科目のように同一科目複数クラス開講の場合は、科目単位で「共通シラバス」を作成、公開し、それにそった授業を行うことで、クラスごとに差違が生じないよう、授業内容の均一化を図っている。

ただし、個々の学生、個々のクラスにおいては、習熟度や抱える問題に差違が生じるこ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

ともあり、その場合は、受講生にも告知したうえで、ある程度担当教員が臨機応変に対応している。もちろんシラバスにそって授業を進めることが前提だが、とくに演習系の授業では、学生やクラスごとのニーズを細やかにくみとり、授業内容を微調整する配慮が重要である。また、共通シラバスによる授業の場合でも、ある程度担当教員の裁量を認めることにより、個々の教員の持ち味を最大限に生かすことも可能になるため、共通シラバスの内容を尊重しつつ、担当教員各自が臨機応変の授業運営を行っている。

(3) 成績評価と単位認定について

全学必修科目を中心に、同一科目を複数の教員が担当しているケースがほとんどである。そのため、科目ごとのディレクター・コーディネーターが中心となり、担当教員間で成績評価指標を確認し、それにそった評価を行っている。

科目によっては、ディレクター・コーディネーターへの各クラスの成績分布報告を行う、あるいは成績判定会議を実施することにより、不公平または不透明な評価が行われないよう、チェックや調整も行っている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

基盤教育院では、月例の運営会議ならびに年 1 回のリトリート（研修会）を実施し、科目によっては担当教員による定期的な会議ならびに研修会を実施することにより、教育成果の確認、問題の共有、教育方法の改善に結びつけている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の提出課題やアンケート結果によれば、各科目において一定の成果は上がっている。ただし、すべての科目において客観的な学習効果測定方法があるとはいえない。たとえば、口語表現や文章表現におけるスピーチや文章の質を、厳密な意味において客観的に評価することは困難である。「正解は一つ」という科目ではないからである。そうした科目では、いくつかの評価指標を洗い出し、できるだけ客観的に成果測定を行えるよう模索しているのが現状である。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

基盤教育院では学位授与を行っていない。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

受講生のスピーチや文章については、すべて細やかに講評や添削指導を行っているため、受講生の進歩や学習効果は実感できる。また、学期末にアンケートを実施すると、「人前で

IV. 「教育内容・方法・成果」について

も話しやすくなった」「文章を書くことが楽になった」とのコメントが多く見られ、学生の自己評価においては一定の学習成果が確認できる。少なくとも、スピーチにせよ文章にせよ、苦手意識の克服という学習目標は達成できた受講生が多いと考えられる。

ほかの科目、たとえば、語学の場合は「外部の検定試験」(TOEIC®、韓国語検定等)などを活用することで、学習効果の測定が可能となっている。

また、フィールド教育科目を履修した学生からは、性別・年齢・国籍を超えた人々との交流を通して視野が広がり、自文化の再確認・再認識の機会となったとの反応が見られる。

なお、とくに初年次生は、慣れない大学生活で心身に不調をきたす可能性も高く、各科目担当者と、保健室ならびに学生相談室との情報共有・連携も行うことで、個々の学生のニーズにきめ細かく対応できている。

②改善すべき事項

初年次教育(初年次の体験)という観点からすると、客観的な成果の測定に加えて、学びの視野を拡大できたかどうか、主体的・積極的な学習姿勢などを含めた評価が可能となるよう「Can Do Statement」の活用などを検討中である。

3) 将来に向けた発展方策

科目群において、「桜美林スタンダード」を視野に入れた到達目標を確立し、大学共通教育カリキュラムに反映する。基盤教育院を主たる教育組織とする専任教員数の適正化を図る。入学前教育としての「ブリッジ・カレッジ」の継続実施とその充実。サービス・ラーニング・センターの設置の準備に入っている。

4-7-1 大学院

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

修了要件と学位授与に関する事項を桜美林大学大学院学則(以下、大学院学則という)第25条・同第26・同第27条に定め、「履修ガイド」に掲載して周知させている。また、「2011年度入学者用履修ガイド」には、「カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー」を明記する準備をしている。

※以下は「履修ガイド」より転載

注 意：以下の要件等の説明は2010(平成22)年度入学者にのみ適用する。

1. 修了要件

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(1) 国際学研究科

国際学専攻の修了要件

科目分野	単位数
専門科目（講義科目及び演習科目） 他専攻科目（通学課程の講義科目及び演習科目：6単位まで）	26単位以上*
研究指導ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB	各1単位、計4単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30単位以上**

研究成果報告を選択する場合は、*の26単位以上が28単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位「修士（国際学）」が授与されることになる。

国際協力専攻の修了要件

科目分野	単位数
必修選択科目	12単位
自由選択科目（専攻科目内より自由に選択できる）	14単位*
研究指導ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB	各1単位、計4単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30単位以上**

研究成果報告を選択する場合は、*の14単位が16単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（国際協力）が授与されることになる。

(2) 経営学研究科

経営学専攻の修了要件

科目分野	単位数
必修基礎科目（基礎科目群）	4単位
専門科目（各領域別）	12単位*
自由選択科目（専門科目及び特殊講義科目群）	10単位*
研究指導ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB	各1単位、計4単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30単位以上**

IV. 「教育内容・方法・成果」について

研究成果報告を選択する場合は、*の合計22単位が24単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（経営学）が授与されることになる。

(3) 言語教育研究科

日本語教育専攻の修了要件

科目分野	単位数
共通科目	6 単位
専門科目	14 単位
研究科科目（共通・専門科目）をさらに履修 （研究科科目内より自由に選択できる）	6 単位以上*
研究指導 IA・IB・IIA・IIB	各 1 単位、計 4 単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30 単位以上**

研究成果報告を選択する場合は、*の6単位以上が8単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（日本語教育）が授与されることになる。

英語教育専攻の修了要件

科目分野	単位数
共通科目	6 単位
専門科目	14 単位
研究科科目（共通・専門科目）をさらに履修 （研究科科目内より自由に選択できる）	6 単位以上*
研究指導 IA・IB・IIA・IIB	各 1 単位、計 4 単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30 単位以上**

研究成果報告を選択する場合は、*の6単位以上が8単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（英語教育）が授与されることになる。

(4) 心理学研究科

臨床心理学専攻の修了要件

科目分野	単位数
専門科目	14 単位
自由選択科目	12 単位以上*

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(研究科科目内より自由に選択できる)	
研究指導 IA・IB・IIA・IIB	各1単位、計4単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30単位以上**

研究成果報告を選択する場合は、*の12単位以上が14単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（臨床心理学）が授与されることになる。

ただし、臨床心理学専攻の学生が「臨床心理士」の受験資格を取得する場合は、日本臨床心理士資格認定協会指定の必修科目と選択必修科目を修得する必要があるので十分注意すること。

健康心理学専攻の修了要件

科目分野	単位数
専門科目	14単位
自由選択科目 (研究科科目内より自由に選択できる)	12単位以上*
研究指導 IA・IB・IIA・IIB	各1単位、計4単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30単位以上**

研究成果報告を選択する場合は、*の12単位以上が14単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（健康心理学）が授与されることになる。

ただし、健康心理学専攻の学生が「専門健康心理士」の受験資格を取得する場合は、日本健康心理学会指定の必修科目と選択科目を修得する必要があるので十分注意すること。

(5) 大学アドミニストレーション研究科

大学アドミニストレーション専攻（通学課程）の修了要件

科目分野	単位数
コア科目	6単位
専門科目	14単位
その他自由選択 専攻科目（コア・専門）をさらに履修 (大学アドミニストレーション専攻通信教育課程を含む)	6単位以上*
研究指導 IA・IB・IIA・IIB	各1単位、計4単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30単位以上**

IV. 「教育内容・方法・成果」について

研究成果報告を選択する場合は、*の6単位以上が8単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（大学アドミニストレーション）が授与されることになる。

大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）の修了要件

科 目 分 野	単 位 数	
コア科目	大学教育系	4 単位
	大学経営系	4 単位
専門科目	16 単位*	
研究指導	6 単位	
修士論文もしくは研究成果報告	—	
合計単位数	30 単位以上**	

研究成果報告を選択する場合は、*の16単位以上が18単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（大学アドミニストレーション）が授与されることになる。

※大学アドミニストレーション研究科内の相互履修について

- ①「専門科目」の科目分野においてのみ認める。
- ②原則として、同一名称の科目を重複して履修することはできない。在籍課程で開講されるものの履修のみが認められる。
- ③修得を認められる単位数の上限は、入学前の既修得単位などの認定分とあわせて10単位までとする。
- ④修了要件上「その他自由選択」の分野として扱う。
- ⑤履修を希望する学生は、定められた履修登録期間中に、専用の履修登録用紙を大学院事務室に提出すること。

(6) 老年学研究科

老年学専攻の修了要件

科 目 分 野	単 位 数
コア科目	6 単位
専門科目	14 単位
自由選択科目 (研究科科目内より自由に選択できる)	6 単位以上*

IV. 「教育内容・方法・成果」について

研究指導 IA・IB・IIA・IIB	各1単位、計4単位
修士論文もしくは研究成果報告	—
合計単位数	30 単位以上**

研究成果報告を選択する場合は、*の6単位以上が8単位以上、**の合計単位数が32単位以上となる。

以上の要件を満たし修了することで、学位は修士（老年学）が授与されることになる。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

大学院の人材養成など教育研究上の目的および学位授与方針に沿って各研究科の教育課程を編成しており、実施方針および内容を「履修ガイド」「シラバス」などに明記している。2011（平成 23）年度入学生用「履修ガイド」より、「大学院で学ぶこと、大学院生へのメッセージ」を掲載することで、大学院課程の教育目標ないし大学院課程で研究に取り組む学生に求める学びの姿勢について明示した。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

学生には、「大学院案内」「履修ガイド」、大学 Web サイトなどに掲載すると共に、新入生オリエンテーションで直に学生への周知を図っている。教職員には、年 2 回開催する大学院研修会で周知を図っている。また、「大学院案内」や大学 Web サイトなどを通じて社会への周知を図っている。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、大学院学則第 5 条～第 8 条および第 10 条に則って、大学院委員会および研究科委員会（FD 会議を含む）において検証している。大学院委員会と研究科委員会は、原則として月に一度開催されている。また、年に 2 回開催している大学院研修会でも検証を行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

各研究科・専攻には、専門科目群、演習（研究指導）という科目分野が設けられている。また、それに加えて研究科・専攻ごとに選択必修科目（国際協力専攻）、特殊講義科目群（経営学専攻）、共通科目（言語教育研究科、心理学研究科）、コア科目（大学アドミニストレーション研究科、老年学研究科）などが設けられているなど、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

2008（平成 20）年度から 7 研究科体制に移行したことにより、それぞれの研究科の独自性と個別性が明確になり、以前にも増してより専門性の高い教育課程となった。その一方で、本学の教育の特長ともなっている学際総合的な教育方針も十分に維持されている。有職者の多い大学アドミニストレーション研究科や老年学研究科、言語教育研究科では、学生の便宜を図った教育課程の編成や授業時間などに十分な配慮を行っている。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

大学院での授業は、概して少人数クラスが多いため、教員と学生との間で密接なコミュニケーションをとりつつ、シラバスに則った授業運営が実施されている。博士前期課程・修士課程では、論文指導が毎週 1 回定期的に行われ、第 3 セメスターの終わり頃に公開で中間発表を実施する。提出された論文の審査と修了試問が非公開で行われる。博士後期課程では、定期的に研究指導を行うとともに、第一次中間試問及び第二次中間試問を設けていて、それに合格した者が課程博士論文を提出する資格を得ることになる。その後、提出された論文の審査と最終の公開試問が行われる。教育方法や学習指導、研究指導については、大学院研修会や各研究科委員会、専攻会議、FD 会議などの機会を利用して意見交換や検討が行われる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

各授業担当者が、全学で定められている方針に則って、シラバス記載を行っている。その内容を研究科長ないし専攻主任として各研究科の教務委員も参加してシラバス点検を実施している。シラバスに記載されている内容に沿った授業がおおむね展開されている。やむなく予定の授業を休講にした場合、その補講の実施を義務付けている。

(3) 成績評価と単位認定について

シラバスに評価基準が明記され、それに則って授業科目ないし研究指導について、適切に成績評価が実施されている。また、毎学期末に教務委員会、研究科委員会などにおいて適切な単位認定作業が実施されている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

現時点で、教育成果の定期的な検証を行う委員会などは設けてはいないものの、研究科委員会や研究科ごとに開催される FD 会議で検討されている。また、隔年に実施される大学院アンケートの結果を踏まえて、大学院研修会でその考察がなされ、討論会を行っている。それに加えて、毎学期に学生による授業評価アンケートを実施することで、教員ごとに教育成果の検証が可能となっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

現時点では、教育目標に沿った成果が得られているか否かを客観的に測定する基準などが設けられていないが、提出される学位論文の水準によって判断する限り、おおむね成果が上がっているものと判断できる。大学院アンケートの結果の考察、授業評価アンケートの実施によって成果の検証が可能なので、各種会議に於いて、適宜議論の対象としている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

大学院の学位授与については、学位規則に明示され、それに則って厳正に行われている。博士後期課程については、当該研究分野の外部の有資格者を審査委員に加えて厳正に審査を行い、最終試問を公開とすることで質の保証を図っている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

博士後期課程では、年 6、7 人程度の課程博士、および年に 1、2 人程度の論文博士の学位を授与している。また、2009（平成 21）年度までは、学生と修了生を対象とする『マジス』と教員を中心とする『シナジー』という研究雑誌が発行されていたが、2010（平成 22）年度より査読制度を設けて、研究科ごとに研究紀要が発行され、教員と学生、修了生などが研究成果を発表する場が設けられたことは、教育内容の充実に直結する。

②改善すべき事項

現時点で、大学院独自の、成績評価についての検討体制が整っていないため、早急に検討を行う必要がる。

3) 将来に向けた発展方策

大学院独自に教育内容・方法・成果などについて客観的な計測を行う体制作りと精度の高い成績評価の実現を期した仕組み作りを行うことによって、今以上に教育内容の向上と質の担保が期待できる。

4-7-2 国際学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

全研究科に共通の方針が示されている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

「履修ガイド」に教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針及び科目区分、必修・選択の別、単位数などが明示されている。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法 学内外へは大学 Web サイト、「大学院案内」、「履修ガイド」で、周知している。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証 について

教育目標と教育課程の編成・実施方針の適切性については、研究科委員会（博士前期課程・修士課程）、専攻会議などで継続して検討している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

国際学専攻及び国際協力専攻では、それぞれの教育目標に適した授業科目が開設されている。なお、国際学専攻については授業科目のまとまりと関連性にやや弱い面があり、改善の方向で検討中である。国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、「研究指導」の科目がおかれているのみであり、授業科目を加えるかどうかの検討をする必要がある。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

国際学専攻については、現代世界のグローバル化にともない国際政治経済や地域文化の視点からの授業科目の増設を検討する計画である。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

国際協力専攻では、インターンシップなどの実習科目を採用することで、国際協力にかかわる実務者養成を図っている。

(a) 履修科目の登録については、上限設定を行ってはいない。

(b) 国際学専攻（博士前期課程）及び国際協力専攻（修士課程）では、教員は毎週、研究指導を行うとともに、2年次前半に修士論文中間発表会を設けている。国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、研究指導を行うとともに、第一次中間試問及び第二次中間試問を設け、これに合格してはじめて課程博士論文を提出でき、その後、提出された論文の審査と最終の公開試問を行っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは全学の方針にしたがい作成し、専攻主任によるシラバス点検を実施している。授業内容・方法とシラバスは整合しており、特に問題はない。

(3) 成績評価と単位認定について

授業科目や研究指導などについては、それぞれのシラバスに成績評価の基準を設けており、それにしたがって評価がなされている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

組織的研修・研究は実施していないが、定期的な研究科会において議題の一つとして検証している。特に、大学院研修会では積極的に改善に向けて整理している。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

研究科として組織的に実施していないが、全学で実施している授業評価アンケートや大学院アンケートの結果などから教育の成果を検証できるようになっている。

(2) 学位授与（修了認定）の適切性について

学位授与規程は明確に示されている。博士後期課程については、当該研究分野の外部審査委員を必ずくわえるとともに最終試問を外部に公開とすることで客観性を担保している。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、まず学位請求論文として公開の場で実施される 2 度の中間試問および最終試問に合格する必要がある、この合否判定審査によって「博士の学位論文としての質と水準を担保している。したがって、合格となった学位請求論文は」課程博士の学位にふさわしい内容と質の論文であることを保証している。同様に国際学専攻（博士前期課程）及び国際協力専攻（修士課程）でも、中間発表を行ったうえで修士論文もしくは研究成果報告書（以下、「修士論文等」という。）に着手することになっており、いずれの場合も論文の内容と質の担保という意味で良い成果をあげている。

②改善すべき事項

国際学専攻および国際協力専攻では、修士論文の書き方のような共通科目の開設の可能性、国際人文社会科学専攻においてコースワークの可能性を検討する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

国際学専攻の場合、科目間の関係や位置づけをより明確化することで、いっそうの教育

IV. 「教育内容・方法・成果」について

効果が期待できる。また、日本人学生、日本語（特に専門用語）の学習が不十分な留学生、社会人など多様な学生が共に学ぶ授業での指導方法などを考慮する必要がある、これをおしてより質の高い教育を保證できるようになると考える。

4-7-3 老年学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

本研究科では、日本唯一の学際的老年学の高等教育を行っているという自負と責任の下に教育研究を行っている。医学、社会学、心理学を中核とした老年学の基礎から応用に至る知識の修得を可能とする教育を目指すとともに、質の高い修士論文、博士論文の完成を目指して確実な研究法を用いるようきめ細かい研究指導を実施している。博士学位論文だけでなく、修士論文の中にも学術雑誌に掲載されるものがあることが教育の成果を裏付けていると考えられている。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

本研究科では、『履修ガイド』およびオリエンテーション、研究指導において、教育目標に基づく教育課程およびその実施に関して示し、指導している。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

「履修ガイド」および大学 Web サイト、「大学院案内」を通して学内外に公表している。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

研究科委員会および FD 会議において、学際的老年学の教育目標、および修士（老年学）、博士（老年学）の学位授与の研究論文の水準の方針およびカリキュラムの編成とその実現に関して定期的に検証を行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

学際的老年学の高度な専門職職業人および研究者養成という目的に従ってカリキュラムが編成されているが、その理念に基づき、コア科目、専門科目が適切に配置されており、授業の内容も展開されており、教育課程は体系的に編成されている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

専任教員は全員、博士の学位を有し、文部科学省の設置審議会において研究指導の資格を有する教員（研究指導教員）という判定を受けており、カリキュラムの編成と実施に基づいて、博士前期、後期課程ともに大学院に相応しい水準の教育内容を提供していると考えられる。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

大学院の方針に従って、授業、演習、実習、研究指導が設置されている。比較的少人数の科目も多く、それぞれの科目の受講者の特性に合わせてきめ細かい教育を行っている。学生の討議への参加や発表の機会も多くし、大学院の教育として適切であると考えられる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科においては、シラバスを明確に提示し、それにそった授業展開に努めている。しかし、学生の経歴など背景から専門についての理解力が多様であり、単純にシラバスに基づき授業展開を行うことは教育効果を損なう場合があるため、シラバスに沿いつつ、学生の特性に十分配慮して授業が展開されている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価の方法は大学 Web サイト上で明示されており、それに沿って単位の認定は適切に行われている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

大学院全体の学生アンケートにおいて、学生の意見を聴取し定期的な検証の一助としている。中間発表において研究指導の成果を確認しており、研究科委員会および FD 会議において、カリキュラムや教育内容に関して検討し改善に結びつけている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

大学院全体の学生アンケートにおいて、本研究科は概ね良好な評価を得ており、教育目標に沿った成果が上がっていると考えられる。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

修士論文に関しては、中間発表を行い、修士の学位の質の保証に役立てている。博士論文に関しては、2 度の中間発表と公開の最終試問を行うとともに、主査と指導教員を同一教員とせず、学外の教員等にも副査を依頼することにより、学位審査の透明性と厳密性なら

IV. 「教育内容・方法・成果」について

びに客観性を高めており、学位審査は適切に行われていると考えられる。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

質の高い博士、修士論文が多く提出されている。学生の授業評価アンケートにおいても教育において良好な評価を受けている。

②改善すべき事項

授業科目の評価に関して、A、Bが多くなっている。大学院では受講者の少ない科目も多いため、相対評価が困難であるという背景もあるが、評価に関してはFDなどにより、教員の評価法に対する認識、知識を高める必要があると考えられる。

3) 将来に向けた発展方策

科目間の有機的連携を深めること、学生の特性に合わせた履修モデルを確立すること、複数教員による演習方式の授業、修士論文の公開試問、内外の文献解題などの授業、演習などの導入を検討する必要がある。

4-7-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

大学アドミニストレーション専攻修士課程においては、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成などを目的としている。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

本専攻では、設定した知識・技能像に則し、高等教育に関して「政策と行政」「経営管理と財務」「学務と教学支援」「生涯学習化と社会連携」「グローバリゼーションと大学」の5分野別科目群を設定のもとに、多様なディシプリンとディシプリンの組み合わせを用意し、また個別の継続的な「研究指導」を通じて、高等教育機関、政府、高等教育関係団体等において高等教育経営を担うに必要な全般的な能力を育成するとともに、5分野のどれかに重点をおいた能力形成を可能にしている。（通信教育課程においては、「グローバリゼーションと大学」分野の科目は設定していないが、通学課程の科目の履修を可能としている。

科目群ごとの能力像は以下のとおりである。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

<コア科目>

(a) 通学課程

高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得し、改革課題を理解する

(b) 通信教育課程

高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する

高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する

<専門科目>

(a) 研究法：修士論文研究を遂行する上で必要な研究方法の修得

(b) 政策と行政：高等教育に関する政策及び行政の理解と担当能力の育成

(c) 経営管理と財務：高等教育機関の経営管理及び財務の理解と担当能力の育成

(d) 学務と教学支援：高等教育機関の学務及び学生支援の理解と担当能力の育成

(e) 生涯学習化と社会連携：高等教育の生涯学習化と社会連携の理解と対応した経営能力の育成

(f) グローバリゼーションと大学：グローバリゼーションの大学の関係の理解と対応した経営担当能力の育成

「グローバリゼーションと大学」分野の科目として、協定校のオスロ大学からの派遣学生を受け入れられる英語による提供科目群を桜美林＝ユーロパートナーシップ・プロジェクト (OEPP) 科目として用意している。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

本専攻では、設定した知識・技能像に則し、高等教育に関して「政策と行政」「経営管理と財務」「学務と教学支援」「生涯学習化と社会連携」「グローバリゼーションと大学」の5分野別にわたる科目をバランスよく教育課程に設定することで、多様なディシプリンとディシプリンの組み合わせを用意している。また個別の継続的な「研究指導」を通じて、高等教育機関、政府、高等教育関係団体などにおいて高等教育経営を担うに必要な全般的な能力を育成するとともに、5分野のどれかに重点をおいた能力形成を可能にしている。通信教育課程においては、「グローバリゼーションと大学」分野の科目は設定していないが、通学課程の科目の履修を可能としている。

科目群ごとの能力像は以下のとおりである。

<コア科目>

(a) 通学課程

高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得し、改革課題を理解する

(b) 通信教育課程

高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する

高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する

IV. 「教育内容・方法・成果」について

<専門科目>

- (a) 研究法：修士論文研究を遂行する上で必要な研究方法の修得
- (b) 政策と行政：高等教育に関する政策及び行政の理解と担当能力の育成
- (c) 経営管理と財務：高等教育機関の経営管理及び財務の理解と担当能力の育成
- (d) 学務と教学支援：高等教育機関の学務及び学生支援の理解と担当能力の育成
- (e) 生涯学習化と社会連携：高等教育の生涯学習化と社会連携の理解と対応した経営能力の育成
- (f) グローバリゼーションと大学：グローバリゼーションの大学の関係の理解と対応した経営担当能力の育成

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

本研究科は、2010（平成 22）年度において、2008（平成 20）年度からの研究科独立を届出による設置の手続きで行ったことから、制度上は今年度からカリキュラムの変更が可能となり、2012（平成 24）年度からの改革に向け検討を重ねた。博士後期課程についても、上記カリキュラム改革に合わせて設置することを検討し、春秋の大学院研修会において、将来構想として報告するなど、定期的な検証を行ってきている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

大学アドミニストレーション研究科では、通学課程においては、「コア科目」（高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得し、改革課題を理解する）7科目、「専門科目」として「研究法」（修士論文研究を遂行する上で必要な研究方法の修得）5科目のほか、身につけるべき知識・技能像に則した5分野別科目群について、それぞれ「政策と行政」6科目、「経営管理と財務」7科目、「学務と教学支援」5科目、「生涯学習化と社会連携」6科目、「グローバリゼーションと大学」5科目を開講している。また、通信教育課程においては、「コア科目」を「大学教育系」（高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する）と「大学経営慶」（高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する）に分け、それぞれ4科目を開講している。また、「専門科目」では、「研究法」2科目のほか、身につけるべき知識・技能像に則した5分野別科目群について、それぞれ「政策と行政」8科目、「経営管理と財務」7科目、「学務と教学支援」4科目、「生涯学習化と社会連携」3科目を開講している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

大学アドミニストレーション研究科においては、理念・目的にそった身につけるべき能力にそった授業科目と研究指導の提供を、以下の様に行っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

〔通学課程のカリキュラム構成〕

＜コア科目＞（高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得し、改革課題を理解する。）

＜専門科目＞

- (a) 研究法（修士論文研究を遂行する上で必要な研究方法の修得）
- (b) 研究指導ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB
- (c) 高等教育研究調査法

教育課程を以下のように 5 分野に整理・提示していることで履修目標を明確化可能としている。

- 政策と行政（高等教育に関する政策及び行政の理解と担当能力の育成）
- 経営管理と財務（高等教育機関の経営管理及び財務の理解と担当能力の育成）
- 学務と教学支援（高等教育機関の学務及び学生支援の理解と担当能力の育成）
- 生涯学習化と社会連携（高等教育の生涯学習化と社会連携の理解と対応した経営能力の育成）
- グローバル化と大学（グローバル化における大学の関係の理解と対応した経営担当能力の育成）

〔通信教育課程のカリキュラム構成〕

＜コア科目＞

C1（高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する。）

- (a) 高等教育論
- (b) 高等教育・大学教育史
- (c) 高等教育政策論
- (d) 大学制度比較論

C2（高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する。）

- (a) 高等教育組織論
- (b) 大学マーケティング戦略論
- (c) データ解析論
- (d) 学校法人会計

＜専門科目＞

- (a) 研究法（修士論文研究を遂行する上で必要な研究方法の修得）
- (b) 研究指導
- (c) 高等教育研究調査法

課程を以下のように 4 分野に整理・提示していることで履修目標を明確化可能としている

- 政策と行政（高等教育に関する政策及び行政の理解と担当能力の育成）

IV. 「教育内容・方法・成果」について

- 経営管理と財務（高等教育機関の経営管理及び財務の理解と担当能力の育成）
- 学務と教学支援（高等教育機関の学務及び学生支援の理解と担当能力の育成）
- 生涯学習課化と社会連携（高等教育の生涯学習化と社会連携の理解と対応した経営能力の育成）

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

有職者を主たる対象としていることから、通学課程においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」に則りながら都心の四谷キャンパスをベースに、下表の様に、夕刻及び集中講義によって教育を提供している。

「大学アドミニストレーション研究科」「国際学研究科（国際協力専攻）」「言語教育研究科」「老年学研究科」は、現職教職員・社会人を主たる対象としており、授業は四谷キャンパスにおいて、平日第6・7時限、土曜日第1時限から第7時限までの時間帯を中心に行われる。平日第6・7時限の授業開始時刻は、町田キャンパスより30分遅い。一方、土曜日第6・7時限の授業開始時刻は、平日より30分早まる。老年学専攻の一部の授業科目を中心に他の研究科の専攻科目及び集中講義は日曜日に開講される。

	9:00 ~10:30	1	10:40 ~12:10	2	12:50 ~14:20	3	14:30 ~16:00	4	16:10 ~17:40	5	18:20 ~19:50	6	20:00 ~21:30	7
月曜日	一部講義・演習科目を開講する時間帯										講義及び演習科目を開講する時間帯			
火曜日														
水曜日														
木曜日														
金曜日														
土曜日	講義及び演習科目を開講する時間帯 (土曜日のみ：第6時限：17:50～19:20、第7時限：19:30～21:00)													
日曜日	一部の老年学の授業科目及び他専攻の科目や集中講義													

さらに長期（夏期・冬期）休暇中に特別集中講義が行われる。

通信教育課程においては、①『スタディガイド』（印刷物および大学 Web サイト上の“OBIRIN e-Learning (Moodle)”に PDF にて提供）、②配付教材（1科目3冊程度）と参考文献（各自）、③レポート添削指導（1科目4,000字程度を2回）、④スクーリング（「コア科目」4コマ（0.5単位相当）、「専門科目」2コマ（0.25単位相当）を通じて行なわれる。また、質疑応答は電子メールを通じて行なわれ、通信教育課程専任のアドバイザーが教員と学生との仲介役を担っている。また、学習指導は、入学後のオリエンテーション（4月もしくは9月）で、主として「研究指導」を担当する教員を決定し、その後、電子メールなどでの指導を受け、最初のスクーリング（8月もしくは12～1月）までに研究テーマと研究計画を作成する。その後、電子メールなどによる指導（随時）、およびスクーリング時（8月および12月～1月）に設定される指導（各4コマ）を2年間にわたって受け、修士論文または研究成果報告を作成する。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

研究指導も含め、全授業科目において大学 Web サイトにおいてシラバスを提供しており、シラバスにそった授業が実施されている。

通信教育課程では、それに加えて、科目ごとにスタディガイドが作成されており、それにそった授業が展開されている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価は、以下の方式により、個々の授業については、シラバスに評価基準を明記した上で、厳格に行われている。

試験の結果は、A・B・C・D・Fの段階によって評価し、A～Dを合格として単位を与え、Fは不合格とする。「学業成績通知表」には、A・B・C・D・Fの成績評価が記載される。「学業成績単位修得証明書」には、A・B・C・Dの成績が記載される。なお修士論文・研究成果報告は合・否によって決定する。

【参考】成績評価の評語と意味

A (優) Excellent : 特に優秀な成績

B (優) Good : すぐれた成績

C (良) Fair : 一応その科目の要求を満たす成績

D (可) Minimal Pass : 合格と認められる最低の成績

F (不可) Failure : 不合格

TC (認) Transferred Credit : 他大学院等で修得した単位等の認定

P Pass : 合格

I (未了) Incomplete : 履修未完了または成績評価の一時保留 (病気や不慮の事故のみに適用する。成績評価の確定は原則として当該学期末までとする。各学期は次のように設定されている。春学期: 4月1日から夏季休業を含む9月15日まで、秋学期: 9月16日から冬季休業及び春季休業を含む3月31日まで)

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

毎月の研究科委員会、学期ごとのFD研修会において、学生の履修状況とアンケート結果を踏まえ、教育成果の視点から、授業内容及び方法の改善を図っている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の多くは現職の大学などの高等教育機関、政府機関、高等教育関係団体、教育関連企業などの職員あるいは経営者であり、有職者主体のプログラムとしては修了率が極めて高い。また、修了者のほとんどから「昇進した」「より重要な役職をまかされるようになった」「請われて他大学に転じた」などという報告を受けており、博士後期課程に進学した者も相当数に上る。社会人経験のない大学院生の場合も、大学関係に就職あるいは本学も含め他大学院の博士後期課程への進学を果たしている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

大学アドミニストレーション研究科においては、修了試問（通学課程・通信教育課程共通）を以下の通り実施している。

(a) 審査は論文の口頭発表と論文及びこれに関連する学問領域についての試問の形で行う。

(b) 審査委員会は 研究科委員会において委嘱された 3 人以上の教員によって行う。内 1 人（研究指導教員）を主査とする。

(c) 時間は 1 人につき 30 分行う

(d) 審査日程・場所は掲示板及び e-Campus に掲示する。

(e) 不合格となった場合は、再審査は原則として 1 回までとする。

また、学位授与（通学課程・通信教育課程共通）に関しては、審査委員会が審査報告を文書で大学院部長に行い、これに基づき研究科委員会（3 分の 2 以上の出席により成立）は学位授与の可否を出席者の 4 分の 3 以上の賛成により決定し、大学院部長が学長に報告、学長が学位を授与する。授与は、本学学位規則による。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

「学修の手引き」を活用することなどによる組織的な教育の展開を図っている。

②改善すべき事項

大学職員など、主たる学生対象者が夕刻であっても通学できない現状にあった教育形態の提供が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

通学課程においては、主たる学生である大学職員は業務多忙で日中は通学できないという現状である。こうした事を考慮し、夕刻から授業を開始するなど、学生に配慮した教育形態の提供が行われている。通信教育課程においては、遠隔システムの高度化、スクーリングの実施形態の適正化、レポート作成指導の徹底などが必要である。

4-7-5 経営学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

経営学研究科においては、学位授与方針は教育目標に基づいて定められ実施されている。

(a) 経営学専攻は、主としてグローバルに展開する企業活動に視座において、企業経営の思想と技術の探求を通して、産業界にあって指導的役割を果たしうる人材の養成を目的として院生に対しては入学時から教育研究の指導を行っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(b) 経営学研究科にてビジネス理論やマネジメント理論を研究・修得し、「修了要件を充足した上で」学位が授与されるが、修得単位数は最低 30 単位、研究成果報告書の場合は 32 単位となっている。

(c) 学位請求論文の審査を経て合格者には学位が授与されるが、修士論文は図書館に保管され、閲覧を希望する者には公開している。また、大学 Web サイト上に修士論文の題目を公開している。なお、在籍者が学習・研究上参考にできるよう、研究指導教員の手元に一部が保管されている。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

経営学研究科においては、教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程は、修士課程の教育目標の明示で示されているものを受け継いでおり、マネジメント領域とグローバルビジネス領域の二つ領域は、その課程の特徴を生かした教育課程の編成・実施方針として教育研究対象に焦点をあてることで明示している。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

学外へは大学 Web サイト、「大学院案内」、「履修ガイド」で、学内では研究科委員会で周知している。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

経営学研究科においては、年 2 回行われている中間発表は、教員全員と院生全員の出席が義務付けられている。また、毎月行われている研究科委員会において、審査員による修士論文試問などで定期的に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検討、議論も含めて行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

経営学研究科においては、経営学研究科は留学生が大多数を占めている現状から、日本の経営システムおよび日本の企業や組織を対象にするテーマで深く学習ないし研究することを当該留学生が希望していることから、「経営学特論（理論）」、「経営政策特論（政策）」を基礎必修講義項目に定めている。加えて、「修士論文の書き方」を院生全員に必須科目として履修させている。

マネジメント領域では、経営管理、経営組織、経営戦略、国際経営、経営情報、流通管理、人的資源、人材開発、ファイナンス、マーケティングなどの授業科目が体系的に配置されている。グローバルビジネス領域では、経営史、企業会計、国際会計、異文化経営、

IV. 「教育内容・方法・成果」について

欧米企業研究、日本的経営システム研究、日本的経営研究、中国の経営システム研究、中国企業行動研究などの授業科目が体系的配置されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

経営学研究科においては、大学院における研究は、指導者に相応しい幅広い見識と、高度にして専門的職業に従事するために必要な、かつ優れて豊かな学識の探求を目指すものである。経営学専攻では、多様化する国際社会にあっても、主体的に企業運営を担える優れた人材の養成を果たすべく、歴史、理論、政策、言語の視点から、多様な専門科目が配置されている。このうち2科目は経営学研究の基礎科目（必修）、12科目はマネジメント領域の専門科目、12科目はグローバルビジネス領域の専門科目である。加えて4科目の特殊講義科目が設けられ、最先端の課題研究を提供できるよう構成された。特に特殊講義は必要に応じて柔軟に入れ替え、留学生が多いという学生の特性を考慮して日本の企業研究に重点がおかれている。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

講義、発表、討論、特殊講義、講演会、学会参加などの形で授業と学習指導に従事している。履修科目は主に研究指導の担当教員との相談のうえで、各自の状況に合わせて履修をさせ、指導を行っている。

経営学研究科では、国際学研究科の博士後期課程の学生の影響を受けて、院生が自主的に勉強会を設けて、研究発表などを行うことにより研究の質の向上を図っている。必要に応じて教員も参加して共に議論し研究内容を深めることに努めている。

全員必須となっている「修士論文の書き方」で学んだ知識を生かして、ゼミでの発表・質疑応答、教員によるまとめ、個別研究指導などの段階を踏まえながら進んでいる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

経営学研究科においては、授業は概ね大学 Web サイトで公開されているシラバスに沿って行われている。

シラバスは、学期ごとにそれぞれ15回分の授業計画を立て、各回の授業で取り扱う内容について明示している。

教員はシラバスに明記した内容に沿った授業実施を心がけ常に努めている。それに加えて院生による授業評価のアンケート、授業への評価など、授業に対する履修者の意見や指摘を参考に授業改善に努めている。

(3) 成績評価と単位認定について

経営学研究科においては、成績評価に関しては、シラバスで明示している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

経営学研究科においては、学期毎に行われている大学院全体の研修会、FD 会議並びに毎月行われている研究科委員会、学期末に実施される学生による授業評価アンケート、学生による授業への評価などを総合して、授業の内容および方法の改善を図っている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

経営学研究科においては、学生の学習成果を測定するための評価指標としては、各学期末に科目ごとに実施される授業評価アンケート調査および授業への評価があげられる。

学生による授業アンケートの項目の中に、学生が自己評価できる「授業に出席したか」、「課題やレポートにまじめに対応したか」などが含まれている。ゼミ合宿、中間発表後の反省会、修了試問後総括会などで各自における自己評価も行われ、修了生のネットワークを生かし、双方の交流を行う際には、自己成長、自己評価などが交わされ互いに刺激を受けている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

経営学研究科においては、学位授与基準、学位授与手続きについては、本学学位規則に則って厳正に行われている。

学位請求論文に基づいて、2人の審査員による審査を経て、その結果をもとに当該学生の指導教員を交えて審議を行い、その結果を経営学研究科委員会に報告する。研究科委員会において最終の可否判断を行うというプロセスをとっている。また、修了に必要なとされる履修要件ないし修得単位数などについても慎重に確認作業を行っている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

必須基礎科目 4 単位、各領域の専門科目 12 単位、研究指導 2 年間で 4 単位、専門科目および特殊講義科目から 10 単位、計 30 単位以上が修了要件となり学位授与方針と整合している。とくに授業、演習、修論などに真剣に取り組み自ら挑戦し活気にあふれる様相が呈し始めた。また、毎月行われている研究科委員会、審査員による修士論文試問などで定期的に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検討、議論を兼ねて行われている。

大学院生は、専門領域の理論を学ぶと同時に、社会科学の本質と方法などを理論と政策面から次第に身につけることができるようになった。コースワークとリサーチワークについては、実践面を主とする演習主体の科目と理論面を主とする講義主体の科目とを配し、適切なバランスを取っている。よって、国内外の学生の要望に十分に答えられる専門

IV. 「教育内容・方法・成果」について

的・学際的教育と研究指導を行なっている。なお、授業評価に対する当該教員のコメント、研究科長によるチェックおよび評価も実施されていることから、その整合性は十分に取れている。

開講授業、ゼミなどは各担当教員の裁量に任せているが、修得単位数、合否判定には研究科教務委員および大学院教務委員会の精査を経て、研究科委員会で審議するという手順を踏んでいることから、適切に行われていると考えられる。

他大学院に在籍中の既修得単位の認定についても、同じく研究科教務担当、大学院教務委員会、並びに経営学研究科委員会で十分に検討と審議を行うという手順を踏んでいることから、適切に行われている。

以上のことから、学位審査および修了認定の客観性・厳格性の確保は十分になされており、適切に行われている。。

②改善すべき事項

大多数の授業が少人数クラスということもあって、成績評価はAとBに偏る傾向がある。

3) 将来に向けた発展方策

必修基礎科目では専任教員のそれぞれ専門分野を鑑みてオムニバス形態で実施している。論文の中間発表では全員参加が基本であり、審査員（副査）による厳格な修論試問方式などの導入は一定の効果があることは確認できている。さらなる向上のため引き続き検討する。科目間の有機的連携を深めることは喫緊の課題であり、学生の特性に合わせた履修モデルの構築に向けての検討に努める。

4-7-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

本研究科の教育目標は、学生配布の「大学院案内」や履修ガイドに明示し、さらに、入学時の研究科オリエンテーションで、研究科全体として、また、日本語教育および英語教育の専攻として、口頭で説明している。教育目標と学位授与方針との整合性については、修士論文の中間発表修了試問を通じて、大学院生の論文や研究全体が学位授与にふさわしいかを検証している。修得すべき学習成果は、学期始めに公開する授業シラバスや配布する履修ガイドにおいて明示している。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施については、学生配布の「大学院案内」、「履修ガイド」に明示し、さらに、入学時の研究科オリエンテーションで

IV. 「教育内容・方法・成果」について

明示している。科目区分、必修・選択の別、単位数などについても、「履修ガイド」に明示されているし、入学時のオリエンテーションのときに、各院生の個人的な研究分野への興味・関心に合わせるようにしている。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

学外へは、大学 Web サイト、「大学院案内」、「履修ガイド」、専門誌に出している広報で知らせている。学内では、大学院研修会、研究科委員会、専攻会議などで周知させている。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

ほぼ毎月の言語教育研究科委員会や毎学期の研究科全体の FD 会議、および必要に応じて言語教育四役会議や日本語教育および英語教育の専攻の会議において、検証している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

言語教育研究科の理念・目的に合わせて、必要な授業科目を開設し、さらに、学生の希望や時代または社会の要請に基づいて、常時、改革を試みている。研究科全体としては、共通科目を設置し、この他に、日本語教育と英語教育の専攻ごとに専門科目を配置するという重層構造をとっている。コースワークとリサーチワークについても、実践を中心とする科目と理論を中心とする科目、および演習科目と講義科目などの配置とともに、適切なバランスを保っている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

まず、言語教育全体としての知識や知見が得られるように、共通科目 10 科目を揃えている。次に、専攻の専門科目としては、日本語教育専攻も英語教育専攻も高度化に対応できるように、常に最新の理論や実践を取り入れて、その内容を充実させている。

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

教育方法および学習指導については、まず、教育目標の達成に向けた授業形態を講義・演習・実習の 3 つの分野に分けて、それぞれの目的に合うようにしている。履修科目登録の上限設定は特に行っていない。修了要件は、「修士論文」作成の場合は 30 単位、「研究成果報告」作成の場合は 32 単位である。学習指導については特に課題提出や発表形式を採用するなどして充実を図っている。学生の自律的・主体的な授業参加を促す方法として、一

IV. 「教育内容・方法・成果」について

部の科目では、言語・文化・教育に関する新聞の切り抜きを毎週の授業で提出させたり、学期の途中で講義や演習の内容を学生自身が選択できるようにしたり、自主的に選んだ文献解説を行わせたり、数名のグループ研究をした上で発表させたりしている。

言語教育研究科というよりも本学の大学院の特徴でもあるが、論文指導の時間を毎週のカリキュラムに入れている。これにより、学生が研究計画を立てる場合において「ペースメイキング」の役割を果たすことになり、何よりも指導教員との関係が密接になり、これが指導の効果の大きな要素となっている。また、修了するまでに、「中間発表」という公開で行われる発表会があり、これが学生によい意味での緊張感を与えている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは、春・秋学期それぞれ 15 回分の授業計画を立て、毎回の授業の内容を明示することにより、必然的にその内容の充実を考えることになっている。どの教員も事前に提示されたシラバスと実際の授業の内容が合うようにしているが、このチェックとして、学期末の学生による授業評価のアンケートを行っている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価については、評価方法・評価基準をそれぞれの授業案内の中に明示している。具体的には、試験・レポート・授業中の議論・授業の参加態度など項目を設けて、その配点を明示するようになっている。また、日本語教育を中心に、言語教育評価共同研究所と合同の研究やフォーラム開催なども行って、言語教育評価のあり方の検証を常に行っている。

単位制度の趣旨に基づく単位認定も、授業の内容や時間数に応じての適切性を図っている。他大学院在籍のための既修得単位認定も厳格・適切に行っている。たとえば、他大学院の科目を本研究科目の科目と読み替える場合は、他大学院の単位数の確認はいうまでもなく、その内容を示す書式（成績証明書、科目説明や履修ガイド）を提出することが義務づけられている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

授業の内容および方法の改善を図るために、ほぼ毎月の研究科委員会・毎学期の FD 会議・大学院全体の研修会などを開き、研究科や専攻別に、あるいは全体として、検討する機会を設けている。また、2 年ごとに行われている大学院アンケート項目のうち、授業内容、方法、評価の結果を、研究科全体あるいは専攻ごとに検討している。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の学習成果を測定するための評価指標として現在行っていることは、各科目の授業

IV. 「教育内容・方法・成果」について

評価アンケート調査と、大学院全体のアンケート調査の 2 つである。学生の自己評価については、上記の授業評価アンケート調査では、「授業に出席したか」「課題やレポートにまじめに対応したか」などの項目も入れている。就職先の評価、修了生評価など修了後の評価は、現段階では組織的には行っていない。しかし、ほとんどの教員と修了生は、修了後にも研究会や学会で会うこともあり、また、直接に会うことはなくても連絡を取り合っているため、その際の話から察すると、全体としては満足しているという結果を得ている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与基準、学位授与手続き、および学位審査および修了認定の客観性・厳格性の確保に関しては、修士論文の質の検証をはじめ、修了要件単位や授業の出席・試験などの実施など、総合的に見て適切に行っている。学位審査も、主査および 2 人の副査の計 3 人が偏りなく質疑の機会をもち、終了後の話し合いで審査結果の決定を行っているため、客観性・厳格性があるといえる。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

学位を得るための論文執筆に適切な対応をしているため、ほとんどの学生が標準修業年限 2 年で学位を取得している。

②改善すべき事項

近年に見られる現象であるが、一部の学生に意欲、資質、能力にやや難がみられることが多くなった。このような学生に学位を湯得させるためには、これまで以上にきめ細やかな指導が必要になる。しかしながら、あまりにきめ細やかな指導については、過度にならぬよう留意が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

先にも触れたが、研究科間の科目の開放が考えられる。言語教育の中を広げるとなると、国際学研究科をはじめ他の 5 つの研究科の一部の科目の履修も教育研究の指導上必要であり、今後は履修可能な報告に検討を大学院委員会などで検討が行えるよう、提案する。また、これもすでに述べたが、特に、日本語教育では、遠隔システムを使って外国からも授業を受けられるような制度の確立を急務としている。これに付随して、最初の年度は通学、2 年目は遠隔など、履修形態自体の改革も必要になってくる。

4-7-7 心理学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(1) 教育目標と卒業要件・学位授与方針について

本研究科の教育目標は、学生配布の「大学院案内」や履修ガイドに明示し、さらに、入学時の研究科オリエンテーションで、研究科全体として、また、臨床心理学および健康心理学の専攻として、口頭で説明している。教育目標と学位授与方針との整合性については、修士論文の中間発表および修了試問を通じて、学生の論文や研究全体が学位授与にふさわしいかを検証している。修得すべき学習成果は、学期始めに公開する授業シラバスや配布する履修ガイドにおいて明示している。

(2) 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針について

教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施については、学生配布の「大学院案内」、履修ガイドに明示し、また入学時の研究科オリエンテーションで詳細に説明している。あわせて臨床心理士、専門健康心理士になるために求められる科目群についても明示し具体的に説明している。

(3) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの公表方法

臨床心理士養成、専門健康心理士養成を目的の中心に据え、それぞれに必要な科目群を設置している。なお両専門職ともに臨床的・実地的な経験も積む必要があるため、座学だけでなく、カウンセリングの実習をはじめ現場の協力も得たカリキュラムの構成に努めている。

(4) 教育目標、卒業要件・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの適切性の検証について

FD会議での討論も踏まえて、臨床心理、健康心理の壁を低くし、学習内容、学生の交流を広げることを目的としてカリキュラムの見直しも進めた。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設および教育課程の体系的な編成について

臨床心理学、健康心理学の2専攻はそれぞれ臨床心理士、専門健康心理士の受験資格または取得資格のための授業科目を不足なく開講し、さらに両専攻の共通科目を設置している。また、両専攻の専門科目を互いにオープン化し、幅広い知識を習得できるように配慮している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容

健康心理学専攻については、今後、産業分野での健康心理学の必要性に鑑み、授業科目の増設も検討していくこととなっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○教育方法

(1) 教育方法および学習指導について

各教員が毎週、研究指導を行うと共に、2年次春学期末に修士論文中間発表会を設定している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学の方針に沿って作成しており研究科長によるシラバス点検も実施している。

(3) 成績評価と単位認定について

各授業科目など、シラバスに成績評価の基準を設け、それにしたがって評価がなされている。

(4) 教育成果の定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善に向けて

内容・方法の研修は、研究としては実施していない。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

臨床心理学の学生は他大学も含む学士課程から直接に入学してくる者が多い。また臨床心理にかかわる実習などのカンファランスで教員と学生の交流も頻繁であり、全学的な授業評価アンケートと合わせると全体としては学生の満足度は高い。他方、健康心理学の学生は社会人の比率が高い。キャリアアップを目的とするこれら学生と学部から直接進学者の交流も活発である。このことは、教員による指導とあわせて相乗効果をもたらすことになっている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与規程に基づき取り組んでいる。学位授与基準、学位授与手続き、学位審査および修了認定の客観性・厳格性の確保に関しては、修士論文の質の検証をはじめ、修了要件単位や授業の出席・試験などの実施など、総合的に見て適切に行っている。審査委員の話し合いのないしは投票で審査結果の決定を行っているので、客観性・厳格性があるといえる。学位審査の修了試問は非公開だが、その後に公開で発表会を行っている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

授業科目の体系的配置及びコースワークとリサーチワークのバランスについても適当であり確実に向上していると言える。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

②改善すべき事項

健康心理学専攻においては、産業分野での健康心理学の必要性に鑑み、授業科目の増設の検討が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

特に健康心理学専攻において社会人学生も履修しやすくするために、夕刻から夜の時間帯に科目を配置し効果をあげている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

4-7-8 根拠資料

4-1) 大学全体

「講義案内」

大学運営会議議事録

海外との提携プログラム

シラバス様式・ガイドライン

シラバスチェック・ガイドライン

授業評価（マークシート）

授業評価・フィードバック・ガイドライン

成績評価ガイドライン（学長）成績評価検討委員会資料

GPA 制度検討委員会資料

FactBook・年報（大学教育開発センター）

4-2) リベラルアーツ学群

履修モデル

到達目標

将来構想委員会

リベラルアーツセミナーアンケート調査資料

4-3) 総合文化学群

履修モデル

オリエンテーション資料

演劇専修（大学 Web サイト、履修ガイド、シラバス、OPAP 記録、卒業生の出演記録、ダンスコンペティション成果記録、海外研修記録、各演劇祭参加記録等）

音楽専修（公式 web サイト、履修ガイド、シラバス、専修会議議事録、卒業生によるコンサートの記録、海外研修記録）

映画専修（大学 web サイト、履修ガイド、シラバス、専修会議議事録、映画コンペティションの資料、発表記事、賞状）

4-4) ビジネスマネジメント学群

「講義案内」

オリエンテーション資料

教務課「2010 年度春学期 科目別所属別成績分布」

大学学則第 58 条・第 59 条

IV. 「教育内容・方法・成果」について

4-5) 健康福祉学群

オリエンテーション資料
教務委員会議事録
専修会議議事録
資格取得に関する資料
シラバスモデル
実習支援センター
自主的な4つのプログラム
年度末の教員報告
成績の適正化
研修（年2回）記録等
キャリアガイダンス資料
学生満足度調査
資格取得者・教員免許等

4-6) 基盤教育院

大学 Web サイト
「講義案内」
「履修ガイド」
シラバス
リトリートならびにFDの議事録
ブリッジ・カレッジのアンケート

4-7-1) 大学院

「履修ガイド」
中間発表資料
研究科委員会議事録
論文指導に関するガイダンス・資料・冊子
教務委員会議事録
研究科委員会議事録
大学院委員会議事録
FD研究会議事録・資料
大学院研修会記録・資料
授業アンケート
修了諮問資料

IV. 「教育内容・方法・成果」について

シラバス

4-7-2) 国際学研究科

「履修ガイド」

シラバス

中間発表資料

修了試問資料

課程博士学位請求論文の提出及び審査手続きに関する内規

第一次中間試問資料

第二次中間試問資料

最終試問資料

論文指導に関するガイダンス・資料・冊子

研究科委員会議事録

大学院研修会記録・資料

授業アンケート

4-7-3) 老年学研究科

中間発表資料

研究科委員会議事録

論文指導に関するガイダンス・資料・冊子

教務委員会議事録

研究科委員会議事録

大学院委員会議事録

FD 研究会議事録・資料

大学院研修会記録・資料

授業アンケート

修了諮問資料

老年学研究科委員会議事録

老年学研究科 FD 会議議事録

4-7-4) 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション 研究科（通信教育課程）

「桜美林大学大学院履修ガイド」

「大学アドミニストレーション専攻学修の手引き」

「大学院研修会議事録」

「大学アドミニストレーション研究科委員会議事録」

IV. 「教育内容・方法・成果」について

「大学アドミニストレーション研究科FD研修会記録」

「スタディガイド」

4-7-5) 経営学研究科

大学院委員会議事録

研究科委員会議事録

大学院研修会記録・資料

中間発表・修了試問資料

論文指導に関するガイダンス・資料・冊子

「大学院案内」

履修ガイド

4-7-6) 言語教育研究科

大学院案内

履修ガイド

研究科委員会議事録

FD 会議議事録

大学院報告

大学院アンケート

言語教育評価共同研究所・フォーラム

授業評価アンケート

4-7-7) 心理学研究科

大学院案内

研究科委員会議事録

臨床心理士・健康心理士資格

学位授与規程

V. 「学生の受け入れ」について

V. 「学生の受け入れ」について

V. 「学生の受け入れ」について

5-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

学生の受け入れ方針いわゆる「アドミッション・ポリシー」は、中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』に明文化される以前から、本学では桜美林大学公式 Web サイト（以下、大学 Web サイトという）上で明示してきた。2004（平成 16）年度から全学士課程の改組に着手し、基本組織の改組に伴う新たな教育基本組織の開設は 2007（平成 19）年度に揃ったことになる。これに伴い、同答申に言及されているカリキュラム・ポリシー（教育の実施や卒業認定に関する方針）、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）については、明示・公開している。

学士課程は全学改組計画の最後に設置された基本組織であるリベラルアーツ学群が、2010（平成 22）年度をもって完成年度を迎えることになり、また大学院も 1 研究科 10 専攻 2 課程から 7 研究科 9 専攻 2 課程へと改組再編を行い、やはり完成年度を迎えつつある。

学生募集活動において、「アドミッション・ポリシー」のみならず「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」及び「志願者・受験者・合格者」などの基本情報は、『大学案内』『大学院案内』、大学 Web サイト、各『学生募集要項』など各告知用媒体を通じて公表してきている。

「学士課程、大学院の課程の入学資格」「学士課程の編入学資格」（『学生募集要項』においては「出願資格」）については、大学 Web サイト上の桜美林大学学則（以下、大学学則という）及び『学生募集要項』などにおいて、ともに明示している。

(2) 学生募集および入学者選抜について

学生募集活動については、『大学案内』の配布、オープンキャンパスの実施、受験媒体誌、大学 Web サイトへの掲載など積極的に行っている。また、関東圏の高等学校の進路指導教員を対象に、例年通り 5 月に当年度の入学者選抜方式に関する説明会を実施した。このほか、代理店企画による進学相談会、高等学校訪問などを行っている。

大学院における学生募集活動については、『大学院案内』の配布、関係媒体誌、大学 Web サイト掲載の他、大学院の各研究科独自の企画で相談会を実施している。

選抜方式は、学士課程においては「AO 入学者選抜（同窓生、キリスト者、キリスト教学校同盟、スポーツなどの「AO 入学者特別選抜」を含む）」「推薦入学者選抜」「留学生入学者特別選抜」「編入生選抜」「一般入学者選抜」「大学入試センター利用試験入学者選抜」を設定している。また別科の課程からも年 2 回の選抜を行っている。「AO 入学者選抜」及び「留学生入学者特別選抜」に関しては、9 月入学者選抜も実施している。

大学院の課程においては、博士前期課程・修士課程及び博士後期課程においても、当該「アドミッション・ポリシー」に基づき入学者選抜を行っている。大学院の課程におい

V. 「学生の受け入れ」について

でも9月入学者選抜も実施している。

入学資格については、学士課程（編入学を含む）及び大学院（博士前期課程／修士課程、博士後期課程）のそれぞれ当該大学学則に明記されており、それらに基づき各『学生募集要項』の「出願資格」に反映されているところである。しかしながら学士課程編入学の『学生募集要項』において一部不適切な記述があったので、2011（平成23）年度の当該『学生募集要項』においては即刻改めている。入学者選抜の実施については、「大学入学者選抜実施要項」および「大学院入学者選抜実施要項」に則り実施している。

(3) 収容定員の管理について

学士課程においては、収容定員に対する在籍学生数の比率及び過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率は、別紙の資料（大学基礎データ表3-4）の通りである。

今後も戦略的方策は総論的なものではなく、各論的な観点で検証と適正な定員管理を進めていく必要があるが、収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応そのものは学士課程において特段講ずる必要はないと考える。一方、大学院においては収容定員を充足している研究科は少ない。定員充足にむけた努力は早急かつ継続的に行われなければならない。

今後も高等教育機関として、高次の教育研究活動を維持向上させていくためには、入学生の本質の確保を担保することは重要な要素である。この要素を満たしかつ学生の受け入れ及び在籍学生数の両面から、収容定員の適正管理に取り組んでいく方策について、今後も的確かつ組織的に取り組むこととしている。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

アドミッションセンターにおいては時系列的な志願者数・合格者数から入学者数を管理するという意味で毎年度選抜方式ごとに受け入れ人数を試算している。特に学士課程に関しては、年度初めにおいて「学長室会議」承認のもと「入学者選抜拡大代表者会議」を通じて、各教育基本組織に提示し了解を得ている。また入学後の学習活動の成果と当該学生が受験した選抜方式ごとの相関についても、適切に相関関係を分析して適宜必要な会議に提示し始めている。大学院においては、毎月実施される「大学院入試戦略委員会」においても志願者増を果たすため議論を行っている。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

学士課程、大学院課程の入学者選抜は、明示されているそれぞれの「アドミッション・ポリシー」に基づき、適正に行われてきたといえる。志願者は恒常的に増加しているとは言えない。

学生募集に関わる情報提供の開始の時期及び機会も確保しており、その点では適切とい

V. 「学生の受け入れ」について

える。

2010 年度入学者選抜の実施はおおむね適切と言える。両課程とも『学生募集要項』において、一部学内で議論が十分にされていない事項が見受けられたが、実施自体はおおむね適切であったと言える。

定員超過は学士課程においては多少認められるものの、学士課程の学群・学類及び博士前期課程・修士課程、博士後期課程については、教育資源など教育力と照らしても適切な定員設定といえる。教育研究活動ならびに教育指導上、質の確保としては両課程とも各基本組織上は問題ない定員設定といえる。

収容定員に対する在籍学生数比率や過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率もおおむね適切である。

大学院においても健闘しているものの、募集定員は充足していない。

② 改善すべき事項

(1) 「大学入学者選抜実施要項」「大学院入学者選抜実施要項」並びに「学校教育法施行規則の一部改正」の主旨を組織的に認識したうえで、『学生募集要項』や各案内冊子などには正確に反映し適切な情報提供を行なう必要がある。

(2) 「学校教育法」など関係法令に準拠しかつ大学学則の規定などに基づいた正確な出願資格が、一部とはいえ、『学生募集要項』に明記されていなかった。

(3) 学士課程における基本組織ごとの一部の専修やコースに於いて、若干偏りが見られる。

(4) 両課程とも現存の会議体において、当該機能が発揮できるようにすることが実質的であり機能的でもあることから、事務局としても関係データを揃えていく必要がある。

学士課程においては学群ごとの「アドミッション・ポリシー」は全『学生募集要項』上には明記されているものの、このたび「大学入学者選抜実施要項」に示された要件に鑑み、学群ごとに定めている当該「アドミッション・ポリシー」は見直さなければならない。

入学者数の公表については、積極的には取り組んでこなかった。大学院においても同様である。大学院においては、「アドミッション・ポリシー」は策定されているものの、『大学院案内』には公表されていたが、本来掲載すべきである『学生募集要項』においては明記されていなかった。

特に学士課程においては一部不適切な出願資格を規定しているのも見受けられた。学士課程、大学院の課程における「個別の入学資格審査」に関しては、当該規定が定めるところの要件・制度が一部未構築であり、合理性を欠いていたので制度化を図った。

「障がいのある学生の受け入れ方針」については、特化しかつ明文化されたものはない。しかしながら、障がい者の受験に際しては、可能な限りの対応を行う用意があることから、あらかじめアドミッションセンターに問いあわせてもらうため、その旨『学生募集要項』において明記している。

V. 「学生の受け入れ」について

受け入れている実績が先行しているのが現状であるが、自信をもって公開することが望ましいので、「障害者受け入れ方針」の策定の有無から検討することも課題の一つといえる。

学士課程、大学院の課程とも、2010（平成 22）年 6 月 15 に公布の「学校教育法施行規則の一部改正」を受け、「教育研究活動等に関する状況等の情報の公表」義務について、入学者に関する受け入れ方針のみならず、付随する関係情報を機関として積極的に公開するための議論に踏み切る必要がある。

アドミッション・ポリシーにおいても、当該課程に入学するにあたり修得しておくべき知識などの内容・水準の明示についても「大学入学者選抜実施要項」の主旨に則り一部表現を見直さなければならない。大学院においてもアドミッション・ポリシーのみならず、カリキュラム・ポリシー（教育の実施や卒業認定に関する方針）、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）についても、一層の周知を図る必要がある。

またアドミッション・ポリシーについては、検証も実質的に制度化していく必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

(1) 『2011（平成 23）年度選抜用学生募集要項』や各案内冊子には、「大学入学者選抜実施要項」「大学院入学者選抜実施要項」並びに「学校教育法施行規則の一部改正」の主旨を反映させる。特に、求める人材像及び入学前に修得しておくべき学力水準が明記された「アドミッション・ポリシー」を策定することと並行して、さらなる合理性を備えた判定方法に発展させていかねばならない。

(2) 入学者選抜を公明かつ適切な組織的な取り組みとするには、適正な『学生募集要項』を作成しなければならない。事務担当部署であるアドミッションセンターにおいては、まず関係の根拠法令やその他の関係通達を見直し共通理解を図り、各教育組織に対して要点主旨に関して具体的な手段をもって伝達する。

(3) 定員管理上問題とはいえないまでも、各教育基本組織の有する教育研究力を学生に十分に享受させるためにも、一部の専修などに偏りが発生することにならないよう相応の方策を講じる必要がある。一方、減少傾向が見られる専修などにおいては、特化した広報としての学生募集活動を要する。

(4) 検証機関としては、学士課程にあつては「入学者選抜代表者会議」、大学院にあつては「大学院入試戦略委員会」を第一次的な検証機関とし、「アドミッション・ポリシー」を始め、機能を発揮していく。第一次的な検証を行うのはこれらの機関が適切であると考え、その上で上層機関に報告などを行うといった制度化を図る。

5-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

V. 「学生の受け入れ」について

リベラルアーツ学群のアドミッション・ポリシーは、大学のアドミッション・ポリシーを受け、さらに学群として以下のように定め各『学生募集要項』を用いて公開している。このアドミッション・ポリシーにて受け入れる学生像を明示し、入学時に修得しておくべき知識や能力などを明らかにしている。

「本学群は、人間として社会で生きるために必要な幅広い知識と深い洞察力を身につけた学生の育成を目指します。この方針から、以下の資質を持つ学生が望まれます。①自ら進んで学ぶ強い意欲と自立心を有すること、②広い分野の基礎的学力を有するとともに専門分野への強い関心を有すること、③新しい分野への探求心と新たな体験へ挑戦する意欲を有すること、④本学の建学の精神を理解し、他者に奉仕し、共に向上する意欲を有すること。」

障がいのある学生の受け入れに関しては、本学の見学の理念に基づき可能な限り受け入れる方針にて臨んでいる。本学が行っている対応としては、入学試験での考慮、入学前打ち合わせ、入学後の相談会（年2回）などがある。一定の対応策を決めて臨むのではなく、障がい者個人の希望に基づき大学として対応する方針で臨んでいる。

(2) 学生募集および入学者選抜について

本学は各『学生募集要項』や大学 Web サイトなどに公開しているアドミッション・ポリシーに則り学生募集を行い、厳密な方法で公正かつ適切に入学者選抜を行っている。

学生募集で「アドミッションセンター」が行っている事案に当学群として協力している主な内容は以下の通りである。

- 『大学案内』の発行（4月）
- オープンキャンパス（7月、8月、10月、3月）
- ミニオープンキャンパス（4月～7月）
- 高等学校での模擬授業
- 桜美林高等学校への説明会

入学者選抜で当学群が協力して担当しているのは以下の通りである。

- AO 入学者選抜（1回目、2回目）の事前資料閲覧および面接
- 推薦入学者選抜（公募制、指定校、学内進学）の事前資料閲覧および面接
- 留学生特別選抜（1回目、2回目）、社会人入試、帰国学生入試の事前資料閲覧および面接
- 一般入学者選抜（1期～3期）監督
- 大学入試センター試験利用入学者選抜監督

本学は他大学に比べて特に「AO 入学者選抜」の比率が高い。「AO 入学者選抜」における学力担保を目的としてリベラルアーツ学群は図書を指定し、理解力、論理的展開などを面接時に判断している。

面接の採点は必ず2人の専任教員が行い、「学群調整会議」で面接実施全グループの中で判定（案）が行われている。その結果は「入選拡大代表者会議」にて全学の元で判定され実質的に決定される。従って、公平な判断に基づく学生募集から選抜、合否判定が実現されている。

V. 「学生の受け入れ」について

「一般入学者選抜」および「大学入試センター試験利用入学者選抜」の受験者に対する合否判定は、得点を学内の偏差値に置き換え、科目毎の難易度を解消する方式で行っている。また、判断は偏差値に重点をおきくことで客観性、公平性を担保している。

(3) 収容定員の管理について

リベラルアーツ学群の収容定員は 950 人である。2007 (平成 19) 年度からの入学生数は、1,102 人、1,165 人、1,104 人、1,136 人である。収容定員に対する比はそれぞれ 116 %、123%、116%、120%となっており、おおむね妥当な入学生数と見なすことができる。

退学者は、1 年次に約 30 人、2 年次以上で平均 15~20 人となっている。その結果、全学年で毎年平均 70 人前後、入学生に対する割合は 6~7%が退学することになる (参考_表 15 参照)。入学者が募集定員に比べ 16~23%多いことから、4 年次になっても収容定員は確保される結果となっている。

収容定員に対して在籍学生数比率が高いことの最大の問題は、アドバイジンググループの人数に表れる。入学者数が募集定員であれば、1 グループあたり 14 人のアドバイザーのグループになる。学生数が多いことの対策として、アドバイザーの追加および 1 グループあたり 1、2 人の学生を加え平均 16 人のアドバイジンググループにて対応している。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

入学者選抜に関しての問題点、改善方法などに関しては、「入学者選抜拡大代表者会議」にて年間を通して毎年議論している。翌年度の入学者選抜方法の日程に至るまでの詳細案は毎年 4 月の「入学者選抜拡大代表者会議」にて決定され、その後「大学運営会議」の議を経て正式に決定される。大きな入試改革に関しては、学群から代表 1 人が参加し「全学入試制度検討委員会」にて詳細方針を検討し、結果が「入学者選抜拡大代表者会議」に報告される方式をとっている。直近では 2009 (平成 17) 年度に「全学入試制度検討委員会」が開かれ、2011 (平成 23) 年度入学者選抜からの制度変更について案をまとめた。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

「AO 入学者選抜」における学力担保の一つの試みとして取り入れた「課題図書」方式は 2 年目 (2008 年 (平成 20) 度入試) から開始した。面接時に当該図書の理解度を判定するこの方式は、入学後の授業に取り組む姿勢などから判断して一定の成果が得られていると見なすことができる。

また、入学者選抜における客観性は確実に保証されているとすることができる。判定に不透明さ、不公平さが含まれる可能性はほとんど無い。また、学力試験を行う入試の場合、得点に基づく判定になるために公平さは確保している。さらに、受験生の問い合わせに対しても、合格・不合格に対する説明体制も準備され、透明性は確保されている。

V. 「学生の受け入れ」について

以上から、適切な入学生が確保されていると言える（大学基礎データ、表 3 参照）。この学生数は教員一人あたりに換算すると 37.6 人であり適切な範囲と言える（大学基礎データ、表 2 参照）。入学生の確保についてはアドミッションセンターの経験と過去のデータ分析から導いた入学者予想方式にて行っており、毎年ほぼ目標通りの入学者数を確保している。孔子学院からの進学者 4～9 人、3 年次への編入学学生が 10 人前後の実績がある。

② 改善すべき事項

社会的な動きとして「AO 入学者選抜」のあり方に関してはさまざまな問題点が指摘されている。今後学群としては全体の募集定員に対する AO 入学者選抜募集定員の割合を削減していく方針を持っている。また、基礎学力水準の判定方法についても改善策を検討すべきである。

3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

オープンキャンパスや高等学校での出張授業などの成果が定着し、おおむね受験生は多く与えられている。特に、Late Socialization に関しては受験生に広く受け入れられている。

① 改善すべき事項

リベラルアーツの教育理念と教育機能のさらなる定着が必要と思われる。また、入学者選抜時における受験者層にみられる基礎学力の判断のさらなる改善策を検討すべきである

5-3 総合文化学群

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

大学 Web サイト「入試情報」に明示してある大学のアドミッション・ポリシーに加え、総合文化学群のアドミッション・ポリシーは『学生募集要項』などの印刷物に明示している。また学校見学会（オープンキャンパス）、進学ガイダンス、高等学校で開催される説明会など、機会あるごとにアドミッション・ポリシーを周知している。

また、身体に障がいのある学生の受け入れ方針は、特に『学生募集要項』などにも明記していないが、できうる限り対応しており、本学群発足より身体的障がいを理由として受け入れを拒否したことはない。

各専修の特徴や教育機能など独自性についても、オープンキャンパスにおいて、参加の高校生に対し、各専修の方針と合わせて良好な学生生活を送る先達の傾向を紹介する。また、高校訪問における説明会では、各専修の教育方針を明確にし、入学してからの学生の満足度を高めるためにも、適性について十分に明示している。

V. 「学生の受け入れ」について

(2) 学生募集および入学者選抜について

学生募集においては、高等学校へ出向いての説明会、本学での高等学校教員ならびに受験生・保護者を対象とする説明会、芸術系大学専門の進学説明会、オープンキャンパスなどを実施している。特にオープンキャンパスでは、受験生と面談する機会でありワークショップの充実を図っている。

総合文化学群の入学者選抜は、「AO 入学者選抜」「公募推薦入学者選抜」「指定校推薦入学者選抜」「学内進学入学者選抜」「編入学者選抜」「留学生入学者選抜」「一般入学者選抜」「大学入試センター試験利用入学者選抜」など多様な選抜方式を導入しているが、すべての入学試験に実技・面接を導入している。本学群で学ぶために必要な学力・技能をより丁寧に評価することを目的とした入学試験方法である。

たとえば「AO 入学者選抜」と「公募推薦入学者選抜」においては、審査を担当する教員は、受験者が事前に提出した資料を十分に熟読した上で、実技試験及び面接を公正な視座をもって執り行っている。「学習意欲」「コミュニケーション能力」などをについて面接を行い審査するなど、複数の担当教員が審査し公正で適正な入学者選抜を行っている。その結果は学群長との調整会議に諮り、審査の正当性・客観性を確保している。

(3) 収容定員の管理について

総合文化学群の収容定員 250 人に対し、在籍学生数は若干の超過が見られるが、2011（平成 23）年 2 月 1 日現在の在籍数では 2010（平成 22）年度入学生が 270 人、2009（平成 21）年度入学生が 281 人、2008（平成 20）年度入学生が 270 人、2007（平成 19）年度入学生が 284 人と収容定員の 1.1 倍前後に収まっており、特に問題ない。ただし、4 つの専修のうち演劇専修を専門的に学習する学生数の偏重が大きくなる傾向にある。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

毎年度、全入学者選抜が終了した 3 月に「入試反省会」を行い、入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかについて検証を行っている。その結果を受けて、翌年度 6 月に入試委員による入試検討が行われる。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

桜美林の演劇専修を希望してくる受験生が継続的に多いことから、教育的効果が認知されていると判断できる。

また音楽を専修として学ぶことを希望しているもので障がいをもつていようとも、積極的に受け入れている。その場合、その学生が必要とする物的・精神的サポートを行っている。たとえば、ピアノを演奏するのに必要な補助装置の購入、ロッカーの用意、教育指導上配慮する点や留意する点など他学群の教員への伝達などがあげられる。

V. 「学生の受け入れ」について

映画を専修として学ぶことを希望する者も、入学者にオープンキャンパス来訪者が多く、模擬撮影のワークショップや施設・機材見学などの効果が大きいと判断できる。

② 改善すべき事項

演劇を専修として学ぶ学生数の偏重の割合が大きくなる傾向にあり、今後この部門の教育施設の拡充、教員増補が求められる。

高等学校生とのメールによる個別相談対応も充実させること、オープンキャンパスへの在学生参加を増やし対応させることで来場生徒にも学習意欲の植え付けを図るなど、志願者の増加に繋がる方策に取り組むことが必要である。

演劇専修のみならず他の 3 つの専修についても、アドミッションセンターとも情報の連携を密に図り、合理性を高めた学生募集活動を展開することが、今後の課題である。

3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

オープンキャンパス、高等学校訪問など充分行っており、特に演劇専修にあつては志願者数が恒常的に多い結果に結びついているが、今後ともこの取り組みは継続する。

② 改善すべき事項

オープンキャンパス、進学相談会への参加など、これまでの学生募集活動は評価できるが、本学群が芸術系の教育機関であることの周知が不足している面があるので、今後、本学群の教育内容やその成果を、より積極的に学外にアピールする活動が求められる。芸術系教育機関への進学は、近年の社会・経済状況が向かい風になっている状況があるが、芸術表現への意欲は普遍的に存在するものである。高等学校生に芸術分野への関心と意欲を喚起するためには、教育現場で指導に当たる教員自ら、もっと対外的な活動に関わる必要がある。

アドミッションセンターとの連携を強化し、演劇専修のみならず他の 3 専修を希望するより多くの受験生を獲得することが第一である。

5-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

ビジネスマネジメント学群においては、その設置における理念として届出・公表された教育目標である「建学の精神に基づき、新たな経営マインドをもったビジネス界で活躍する人材の育成」のため、意欲・能力において適合的な学生を受け入れるべく、入学にあたり修得しておくべき知識などをアドミッション・ポリシーとして定め、『学生募集要項』や説明会などの機会を利用して周知に努めている

「障がいのある学生の受け入れ方針」については、大学全体におけると同様、ビジネス

V. 「学生の受け入れ」について

マネジメント学群においても明記されたものは存在せず、学生の希望に基づく個別対応を行っている。なお、本学群の前身である経営政策学部に社会福祉マネジメントコースが存在していた経緯から、本学群教員の多くは、障がいのある学生の対応に比較的習熟しており、本学群発足以来、学生の受け入れにあたって障がいの存在それ自体が問題とされた例はない。ただし、アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーションコースについては、操縦士免許取得が学位授与の要件であるため、当該免許の取得のために必要な身体的条件を要求している。

その他、入学者数の公表、入学資格の明示、およびディプロマ・ポリシーに関しては、全学的な議論を超えたビジネスマネジメント学群独自の取り組みは存在しない。

なお、アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーションコースについては、学群内の他の学類・コースと比して、アドミッションポリシーとして明示された学力などの最低水準に関する規定がより詳細である。

(2) 学生募集および入学者選抜について

2010（平成 22）年度入学生選抜においては、2009（平成 21）年度と異なり、学類別での選抜ではなく学群単位での選抜を採用した。そのため、細部において事務作業の遅れなどが散見されたものの、学生募集活動それ自体や志願者・潜在的な志願者に影響を及ぼすような事態は発生していない。

選抜方式および学生募集は、大学全体の方針およびスケジュールに従って実施された。したがって、その結果および適正性についても、大学全体におけるそれと同様である。なお、アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーションコースは、ビジネスマネジメント学群内の他の学類・コースとは異なる日程・方式・定員枠とされており、「AO 入学者選抜」および「一般入学者選抜」「大学入試センター試験利用入学者選抜」のみが設定された。前述の通り、同コースにおいては一定の身体的能力を要求しているが、その検査は技術水準の確認された医師が行うなど、医学的・科学的に適正な方法で行われている。

(3) 収容定員の管理について

学生の受け入れは、アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーションコースを除き、ビジネスマネジメント学群として一括して選抜が行われている（ただし、2009（平成 21）年度生に限り、学類毎に選抜が行われた）。学群全体においては、収容定員 400 人に対して入学生数は 2007（平成 19）年度 466 人、2008（平成 20）年度 477 人、2009（平成 21）年度 474 人、2010（平成 22）年度 498 人である。常に若干の超過が認められ、また 2010（平成 22）年度は偶発的事態から入学定員に対する入学者数比率が 125%に達しているが、このような偶発的事態の発生は併願制の入学者選抜を採用する限り避けられないものであり、特に制度上・組織上の対応は不要であると考える。

学類ごとの収容定員に対する在籍学生数の比率も、特に問題はみられない。ビジネスマ

V. 「学生の受け入れ」について

マネジメント学群においては、1年次生は学類に所属せず、2年次生の段階から両学類に分けることとしているが、2010（平成22）年度生においても学生本人の希望と適性に応じた学類に所属するよう配慮している。2年次になりアビエーションマネジメント学類は募集定員80人であり、後述のフライト・オペレーションコースが教育上の想定定員である30人を差し引いて考えると、エアライン・ビジネスコースとエアライン・ホスピタリティコースに所属となった学生数は、2008（平成20）年度70人、2009（平成21）年度67人、2010（平成22）年度79人である。2010（平成22）年度においてアビエーションマネジメント学類は完成年次を迎えておらず、その教育資源などの教育力に照らした定員設定については直ちに結論を出すべきではないが、現在のところ収容定員の適切さについて問題が生ずる兆候はみられない。

ただし、アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーションコースに関しては、入学生数は想定数の30人に対し、2008（平成20）年度19人、2009（平成19）年度17人、2010（平成22）年度16人と大幅に下回っている。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

ビジネスマネジメント学群においては、選抜方式ごとの志願者数や受け入れ人数について時系列的に把握し、教授会に報告している。また、必ずしも定期的とはいえないものの概ね年に1回、教授会が主催する研修会の場で、主として志願者数の変動要因と志願者増に向けた対策について議論が行われている。

入学後の学習活動の成果と当該学生が受験した選抜方式ごとの相関については、上記研修会において、学群独自の分析を行い学生募集戦略や選抜方式ごとの受け入れ人数試算結果に反映させるべく議論を行っている。加えて、やはり定期的ではないものの、学群独自の聞き取り調査やアンケート調査を在学生に対して行い、その結果を学生募集戦略や選抜方式ごとの受け入れ人数試算結果に反映させるための活動を行っている。留学生の拡充に関しては、入学後の親身かつ適切な対応を講じるための組織的な体制は構築されておらず、各教員の個人的かつ個別的な対応に依存しているのが現状である。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

既に述べた通り、入学者選抜そのものは大過なく適正に行われている。選抜実施上不可避と思われる範囲での定員超過こそあるものの、基本組織上は大きな問題が生じない定員設定といってよい。専任教員数が必要教員数を上回っていることもあり、教育研究活動および教育指導の面でも、教育水準は担保している。

志願者数は、2007（平成19）年度2336人、2008（平成20）年度2081人、2009（平成21）年度1760人、2010（平成22）年度2213人と推移している。2009（平成21）年度の

V. 「学生の受け入れ」について

落ち込みは学類別入学者選抜を採用したことの影響もあると思われ、学群一括入試を復活させた 2010（平成 22）年度には、概ね従来水準に戻っている。学群一括という入試方式の効果が確認されたといえる。

学生募集活動の一環として、ビジネスマネジメント学群においては、高大連携としての授業の公開や、高等学校の依頼に応じた出張授業を行っている。直接の学生募集活動ではないものの、学生にビジネスマネジメント学群を印象づける点で効果がみられる。

② 改善すべき事項

志願者数については、従来水準を維持してこそのもの、増加傾向に結びつけることはできていない。また、学生募集に関する大学全体の活動に加えて、学群独自の活動として広報素材の作成や高等学校訪問などを実施しているものの、昨今の経済情勢の影響もあってか、志願者数の増加には結びついていない。18 歳人口が減少する時代において、志願者数の増加に結びつくよう学生募集活動をより強化する必要がある。

フライト・オペレーションコースについては、想定する入学者数を確保するための募集活動の強化がより急務である。同コースの場合、操縦士免許を取得するための極めて厳格な身体的条件を学生受け入れの条件の一部としており、学力の極めて高い受験生でも身体的条件ゆえに受け入れることができない例も多い。加えて、4 年間で 2 千万円を超える高額な学費負担を必要とするため、近年の社会経済事情が学生募集にとって向かい風になっているという特殊事情が存在する。操縦士に対する社会的ニーズは依然存在しており、当該コースが輩出する操縦士への期待は高いものと考えられるが、当該コースに限定した各論的な方策を講ずる必要があるといえる。

アドミッション・ポリシーについても、社会からの要請が「より直裁的なアドミッションポリシー」の明示に移ってきたことを踏まえ、学群内の明確な合意を形成する作業が急務である。

障がいのある学生の受け入れについては、前述の通り、ビジネスマネジメント学群においては障がいのある学生の受け入れ実績に裏打ちされたノウハウと自覚が学群教員内に既に存在していることから、「障がいのある学生の受け入れ」にあたっては、取り組み策を社会的にも明確にしていかなければならない。

3) 将来に向けた発展方策

学生募集に関して、大学全体としての活動に加えて、学群としても入学生に対するアンケート調査に基づく主要顧客層の特定、オリジナル公式 Web サイトの作成や印刷物の作成・配布による広報活動などの活動を行っている。既にビジネスマネジメント学群では、オリジナル公式 Web サイトのアクセスタイミングやアクセス数の変化を検証し、情報発信力の向上に努めているが、この努力をさらに強化する必要がある。また、「教育の充実こそが最高の学生募集活動」であると考えられることに鑑み、不適切かつ虚偽の情報が流れることを防ぐとともに、在学生在が良好なイメージの情報発信をしたくなるような状況を作出す

V. 「学生の受け入れ」について

るよう、在学生の満足度を高める努力が不可欠である。

アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーションコースについては、地道な高等学校訪問など、潜在的な志願者の掘り起こしが急務である。

留学生の拡充に関しては、入学後の親身かつ適切な対応を講じるための組織的な体制は構築されておらず、今後、これ以上の留学生を受け入れるにあたっては、組織的に対応するための体制作りが不可欠である。ビジネスマネジメント学群においては、そのために必要な要素と資源を抽出する作業を開始しているものの、定員超過状態が慢性化していることもあり、学群内では現状以上の人的資源の抽出は難しい。留学生の拡充のためには学群外にある留学生対応組織との連携強化が必要である。昨今の情報伝播力の大きさに鑑みれば、在学生である留学生の満足度を一瞬でも低下させることは留学生の志願者数の減に直結するともいえるので、留学生の受け入れ体制の整備を留学生拡充に先行させる必要がある。

「障がいのある学生の受け入れ」については、これまでの実績をふまえ、各教員間で研修・伝承する仕組みを構築する必要がある。

5-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

健康福祉学群としてのアドミッション・ポリシーは、大学 Web サイト、『学生募集要項』などを通じて学生の受け入れ方針を示すと共に、年間 5 回にわたって行われるオープンキャンパスにおいて、来場者への説明会のほか個別相談も行うことで、きめ細かい情報提供に努めている。個別相談は、学士課程所属教員だけでなく、在校生も参加し、在籍者の生の声から入学後の実感がつかめるよう工夫している。

(2) 学生募集および入学者選抜について

入学者選抜は、「一般入学者選抜」「大学入試センター試験利用入学者選抜」のほかに、公募制、指定校に分けた「推薦入学者選抜」、高等学校生活までに培った特性や技能に着目した「AO 入学者選抜」、社会人や留学生のための「特別選抜」および「編入学者選抜」などを年間 10 回以上実施し、広く募集の機会を提供している。また、北海道から沖縄まで、主要都市における地方入試も実施することで当該地域など遠方の志願者に対するの便宜と配慮を図っている。「一般入学者選抜」「大学入試センター試験利用入学者選抜」以外では、高等学校からの調査書と学群所属教員による面接を重視し、当学群のアドミッション・ポリシーを踏まえ、受験生の資質や入学後の可能性を公正に判断するよう努めている。

V. 「学生の受け入れ」について

(3) 収容定員の管理について

学群全体では 800 人の収容定員を設定し、2010（平成 22）年度は、在籍学生 966 人である。指定保育士養成施設に指定されている保育専修については、入学定員 50 人が守られている。

また、学群の特徴として、「演習」「実習」「実技科目」が多いため、各専修の教育課程と教員数に連動する教育的効果の担保を視野に入れ教員数に対応して、受入れ人数を決めている。国家資格の取得及び同資格の受験資格が取得できる課程を多く持つ学群であるため、同受験資格を得るための科目の履修については人数制限が厳しい。このため、入学後も在籍学生数については、規定数を維持するよう、 Semester ごとの履修登録時などに点検を怠らないよう努めている。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

学生募集については、入学者選抜方式ごとの志願者数について、各教員が把握できるしくみをとっている。これらを踏まえ、志願者への説明会の開催や、高校への出張授業等の対応も取っている。

入学者選抜の検証については、入試後の「入試委員会」および「教授会」において選抜方法・合格基準に関しその都度報告し、検討を行っている。また、少子化に伴う志願状況の変化を考慮し、入試実施日を変更あるいは増加する、学力把握の方法を変更する、などの方法を検討し、実施に移して始めている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

2010（平成 22）年度は、在籍学生数は 966 人であり、教員 1 人あたりの学生数に換算すると 35.8 人となり適切な範囲である。指定保育士養成施設に指定されている保育専修については、各学年の入学定員 50 人が基本的に守られている。

② 改善すべき事項

健康福祉学群では保育専修以外は 3 専修一括選抜となっている。この 3 専修の合格者の割合が適正であればよいが、それぞれ希望先の専修の受験者数が異なる中で、同一の合格ラインで合否を決めるため、各専修の合格者の割合が不均衡になる。学群という一つの教育組織の学力水準を保つ上ではメリットはあるが、特定の専修への合格者の偏りは、入学後における教育環境面でデメリットをもたらす要因となりうる。各専修が適切な割合の合格者の確保となるように、3 専修一括選抜方式の見直しが必要である。保育専修については厚生労働省の指導により設定した入学定員 50 人の厳守が課されているが、年度によっては特に一般入学者選抜の合格者の入学手続き率が社会情勢も影響することで予想しにくく、入学定員数にとどまる合格者数を正確に出すことは難しい。保育士の資格取得をめぐる社

V. 「学生の受け入れ」について

会の動きやこれまでの入試実績を勘案しながら、できるだけその精度を高めることが求められる。

3) 将来に向けた発展方策

健康福祉学群は、社会福祉・精神保健福祉・健康科学・保育の4専修で構成されており、入学希望者の層は専修によりやや異なる。一律の入学者選抜の基準を用いる現行では、専修による学生数に偏りが生じる傾向がある。どのようにこの点を改善するかが課題となっているが、多くの要素が重なり、さらに社会の情勢も視野に入れなければならないこともあり、一律的な改善方策を構築は難しくなっている。しかしながら、弾力的な応用性の高い方策をより構築していく必要がある。

高等学校への出張授業なども積極的に担当し、高等学校生のニーズの掘り起こしを図っている。

5-6-1 大学院

(1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、『大学院案内』、大学 Web サイトに掲載することで周知を図っている。

(2) 学生募集および入学者選抜について

「入試戦略委員会」とアドミッションセンターの協力を得て、学生募集と入学者選抜試験実施についての綿密な検討を行っている。学生募集活動については、大学院全体で年1回、アドミッションセンター、学生部、キャリア開発センター、大学院事務室の協力を得て「公開講座プラス大学院進学ガイダンス」を町田キャンパスで開いている。入学者選抜の実施については、「大学院入学者選抜実施要項」に即して、厳正な入学試験を実施している。

(3) 収容定員の管理について

各研究科の募集定員を確保することを目標としつつも、大学院としての教育研究の質を確保することが最重要事項としているため、入学後に研究を進めることに必要な学力や基礎知識が十分に備えているかという点を重視して入学者選抜を行っている。一部の研究科や専攻では、志願者数・入学者数の減少傾向が見られるが、その原因を多角的に検証し、早期の改善策を図る必要がある。

V. 「学生の受け入れ」について

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

2007年度以降の新入生の推移は以下のようになっている。(各年度10月1日現在)

2007年度：1研究科：国際学研究科6専攻の体制、206人（定員200人）

博士後期課程：1研究科3専攻：14人（定員9人）

2008年度：4研究科6専攻体制：166人（定員200人）

国際学研究科：101人（定員120人）

大学アドミニストレーション研究科：6人（定員20人）

大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）：40人（定員40人）

老年学研究科：19人（定員20人）

博士後期課程2研究科3専攻：15人（定員9人）

2009年度：7研究科9専攻1課程：154人（定員200人）

国際学研究科：16人（20）

経営学研究科：30人（定員30人）

大学アドミニストレーション研究科：7人（定員20人）

大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）：45人（定員40人）

言語教育研究科：19人（定員40人）

心理学研究科：20人（定員30人）

老年学研究科：17人（定員20人）

博士後期課程2研究科2専攻：12人（定員13人）

2010年度：7研究科9専攻1課程：166人（定員200人）

国際学研究科：11人（20）

経営学研究科：34人（定員30人）

大学アドミニストレーション研究科：13人（定員20人）

大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）：37人（定員40人）

言語教育研究科：27人（定員40人）

心理学研究科：27人（定員30人）

老年学研究科：17人（定員20人）

博士後期課程2研究科2専攻：11人（定員13人）

「入試戦略委員会」「研究科委員会」「大学院委員会」などにおいて、選抜実施方法、志願者の動向や合格基準などについて適宜検討を行っている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

入学者選抜は、学内入学者選抜も含んで年4回実施している。定められたアドミッション・ポリシーに則って厳正かつ適正に実施されている。研究科ごとにアドミッション・ポ

V. 「学生の受け入れ」について

リシーを策定し、それを『大学院案内』に明記している。

② 改善すべき事項

アドミッション・ポリシーが『学生募集要項』に掲載されていないため、早急に掲載をする。なお、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、大学学則には明定められているものの、他には明示されていなかったため、今後はアドミッション・ポリシーとの一貫性を明確にしていく必要がある。また、「個別の入学資格審査」に関する規定の制定が必要である。直接資格取得に結び付かない研究科・専攻および他大学にも類似した研究科が存在する学問領域の研究科にあつては、定員を満たさないという傾向が継続的である。教育課程の再検討、新たな広報活動の展開など改善に向けての方策を練る必要に迫られている。

3) 将来に向けた発展方策

カリキュラムの見直しをすることで、本学の学士課程との連携を図り、レベル 400 ないしレベル 500 の相互乗り入れが可能な科目を設置して、学士課程の優秀な学生や卒業生（早期卒業者を含む）が、大学院への進学に対して、意欲が高まるような環境を作る。また、一般社会人のうち定年退職者なども視野にいれて、社会人学生の確保のための公開講座の設定、大学院の研究成果を地域社会に還元するためのプログラムを作る。現在では留学生の大半が中国人学生であるが、今後は台湾、モンゴル、東南アジア諸国などにまで対象を広げ、優秀な学生を受入れるための基盤づくりを進める。また、可能な研究科には、国内のみならず国外の受講生をも対象とする通信教育についても検討する。

5-6-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

『大学院案内』などにアドミッション・ポリシーを記載し、周知を図っている。

(2) 学生募集および入学者選抜について

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜にあたっては「大学院入学者選抜実施要綱」に則り、公正な判定を行っている。

(3) 収容定員の管理について

本研究科は、国際学専攻（博士前期課程）1 学年 10 人、国際協力専攻（修士課程）1 学年 10 人、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）1 学年 10 人の定員からなる。教育・研究活動の質の保証を前提として留学生を含めた入学者を選抜していることなどもあり、年度によって博士前期課程・修士課程では入学定員が満たせないことも生じている。なお、

V. 「学生の受け入れ」について

国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、収容定員を超過している現実はあるものの、研究分野ごとに擁している指導教員数からして、課程相応の水準を維持した研究指導が行っている。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

研究科長・専攻主任・入試戦略委員を中心に、「研究科委員会」および「専攻会議」などで選抜方法、志願者の動向などについて検討を行っている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

アドミッションセンターが中心になり入試説明会が年 3 回行われており、ここでの説明をうけて専攻を志望する学生もおり、広報活動による学生募集の成果は認められる。なお、専攻によって募集定員の未充足となった年度もみられるが、総じて他大学の同様の研究科に比べても健闘している。

③ 改善すべき事項

魅力ある教育課程の編成と広報活動にいっそう力をいれる必要がある。とりわけ国際学専攻の場合、専門科目間の構造が明確でないため、こうした点に改善をくわえ、明確な表現をもって専門領域を公表していく。

3) 将来に向けた発展方策

博士前期課程・修士課程においては、他研究科・他専攻との関連をも視野に入れた教育課程の見直しを図るべく議論を、大学院委員会を中心に議論を開始する。また、本学の学士課程との連携および学士課程からの進学を増進させるとともに、留学生が研究活動をするにあたって必要とされる日本語および専門分野の基礎教育の整備を図るため検討を開始する。

5-6-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

本研究科では、『大学院案内』においてアドミッション・ポリシーを述べ、学生の受け入れ方針を明示している。

(2) 学生募集および入学者選抜について

博士前期課程の入学者選抜においては、受験者全員に研究計画小論文と面接を課し、受験生が入学後に学修および研究が可能か適切に選抜している。博士後期課程においては、

V. 「学生の受け入れ」について

研究計画および語学（主として英語）試験と面接を課し、とくに語学試験の答えは匿名で採点を行うことにより、公平性と適切性のある入試選抜を行っている。

(3) 収容定員の管理について

老年学研究科では、6人の専任教員で博士前期課程1学年20人、博士後期課程1学年3人の定員を設定している。博士前期課程の入学者は20人前後で経過しており、2学年とすれば教員6人対学生40人で1人の教員に対して平均約7人となり適切な定員と考える。博士後期課程は定員を大幅に超えた志願者があり、この領域の研究者や専門職を養成することが社会的な要請と水準を維持するということも考慮しながらも、結果的には定員を超えた入学者を受け入れている。専任教員6人全員が博士後期課程の研究指導可能教員であるため、1学年6人を超えぬ範囲で受け入れているが、適切な指導が可能と考えられる。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

本研究科においては、入試説明会、公開講座などを通して研究科のアドミッション・ポリシーを広報している。年4回の入学選抜においては、全ての選抜に於いて、研究計画小論文および複数教員による面接試験を実施し、かつその結果に基づき「研究科委員会」で協議し合否判定を行っている。その結果を「大学院委員会」に諮り最終的な合否判定を行っており、この経過は「大学院入試戦略委員会」にて常に検証、検討している。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

入試説明会と公開講座は学生の募集に効果的である。入学選抜における研究計画小論文は、入学後の修士論文作成のための研究の可能性を評価するうえで有効である。博士後期課程の英語試験答案の匿名による採点は、入試成績評価の公平性に寄与していると考えられる。

② 改善すべき事項

入学後の学修の効果と質の高い修士論文を完成し得る学生を受け入れるために、博士前期課程の入試において、英語および学際的老年学を学修するための基礎知識を問う試験の導入も検討すべきと考えられる。

3) 将来に向けた発展方策

本研究科では、国内外の大学院とのダブルディグリー、eラーニングを整備することにより中国はじめアジアの学生を積極的に受け入れること、官公庁や企業、施設との連携を深めて派遣学生を受け入れることを将来の課題と考えており、議論を進めるべく準備を進めている。

5-6-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

双方の研究科でも、『大学院案内』においてアドミッション・ポリシーを述べ、学生の受け入れ方針を明示している。

・通学課程

1. 高等教育に対する高い関心を持ち、大学経営のエキスパートを目指す、意欲に溢れた方
2. 大学等の教育研究機関・高等教育関係団体・関連政府機関・関係企業の職員・教員・経営者、大卒進学者、留学生等で上記の関心・意識を持つ方

・通信教育課程

1. 高等教育に対する高い関心を持ち、大学経営のエキスパートを目指す、意欲に溢れた方
2. 大学等の教育研究機関・高等教育関係団体・国及び地方の政府機関・教育関係企業の職員・教員・経営者等で上記の関心・意識を持つ方

(2) 学生募集および入学者選抜について

通学課程、通信教育課程とも、春学期、秋学期の両学期における入学を可能としており、前者には12月、2月の、後者には7月の入試を用意している。

通学課程では、一般選抜・留学生選抜・帰国学生選抜・学内選抜として「課題図書による小論文」試験と面接とを、社会人選抜として面接を課しており、通信教育課程では、一般選抜・社会人選抜として書類審査と面接とを、社会人推薦選抜として書類審査と書類審査で対象とされた者に対する面接を課している。

(3) 収容定員の管理について

大学アドミニストレーション研究科の通学課程においては、2010（平成22）年度におこなった活動として学生募集・入学者選抜においては、2011（平成23）年度入学者2月入試への応募者が一人もおらず、12月入試での合格者1人が入学しても、定員に20人のところを、春学期に新生が1人しかいないという事態に至ることとなった。

また、同研究科通信教育課程においても、2月入試への応募者は11人で、12月入試の合格者8人と合わせても、定員40人に対して、春学期の新生は19人と、これまでの最低数となることが確実である。

そこで、研究科の今後を考える資料として、これまでの入学者数の推移を確認してみると、以下のようなことになる。

V. 「学生の受け入れ」について

(a) 通学課程の入学者の推移

定員 20 人に対して、開設の 2001（平成 13）年度こそ 29 人と大幅に超過しているものの、翌年度には定員をわずかではあるが下回り、それ以降 10 年間、定員を満たしたことは 1 度もない。18 人（2002（平成 14）年度）、15 人（2003 平成（15）年度）、10 人（2004（平成 16）年度）、16 人（2005（平成 17）年度）、7 人（2006（平成 18）年度）、7 人（2007（平成 19）年度）、6 人（2008（平成 20）年度）、7 人（2009（平成 21）年度）、13 人（2010（平成 22）年度）、1 人（2011（平成 23）年度、予定）となっている。

2004（平成 16）年度に半数の 10 人まで落ち込んだのに対して 2005（平成 17）年度は 16 人まで盛り返したものの、それでも定員には達しておらず、さらのその翌年度の 2006（平成 18）年度から 2009（平成 21）年度まで 4 年もの間、毎年度 6、7 人と定員の 3 分の 1 程度の入学者しかいなかった。そして、2010（平成 22）年度には 13 人と、ようやく二桁に回復したが、2011（平成 23）年度は、春学期の時点では 1 人の入学者しか見込めない事態となっているのである。

勿論、2011（平成 23）年度については、秋学期の入学者もあり得るのであるが、秋学期の入学者が春学期を超えた年度は存在しない。また、秋学期入学者の数は最大でも 7 人であり、近年では 2010（平成 22）年度秋学期の 4 人が最大で、これまでには 0 人という年度もあったことから、2011（平成 23）年度以降も過度の期待はできない。

(b) 通信教育課程の入学者の推移

一方、通信教育課程の入学者数は、表の様に、2007（平成 19）年度の 25 人以外では、ほぼ定員の 40 人前後を確保してきた。しかし、表 4 である様に、2008（平成 20）年度以降も春学期のみで定員を満たしたことは一度もなく、4 月段階での入学者が 23 人と大幅な落ち込みを経験した 2007（平成 19）年度に導入した秋学期入学者によってかろうじて支えられてきたものである。

表 大アド通信教育課程年度別入学者数の推移

	入学者数	入学定員
2004 年度	52	40
2005 年度	41	40
2006 年度	43	40
2007 年度	25	40
2008 年度	40	40
2009 年度	43	40
2010 年度	37	40
2011 年度**	19	40

V. 「学生の受け入れ」について

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

また、通信教育課程においても、秋学期入学者の最大数は7人で、2011（平成23）年度以降に関して、こちらも通学課程同様、秋学期入学者に多くを期待することはできない状況にある。

在学生に関しては、有職者に配慮した、長期履修生制度や単位修得要件は満たしたものの修士論文（又は研究成果報告）研究が完了していない者に対する授業料減免措置、懇切な研究指導などによって、高い率で修了に導いている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

入学した学生については、有職者が主体にもかかわらず、高い修了率を達成している。

② 改善すべき事項

学生募集方法、入学者選抜方法にさらなる工夫が必要

3) 将来に向けた発展方策

2011（平成23）年度春学期に通学課程入学予定者1人、通信教育課程19人という事態を研究科長より学長、副学長に報告したことに對して、それを受けての2月24日の学長室会議での結論として、改組転換通教を軸に検討する、また通学課程の再編も一応検討の上で報告するようとの指示があった。

この様に、当該プログラムには抜本的な改革が必要となっているが、その際、次の様な点が課題となる。有職者対象のプログラムとして、アクセシビリティの高いものにする必要がある。その点で、通学課程は限界があり、また現在の通信教育課程はICT技術の取り込みで遅れている。授業料の点で、競合先より高い設定は無理がある。博士後期課程を持つ必要がある。通学課程、通信教育課程の両プログラムを合わせ運営してきた経験を活かすべきである。大学内研究施設との有機的な関係を編み出すべきである。OEPPの経験を踏まえ、オスロ大学との連携を起点として、グローバルな展開の可能性はある。

5-6-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

『大学院学生募集要項』『大学院案内』、大学Webサイトに掲載することにより周知を図っている。

(2) 学生募集および入学者選抜について

一般選抜・留学生選抜・学内選抜・中国現地推薦選抜として、研究計画小論文と面接を

V. 「学生の受け入れ」について

課し、入学後の学修および研究能力を測ることで適切に選抜している。

(3) 収容定員の管理について

経営学研究科では、10人の専任教員で修士課程1学年30人の定員を設定している。修士課程の入学者は30人を超えている。2学年とすれば教員10人対学生60、70人で1人の教員に対して平均約6、7人となり適切な定員、指導が可能と考えられる。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

「大学院委員会」「研究科委員会」「入試戦略委員会」入試説明会、公開講座などを通して経営学研究科のアドミッション・ポリシーを提示している。年4回の入試の実施とその結果に基づき、各入試における研究科委員会で協議し合否判定を行っている。最終的には、大学院委員会に諮り最終的な合否判定をしている。この経過は「大学院入試戦略委員会」にて常に検証、検討している。

各種の入試選抜方式にしたがい、公正に実施している。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

入試説明会（中国現地での説明も含む）、公開講座は院生の募集に効果的である。年4回の入試と中国現地の推薦入試選抜は大学院がの実施によって、定められた学生受け入れ方針に則って厳正かつ適正に実施されている。

② 改善すべき事項

留学生が多数である現状から、学修の効果と質の高い修士論文を完成し得る院生を受け入れるために学生募集方法、入試方法にさらなる工夫が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

留学生が多数を占めている現状の下で、ビジネスマネジメント学群などを中心とする学士課程との連携を図り、学士課程の優秀な学生や卒業生（早期卒業者を含む）および社会人学生の確保のための公開講座の設定などを通じて大学院に進学し易い環境の整備に努める。中国のみならず、幅広くその他の国々まで募集対象を広げ、優秀な学生を受入れるための基盤づくりを推進する。

5-6-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

『大学院案内』においてアドミッション・ポリシーを述べ、学生の受け入れ方針を明示

V. 「学生の受け入れ」について

している。

1. 理論と実践の両輪の研究

本研究科は、言語学、言語習得、言語政策などの理論研究と授業学や教授法、指導法などの実践研究の2つを保証しています。

2. 語学教育のプロフェッショナル・スクール

本研究科は、現職教員の再教育を主目的としながら、学部卒や留学生も受け入れ、多様なプロフェッショナルの養成を行っています。

3. 2つの専攻の相補的な関係

本研究科は、日本語教育専攻と英語教育専攻の2つが、言語教育として相互に補い合いながら、それぞれの特長をより堅固にしています。

4. 研究・教育と職場のネットワークの拠点

本研究科は、大学院における研究・教育と職場との間の情報交換や連携が確立していますので、大学院在籍者と修了者の強い結びつきがあります。

このあとに、日本語教育専攻・英語教育専攻で、以下のような補足の説明をつけて受け入れの姿勢を明確にしている。

日本語教育専攻

- ・言語状況の多様性を理解し、教育的対応力を高め、ステップアップを図りたい。
- ・日本語教育プログラムの開発と評価にかかわる理論と実践を学びたい。
- ・Eラーニングを活用した日本語教育を実践したい。
- ・多言語・多文化に柔軟に対応し、専門性と国際性を生かし国内外で貢献したい。
- ・博士後期課程へ進学したい。

英語教育専攻

- ・英語教育・英語圏文化・英語学・英文学・コミュニケーションなどの理論研究を志したい。
- ・小中高大あるいは専門学校や塾などの英語教師としてさらに英語教育の研究と実践に磨きをかけたい。
- ・現在、英語や言語関係の学部で学んでいるが、将来、通訳、翻訳など英語関係の職に就きたい。
- ・近年、台頭してきた小学校や幼稚園などにおける早期英語教育に携わりたい。
- ・博士後期課程へ進学したい。

(2) 学生募集および入学者選抜について

年4回の入試で、書類審査、筆記試験、面接試験を厳格・適正に行っている。英語教育は後述するように、受け入れ数が少ないのであるが、このために採点を甘くするようなことはしていない。あくまでも、大学院としてふさわしい学生を選考している。

V. 「学生の受け入れ」について

(3) 収容定員の管理について

言語教育研究科の定員 40 人であるが、2008 年度(平成 20)年度は 25 人、2009 (平成 21)年度は 19 人、2010(平成 22)年度は 27 人であった。つまり、定員を充足していない。このうち、日本語教育専攻は募集定員 30 人、英語教育専攻は同 10 人であるが、英語教育専攻の受け入れが不振で、2008 (平成 20) 年度は 4 人、2009 (平成 21) 年度は 1 人、2010 (平成 22) 年度も 1 人である。日本語教育専攻は、英語教育専攻ほどではないが、かつての設立当初から比べると、志願者そのものも減っている。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

4 回の入試において適正に選抜し、この報告とチェックを「言語教育四役会議」「研究科委員会」などで行っている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

日本語教育専攻では、「修士論文発表会」を開催したりして、受験希望者にも案内を出して会場に招待し、その意欲関心を喚起している。英語教育専攻では、本専攻修了者が中心になっている研究会(東京言語文化教育研究会 会員約 60 人)の定例研究会や紀要発行で、本大学院に英語教育専攻があることを宣伝し、これを通じて受験するものが出てきている。

② 改善すべき事項

これは、本研究科だけのことではないが、学費が類似の言語教育研究科と比べると高い。また、日本語教育専攻は、強力なライバルである同専攻分野を備える大学が都内にあるので、カリキュラムや研究指導、学生支援で差をつけるようにしなければならない。英語教育専攻では、これまで、通信制の導入の検討、実用的な要素を増やすなど専攻の目的の変更を検討してきたが、実施までには至っていない。また、専門誌などの広告の掲載の実施などを行ってきたが、それほど功を奏していない。今後は、現役の教員の再教育ではなく、学部卒の学生の教員養成を中心に教育・研究指導を推し進めていく。

3) 将来に向けた発展方策

先にも言及したが、以下のことが検討されている。

1. 学際的自由選択科目の増設案

他の研究科、他専攻との調整を進め、自由選択科目の増設を図り、研究の幅の充実を図る希望する分野としては、老年学、国際協力、社会学、文化人類学、教職課程、観光学などである。

2. 日本語教育では、「通学期間 1 年間+遠隔教育」コース設置案を検討している。1 年目を通学期間とし、ゼミに所属して研究者ネットワークを形成しつつ、種々の講義受講、協

V. 「学生の受け入れ」について

働研究能力の育成、自律研究能力の育成にあてる。2年目を主として修士論文執筆期間とし、遠隔研究指導、研究発表、試問などにあてる。主たる対象は以下のとおりである。

①韓国、台湾、中国などの、中等教育レベルも含む現職日本語教師

②国内遠隔地の中等教育レベル、一般成人などの外国人を担当する教員など

3. 英語教育専攻では、従来の「英語教員再教育中心」から「学部卒業生の英語教員養成中心」に切り替える。開講授業科目は、英語、英文学、コミュニケーションなど本学のリベラルアーツ学群の専攻領域の分野をより多く取り込んだものにする。つまり、これまでの英語教育中心のカリキュラムからもっと広い領域の研究分野も取り込む。英語教員になるためにも、このような幅広い知識・教養は必要である。このために授業実施キャンパスを四谷から町田に移す。

5-6-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(1) 「受け入れ方針」の明示について

『大学院案内』にアドミッション・ポリシーを明示しており、周知に努めている。

(a) 臨床心理学専攻修士課程は、臨床心理学を基礎学問として、心の健康のために心理的査定やカウンセリングをはじめとする心理的療法に関する研究を行い、臨床心理士を育成し心の専門家及び優れた研究者の養成等を目的とし、次のような人を求めています。

1. 心理的治療に携わるため、心のバランスが取れていること
2. 他職種とのチームワークを取ることが必要なのでコミュニケーション能力があること
3. 研究活動も必須であることから、論理的思考能力があること
4. 臨床心理士として人の精神的援助に携わることに対してモチベーションが高いこと
- 5 共感能力があること

(b) 健康心理学専攻修士課程は、人々の心身の健康を実現するための専門的知識・能力を有する専門健康心理士等の専門家及び研究者の養成等を目的としています。本専攻では次のような人を求めています。

1. 健康心理学に関する研究を行いたい人
2. ストレス、ポディーワークなどに関する介入研究を行いたい人
3. 地域や教育機関、企業などにおいて健康心理学を基礎とした介入実践をめざす人
4. 医療や教育などの現場で既に実践を行っており、そのキャリアアップをめざす人

(2) 学生募集および入学者選抜について

春学期、秋学期の両学期における入学を可能としており、専門英語の学力検査と研究計画の評価、面接を実施して厳正な入試を行っている。

V. 「学生の受け入れ」について

(3) 収容定員の管理について

臨床心理学専攻は応募者が定員を上回っている。他方で健康心理学専攻は受験者数が漸減傾向にある。アドミッション・ポリシーの見直しを行ったが、これをカリキュラム改善、出口管理と結合し、入学者数の増加を図る必要がある。

(4) 「学生の受け入れ」に対する検証について

各種の入試選抜方式にしたがい、公正に実施している。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

臨床心理学専攻は臨床心理士になることをめざして入学し学習動機も高く、修了率が高い。健康心理学専攻の学生は有職者が多いが、高い修了率を達成している。

② 改善すべき事項

特に健康心理学専攻について、大学 Web サイトの改善をはじめ、多様な広報活動を行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

臨床心理学専攻は定員を充足しているが、近年、受験者数が若干減少傾向にある。健康心理学専攻は入学者数が定員未充足である。専門健康心理士という資格そのものが必ずしも広く知られていないこと、就職先の開拓がまだ不十分であることなど、改善課題となっている。

V. 「学生の受け入れ」について

5-7 根拠資料

5-1) 大学全体

『大学案内』

『学生募集要項』

入試戦略委員会議事録

入学者選抜拡大会議議事録

代表者会議規則

(1) 入学者関連基礎データ → file にて提出 (大学基礎データ (表 3-4) と同じ)

(2) 関連規程 → 大学規程集参照

5-2) リベラルアーツ学群

『学生募集要項』

オープンキャンパス

ミニオープンキャンパス

高等学校における模擬授業

5-3) 総合文化学群

『学生募集要項』

演劇専修 (専修会議議事録、高等学校招待訪問記録)

音楽専修 (専修会議議事録、入試指導講演会資料)

映画専修 (専修会議議事録、入試指導講演会資料)

5-4) ビジネスマネジメント学群

『学生募集要項』

オープンキャンパス配付資料

入学者関連基礎データ (大学全体と同じ)

高大連携に基づく開放講義リスト

高等学校への出張授業出張先一覧

5-5) 健康福祉学群

『学生募集要項』

入学者関連基礎データ (大学全体と同じ)

高大連携に基づく開放講義リスト

健康福祉学群キャリアシンポジウム資料

秋学期健康福祉学群学生アンケート調査結果

V. 「学生の受け入れ」について

5-6-1) 大学院

『大学院案内』

『学生募集要項』

各研究科等が発行するパンフレット

「公開講座プラス大学院進学ガイダンス」配布資料

5-6-2) 国際学研究科

『大学院案内』

「公開講座プラス大学院進学ガイダンス」配布資料

5-6-3) 老年学研究科

老年学研究科委員会議事録

老年学研究科FD会議議事録

大学院入試戦略委員会議事録

国際戦略委員会議事録

5-6-4) 大学アドミニストレーション研究科

大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

基本データ

大学院報告

『学生募集要項』

研究者委員会議事録

5-6-5) 経営学研究科

『学生募集要項』

『大学院案内』

一般人、社会人、留学生向け入試説明会

「公開講座プラス大学院進学ガイダンス」配布資料

5-6-6) 言語教育研究科

大学院報告

『大学院案内』

研究科委員会議事録

各専攻会議議事録

FD 会議議事録

V. 「学生の受け入れ」について

5-6-7) 心理学研究科

基本データ

大学院報告

『学生募集要項』

研究家委員会議事録

V. 「学生の受け入れ」について

VI. 「学生支援」について

VI. 「学生支援」について

6-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 学生支援の方針・目標について。

学生部のミッション

学生部のミッションに係る方針は、「厚生補導」の主管課であることの認識に立ち、学生サービスの質的・量的改善を基本方針とし、以下に掲げる事項を分野別の具体的方針としている。

- ①奨学金制度をさらに充実させること
- ②学生に対する教育・指導の徹底を図ること
- ③課外活動のさらなる支援及び指導を行うこと
- ④増大する海外からの留学生の受け入れに対する対応の体制を整備すること
- ⑤学生の健康管理体制をさらに整備すること
- ⑥多様化する学生の相談に的確に対応しうる体制を整備すること、である。

近年の大学を取り巻く環境と社会からの要請は、多様かつ複雑になっている。その1つの大きな流れは、学生や保護者からの大学に対する質的・量的要求が高まりつつあり、大学側としてもそれに真摯に対応していかなければならない段階になってきていることである。2つ目は、大学の社会的責任が飛躍的に大きくなっていること、そして3つ目は、さまざまな社会ストレスを受ける学生に対して、サービスの提供の仕方が難しくなりつつあることである。これらの環境の変化に適切に対応し、社会に役立つ人材を養成、輩出することが現代の大学の重要な役割であると認識している。

このような認識に立った上で、上記の具体的方針のうち、とりわけ基本的で重要なものは「学生の教育・指導」と考えている。大学が社会の再生産プロセスに貢献する人材を輩出するという、重要な役割を持っていることを考えると、このニーズに応えるべき大学の責務は重い。そのようなことから、学生支援は教学部門と相互補完的に行っていくべきものと認識し、社会の要請を的確に把握し、それに応えられる人材を輩出することを旨として対応することが肝要であると考え。このようなことから「学生の教育・指導」をまず根底に置き、それを側面から支えるものとして、例えば経済的支援、健康管理、学生相談あるいは課外活動といった多種多様な支援が上げられるが、これらの具体的支援を通じて、支援を必要としている学生に対して、教育指導を適切に享受できる状況を作り出し、全人格的成長を促すことが肝要であると考えている。

一方、本学の進路支援はキャリア開発センターが担っている。キャリア開発センターでは、以下の通り「桜美林学園ミッション・ステートメント」と連動した「キャリア開発センターポリシー（ミッション・ビジョン・バリュー）」を設け、進路支援に関する基本方針をまとめた上での支援を実施している。

VI. 「学生支援」について

キャリア開発センターのミッション

キャリア開発センターの使命は、建学の理念に基づき、学園ミッションを実現するために、キャリア形成支援を通じて、自らを肯定的に受け止め、自ら動き、社会に貢献する人材の養成に貢献することである。そのためにキャリア開発センターは、学園と社会の架け橋となり、社会との接続を維持向上させていくことで、学園のプレゼンスを向上させていく。この使命を達成するために、次の目標を掲げている。

(ア) 質の高い教育機関として認知されるために、社会で貢献する人材を数多く排出することであり、そのことを通じて学園の発展に貢献する。

(イ) 桜美林大学で学んだ高い専門性を社会で貢献できるよう納得感の高い進路決定支援を行い、大学教育の質の高さを社会に認知させる。

この目標のもと、キャリア開発センターの業務姿勢を次のように設定している。

(ア) 学生のために奉仕することを喜びとする。

(イ) 常に学生の主体的な進路決定を支援する。

(ウ) 教学部門と協調性をもって連携し、教育効果をいっそう高める。

(2) 学生への修学支援の具体的な方策について。

留年者の状況

年度・最低在学年限超過年数ごとの留年者数は、表 6-1 の通りである。

改組による新学群制への移行のため、学群では 2008（平成 20）年度は対象なし、2009（平成 21）年度は総合文化学群のみ、2010（平成 22）年度はリベラルアーツ学群を除く総合文化学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群の 3 学群となる。大学全体の留年者数としては、過去 3 年間において、男女とも増加傾向にある。

表 6-2 には、在学途中における休学者数を含んでいるが、留年理由の大多数は修得単位数不足などの卒業要件未充足である。しかしながら、近年少数ではあるが、卒業要件を満たしつつも卒業を希望しないという学生もおり、この主な理由には、就職先が決まらないため学習を続けつつ就職活動するということがあげられる。

本学では、教員がアカデミック・アドバイザーとして、各学期の履修登録時に履修指導および履修承認を行っており、計画的な学習指導を行うことにより、卒業に向けた指導を適切に行っている。

VI. 「学生支援」について

表 6-1 【最低在学年限超過者数】

学群・学部	年度	1年以内		1年超		2年超		3年超		学群・学部計		
				2年以内		3年以内		4年以内				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
リベラルアーツ学群	2010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合文化学群	2010	9	14	2	5	0	0	0	0	11	19	30
	2009	9	16	0	0	0	0	0	0	9	16	25
	2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビジネスマネジメント学群	2010	24	9	0	0	0	0	0	0	24	9	33
	2009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉学群	2010	8	5	0	0	0	0	0	0	8	5	13
	2009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文学部	2010	28	41	4	6	5	2	0	0	37	49	86
	2009	16	30	8	5	0	2	0	0	24	37	61
	2008	25	46	8	9	1	0	0	0	34	55	89
経済学部	2010	23	2	4	0	2	0	1	0	30	2	32
	2009	34	2	6	0	1	0	0	0	41	2	43
	2008	22	1	4	0	0	0	0	0	26	1	27
国際学部	2010	15	23	6	2	0	0	1	0	22	25	47
	2009	20	22	5	3	1	0	1	0	27	25	52
	2008	12	14	1	5	1	0	0	0	14	19	33
経営政策学部	2010	0	0	3	3	2	0	1	0	6	3	9
	2009	17	15	9	2	2	0	0	0	28	17	45
	2008	36	19	8	2	0	0	0	0	44	21	65
全学合計	2010	107	94	19	16	9	2	3	0	138	112	250
	2009	96	85	28	10	4	2	1	0	129	97	226
	2008	95	80	21	16	2	0	0	0	118	96	214

休学者の状況

年度ごとの学群・学部別休学者数は、次表の通りである。

改組による新学群制への移行のため、年次進行により各学群の休学者数が増え、逆に各学部は減少している。大学全体の休学者数としては、2010（平成 22）年度は前年度と比べ約 1.5 倍に増加している。主な休学理由としては、「進路について考えるため」が最も多く、次いで「留学」「経済的な理由」「健康上の理由」が多い。「健康上の理由」では、近年うつ病や対人恐怖症などの精神的な病を抱えた学生が増加しており、アカデミック・アドバイザーおよび各学生窓口での早期発見、学生相談室での適切な相談、診療などの強化が必要である。

VI. 「学生支援」について

表 6-2 【休学者数】

学群・学部	2008年度	2009年度	2010年度
リベラルアーツ学群	13	28	111
総合文化学群	18	19	15
ビジネスマネジメント学群	11	20	42
健康福祉学群	1	4	6
文学部	39	24	13
経済学部	9	6	6
国際学部	33	30	17
経営政策学部	20	8	3
全学合計	144	139	213

退学者の状況

年度ごとの学群・学部別退学者数は、表 6-3 の通りである。

改組による新学群制への移行のため、年次進行により各学群の退学者数が増え、逆に各学部は減少している。各学群に共通して、ほぼ 1 年次生の退学者数が多く、学年が上がるごとに減少している。

大学全体の退学者数としては、過去 3 年間およそ同数で推移しているが、改組において総学生数は増加（約 800 人）しており、総学生数における退学者の割合は 2007（平成 19）年度の 2.09% に比べ 2009（平成 21）年度は 1.81% と減少している。

学生が退学を希望する場合は、アカデミック・アドバイザーとの相談を必須としており、安易な退学とならないよう適切に指導・相談を行っている。

表 6-3 【退学者数】

学群・学部	2007年度					2008年度					2009年度				
	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
リベラルアーツ学群	31	0	0	0	31	36	16	0	0	52	27	21	13	0	61
総合文化学群	17	11	2	0	30	11	14	4	1	30	11	7	7	4	29
ビジネスマネジメント学群	8	6	0	0	14	9	7	1	0	17	9	6	7	1	23
健康福祉学群	4	2	0	0	6	4	2	1	0	7	6	3	2	0	11
文学部	0	9	9	7	25	0	2	9	12	23	0	0	3	8	11
経済学部	0	6	7	4	17	0	1	4	3	8	0	0	1	8	9
国際学部	0	9	6	6	21	0	0	1	1	2	0	1	0	6	7
経営政策学部	0	0	3	11	14	0	1	0	5	6	0	0	0	0	0
全学合計	60	43	27	28	158	60	43	20	22	145	53	38	33	27	151

補修・補充教育の状況

補修・補充教育に関する支援体制として、本学では入学前教育と入学後教育の両面において整えており、実践している。

まず、入学前教育として「ブリッジ・カレッジ」を実施している。これは高等学校生活と大学生活の橋渡しをするために、2007（平成 19）年度から開始した 2 日間のスクーリン

VI. 「学生支援」について

グ形式の入学前教育である。対象者は AO 入学者選抜や推薦入学者選抜など、一般入学者選抜以外の入試方式で本学に合格し、入学を予定する高等学校生である。目的は、①入学前の不安を軽減し、大学生活をスムーズにスタートさせること、②学びのモチベーションを高めることにある。参加は任意で、学群、入試方式により入学予定者を 2 つないし 3 つのグループに分けて実施している。2009 (平成 21) 年度は、①オリエンテーション (大学、教職員の紹介)、②英語コミュニケーション、③体験授業、④アクティビティ (ゲームなどを通して知り合いを作る)、⑤メッセージ (上級生や教員からのメッセージ) を実施した。

入学後の補修・補充教育としては「さくらーにんぐ」を行っている。これは 2010 (平成 22) 年度より学生の学士力の向上のため、eラーニングを活用した支援授業である。「さくらーにんぐ」には、学生の基礎学力アップを目的とする補修授業「リメディアル学習」と、単位制の実質化に鑑み、単位数に応じた授業内容を深めかつ補充するための「プラス学習」とがある。

現在、「リメディアル学習」には、高等学校レベルの英語Ⅰ、英語Ⅱ、数学ⅠA、数学ⅡB、物理の授業が、それぞれ 36 時間ずつ収録された教材用意され、1 年次から 4 年次までの全学生 8,000 人がいつでも自由に受講できるようになっている。「リメディアル学習」はパソコンだけでなく、iPhone による受講も可能とし、学生の利用促進のための工夫も行っている。

「プラス学習」は授業時間外の自宅学習として準備されている学習教材であり、現在「幼児理解の理論と方法」、「飛行の基礎Ⅰ・Ⅱ～流体力学と環境問題」、「音楽制作演習」、「器楽実技」、「プログラミングⅡ」、「キリスト教入門」の各科目が用意されており、学生の授業外学習が eラーニングにより行われている。

奨学金等支援の状況

奨学金等経済的については以下の通りである。

まず、奨学金制度については現状では必ずしも十分な支援体制になく、さらなる充実が喫緊の課題と捉え、その充実のための方策に取り組んでいる。特に近年の景気低迷、経済状況悪化の影響を受け、学費納入に困難を来す学生の増加が顕著であることを考慮すると、経済困窮学生を対象とした支援策の充実が必要であると認識している。また、一方で成績優秀学生 (目的意識が高く、顕著な努力をしている学生) に対するインセンティブの付与も大学教育の質を高める上で重要な事項であると考え、この両者の均衡を図りつつ奨学金制度全体を改善、充実させることが重要と考えている。本学が設立する奨学金給費・貸与学生数は 127 人 (全学生数の約 1.6% でフライトオペレーション・コース学生対象の奨学金は除く) である。その他、日本学生支援機構奨学金の貸与を受ける学生も約 2,700 人程度おり、可能な限り資金面での支援に努力中である。その他、本学や日本学生支援機構の奨学金のみならず、地方自治体や民間の奨学金または銀行の教育ローンなどもあるため、これらの情報なども必要に応じて案内しているところである。しかし、学生生活継続を断念

VI. 「学生支援」について

し退学もしくは除籍する学生が後を絶つことはなく、その理由が経済的困窮状態のみならず、学習意欲の低下や進路の転換といったところにもあることを考えると、ここに学生相談室や保健室あるいは部活顧問やアドバイザーなどとの連携の重要性が改めて確認され、相互に連携を図っているところである。

課外活動支援の状況

課外活動は「桜美林大学体育文化団体連合会（OACU：Obirin university Athletics and Cultures Union）」を頂点とした組織で運営されており、運動部、文化部の40団体が加盟している。また、OACUに属さないいわゆる「サークル」も100団体超ある。部員獲得に各団体とも苦勞している。その要因として推測されるのは、学生のこれまでの生育環境（例えば団体生活の不慣れ）やより広く社会の生活環境（例えば多数の娯楽施設など）あるいは景気悪化に伴う金銭的、時間的余裕の減少（例えば学費補填のためにアルバイトに従事）といったものである。また、いわゆる「部」（特に運動部）に加入する学生が減少傾向を示している中、OACUには属さない部の下に位置する「サークル」活動の増加がひとつの流れとなっている印象である。「部」活動という、個人の自由が比較的強く制約される組織への加入は敬遠し、自由度の高い「サークル」活動が好まれることが主たる理由と考えられる。その参加形態には必ずしもこだわるものではないが、本学としては、部であれサークルであれ、何らかの集団活動に参画し目的に向かって協働する経験を持つことは社会性を涵養する上できわめて有意義であるものと捉えている。すなわち大学時代の課外活動の意義を考えると、可能な限り課外活動への参加を促し全人格的な成長を促したいと考えており、参加率の向上に向けてさらに支援、指導を行う余地があるものと認識している。また、部を統括、運営する役割を持ったOACUに対しても、定期的な会合を通じて必要に応じ指導を行っているところである。

障がい者支援の状況

障がいを持つ学生への支援については、本学として年2回の意見交換会を行い、学生のさまざまな現状確認及び要望への対応を行っている。本年度の障がい学生数は14人である。これら学生に対する具体的支援については、教職員一丸となって対応しており、良好な体制が取れていると考えている。しかし、聴覚障がい者は外見上、障がいを有していることがわかりにくく、特に配慮を必要とする学生と認識し、きめの細かい対応をしている。

(3) 学生への生活支援の具体的な方策について。

まず、心身の健康保持・増進および安全・衛生面に関しては、学生相談、保健及び課外活動支援の観点から、学生に対する生活面での支援に関しては、以下の通りである。

学生相談及び保健については、近年、特に心身の健康バランスを崩し、学生相談室や保健室を利用する学生が増えている。学生相談と保健の機能は、おおむねその能力を発揮し

VI. 「学生支援」について

ているものの、学生数の増加に対応し切れていない部分もあり、機能の強化が必要である。しかし、学生の相談対応についてはこの 2 部署のみで行っているわけではなく、学生相談室及び保健室を主体としながらも、学生課、チャプレン室あるいはアドバイザーとも連携をとり、可能な限り学生の心身の健康維持・増進に尽力しているところである。特筆すべきは、学生の指導に悩みを抱える教員たちもがこれらの担当部署を訪れ、ともに問題を解決していることである。

ハラスメント防止については、セクシャル・ハラスメントを防ぎ、快適で差別のない大学を実現するために、規程及びガイドラインを制定し、また、セクシャル・ハラスメント防止対策委員会を有している。この取り組みにより、本学全体がその意識をもって行動していると考えているが、学生の相談が数件確認されている。ハラスメント防止についても、心身の健康維持・増進の場合と同様、それぞれ学生課、チャプレン室、学生相談室、保健室、各学科等学生委員会あるいは大学院学生委員会の相談窓口によって適切に処理され、現時点ではハラスメント問題は的確に解決されている。

海外留学生の支援については、海外留学生のうち、現在 361 人の正規留学生のほか、交換留学生、別科学生、研究生を含め、647 人の留学生を受け入れている。近年は特に文部科学省及び法務省の留学生管理に関する要求が強くなっているのが大きな特徴であるが、在留にかかる手続き作業などは一人ひとりの学生との対応が必要であるにもかかわらず、連絡の取れない留学生や不良行為または違法行為を働く留学生も少なくなく、学生管理にかかる負担は相当なものになっているのが現状である。

政府の留学生 30 万人受け入れ構想に基づいた海外からの留学生の増加は、学生とのかかわりの強い学生生活支援部署としては特に負荷が大きくなるものと予想しているが、現段階では具体的な体制整備の検討に着手する段階には入っていない。

大学レベルでの国際交流の活発化が加速されることは、ひいては日本の国際的立場を後押しする点において歓迎すべきことである。また、若い学生たちがさまざまな交流を通じて異文化の理解と問題解決のノウハウを身につけるメリットの大きさを考えると、留学生センターのような専門の受入れ体制を整備することが不可欠であるように思われる。特に海外留学生の受入れについては、法務省及び文科省がその在留管理などについて大学側に厳格な把握を要求していることから、留学生にかかる在留管理と修学・生活支援の双方について強化を図らなければ国際交流の意義を半減させる可能性があると感じている。

(4) 学生の進路支援の具体的な方策について。

(1) 進路選択に関わる指導やガイダンスの実施

a) 進路選択に関わる指導やガイダンスは、各学群の学期初めなどに行なわれるオリエンテーションで、担当教員（キャリア開発委員）などが行っているが、その他の授業においても、低学年時開講の基礎的な演習科目、ならびに 2～3 年次以降で履修可能な専攻演習（ゼミ）などで担当教員が進路選択に重要とされる指導を行っている。

VI. 「学生支援」について

b) また、上記のカリキュラム内での指導とは別に、全学的に学生の就職や進路支援を行う部署である「キャリア開発センター」において年間を通じ、各種の進路ガイダンス・セミナー、公務員対策講座、教養・SPI 試験対策講座、経済新聞読み方講座などを実施している。

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備

a) 2002 年度より、従来組織の「就職部」を改め、組織の学生サービス部門の領域に「キャリア開発センター」を設置し、現在に至っている。

b) 各学群のカリキュラム運営に伴う支援組織としては、教授会の中に「キャリア開発委員会」があり、教学系の「キャリア開発委員会」と事務系の「キャリア開発センター」との連携のもと、進路に関する学生指導を行っている。

(3) 2006 年度より「キャリア開発センター」において「キャリア・アドバイザー制度」を開始、現在は 16 人のキャリアアドバイザーが常駐し、学生の進路掌握と個別相談の強化を図っている。

(4) インターンシップや教育ボランティアなどは、学生のキャリア形成において有効的な手段として強化事業の一つに掲げ、積極的に参加を呼びかけている。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

(1) ブリッジ・カレッジ

ブリッジ・カレッジに参加した受講生に対するアンケート集計結果から見ると、毎年非常に高い満足度が示されている。また自由記述には「入学前に友人ができることにより、不安が解消された」「大学での授業の様子がわかった」という回答が多く、自由記述からも上記の目的は達成されていると言える。これらのアンケート結果を分析し、さまざまなニーズに応えられるように、毎年プログラムの改善を図っている。

(2) 奨学金制度

奨学金制度の改定については、その運用が来年度からであるため、効果の評価は今しばらく時間が必要である。しかし、経済困窮学生の救済については近年の経済状況逼迫の現状に鑑み、緊急を要する事項と認識しすでに運用を開始しているところであり、3 人の学生の救済に効果を上げた。その他、学生部に相談に来る学生に対しては応談の上、地方自治体奨学金や民間奨学金または銀行の教育ローンなどの情報を提供し、間接的支援についても一部、効果を表した（本件については、学生からの報告がないため、正確な人数は把握できていないが、地方公共団体奨学金の申請用紙を当該公共団体に送達したことをもって、学生の生活支援が具体的に行われたものとして扱っている。）

(3) 学生教育・指導

主として機会教育・指導を通じて学生の生活改善を図っている。具体的には、OACU の運営や大学祭実行委員会の活動に関して、企画力、運営力の養成に焦点を当てた指導などをはじめ、窓口での要件の伝え方など、学外施設駐車場への無断駐車やタバコのポイ捨て、

VI. 「学生支援」について

部室の清掃や整理整頓、奨学金説明会などへの遅刻や無断欠席、あるいは申請書類などの記入要領など、社会に出てからの生活態度に焦点を当てた指導などを行っている。指導を要する学生は決して少なくはないため、教育・指導が広範囲に顕著な成果を上げているとは言いがたい部分もあるが、職員と学生の間に関係が構築されるにつれ、徐々にではあるが一定の指導の効果が現れつつある。

(4) 課外活動

桜美林大学体育文化団体連合会に加盟する運動部に対して、新ユニフォームなどを製作支給、アイアンマン・レースに個人参加の学生に対する参加費など支援、音楽団体などが使用する器具などの更新に対する便宜供与など、学生の課外活動に対して具体的な支援を推進中であり、課外活動に対する大学の取り組み姿勢に関する学生の評価は良好である。また、課外活動の活発化を狙いとして、学生部職員による体育文化団体連合会幹部学生との対話や指導を通じて組織の活性化を促している。このような指導や支援は過去にはさほど行われていなかったことから、学生の中には学生部の指導などに共感し、積極的に意思疎通を図ろうとする気運が芽生えるなど、徐々に自主積極性が見え始めている。

(5) 健康管理

2010年度の健康診断受診率は、健康診断の必要性を掲示などにて周知することにより、過去最高の受診率(88.2%)を得ることができた。また、保健室では必要に応じて関連部署と連携を取り、学生一人ひとりの対応を行っている。連携についてはまだ課題はあるが、多角的な対応が行えていると考える。また、薬物などの乱用防止について、定期健康診断時に学生に対して薬物などの乱用防止のリーフレットを作成・配布し注意喚起している。

(6) 学生相談

学生相談室では、精神的ストレスに起因する不調などを抱える学生が早期に来談できるよう、学内での周知や教職員との連携に努めているため、結果的に相談件数が増加している。学生に対しては面談以外に掲示板や配布物での情報提供を行うほか、保護者からの相談にも対応している。2010年度からは、学生相談室に精神科医が配置され、医療面での対応が可能になった。学内各部署と連携する場面も増え、事件、事故の未然防止に寄与している。

②改善すべき事項

(1) ブリッジ・カレッジ

入学前の不安の軽減、モチベーションの向上というブリッジ・カレッジの目的は達成されていると言えるが、ブリッジ・カレッジだけでは、学習面におけるサポートが不十分だと考えている。そのため、今年度から一般入試よりも早く合格が決定した入学予定者を対象に、入学までの数ヶ月間で自修できる e-Learning を導入する予定である。e-Learning とブリッジ・カレッジというスクーリングの入学前教育をどのように有機的に融合するのかが今後の課題である。

VI. 「学生支援」について

(2) さくら一にんぐ

さくら一にんぐは全学生の受講を可能化したが、初年度でもあり十分に周知されていないため、「リメディアル学習」の受講学生が少ない。今後は各授業においてその存在を周知させる必要がある。また今後は「リメディアル学習」を1・2年次の基礎学力アップに利用するだけでなく、就職活動にも役立つ「SPI対策」としても位置づけ、利用を促進していく。

(3) 奨学金制度

奨学金制度は他大学と比較した場合、種類、金額ともに必ずしも充実しているとは言い難い部分がある。その主たる背景には、卒業生などの協力を核にした基金の設立が実現していないことがあげられる。現在は学納金の約2%程度を奨学金に充てていることから、奨学金制度の大幅な拡充は容易ではなく、今後5年間をかけてその充実・改善の方策について検討することとしている。その主眼は基金の創設である。

また、大学独自で改善が図れるものではないが、先般の「改正割賦販売法」の適用により、教育ローンに関する銀行との提携が制限されたことは、学生支援の現場としては最大の機会という観点からすると一歩後退した感を否めない。しかしながら、銀行側も学生の教育支援の観点から積極的に支援する姿勢を見せていることから、今後とも情報交換を行いながら、どのような資金援助が効果的かをともに検討していく。

(4) 学生教育・指導

学生の教育・指導については継続性が重要であり、一般的に、時間の経過とともに学生の意識は下落傾向を表す。生活指導については基本的に大学を挙げて行っているものの、学生部が果たす役割は大きい。しかしマンパワー的にはきめ細かい教育・指導は徹底できないため、さらなる全学的な対応が不可欠である。このため、学生サービス部門会議や事務部門長会議及び全学学生指導委員会において学生指導の現状などを逐一報告し、関係者の意識を高める活動を継続中であるが、さらなる効果を期待しているところである。このため、さらに全学的な意識の高揚と連携の体制を作り上げるなどして学生指導の量的、質的向上を図る必要がある。

(5) 課外活動

課外活動の活性化は、その意義からして学究活動と同程度に重視すべきものと考えてはいるものの、学生個々の事情（特に経済事情）を斟酌すると必ずしも簡単に推進できる問題ではない。そのような中であつてもできる限り課外の活動において人間関係を作り、社会適応性を高める時間を与えたいというのが学生部の基本的考え方である。この両者の均衡を図り、多くの学生に均等な機会を与えることにより、充実した学生生活を送らせようと構想を検討案中である。

(6) 留学生の受け入れ体制

現在は361人の海外留学生を受け入れており、学生部はその受け入れから卒業までの生活支援に尽力している。最も多い受け入れ国は中国であり、学生部の担当者も中国人とい

VI. 「学生支援」について

うことから、意思疎通の問題はほとんどないが、文化的相違や在留資格手続き上の問題、居住先でのトラブル、または違反行為や犯罪など、種々雑多な問題への対応が相当数発生している。留学生受入れの効果を高めるためには、きめ細かい学生支援が必要と認識しているが、現在の体制では対応に限界がある。改善方策としては、法務省及び文科省の要求にかかわる業務はその性質上、省力化できないため、留学生の生活支援及び生活指導を主担当とする職員の増強、教員と学生部の連携の強化など、体制の強化が必要と考える。

(7) 健康管理

保健室を利用する学生の多くは外科的、内科的症状によるものであるが、精神疾患を抱えている学生も多く、ベッド休養を必要とし来室している。特に、精神疾患を抱えている学生については、状況に応じて学生相談室と連携をとり対応している。しかし連携体制が十分に整備されていないため、今後の課題と考える。

(8) 学生相談

相談件数の増加に伴い、学生の相談内容やニーズが多様化しており、複雑な対応が必要になってきている。また、留学生や帰国子女の相談者への対応は今後の課題である。学生相談室では、現在、日本語及び英語でカウンセリングを行っているが、他の言語を母国語とする学生への対応には限界がある。今後はより多様なバックグラウンドを持つ学生に、適切な心理サポートを提供するための体制作りが求められている。

3) 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

(1) 奨学金制度

前述のとおり、新奨学金制度については2011年度からの適用となり、本制度によって奨学金の給付による修学意欲などの向上及び緊急に救済すべき学生の救済を行うことができることが強く期待される。また、5年後のさらなる充実を目指した今後5年間にわたる学内検討の過程は、5年後の奨学金制度の充実のみならず、この5年間の学生教育に関する努力の方向と課題についても新たな知見を与えるものと確信している。このため、この5年間の検討を5年後の新たな発展に確実に結びつけるために、具体的評価基準に基づいて、分析的行っていかなければならない。

(2) 学生教育・指導

これまでの試みで、教職員と学生の心の距離が近くなれば指導の効果があることは、ある程度実証されたものと考えているが、世代のギャップは思うほど縮まらないのも事実である。よって、今後は一部にとどまっている学生指導の努力を組織化、制度化することにより、さらに徹底していくことが必要と考えている。具体的にはアドバイザー制度がアカデミック分野にやや集中している現状に鑑み、学生生活分野も含め、アドバイザーの範囲を教員のみ限定せず、職員にまで拡大するなどの方策を模索したいと考えている。現在は全く存在していない「県人会」も教職員と学生の交流を通じて良き教育・指導の場にな

VI. 「学生支援」について

ることから、学生の自主自律心を涵養する上で有効と考えられる。

(3) 課外活動

加盟している部に対する各種支援は、残念ながら未だ完全に満足のものではないものの、引き続き積極的な支援を継続し、活性化に勤めていかなければならない。その支援の中でも、文化部に関するものはさらに充実の余地があると認識している。また、特に学生の自主積極性の涵養を目標にしてピンポイントの支援を行っていく必要がある。具体的には運動部に比して競争的環境の少ない文化部活動であることに焦点を当て、部内外発表の機会作りの支援や関連団体への加盟の推進などを通じて切磋琢磨の機会を作ること、また、桜美林大学公式 web サイト（以下、大学 Web サイトという）への積極的掲載を行うことによって、士気を高めていくなどの方策を取り入れていく必要がある。

(4) 健康管理

健康診断時に朝食摂取状況や喫煙についてのアンケートを実施し、アンケート結果の分析・評価・フィードバックを行うことで、学生の生活支援の一助となっている。健康診断の必要性を伝えることにより、健康診断受診率を上げることができたため、継続して働きかけていきたい。

(5) 学生相談

学生相談室では、入学後のキャンパスへの円滑な適応を重視し、教職員や学生組織と連携しながら新入生への対応に力を入れている。個別相談に加え、グループ・プログラムやワークショップの企画を支援し、参加した学生のセルフケア・スキルやピア・サポート向上に一定の効果が認められている。今後はより多くの学生に支援対象を広げることを検討している。

②改善すべき事項

(1) 奨学金制度

奨学金制度の充実は、部外の基金の如何によるところが大きいであるが、特に奨学金を受けた卒業生が社会で成功し、その成功の成果を桜美林大学に還元するなど、循環の過程が作られることが強く望まれる。しかし、この過程を生み出すには今しばらくの期間が必要であるため、現時点からそのような構造を作り出す発想をもって戦略的に人材養成を行っていく必要がある。このような体制は学生支援部門のみで作れるものではないため、全学的に認識を統一し、「売れる学生作りの桜美林」を目指して努力しなければならない。

(2) 学生教育・指導

学生あつての大学という観点に立てば、学生との接触が濃密である最前線部門には、必然的に相応の支援体制が必要となる。特に学生相手の定型的・恒常的な業務に加え、多種多様な問題への対処及び部外者、保護者からのクレームへの対処など、学生支援部門は質の追求以上に量に対処しなければならない特質を持っている。このようなことから、学生支援部門の体制を強化することは喫緊の課題であるとともに、この部門の業務の成否が学

VI. 「学生支援」について

生の質を高め、ひいては大学の評価を高めるものとする。

(3) 課外活動

課外活動は「部活動」という既成概念を取り払うことが、課外活動にかかる課題解決の糸口となりうる。経済的問題や個人的な性格から課外活動に加入できない学生に対して、経済支援を伴う課外活動や緩やかではあるが全体としては組織的な活動を行っているという評価ができるような課外活動の枠組みができるならば、全員が何らかの課外活動を通じて人間形成を図ることができるかもしれない。現在は抽象的なアイデアにとどまってはいるものの、周辺近隣大学や企業、店舗などとの協同検討などを通じて、少しでも前進できる体制を作っていきたい。その期間は大学の中期計画期間と認識している。

(4) 海外留学生の受入れ体制

2020年までの海外留学生30万人受入れ計画を考えると、現在の受入れ体制を強化することは不可欠であると考えられる。最悪の事態は、受入れの体制が整わないまま、質を伴わないサービスを提供することであることを考えると、学生支援部門は日本人学生と海外留学生を同じ窓口で受付けるのではなく、海外留学生専用の体制を作って対応することが必要となるであろう。よって、対応する職員も日本留学経験者や在日外国人を雇用するなど、留学のみならず雇用も促進し、全体として外国人の受入れが可能な社会を作っていくことが肝要であると考えられる。このようなことから、桜美林大学も10年後の出来上がりの姿を描きながら、現時点から徐々にそのような体制を構築していく必要がある。

(5) 健康管理

今後は子宮頸がんなどの検診の呼びかけなども行い、より学生自身が各自の健康について意識を深めることができるよう考えていきたい。また、精神疾患を抱える学生の対応について、各部署との連携を円滑に行えるよう検討していきたい。

(6) 学生相談

学内の精神衛生の向上のためには、学生、保護者、教職員との認識共有が必要とする。今後は学生や保護者のニーズに対応していくために、大学Webサイトや広報誌などを活用しながら、情報発信の場を広げる必要がある。また、教職員や他部署との連携をより強化していくなかで、来談した学生を長期的かつ包括的にサポートする支援体制を構築していくことが求められている。

VI. 「学生支援」について

6-2 根拠資料

学生部のパンフレット及び冊子等

キャリア開発センターのパンフレット及び冊子等

ブリッジ・カレッジ関係資料等

さくらーにんぐ関係資料等

奨学金に関する資料等

OACUに関する資料等

障がい者支援に関する記録及び資料等

学生相談及び保健に関する記録及び資料等

ハラスメント防止規程・ガイドライン

ハラスメント防止対策委員会、指導・ガイダンス資料

海外留学生支援に関する記録及び資料等

進路ガイダンス・セミナー資料

講座（公務員対策、教養・SPI 試験対策講座、経済新聞読み方講座等）

キャリア・アドバイザー制度

インターンシップ及びボランティア等資料

VI. 「学生支援」について

VII. 「教育研究等環境」について

VII. 「教育研究等環境」について

VII. 「教育研究等環境」について

7-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 教育研究環境等の整備の方針について。

2009年度において明確な方針が定められているわけではないが、啐啄寮（学生寮）の建設など、教育研究環境の充実に注力している。

なお、2010年度からの5年間を対象とした「中期目標」においては、「質量両面でのキャンパス高度化」が定められ、安全安心を確保し、キャンパス中長期整備計画を完成させ、実行していくこととした。

(2) 校地・校舎および施設・設備の整備について。

本学キャンパスは町田キャンパス（常盤校地）約120,000 m²、淵野辺キャンパス（淵野辺駅前校地）約7,500 m²、四谷キャンパス（四谷校地／共同所有）約900 m²、運動施設としての上小山田校地約41,500 m²他4校地からなっている。大学院を含めた在籍学生は約9,000人である。校舎の延床面積は約77,000 m²で、創立時より徐々に拡張してきたが、校舎・施設の老朽化及び学生及び社会のニーズに対応すべく新築・建替えを推進した。2006（平成18）年に明々館（教室棟）、2007（平成19）年に学而館（教室棟）、2008（平成20）年に理化学館（教室・実験室棟）が竣工し、学群等改組及び収容定員増への対応を行った。この結果、学生1人あたりの校舎面積は約8.6 m²となった。

講義・演習室は6人から400人まで収容できるものが約270室あり、120人以上の教室にはビデオ・OHP・DVDなどのAV機器などにより視覚メディアをプロジェクターにより投影する装置が常備されている。また、移動スクリーン・可動式AV機器・携帯プロジェクターが用意され、授業に有効に活用されている。近年、授業内容の多様化により、DVDや教員持ち込みのパソコンを接続しての授業に対応できる設備を標準としている。また、約150室ある教員研究室は「教員オフィス」と呼称されるように、少人数のゼミはここで開くことができ、教員と学生のコミュニケーションがより図れる環境となっている。

情報処理学習用のコンピュータ室は講義用635台。その他学生が自由に使用できるセルフアクセスセンターに222台のPCが用意され、また学内に無線LANのアクセスポイントを用意し、教室以外でも利用可能としている。そのため、貸出用無線LAN対応ノートPCを146台用意している。

図書館の面積は約3,100 m²で、閲覧席は町田キャンパス284席、四谷キャンパス47席である。蔵書類は、図書、雑誌、視聴覚資料など幅広く所蔵している。コンピューターシステムについては、学内LAN環境にあり、所蔵情報の検索がインターネット経由で可能となった。また、各種オンラインデータベースも学内端末から利用が可能である。

運動場は3面あり、野球、アメリカンフットボール、ラクロス、サッカー、また別にテニスコートも整備されており、それぞれ夜間照明も設置され多くの学生が利用し、また、

VII. 「教育研究等環境」について

他大学との対抗試合も可能である。体育施設については、体育館、柔剣道場、トレーニングルーム、ダンススクエアなどが整備されており、各種の授業や部活動で使用されている。

本学のミッションでもある「キリスト教主義に基づく人間教育」の観点から荊冠堂が併設され、パイプオルガンも設置されており、チャペルアワーなど教育活動に利用されている。

建物の安全管理

耐震基準を満たしていない全ての校舎について耐震診断を実施し、耐震補強工事を実施した。その費用の 50%については、一定の基準を満たすことが条件であるが、文部科学省からの補助金の交付をうけることにより実施した。また補強を実施しても耐震基準を満たせない校舎は、上述の通り、教室数に見合う校舎を建築し、その後解体した。これにより、懸案であった大規模地震などによる二次災害が回避されることとなった。

学内の警備については、校地が淵野辺キャンパスを含め約 13 万㎡と広大であること、開かれた大学を標榜していることから、外柵は構築していない。学内 31 箇所（町田キャンパス 28 台、淵野辺キャンパス 3 台）に監視カメラを設置している。また、定期的に警備員を巡回させることと、教職員の巡回による声掛けなどにより状況の改善を図っている。

また、「災害時危機管理マニュアル」を策定し、2006（平成 18）年度から施行している。学内の井戸を活用しての飲料水の確保、停電時の非常用発電機による照明装置、書架などへの転倒防止金物の取り付けを行い、大規模災害時に帰宅不能となった学生への生活支援はもちろんのこと、地域住民の受入れを視野に入れた整備を行っている。避難、誘導についても、「災害用危機管理マニュアル」及び「Faculty Handbook」にも記載し、一層の安全整備を図った。

教育研究以外の施設設備

学生食堂の店舗数は 3 店舗で客席数は、崇貞館 1 階「桜カフェ」約 450 席、老実館 1 階「老実館食堂」約 300 席、「ファカルティラウンジ」約 80 席となっている。食堂施設は老実館食堂のみ直営で、それ以外の 2 店舗は委託業者が営業を行っている。その他、構内にコンビニエンスストアがあり、食事のとれるスペースを確保している。栄光館・太平館・明々館・学而館・理化学館各 1 階に学生ラウンジがあり、交流の場としても広く活用されている。

地球環境への親和が叫ばれている今日、本大学においては環境対策への取組みを進めている。BEMS（ビル・エネルギー管理システム）の導入、Hf 型蛍光灯への更新、節水（節水機器の利用）、地下水および雨水の利用（雑排水）、緑化の推進（オープンスペース・屋上緑化・花壇整備）、太陽光発電・風力発電および食堂厨房生ゴミのコンポストによる処理などに積極的に取り組んでいる。

本学では 1997（平成 9）年に経営政策学部ビジネスマネジメント学科に福祉コースを

VII. 「教育研究等環境」について

開設、その後、2006（平成 18）年に健康福祉学群を開設し、身体の不自由な人にも優しいキャンパス造りを進めてきた。より実効的な設備づくりのため、半年ごとに障がい者を有する学生との意見交換会を開催している。元々構内は段差が多く、車椅子の移動も困難な状態であったが、徐々に是正し、近年、新築及び既存建物共にバリアフリー化が一層加速された。その結果、エレベーター、障がい者用トイレ、スロープが整備され教室の移動が容易となった。

これら建物の建設、日常の施設の維持・管理などは施設・管理部で行っている。2006（平成 18）年度より管理課と建設課の二課体制となり、管理体制の強化と責任所在の明確化を図っている。施設・管理部の職員は、建築・設備など各分野の委託業者を専門的な技術・知識を基に、的確な判断とマネジメントにより統括管理しながら、日常及び定期の維持・管理、法定点検、保守を行っている。

日常の施設管理などは専門業者へ委託し、経営の合理化を図っており、学内清掃業務、学内警備業務、樹木の維持管理業務、電気関係業務、空調設備業務などは学内に常駐体制をとり、常時、施設・管理部と連携し維持管理にあたっている。また衛生設備関係、防火・消防設備関係、エレベーター設備関係、電話交換機などの保守点検についても、専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し安全管理に努めている。

(3) 図書館、学術情報サービスの機能性について。

以下に記した観点から、本学図書館の学術情報サービスは十分に機能していると言える。

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書館は、町田キャンパスと四谷キャンパスの両方にあるが、両キャンパスの蔵書は同一の図書館システムにより運用されている。図書館システムには、一部の古書類などを除いて蔵書のほとんどが入力されており、利用者は蔵書検索によって図書館の蔵書に容易にアクセスすることが可能となっている。

図書館の蔵書は、図書約 50 万冊、雑誌約 5,000 タイトル、視聴覚資料約 6,300 点であり、それぞれが主題別に配架されている。三到図書館には図書資料のほか、雑誌（製本雑誌含む）、新聞、学術論文集（紀要）を、情報メディア室には DVD、ビデオ、カセット、マイクロフィルム、マイクロフィッシュなどの資料を揃えて学生の利用に供している。学術情報をオンラインで提供するためのオンラインデータベース（学術論文、新聞記事検索）も充実しており、これらは、学内 LAN 環境が整備されている場所であれば、パソコンを経由して随時利用することが可能となっている。四谷キャンパス図書室も、学内 LAN 環境のもとで、オンラインデータベースを利用することができる。電子情報については、オンラインデータベース検討委員会（教員、図書館職員）を組織し、教育・研究に必要な電子情報整備について検討している。

図書館の運営にあたり、各学群、大学院などの教育組織から選出された図書委員（教員）

VII. 「教育研究等環境」について

と、図書館長をはじめとする図書館の代表によるメンバーから構成される図書委員会を年 9 回開催し、図書館運営について審議を行っている。

図書・学術雑誌の整備については、各図書委員がそれぞれの教育・研究組織のニーズを集約して選書を行っている。また職員も学生の利用動向や授業に必要な資料を確認し、主要書店の新刊見計らい、最新の出版情報などから必要な資料を提供できるよう教員のサポートを行っている。

図書館の規模

1970（昭和 45）年に建てられた三到図書館は、延べ床面積 2,488.05 m²、閲覧室座席数 231 の施設である。図書館内は、一部の閉架書庫を除いて基本的に全館開架方式を採用しており、利用者が自由に書架に接して書物を手に取り、利用できる仕組みとなっている。隣接する情報メディア室（延べ床面積 323.56 m²、閲覧室座席数 53）では視聴覚資料を収容しており、利用者が視聴できるブースが設置されている。また三到図書館・情報メディア室のいずれにも蔵書検索用パソコンを設置している。

2008（平成 20）年度からオープンした四谷キャンパス図書室（延べ床面積 285.38 m²、閲覧室座席数 47）では、集密式開架書庫を設置し、三到図書館と同様に自由に書物を手に取ることができる。個人用のキャレルや共同学習室も設置され、大学院生の学習・研究に供している。いずれも学内 LAN 環境にあり、ネットワーク経由で図書館が提供する学術情報にアクセスすることが可能である。

図書館以外の施設においても、太平館セルフアクセスセンター（座席数 88）や、崇貞館考房（座席数 185）で学生の個人学習、共同学習が可能となっている。太平館セルフアクセスセンターでは、88 台のパソコンを設置し、学生がネットワーク経由で図書館が提供する学術情報にアクセスすることができる。また崇貞館考房には図書が配置され、学生の自習・共同学習や小規模のゼミナールなどが行われている。

司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

図書館には、図書館長（教員兼務）、事務長、情報サービス課長のほか専任職員が 6 人（うち司書有資格者は全体で 6 人）である。このほか業務委託スタッフ 25 人（うち司書有資格者 13 人）、パートタイマー・派遣職員 3 人である。

図書館は事務課、情報サービス課の 2 課があり、事務課は図書館資料の選書・管理（3 人）、情報サービス課はレファレンスサービス、図書館利用ガイダンスなどの利用者への直接支援業務（4 人）を行っている。業務委託スタッフは閲覧カウンターでの貸出・返却業務、図書・雑誌など資料の受入・整理業務を行っている。

開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

図書館の開館時間は以下のとおりである。

VII. 「教育研究等環境」について

- ・三到図書館：8:30-21:00（月～土）
- ・情報メディア室：9:00-17:45（月～金 ※土は 14:00 閉館）
- ・四谷キャンパス図書室：10:45-21:45（月～日 ※開館時間は時期により異なる）

閲覧カウンター業務を委託化し、土曜日を含め夜間 21:00 まで開館して、学生の授業後の自習時間を確保している。また四谷キャンパス図書室は、大学院通信教育スクーリング期間をはじめ、授業期間内の日曜日にも開館して利用者の自習時間を確保している。

三到図書館内には 28 台の検索用パソコンが設置されており、図書館蔵書検索、データベース検索、ワープロ・表計算など、自習用として利用することができる。この他、15 台の館内貸出用ノートパソコンを用意しており、利用者は図書館各フロアに設置された無線 LAN を経由して、学術情報にアクセスすることができる。また利用者は、現行の図書館システム LIMEDIO の「マイライブラリ」に ID/パスワードでログインすることにより、学内・学外からの資料の予約や購入希望、文献複写申し込み、本人利用状況確認、一部のオンラインデータベースへのアクセスが可能となっている。また i モード版蔵書検索を提供し、携帯電話から蔵書検索を行うことも可能である。

図書館の利用状況

2009（平成 21）年度の入館者数（学生・教職員延べ人数）は、三到図書館 116,402 人、四谷キャンパス図書室 10,640 人で、いずれも毎年増加している。また同年度の学生教職員への資料貸出冊数は、三到図書館 72,338 冊、四谷キャンパス図書室 3,605 冊で、こちらも毎年増加している。レファレンスカウンターには、常時（月～金）1、2 人の担当職員を配置し、学生の学習・研究、教員の教育・研究支援などの支援業務を行っている。また総合文化学群、健康福祉学群、ビジネスマネジメント学群、リベラルアーツ学群及び大学院新入生に対しての図書館利用説明やガイダンスを実施しており、このうちビジネスマネジメント学群とリベラルアーツ学群では、殆どのクラスで初年次の図書館利用ガイダンスを実施している。2009（平成 21）年度はビジネスマネジメント学群 26 クラス 420 人、リベラルアーツ学群 71 クラス 995 人の学生を対象にガイダンスを実施した。

これらのガイダンスのほか、教員からの依頼で行う情報検索ガイダンスでは主に 3 年次を対象とし、レポート・論文執筆のために、初年次に比べて高度な情報検索指導を行った。実施対象は 13 クラス 188 人であった。これらのほかに、教員と連携して実施した『大学での学びと経験』4 クラスにおいて、授業で提出される課題解決の図書館活用法を、図書館職員が授業に参加して説明を行った。

これら学内利用者向けサービスのほか、桜美林大学図書館は 2003（平成 15）年度から、学術研究を目的とする 18 歳以上の学外者を対象に、図書館を開放する「地域開放サービス」を行っている。2009（平成 21）年度の入館者は 1,645 人、貸出冊数は 264 冊である。

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

VII. 「教育研究等環境」について

国立情報学研究所が提供する学術情報ポータルサイト GeNii を利用して国内の学術情報にアクセスすることが可能である。必要とする資料が本学図書館に所蔵されていない場合は、国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) を通じて、参加図書館相互で資料の提供 (現物貸借・文献複写) を行い、利用者が求める資料を迅速に提供している。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件の整備について。

本学では、基本的にすべての専任教員に個室のオフィスが配当されており、インターネットに接続された PC 環境、照明、空調なども整備され、適切な教育研究環境が整備されている。少人数 (4~5 人) のゼミなどを行えるだけの十分な広さも確保されている。

教員への研究費の配分については、「研究室研究費」として各研究室 (オフィス) に教授・准教授・講師については年間 47 万円、助教については年間 24 万円の使用枠が与えられている。使用目的、方法などについては専任教員向けの「ファカルティ・ハンドブック」において、詳細に記載している。目的は、「個人もしくは共同で行う学術研究の促進を助成するため」としている。注意する事項として、「研究費の趣旨に反するもの、第三者に対して使用の正当性が説明できないものには、研究費を使用することはできません。また、税法上非課税として扱われますので、個人所得として見なされないよう、正しく執行することを心がけて下さい」という説明を付している。

各教員は研究室研究費を利用して、毎年度の研究計画に沿って研究に必要な物品の購入や研究旅費に充てる。但し、旅費については配分額の 50% が上限となる。また、事前に提出する「研究室研究費研究計画書」により海外出張が承認された場合は、国内旅費の金額も含め 60% が上限となる。研究室研究費に関する規程は特に定められていないものの、「Faculty Handbook」で使途範囲や執行上の注意について周知をはかっていることもあり、研究活動を遂行する上でほぼ適切なものと思われる。

研究室研究費で購入する機器備品や図書は大学に帰属し、当該教員が在職中は占有することができることとしている。ただし、退職などにより異動があった場合は、本学への返還を求めている。配分された研究費のうち、一定額を拠出しあい、複数人共同で研究を行う共同研究の制度も整備されている。研究支援部研究支援課において、研究室研究費全般の執行事務管理を学校法人会計基準に準拠し行っている。その使用が適正であるかどうかの判断も含め、最終的には担当副学長の決裁により教員による研究費の執行を管理している。研究費からの支出が不相当であると第三者に誤解を招く恐れがある物品の購入に際しては、前述の「研究室研究費研究計画書」にその正当性を記載するか、「研究室研究費の使用に関する伺い書」を提出してもらうこととしている。

研究室研究費は単年度処理が原則であるため、基本的に繰り越しはできないこととしている。また、年に 3 回 (6 月、12 月、1 月)、教員に対して執行状況 (残高) を通知し、教

VII. 「教育研究等環境」について

員が計画的に執行できるよう努めている。経理処理の都合上、原則として年度内の 2 月末日まで研究費の使用を認めているが、申請があれば 3 月中の研究出張も可能とし、最大限教員に対して便宜を図っている。外部資金の獲得状況や、教員評価などを総合的に判断し、一定額を特定の教員の研究活動に振り分けるため、個人研究費の額を減額するなども、今後の検討課題の一つとして取り上げる余地はあるが、判断基準の確立が先決である。

本学園の就業規則では、教員が教育、学校運営その他の業務運営に必要な時間は学長が定めることとなっているが、担当授業時数は週 10 時間（5 コマ）を責任分担とする慣行がある。また、休業期間においても届出・承認を得て、大学以外での研修が可能とされている。規定や慣行の上では研究時間は適切に確保されている。但し、カリキュラムの改革に伴う会議、あるいは学生募集、学生サービスに関する業務は、ここ数年確実に増えており、例えば研修制度の見直しなど、研究時間の確保について新しい方途を検討する必要性が生じていた。そこで、従来の「学外研修制度」に加えて「特別研修制度」を新設することとし、2009（平成 21）年度募集、2010（平成 22）年度より実施とした。2010（平成 22）年度はこの制度を申請し利用する者は 1 人であったが、2011（平成 23）年度は 3 人の教員がこの制度を利用した研修を行う申請を行っている。2011（平成 23）年度以降はこの制度をさらに充実させ、外部資金獲得による研修制度を新たに創出し、研修機会の多角化を図ることを計画している。若手・中堅教員のみならず、ベテラン教員もこの制度を積極的に利用することにより、さらなる研究の質の向上を目指すことが可能となる。

外部の競争的資金については、主に文部科学省および日本学術振興会管轄の科学研究費補助金について、国の指針に沿って機関として執行管理体制の整備をしている。研究支援部研究支援課がその実務にあたっている。2010（平成 22）年度は 37 件応募し 11 件が採択され、継続・新規課題を合わせ 31 件、64,700 千円の直接経費の交付を受けている。教員向け学内説明会、公募書類作成、交付請求などのあらゆる場面で、教員に対する事務的サポートのみならず、助言や提案を行っている。

(5) 研究倫理を遵守するための組織的取り組みについて。

研究倫理の遵守については、「桜美林大学研究倫理規程」を 2003（平成 15）年度に整備した。また、「研究者の行動規範」を 2008（平成 20）年度に整備した。これら規程に則り研究倫理を遵守するために、適切な審査を行っている。システム上も学内審査機関の運用状況も、ほぼ適切に推移している。

「桜美林大学研究倫理規程」に従って、担当副学長が主催する研究倫理委員会が毎月定期的開催され、研究対象を人間や動物に置く研究について、その妥当性、適切性の審査が行われている。同委員会は、小委員会における事前審査を毎月 1 回実施している。本委員会、小委員会を毎月 1 回ずつ開催することにより、本委員会での再審査の件数を軽減す

VII. 「教育研究等環境」について

ることで、審査期間の短縮化を図った。また、本委員会の負担軽減も同時に実現している。さらに、同時に研究倫理委員会における審査の必要性を各種会議で啓蒙したことで、申請件数が確実に増加し、2009（平成 21）年度は 2008（平成 20）年度の約 2 倍の申請件数となった。2010（平成 22）年度はその件数はさらに増加する傾向をみせている。大学院研究科の論文提出のための研究がその多くの部分を占めるが、教員が科学研究費補助金などを獲得して行う研究も含まれている。

2009（平成 21）年度の研究倫理委員会の応募状況

大学院心理学研究科	・・・	21 件
大学院老年学研究科	・・・	18 件
大学院言語教育研究科	・・・	1 件
健康・福祉学群	・・・	2 件
合計	・・・	42 件

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

校舎については、ここ数年の間でより先進的な機器を備えた教室棟を建設し、それに伴い既存の機器も適宜入れ替えを行っている。これより教室の違いによる授業形態の不統一を解消することができ、どの教室に於いてもほぼ同様の形態で授業を行える環境が整備できた。また、障がい者対応として、車椅子利用などの学生の学内移動に必要なエレベーターおよびリフターの設置を推進した結果、学内の全ての校舎には前記いずれかが設置された。これにより基礎的なバリアフリー環境は整備できたと言える。そして、エコ・キャンパスの実現に向けて屋上緑化の整備も充実しつつあり、特に屋上における水耕サツマイモ栽培はマスコミに取り上げられるなどの注目を集めている。

図書館については、2007（平成 19）年度より、リベラルアーツ学群、ビジネスマネジメント学群の初年次図書館利用ガイダンスを、毎年度春学期に行っている。図書館主催の情報検索ガイダンス、レファレンスサービス業務の見直しを積極的に行い、学生、教員の学習・研究支援に力を注いでいる。学生の読書意欲向上のための『図書館読書運動プロジェクト』の推進も継続して行っている。四谷キャンパスについても、授業のある日曜日にも開館するなど、大学院生の研究支援体制を徐々に拡大してきている。図書館員が教員と連携するなど大学や学生の状況に目を配り、これらの地道な努力を続けてきたことが、図書館利用が増加している大きな要素となっている。

教員への研究室研究費に関しては、専任教員向けの「ファカルティ・ハンドブック」において、その目的や使用方法など詳細に記載していることにより、研究室研究費執行についても、適正かつ有益に使用されている。また、当該年度中の学術研究の成果については「個人別担当業務一覧」を当該年度終了後に提出させることにより、所属長が各教員の研

VII. 「教育研究等環境」について

究成果を把握できる。

教員の研究専念時間の確保については、教員による多少のばらつきはあるが、十分な時間が確保されているといえる。

外部の競争的資金獲得については、学内向け公募説明会の内容を充実させたことにより、科学研究費補助金の応募数・採択数ともに増加しており、現状で満足するものではないが確実に効果が上がっていると言える。

研究倫理委員会への申請件数が増加していることから、研究者の研究倫理遵守の意識は確実に高まっていると判断できる。

②改善すべき事項

定員増による在学生数の増加や教育組織の改編に伴うカリキュラムの増加により、既存の図書館や教室では手狭となりつつある。また総合文化学群の実習系授業については、一部の講義室を改修して対応しているものの授業のやり繰りに苦慮しており、アトリエやスタジオといった実習系に必要な施設の整備が求められている。近い将来、新しい図書館や教育施設の建設に着手する事が必要になると思われる。

三到図書館は、築40年が経過しているため、現在では建物の狭隘化が進んでいる。現在約20万冊もの資料を外部倉庫に預けており、利用したい図書は翌日以降にならなければ利用することができず、利用者にとって不便な状態になっている。特に学生閲覧室座席数は学生収容定員の10%を満たしておらず、これらの環境整備について抜本的な改善が必要である。

外部資金の獲得状況や、教員評価などを総合的に判断し、一定額を特定の教員の研究活動に振り分けるために、個人研究費の額を減額するなど、今後の検討課題の一つとして取り上げる余地はあるが、判断基準の確立が先決である。

科学研究費補助金などのさらなる獲得に向けて、外部の講師を招き講演を行ってもらうなど、積極的にその対策を講じる必要がある。

研究倫理委員会への申請件数が増加していることにより、委員を務める教員の負担が増加しているのも事実である。特に申請内容に不備があったり、研究計画そのものがわかりにくいケースが散見されるため、申請書の内容について審査される立場から簡潔に要点をまとめやすい書式の見直しを行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

将来の大学の国際化に備え、海外からの留学生を受け入れるべく施設面のさらなる充実化にも着手している。現在、淵野辺キャンパスエリア近くに主に留学生を収容する学生寮としての建物の建設を進めている。2010（平成22）年9月の竣工予定で、この寮の完成により約240人の留学生が大学キャンパス近くに居住することが可能となる。

VII. 「教育研究等環境」について

2009（平成 21）年度から、授業と図書館のコラボレーションにより、図書館職員自らが利用者に図書館の利用法を伝え、受講している学生が、課題を解決するための支援を行う試みを開始した。学生が知識や教養を身につけるための読書教育、情報リテラシー教育、ものごとを考え、問題を解決する力の育成など、学士課程教育のためには、このような取り組みをさらに発展させていくことが重要になる。図書館職員が学習・教育支援をより高度に、きめ細かく、そして粘り強く続けていくことが、学生の学士力を向上させることにつながると確信する。

教員への研究室研究費については、その消化率がほぼ 90%に達している状況を考慮し、研究者の研究環境や条件は十分に整備されていると言える。

教員の研究専念時間の確保については、現状維持によりその効果を持続することが可能であると考ええる。

ここ数年、研究倫理委員会への申請件数が増加していることから、研究倫理についての研究者の意識は確実に高まっているといえる。さらなる研究の活性化に向けて本委員会がよりいっそう機能していくものと確信する。

②改善すべき事項

この学生寮が完成後は、近隣の住民への配慮が求められる。具体的には、生活習慣が異なる外国人留学生が一度に 200 人以上同じ建物内で生活を始めることとなるので、彼らに対して、日本における生活マナーの徹底指導や近隣住人との共生意識の啓蒙などを行っていく必要があると考えられる。その為の管理・指導の体制と組織の確立が急務である。学群単位で、初年次の図書館利用ガイダンスを行っているのは、ビジネスマネジメント学群とリベラルアーツ学群だけに留まっている。今後は、総合文化学群、健康福祉学群をも視野に入れて、全学的な初年次の図書館利用ガイダンスを実施することが急務である。また論文、レポート作成支援、キャリア支援など、学生を社会に送り出すための支援を検討・実施する必要がある。

研究室研究費は、研究実績などを勘案し比例配分するような方策も考えられるが、その場合、まず大学としての方針を明確に定める必要がある。

科学研究費補助金などは、さらなる獲得に向けて外部の講師を招き、獲得のノウハウに関する講演を行ってもらうなど、積極的に採択率向上に向けて対策を講じる必要がある。

本委員会の負担軽減の方策の一つとして小委員会を設けているが、申請件数が現状より増加した場合、小委員会を複数設けるなど、そのあり方を見直す必要がある。研究倫理委員会へ提出する申請書の書式について、研究者が記載しやすいよう見直しを行うと同時に、その記載方法の例示を行う。また、研究倫理そのものを啓蒙する機会を設ける必要がある。

VII. 「教育研究等環境」について

7-2 根拠資料

中期目標

災害時危機管理マニュアル

「Faculty Handbook」

「2009 年度大学施設の案内」

図書館システムに関するパンフレット及び冊子等

図書委員会議事録

図書館利用ガイダンス資料

太平館セルフアクセスセンターに関する資料

研究室研究費研究計画書

本学園の就業規則

学外研修制度

特別研修制度

科学研究費

桜美林大学研究倫理規程

研究者の行動規範

研究倫理委員会議事録

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

8-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針と具体的な取り組みについて。

本学の社会及び地域との連携・協力については、大学の物的・人的資源の提供を継続的に行っていくために、また、「地域密着型大学」及び「地域拠点大学」として、学術・研究・文化・スポーツの分野において、さまざまな連携・協力体制を構築する為、下記のとおり、方針を策定した。

キリスト教精神に根ざした建学の精神でもある「学而事人」（学びて人に仕える）を具体的に示すものとして、地域社会への貢献を念頭に、本学の理念や特性を生かし、地域のニーズに積極的に応え、教育・研究活動の具体的な成果を地域社会に還元する。また、本学の持つ人的・物的資源を有効的に活用し、地域社会との連携を深める。

(a) 産・官・学等との連携方針の明示

本学では、研究活動による知的財産を社会に還元することは、大学の社会的な使命と考え、知的財産の活用や管理機能を充実することで、本学の研究活動及び知的財産を社会に発信し、社会的ニーズにお応えできるよう連携を強化している。

(b) 地域社会・国際社会への協力量針の明示

本学の教育理念に基づき、教育研究活動を通じ、蓄積された研究成果などを地域社会・国際社会に公表し、地域社会・国際社会に貢献することを目的として、一層の推進を強化していく。

地域社会との協力は、近隣地方自治体（町田市、相模原市、多摩市）とのそれぞれと包括協定を締結し、各分野においてさまざまな活動に対し協働で取り組んでいる。

国際社会との協力は、本学のルーツでもある中国に北京事務室を設け、中国での活動拠点とし、中国の大学との交流を推進し学術文化交流などを実施している。また、米国にも米国事務所を設立し、米国の大学との学術文化交流などを実施している。

(※総合文化学群)

総合文化学群の資源を活用した社会との連携・協力は次の三点である。第一は学生作品の発表による芸術振興への貢献である。本学群の実技・演習系の授業の大半は、その成果を作品展示、演劇公演、演奏会、映画上映という形式で公開されること期待されているものであり、授業が主管して行うものと学生による自主的な発表活動があるが、学内および学外で発表されている。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

第二はアウトリーチ活動で、老人ホームや養護施設、あるいは小中学校対象のワークショップ、高等学校からの依頼により、本学の教員が対象高等学校に出向いて行う講義などがある。

第三は地方自治体などとの地域連携である。特に町田市、相模原市との連携は盛んである。あるいは芸術に関する現場でのボランティア活動も社会貢献のひとつである。

音楽専修において明文化された方針は用意していないが、外事部、アドミッションセンター、生涯学習センター、チャプレン室、各研究所との連携により、教育研究の成果を社会に還元する機会を常に探り、活発に実施している。

(※草の根国際理解教育支援プロジェクト)

草の根国際理解教育支援プロジェクト（以下「草の根プロジェクト」という。）は桜美林大学と国際交流基金の助成を得て、1997年に教員有志により発足した。これは桜美林学園の立地する東京都町田市、神奈川県相模原市を中心とした地域における草の根レベルの国際理解・異文化理解を促進するための教育活動を、多面的に支援することを目的とした事業を行なうためである。現在は、利用者とのフェイストゥフェイスのつながりを重視した、ヒト、モノ、チェ・ワザによる3つのアウトリーチ教育プログラムによって、主に地域の学校における国際理解教育を支援している。

・ ヒトー国際学生訪問授業プログラム

桜美林大学には留学生の他、異文化にルーツを持つ学生が多く在籍している。こうした学生を、草の根プロジェクトの教職員が引率し、要望のあった学校の授業に参加するため訪問する。

・ モノー異文化発見キット貸し出しプログラム

草の根プロジェクトは世界各国から多くの実物資料を収集している。実物資料の分野は衣・食・住の他、楽器や遊び道具、信仰、教育に関するものなど多岐に渡る。これらを利用者の希望に応じて選択し、教材として貸し出しを行なう。貸し出した実物資料は、手に取り実際に体験することが可能なハンズオン教材として利用可能である。

・ チェ・ワザー国際理解教育出張プログラム

草の根プロジェクトは上記二つのプログラムでヒト・モノを提供し、利用者は自身のアイデアに基づき、これらを活用した教育活動を作り出すことをそれぞれの現場で実践できる。一方草の根プロジェクトもまた、ヒト・モノを教育リソースとしていかに活用することができるか、そのノウハウを蓄積してきた。当プログラムは、草の根プロジェクト自身がヒト・モノと合わせ、チェ・ワザを活用した異文化体験ワークショップを、地域の学校や公共施設と連携し、児童に対し直接実施するものである。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

(2) 教育研究の成果を適切に社会へ還元するための取り組みについて。

以下のような多種多様な企画により、本学の教育資源を活用して、地域社会に還元している。

(a) 教育研究成果を基にした社会へのサービス活動

- ①公開講座
- ②フィールドスタディーズ
- ③アウトリーチ活動（演劇、音楽）
- ④町田市学校支援センターと協働で町田市内の小中学校へ出前授業を実施
- ⑤町田市教育委員会と協働で、「不登校児童教育（e-ラーニング）」を実施
- ⑥国際協力「草の根国際理解教育支援プロジェクト」で、近隣小中学校と連携
- ⑦教員免許状更新講習を実施（e-ラーニング）
- ⑧「町田市忠生地区子どもセンター」設立検討委員会の座長として取り纏め実施
- ⑨「相模原市中央区区民会議」副委員長として教員派遣
- ⑩「相模原市大規模小売店舗立地審議会」委員として教員派遣

(b) 学外組織との連携協力による教育研究の推進

- ①町田市観光コンベンションセンターとの連携協力による取り組み
- ②淵野辺駅周辺の商店街・自治会及び行政と協働で、「淵野辺駅周辺活性化プロジェクト」の取り組み
- ③相模原・町田地域大学コンソーシアムに加盟
- ④学術・文化・産業ネットワーク多摩に加盟

また、基本組織で展開されているもの、社会に還元している活動は以下の通りである。

(※総合文化学群)

演劇専修の活動

演劇専修の専任教員が研究員である「パフォーミングアーツインスティテュート（舞台芸術研究所）」が中心になって、芸術を地域に広く普及し社会に貢献するため、市民参加企画、アウトリーチ、ワークショップのそれぞれを実施している。市民参加企画としては毎年8月にプルヌスホールで『群読音楽劇 銀河鉄道の夜』を公演、市民と学生とプロのアーティストが共演する舞台で参加者からも観客からも高い評価を得ている。この公演は（財）相模原市民文化財団との共催で社会連携の側面もある。アウトリーチとしては、町田・相模原地区の小中学校、養護学校、老人ホーム、身体障害者施設などに第一線で活躍するプロのクラシック音楽家やダンサーを派遣してアクティビティを実施（22年度は12人のアーティストが延べ10カ所で15コマのアウトリーチを実施）。この事業は文化庁の支援を受けて、学生や卒業生を対象にした「アウトリーチ可能なアーティストの育成プログラム」とも連動し、人材育成と同時に社会のニーズに応える新しいプログラム開発も手がけてい

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

る。また、プルヌスホールのエントランスでは近隣住民を対象に上質の無料コンサートを提供したり、老人ホームでは高齢者向けに開発した学生主体のアウトリーチプログラム『合唱寸劇 水戸黄門』を実施したりしている。ワークショップとしては毎年 8 月、プルヌスホールに新進気鋭のアーティストを招いて小学生を対象に『劇場であそぼう』を実施している。いずれも地域から高い評価を得ているプログラムである。

さらに共催事業としてプルヌスホールの提供と技術協力を行っているものに、『高校演劇春のフェスティバル』、『高校演劇多摩南地区大会』、弥栄高校芸術科『アートライブ』、にこにこ星ふちのべ協同組合主催の講演会などがある。

また舞台芸術系の科目を持つ高等学校（相模原青陵高等学校、弥栄高等学校、旧・相武台高等学校）からの要望に応じて、当専修の教員や助手が非常勤教員として授業を受け持ったり、研究所の研究補助員や卒業生が演劇部の嘱託顧問を担当したりしている。

音楽専修の活動

【公開講座】

①パイプオルガン講座：本学キリスト教音楽研究所との連携により、パイプオルガン講座を開催。専任教員 3 人、非常勤教員 2 人が担当。市民約 20 人が参加。

②宗教音楽合唱：本学キリスト教音楽研究所との連携により、宗教音楽（オラトリオ）合唱講座を開催。市民、学生約 60 人が参加。また、成果を披露するコンサートを開催。

【県民市民講座】

アフタヌーン・コンサート開催：本学生涯学習センターとの連携により、市民講座の一環として、年 16 回のアフタヌーン・コンサートを開催。専任教員 3 人、非常勤教員 1 人が担当。

【大学施設の開放】

パイプオルガン見学会：本学チャペル、および教室に設置された 2 台のパイプオルガンを開放、楽器見学・体験演奏に提供する。これまで各大学、オルガン専門団体などがこの機会を利用。

【出前授業】

①アウトリーチプログラム「音楽室でコンサート」

実施場所：いわき市、渋川市の高等学校

実施内容：3 人の教員が高等学校の生徒の中で音楽に興味を持っている 40～50 人を前に演奏と自身の高等学校生時代の話を変えて 1 時間のステージを構成する。終了後、さらに質問や歓談、ミニレッスンを行うなどのプログラム。音楽室という演奏者も生徒も同じ空間のなかで通常のコンサートでは得られない体験を得られたと好評

②高等学校における体験授業

実施場所：都立上水高等学校、私立桜美林高等学校

実施内容：「時を翔ける音楽—モーツァルトからドナドナまで」音楽史の学びの面白さと意

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

義深さを、身近な音楽を例にとって講義する。

【シンポジウム、コンサート】

①教員、学生によるボランティア・コンサート

実施場所（2009～2010年度）

- *長野県飯田市立病院（専任教員によるソプラノ・リサイタル）
- *町田市立小山田南小学校（専任教員によるソプラノ・リサイタル）
- *神奈川県川崎市高津養護学校（本学学生と養護学校生徒の音楽交流会）
- *神奈川県相模原養護学校（本学学生と養護学校生徒の音楽交流会）
- *白峰福祉会 町田生活実習所秋祭り（本学学生によるボランティア・コンサート）
- *町田市博物館特別展（展示物をテーマに学生が作曲、展示フロアにおいて演奏）

②桜美林大学クワイヤーのボランティア活動、およびコンサート：本学宗務部チャペレン室との連携により、専任教員の指導のもと、各地教会、施設、地域の諸会場でコンサートを行う。専任教員1人、学生約30人が担当。

実施場所（2009～2010年度）

1. 教会での奉唱、コンサート

日本基督教団呉平安教会、日本基督教団広島教会、日本基督教団下松教会、日本基督教団小月教会、日本基督教団半原教会、日本基督教団大和教会、日本基督教団橋本教会、日本基督教団富士吉田教会、日本基督教団桜美林教会、カトリック調布教会

2. 病院における音楽交流会、コンサート

- *医療法人常盤病院

3. 施設における音楽交流会、コンサート

- *町田福祉園

4. 地域の諸会場におけるイベント補助、コンサート

- *杜のホールはしもと
- *相模原市大野北公民館

③桜美林大学オーケストラのコンサート：地域諸会場で実施。専任教員1人、学生約40人が担当。杜のホールはしもと、町田市民ホール

【単位互換、西部地区】

本学の科目からは「西洋音楽史」「宗教音楽史」を提供。

また本学学生は、昭和音楽大学などの音楽専門科目を履修。

造形デザイン専修の活動

2003～：「全国学生メディアアート展」（町田市立国際版画美術館）に1回目から参加。

2004～：町田市立国際版画美術館友の会主催、国際版画美術館共催「ゆうゆう版画美術館まつり」参加。

2007～：町田市民病院のアートワークに学生作品を提供。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

2008 : 「屋根のない博物館 “玉のよこやま” フェスティバル」への参加協力。

映画専修の活動

2009～「さがまちコンソーシアム」のテレビ番組「さがまちバンバン」の番組制作（ケーブルテレビ・JCOMにて放送）。

2010「さがまちコンソーシアム」のテレビ CF（神奈川県国民年金基金）制作活動への参加。

2010 相模原市主催の「フォトシティさがみはら」映像制作への参加。

（※健康福祉学群）

健康福祉に関する学群での学びを社会に還元するものとして、学生が町田市、相模原市の福祉施設、世田谷区の事業などでボランティア活動を継続して行い、利用者や職員から喜ばれている。

また、教員による社会への研究成果の還元として、2010年度は、次の活動があった。

- 1) 光が丘わが町フェスタ
- 2) 境川クリーンアップ作戦
- 3) 昭島市健康フェスティバル
- 4) 町田市いきいき健康フェア
- 5) 新潟県新発田市健康づくり大学
- 6) 忠生地区「わいわい健康づくり」
- 7) 相模原市「あじさい大学（健康教室 6）」
- 8) 相模原市相武台健康づくりフェスタ
- 9) 町田市消費者健康フェア
- 10) 新潟県新発田市紫雲寺健康フェア
- 11) 相模原市「さくらまつり」
- 12) 稲城市 1Cカレッジ

（※基盤教育院）

基盤教育院では「学而事人」の精神に基づき、教育研究成果を社会に還元するため学生たちに多様な地域・国際交流の場を提供している。2010年度、基盤教育院では「語学研修」、「国際協力研修」、「海外企業研修」、「国際理解教育」、「地域社会参加」という 5 つの区分で計 26 のプログラムを国内外で実施した。（根拠資料参照）

なかでも通常の語学研修とは異なる「国際協力研修プログラム」は、「環境」、「紛争・平和・開発」、「ジェンダー」などをテーマに、海外の大学や提携機関と協力しながら、インド、バングラデシュ、フィリピン、ベトナムで研修を行うことで、「地球市民」としての知識、態度、行動力を養うことを目的としている。例えば、フィリピン研修では、マニラのスラム街やゴミ山などを訪問し貧困問題について学習する機会が与えられている。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

これらの海外プログラムに加えて国内の多様性に目を向け、学生が地域住民と共にさまざまな取り組みを行う「地域社会参加プログラム」も準備されている。地域社会参加プログラムは、①地域学校パートナーシップ、②不登校小・中学校生学習支援、③異文化理解教育リーダー研修、④国際理解訪問授業、⑤バイリンガル地域研究、⑥多文化共生支援の6つで構成されている。

2011年度には、すでに実施されているプログラムに加えて、モンゴルにおける環境をテーマとした短期プログラムやアメリカ合衆国での複数のボランティアプログラムを実施していく予定である。

(※草の根国際理解教育支援プロジェクト)

草の根プロジェクトは、前述した3つのアウトリーチ教育プログラムによって、地域の教育活動を支援している。国際学生訪問授業プログラム、異文化発見キット貸し出しプログラムを本格的に開始した2001年度から今年度までの実施回数は、それぞれ241回(9回)、386回(30回)となる。国際理解教育出張プログラムは2006年度から本格的に実施し、これまで38回(10回)行っている(()内は2010年度分)。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

- 1-1) 産・官・学等との連携の方針の明示
- 1-2) 地域社会・国際社会への協力方針の明示
- 2-1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
- 2-2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進
- 2-3) 地域交流・国際交流事業への積極的参加

(※総合文化学群)

受託研究、学外共同研究、セミナーやシンポジウムを開催し、多くの一般市民が参加している。

音楽専修：桜美林大学の学生による音楽活動が、地域社会に浸透している。地域社会からの、演奏や音楽交流の要請も増加している。また、学生も自らの学んだことを地域社会に還元できること、貢献できることを実感し、小さな要請にもよろこんでこたえ、懸命に取り組んでいる。

(※基盤教育院)

- ・地域小学校との連携、地域社会との連携
- ・国内外の組織との協力体制の強化
- ・学生たちの新たな気づきを促すことで、授業終了後にも自らボランティアに関わる学生

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

たちがいる。

(※草の根国際理解教育支援プロジェクト)

草の根プロジェクトの提供するヒト・モノは、体験的な活動を作り出すことが可能な教育リソースとして提供している。一つの人格をもった人間とのやりとりや、直接体験可能な世界の実物資料は、活用の仕方次第で教育活動をより豊かなものにすることができる。こうした実践は、国際理解教育において本当に必要な、「未知のものに対する好奇心」、「偏見に囚われないものの見方」、「他者と関わろうとする姿勢」に導いていくための効果的な学びにつなげることができると考えている。

以下、利用者の声をアンケートから紹介する。

「発表が終わった後、服を展示したのですが、子供達は皆毛皮をさわったり、においをかいだり、手にはめてみたり、温かさを体感し、しっかり記憶に残るものとなったと思います。」(異文化発見キット貸し出しプログラム、2010年9月イヌイットの毛皮製衣服を利用した幼稚園保護者)

「日本語も上手で、その国のことばを上手に入れながら、国の様子を紹介していただいた。交流の時間をもち、一緒に遊んだりしたこともすごくよかったと思う。」(国際学生訪問授業プログラム、2010年12月に利用した小学校教員)

国際理解教育出張プログラムは、草の根プロジェクトが直接児童を対象に行なう異文化体験ワークショップである。近隣の学校や公共施設を会場とし、参加者数は毎回異なるが、10~30人程度である。本プログラムでは草の根プロジェクトが試行錯誤しながら考案したヒト・モノの特長を最大限に活かすことができるようなプログラムを実施している。以下、6年生を対象に2010年2月19日に行なった「大学生といっしょにあそぼう！世界の遊びを体験しよう」に参加した6年生の声をアンケートから紹介する。

「『大学生といっしょにあそぼう！せかいのあそびをたいけんしよう！』は、とっても楽しかったです。世界の遊びはこんなにあるんだと思いました。国一つ一つの遊びがとても変わっていてすごくそして体験できて良かったです。特に中国コマが楽しかったです。あと、世界の服がきれて良かったです。みんなそれぞれちがった服でおもしろかったです。記念に撮影(外国の服を着て)ができて良かったです。」

②改善すべき事項

- 1-1) 産・官・学等との連携の方針の明示
- 1-2) 地域社会・国際社会への協力方針の明示
- 2-1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

2-2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進

2-3) 地域交流・国際交流事業への積極的参加

(※総合文化学群)

教員の教育研究の成果をシンポジウム、セミナー、出版、講座、ワークショップなどを通じて社会に還元することが少ない。受託研究、学外共同研究なども積極的に取り組み、開かれた大学を目指したい。将来的には、芸術文化研究所の設立も視野に入れる。

演劇専修では、さらに大学の知財を生かし地域に貢献するため、行政とはもちろんのこと、近隣大学や地域の企業、NPO などとの連携を探っていききたい。

音楽専修の出前授業については、まだまだ実績が十分とはいえない。より多くの高等学校に生き生きとした音楽学習を伝えるため、機会を作る努力が必要と思われる。また、公開講座もより多くの音楽分野において実施していく必要がある。

(※基盤教育院)

- ・ 従来の教室内での授業ではなくフィールドでの教育の重要性を学生に周知する。
- ・ 可能な限り早い時期に履修を促し、履修後につながるようなプログラムの構築
- ・ 十分な教員・スタッフの体制
- ・ 各プログラムに継続性を持たせ、安定した貢献が可能となるようにする。

(※草の根国際理解教育支援プロジェクト)

3つのアウトリーチ教育支援プログラムのうち、ヒト、モノを提供する国際学生訪問授業プログラム、異文化発見キット貸し出しプログラムにおいては、実際の活用方法は各利用者に任されている。しかし、ヒト、モノを利用した授業などを見学した際には、これらのリソースの長所が活かされていなくて見受けられる。その長所とは、いずれも直接関わり合い、体験活動を作り出すことができるということである。国際理解教育出張プログラムでは、この長所を活かすためのチェ・ワザを開発し、草の根プロジェクト自身が実践している。今後はこのチェ・ワザを利用者とも共有し、より効果的なヒト、モノの活用が各現場でできるよう、サポートすることが草の根プロジェクトの課題である。

3) 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1-1) 産・官・学等との連携の方針の明示

1-2) 地域社会・国際社会への協力量針の明示

2-1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

2-2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進

2-3) 地域交流・国際交流事業への積極的参加

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

(※総合文化学群)

音楽専修における、学内の各部署と連携して音楽を配信する方策は効果が上がっているといえる。音楽をもって社会連携・社会貢献できる機会は数多く存在し、芸術的分野だけでなく、福祉、医療、教育などの分野と連携することが可能である。こうした貢献の場を、学内各部署との協力の上発掘していくことは、今後も続けていくべきである。

(※草の根国際理解教育支援プロジェクト)

今後もアウトリーチ教育プログラムを引き続き実施することで、地域の国際理解教育、多文化共生の促進に貢献したい。草の根プロジェクトのアウトリーチ教育プログラムや、その活用についてのヒントとしてのチェ・ワザの理解を深めてもらえるよう、従来から発行しているニュースレターによる広報の他、小学校における教員研修の実施などを行なっていく。

②改善すべき事項

- 1-1) 産・官・学等との連携の方針の明示
- 1-2) 地域社会・国際社会への協力量針の明示
- 2-1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
- 2-2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進
- 2-3) 地域交流・国際交流事業への積極的参加

(※総合文化学群)

大学内の音楽施設をどのような形で開放するかは、検討すべきである。市民参加型のプログラムを充実させ、大学の施設を用い、大学と市民とが音楽を通して関わる機会を探っていく必要がある。

(※草の根国際理解教育支援プロジェクト)

利用者に対する働きかけをより積極的に行い、草の根プロジェクトが提供するヒトやモノの活用方法についてアドバイスを行いたい。また、アウトリーチ教育プログラムをより有効に利用し易いよう、教員対象の研修やチェ・ワザをまとめたハンドブック、実物資料のカタログなどの作成を検討している。

付記：

草の根国際理解教育支援プロジェクトのアウトリーチ教育プログラムの一つ、国際学生訪問授業プログラムについては、2010年5月1日現在、基盤教育院がその運営面を担っている。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

8-2 根拠資料

近隣自治体との包括協定関係資料

(総合文化学群)

芸術公演・活動パンフ及びアウトリーチ活動資料

演劇専修(新聞記事、インタビュー記事、市民参加公演および慰問公演等チラシ・パンフレット、記録映像・写真)

音楽専修(コンサートプログラム、企画書、新聞記事等)

造形デザイン専修(美術館、博物館、病院等)

映画専修(地域主催の番組制作等)

(健康福祉学群)

学習成果の社会への還元活動

(基盤教育院)

地域・国際交流の場提供(5区分:26プログラム)に関する資料

地域社会参加プログラム資料等

(草の根国際理解教育支援プロジェクト)

国際学生訪問授業プログラム利用者アンケート

異文化発見キット貸し出しプログラム利用者アンケート

異文化発見キット貸し出し実績データ 2001-2010

国際学生訪問授業実績データ 2001-2010

草の根国際理解教育年報1号(参考)

草の根国際理解教育支援プロジェクト利用の手引き(参考)

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

9-1 大学全体

1) 現状の説明

<管理運営>

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針の明確化について。

(a) 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

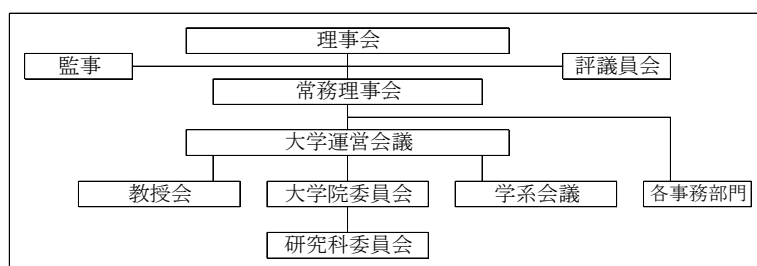
学校法人桜美林学園は 2005（平成 17）年、より充実した教育機関としての使命を果たすため、建学の精神を改めて問い直し、今何をしなければならないかを、ミッション・ステートメントとしてまとめ、公表した。

このミッション・ステートメントをさらに具体的な形で発展させるため、2010（平成 22）年 2 月、長期ビジョンを設定し、このビジョンを達成するための具体的な方策として、2010（平成 22）年度から 5 年間の中期目標を策定した。この中期目標は A5 判 26 頁の冊子として、教職員全員に配布し、さらに本学に対する理解を深めていただくことを目的に全学生の保護者に送付した。また学外に向けては、桜美林大学公式 web サイト（以下、大学 Web サイトという）に掲載し広く公表している。中・長期的管理運営方針としては、中期目標の 12 課題のうち「アカウントビリティの確保」と「組織機構と人事管理の改革」という 2 つの課題を定めている。このように、中・長期的な管理運営方針を策定し、大学構成員のみならず学生・保護者や学外へ向けて周知を図っている。

(b) 意思決定プロセスの明確化

本学の意思決定に関する会議体連携図は、図 9-1 の通りである。

図 9-1（教学組織・法人組織会議体連携図）



(ア) 理事会

私立学校法に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として位置づけている。すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができるよう毎月開催している。理事会においては法人ならびに各設置校に関する重要事項が審議される。

(イ) 常務理事会

寄附行為に基づき、理事長と理事会により選任された常務理事 4 人で組織される常務理事会を隔週に開催している。常務理事会には、副学長を含む執行役員（本学園では経営機能の強化を目的に 2005（平成 17）年度より執行役員制度を導入している。）、総務部長、宗

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

務部長が常時陪席しているほか、審議内容に応じて担当管理職が陪席している。これにより、現場の状況把握と情報収集ならびに正確な判断材料が汲み上げられる仕組みとなっている。

各設置校の重要事項は理事会にて審議されるが、平常の業務の意思決定は、理事会より権限を委譲された常務理事会にて行われる。

(ウ) 大学運営会議

桜美林大学学則（以下、大学学則という）第 13 条に基づき、大学の運営に関する企画立案や学内の意見の調整を行うため、大学運営会議をおいている。この大学運営会議は、学長のほか、副学長、学群長、学系長、大学院部長、教育基本組織以外の教育組織の長で組織されており、教育組織と研究組織の長が構成員になることで、大学全体の意見が反映された審議が行われるようになっている。学長は、大学運営会議において合意された意見を尊重して運営にあたるのが大学学則に定められており、また、大学運営会議で調整された案件が常務理事会もしくは理事会に提案されるという意思決定の流れも構成員に周知されている。

(エ) 教授会、大学院委員会、学系会議

組織として意思決定された事項は、図 9-1 のように理事会で決定されたものが各会議体および組織の長に周知される。通常の教学・研究運営については「学群長等は、大学運営会議及び教授会（学系長の場合は学系会議）の定めた方針に従って学群等の運営にあたり、その責に任ずる。」（大学学則第 11 条第 3 項）と規定されており、権限委譲された学群長等があたっている。また、いわゆるボトムアップ方式のように起案される新規重要案件については、教授会、大学院委員会、学系会議などで審議された事項が大学運営会議を経て常務理事会もしくは理事会で承認される仕組みになっており、意思決定プロセスは明確である。

(c) 教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任の明確化

理事長は、寄附行為の定めにより、学校法人桜美林学園を代表する責任と権限を有している。一方、学長は理事会で決定された方針に従い、大学学則に則り大学を統括し大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。

2004（平成 16）年の私立学校法改正により、組織として意思決定をする権限は理事会にあり、執行機関としての責任が大学にあると明確に区分された。これに伴い本学園では、寄附行為で理事会の権限と責任を「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」（寄附行為第 13 条）と規定し、学校法人の業務についての意思決定は理事会が権限を持つことを明確にした。

大学は理事会より意思決定された業務執行にあたる責任を負っており、具体的には大学の代表者である学長が最高審議機関である大学運営会議を招集し、学内の意見などを調整しながら業務執行にあたっている。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

以上のことから教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任は明確に区分されている。

(d) 教授会の権限と責任の明確化

本学では教育組織と研究組織を分離して運営を行っている。教育組織は「学群・基盤教育院・教職センター・大学院研究科等」とし、研究組織は「学系」として組織している。教学に関する事項は教育組織の教授会（大学院は研究科委員会）、研究に関する事項は研究組織の学系会議において審議される。

(ア) 教授会

教授会は、大学学則第 21 条で、「教育課程の編成に関する事項」、「学生の学籍に関する事項（試験及び単位認定に関する事項を含む。）」、「学生の賞罰に関する事項」、「専任助手（任期を定めた助手を含む。）及び非常勤教員の任用の審査に関する事項」、「その他当該教育組織の教育に関する重要事項」の審議権を有することを定めている。

また、当該教育組織の運営に関して、学群長などは「教授会の定めた方針に従って学群の運営にあたり、その責に任ずる」としており、運営責任は教育組織の長が負うことと大学学則で明確に定めている（大学学則第 11 条第 3 項）。

(イ) 研究科委員会

研究科委員会は、桜美林大学院学則（以下、大学院学則という）第 10 条第 4 項で、「教育課程の編成及び研究指導に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「学生の学籍に関する事項（試験及び単位認定に関する事項を含む。）」、「学生の賞罰に関する事項」、「専任助手（任期を定めた助手を含む。）及び非常勤教員の任用の審査に関する事項」、「その他当該研究科の運営に関する重要事項」の審議権を有することを定めている。

また、当該研究科の運営に関して、研究科長は「研究科委員会の定めた方針に従って研究科の運営に当たり、その責に任ずる」としており、運営責任は研究科長が負うことと規程により明確にしている（研究科委員会規程第 2 条第 3 項）。

なお、本学大学院では大学院全般の運営について審議する大学院委員会をおくことを大学院学則に定めている。大学院委員会は「大学院の将来計画に関する事項」「大学院学則その他大学院に関する重要な規程の制定又は改廃に関する事項」「その他大学院の運営に関する重要事項」の審議権を有し（大学院学則第 8 条）、大学院を統括する大学院部長が議長となることを明確にしている。

(ウ) 学系会議

学系会議は、大学学則第 21 条の 3 で「研究に関する事項」、「助手を除く専任教員（任期を定めた教員を含む。）の任用及び昇任の審査に関する事項」、「その他当該学系に関する重要事項」の審議権を有することを定めている。

また、当該学系の運営に関して、学系長は「学系会議の定めた方針に従って学系の運営に当たり、その責に任ずる」としており、運営責任は学系長が負うことを大学学則で明確

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

に定めている（大学学則第 11 条第 3 項）。

(2) 明文化された規程に基づいた管理運営の在り方について。

(a) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

本学では法令に基づいて、組織として基本的な総務・人事・経理分野の管理に関する諸規程をはじめ、教育研究機関として必要な研究倫理、ハラスメント、個人情報保護に関する諸規程を定めている。

すべての教職員は「就業規則」、「事務分掌規程」をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行し、法令遵守が義務づけられている。とりわけ 2007（平成 19）年には、法令ならびに学内諸規程違反行為を防止することを目的に、「公益通報に関する規程」を制定し、明文化した規程に基づいて法令遵守に取り組んでいる。

また、「利益相反マネジメント規程」を 2010（平成 22）年に制定、必要に応じ「利益相反マネジメント委員会」を設置し、本学教職員が産学官連携活動や社会貢献活動を行ううえで、組織的利益相反が生じないよう適正に管理している。

研究倫理については、2003（平成 15）年に「研究倫理規程」を制定し、必要に応じ「研究倫理委員会」を招集して研究計画の審査と研究報告の検証を行っており、研究機関として高い倫理性を保持するよう適切に運営をしている。加えて 2008（平成 15）年には「研究者の行動規範」を理事会にて決定し、学内すべての研究者が法令や関係規則などを遵守し、適正に履行することを組織規範として周知している。

さらに、学術研究上の不正行為を防止することを目的として 2009（平成 20）年に「公的研究費の不正防止に関する規程」を制定し、適正な研究活動が行われるよう組織として取り組んでいる。

個人情報保護については、個人情報を安全に管理することは大学の重要な責務であるという認識のもと、個人情報を保護するための危機管理体制を整備している。2005（平成 17）年に「個人情報保護規程」が制定されたことに伴い、本学園に個人情報保護委員会を設置し、個人情報保護の施策について定期的に協議している。そして同年より学園のプライバシーポリシーを作成し、大学 web サイト上で公開している。また、外部業者に個人情報の取り扱いを伴う業務を委託する際には、「個人情報の取り扱いに関する覚書」を交わし、業者への指導監督を行い、情報の安全管理につとめている。これらにより教育研究活動や各業務において個人情報が守られる体制を整えている。

本学はセクシュアル・ハラスメントについて、2004（平成 16）年「セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」を定めると同時に「セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会」を組織して防止に努めてきた。しかし、大学におけるハラスメントにはさまざまな事例があり、多様なハラスメント事例に組織的に対応する必要が高まったため前述の規程を廃止し、新たに「ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」を定めた。この規程においてセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

ハラスメント、その他のハラスメントを明確に定義し、明文化した規程によりハラスメントの防止および対策などの管理運営を行っている。

また、非常勤教員を含むすべての教職員に配布している「Faculty Handbook」には、当該規程を掲載するとともに「桜美林大学セクシャル・ハラスメントガイドライン」を示し、その防止に関する対策、および啓蒙活動を行っている。学生に対しては「学生生活ガイド」でガイドラインを分かりやすく解説し、相談窓口・相談員についても周知して、被害防止と対策を行っている。

本学では非常勤教員を含む全教職員が学園すべての規則・規程を Web 上で閲覧・検索・印刷できるシステムを構築している。全教職員配布の「Faculty Handbook」に、その使用説明が詳細されており、本学に関わる全教職員がいつでも規程を見ることが可能である。

以上のように本学では、法令に基づく管理運営に関する学内諸規程を整備しており、明文化された規程を適切に運用している。さらに中期目標に「コンプライアンス管理の徹底」を掲げており、学園全体においても組織的な法令遵守を一層高めようとしている。

(b) 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）などの権限と責任の明確化

(ア) 学長

学長は、大学学則第 9 条で「本学を統括し、これを代表する」、「大学運営会議において合意された意見を尊重して本学の運営にあたり、その責に任ずる」、「本学園理事会に対し、年度報告を書面によって提出」することが定められており、大学運営の権限と責任、および理事会との関係が明確にされている。

(イ) 学群長（教育組織の長）・学系長

学群長（教育組織の長含む）は、大学学則第 11 条で「学群長等は学群等を統括し、これを代表する」、「大学運営会議及び教授会（学系長の場合は学系会議）の定めた方針に従って学群等の運営にあたり、その責に任ずる」と定められ、「学長に対し、年度報告を書面によって提出」することが義務づけられている。

(ウ) 大学院部長・研究科長

大学院部長は、大学院学則第 4 条の 2 で「大学院部長は大学院を統括し、これを代表する」と規定され、「学長に対し、年度報告を書面によって提出」することが義務づけられている。

研究科長は、大学院学則第 4 条の 3 で「当該研究科を統括し、これを代表する」と定められている。さらに研究科委員会規程第 2 条で「大学運営会議及び大学院委員会並びに研究科委員会の定めた方針に従って研究科の運営に当たり、その責に任ずる」と規定されている。

(c) 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

(ア) 学長選考

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

学長は「寄附行為」、「設置校長選考規程」、「設置校長選考規程細則」の3つの規程に基づき選考されている。

学長となることのできる者は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」（大学設置基準第13条の2）であり、加えて「基督者たるべきこと」（寄附行為第5条）、「キリスト者に相応しい人格と識見に優れ、さらに本学園の使命を遂行、発展させるリーダーシップと経営管理能力を有するもの」（設置校長選考規程第2条）としている。

学長を新たに選任する場合、まずは設置校長選考規程第5条に基づく諮問委員会が設置される。この諮問委員会設置の目的は学内の意向を尊重するためであり、その構成は、「学長、副学長、学群長、大学院部長及び常務理事並びに事務局長」（設置校長選考規程細則第3条）で、理事長により招集される。理事長は諮問委員会の答申を尊重し、「理事会の同意を得て設置する学校の長を任免する」（寄附行為第9条）。本学の学長選考は理事長による任免制であるが、学内の意向を十分に踏まえており適切な選考が行われている。

（イ）学群長・学系長・研究科長

学群長、学系長、研究科長の選考は選挙によって行われており、教授会などで定めた内規にしたがって選考が実施されている。選挙によって学群長・学系長・研究科長が選考されることは「教授会規程」「学系会議規程」「大学院研究科委員会規程」に明文化され、公正な選考が行われている。

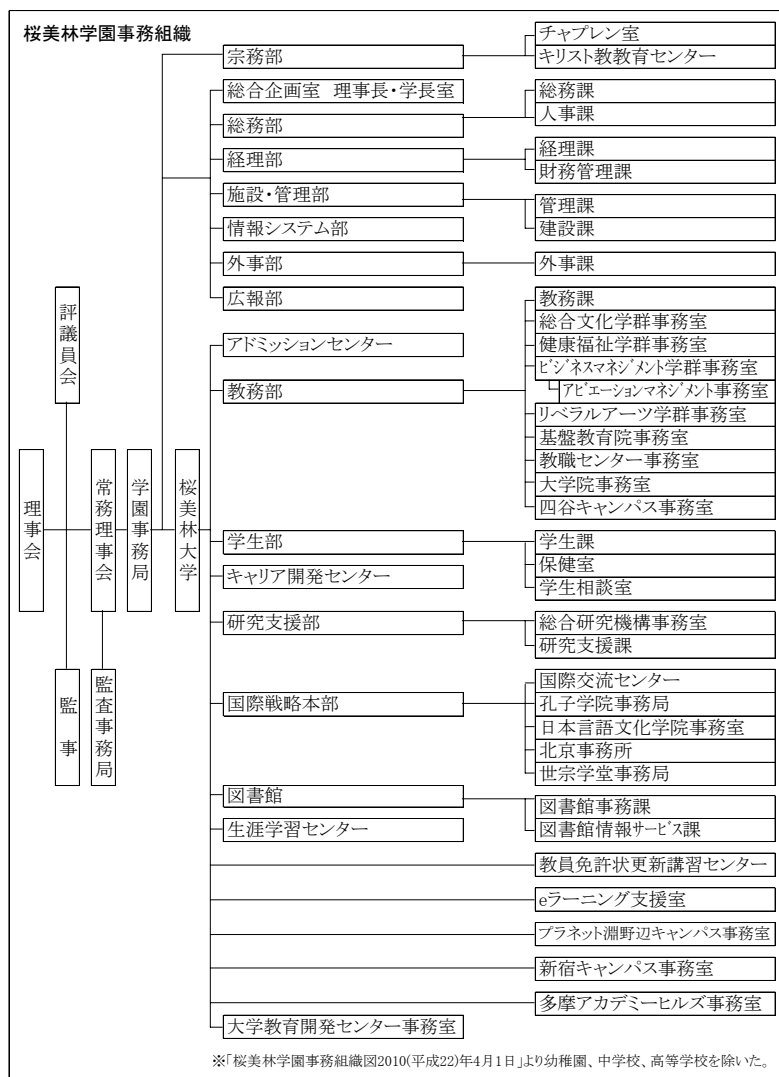
（3）大学業務を支援する事務組織の設置と機能について。

（a）事務組織の構成と人員配置の適切性

本学では大学の目的を達成するために必要な事務組織を図9-2のように組織している。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

図 9-2 (事務組織図)



本学の事務組織は、法人業務系と大学業務系に大別され、それぞれの部署に必要な数の職員を配置している。事務職員数は表 9-1 の通りであるが、各部署の業務内容や目的に応じて、専任職員、嘱託職員、契約職員、兼務職員（パートタイマー）、派遣職員を適切に配置している。

表 9-1 (事務職員数)

	専任職員	嘱託職員	契約職員	兼務職員	派遣職員	計
法人業務系	42	8	3	41	7	101
大学業務系	67	17	10	70	33	197
合計	109	25	13	111	40	298

大学事務組織に研究支援部を独立設置することにより教員の研究支援業務の充実に努めている。また、本学の特色として海外の大学などとの交流が盛んなことから、大学全体としての国際戦略を打ち立てる国際戦略本部を設け、全学的、組織的な国際交流活動を活発に展開している。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

このほかに、大学の理念である「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材の育成」を広範かつ深淵に実践すべく、学園全体の組織として宗務部が設置されており、相応の人員を配置することにより大学を含む学園全体のキリスト教教育を推進している。

(b) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

業務の複雑化と多様化に対応するため、事務組織の改編を適宜行っている。事務組織を改編したときには、あわせて「事務分掌規程」の改定も行い、業務を円滑に遂行できるようにしている。

本学では教員組織と事務組織、あるいは事務組織間の連携を重視し、各部門を横断する会議体を組織している。具体的には以下の通りである。

まず、「大学運営会議」に事務局長、宗務部長が必ず陪席しており、必要に応じて関係の教職員なども陪席し教員組織と職員組織との連携を図っている。

「教学部門長会議」を毎月開催し、大学全体の教学運営を円滑に進めるための意見調整や提案が行われている。この会議にはすべての教育組織の長と教学系事務部門の全部課長が出席しており、教員と事務職員が情報共有と意見調整をすることにより、教学部門の業務遂行や改善に対応している。

「学生サービス部門会議」を毎月開催し、学生サービス（学生の受入、学修支援を含む）全般について情報共有や意見調整を行っている。この会議には学生サービスに関連する部門の教職員の代表が出席し、全学的な学生支援の連携を図っている。

「事務部門長会議」を毎月開催し、事務部門間の意見調整や事務機能改善の提案などがなされている。

以上のように、部門を横断するさまざまな会議を定期的に行うことにより、事務機能の改善に努めている。

(c) 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用・昇格・異動を行うに当たり、その適正を期するため、諮問機関として、「人事委員会規程」に基づく人事委員会（理事長が任命した事務局長1人、部課長4人で構成）が置かれている。

職員の採用に当たっては、学内外から広く優秀な人材を得るため、新聞やインターネットなどを利用した公募を原則としている。書類審査に合格した応募者に対しては、筆記試験、複数回にわたる面接（理事長・常務理事による面接を含む）などを行い、採用者を決定する。なお、出願資格の中で、キリスト教信者もしくはキリスト教に理解があること、英語・中国語などの外国語能力があることなどを明示し、本学園に必要な職員の確保に努めている。

職員の昇格は、「専任事務職員に係わる俸給の等級移行についての規程」に基づいて実施

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

している。移行する等級により内容は異なるが、たとえば、主査、副参事への昇格は、人事委員会が考課、筆記試験、面接などを行い、その結果を参考にして、常務理事会が決定する。

職員の異動は、当該職員のキャリア、適性などを総合的に勘案して人事委員会が原案を作成し、常務理事会に報告、承認を得ている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策について。

(a) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

本学では、2005（平成 17）年度から事務系管理職、2006（平成 18）年度から一般職員に対して、「育成制度」を導入している。当該育成制度は、上位者（直属の上司）との間で行われる年 3 回の面談、具体的には 1 年間の自己の目標を明確に定める目標設定面談（1 月）、目標の進捗状況および目標修正の要否を確認する中間面談（7 月～9 月）、目標の達成状況の確認（結果判定）および今後のアドバイスなどを受ける育成面談（12 月）を通じて、個々の能力や職務に対する取り組み姿勢の向上を図ることを目的としている。

年 3 回の面談を設けることで、「自分は何をすべきなのか」「何を達成し、一方で何が課題なのか」「次のステップ（昇格）に向けて何をすればよいのか」などについて、当該職員・上位者双方で共通認識を持つことができ、「育つ意識」「育てる意識」が醸成されているといえる。

なお、育成面談の際には目標に対する結果判定（評価）を行うが、当該判定結果は等級移行の際の参考資料となっている。

(b) スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

職員の資質向上のための研修は、部門、所属等に関係なく学園全体で行われている。本学では職員研修を実施するに当たり、職員全員を対象とする研修に加えて、対象を 3 つの階層に分けた階層別研修を行っている。3 つの階層とは、「新入職層」、「実務担当者層」、「管理職・準管理職層」である。

「新入職層」対象研修として、外部団体主催によるマナーセミナー（2 日間研修）、私立大学庶務課長会主催職員基礎研修会（2 日間）、キリスト教学校教育同盟主催夏期学校（宿泊研修）への出席を新入職層に義務づけており、入職数年目までに全員が参加している。新入職層は数日にわたる研修に参加することで、他大学職員との情報交換やネットワークを構築でき、成果を上げている。

「実務担当者層」、「管理職・準管理職層」対象研修として次の研修を実施している。業務内容の専門に特化した学外研修。業務別に専門特化された研究会などが多数開かれており、職員はこれらへ参加し、担当する実務分野の知識習得の手段として活用している。例として私立大学図書館協会主催の研究会、私立大学庶務課長会主催の合宿研修、大学労務研究会などがある。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

本学大学院大学アドミニストレーション研究科修士課程の正規生および科目等履修による研修（2001年度より通学制に13人が入学、うち8人修了、5人在籍中。通信教育課程科目等履修生として、のべ28人、35科目を単位修得済）を実施している。

学園の将来を担う管理職育成を視野に入れた長期研修として、本学職員を他機関へ派遣している。派遣期間は1～2年で、2007（平成19）年度より大学基準協会、日本高等教育評価機構、日本学術振興会等へ8人（うち5人は派遣中）を派遣している。

全職員を対象とした研修として、知識の習得を目的とした研修を本学オープンカレッジ・孔子学院講座を利用して行っている。これらは一般向けの生涯学習講座で毎学期開講されるものであるが、学園が指定した内容のクラスを受講する研修である。2006（平成18）年度より実施しており3年間で、のべ98人（オープンカレッジ78人、孔子学院講座20人）が受講した。

また、本学の大学教育研究開発センター主催公開研修会、大学セミナー・ハウス、日本私立大学協会などの大学関係団体による研修会などへの参加も全職員を対象としている。研修会以外にも、学内外の講師による高等教育をテーマとした講演会などが本学では頻繁に開催されており出席することを推奨している。これらの研修会に参加することで、意識の向上、他機関とのネットワーク作り、実務知識の習得、情報収集などに役立てている。

<財務>

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要な財政的基盤を確立するための方策について。

(a) 中・長期的な財政計画の立案

本学園は、2005（平成17）年にミッション・ステートメントを作成し、この中で「経営基盤の安定」を目標として掲げ、コスト構造を見直し、財政基盤の安定を図ることを明記した。そして少子化の流れの中にあっても一定の学生数を確保することとし、具体的には大学の学生数を8,000人以上確保することを付記した。

教学面においては、1966（昭和41）年度の大学設置以来、常に先を見据えた学部および研究科の新設を行ってきた。また、1991（平成3）年の大学設置基準大綱化により、時代の要請に応えるべく学部および研究科を順次増設してきた。21世紀に入り学士課程教育のあり方が議論される中、新たに学部制から学群制へと改革を進め、2005（平成17）年度に総合文化学群、2006（平成18）年度にはビジネスマネジメント学群と健康福祉学群、2007（平成19）年度にはリベラルアーツ学群を開設し、旧学部は順次募集停止とした。このような改編の中で新学群の教育内容の充実に沿った学納金改定が行われた。

2010（平成22）年には、ミッション・ステートメントの経過を踏まえて新たに長期ビジョンをまとめ、これからの5年間（2010（平成22）年度～2014（平成26）年度）を長期ビジョン実現のための基盤固めの期間として中期目標を設定した。そこで定めた12課題のうち「健全な財務の構築と維持」を財務課題として掲げている。財務内容をさらに強化することで、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財務面での基盤

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

作りを行い、さらに、積極的な施設設備投資のための財源を確保することとしており、具体的には次の目標を設定している。

【10:健全な財務の構築と維持】

財務内容をさらに強化することで、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財務面での基盤作りを行い、さらに、積極的な施設設備投資のための財源を確保する。

1. 帰属収支差額の確保

安定経営のための基盤として、学園全体で5年後に、

- 1) 消費収支計算における帰属収支差額10%を実現し、
- 2) 帰属収入に対する人件費の比率を50%程度、教育研究経費の比率を30%程度、管理経費の比率を10%以下にすることを目指す。

2. 借入金総額の制限

健全な財務状況維持のため、借入金総額は総資産の25%以下を目標とする。

3. 基本金の充実

学園の施設設備の充実を図るための基本金組入は、帰属収入に対して10%以上を維持する。特に、奨学金体系の見直しに応じて、奨学金財源の確保のため、第3号基本金の充実を図る。

4. 学納金・補助金以外の収入の充実

学納金、補助金以外の収入として、外部資金・寄付金・事業収入等を計画的に増大させるとともに業務効率化を図り、法人全体の経費削減に努める。特に募金体制の強化を図り、組織的募金活動を展開する。

5. 中期目標に沿った予算編成

中期目標全体に連動した単年度事業計画・予算の策定を行い、複数年度予算の観点で投資計画に対する財源確保を行う。

(b) 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

(ア) 私立大学等経常費補助金等経費系補助金

本学における「私立大学等経常費補助金」の受け入れ額は、表9-2の通りである。2009（平成21）年度は2005（平成17）年度比で350,004千円（54.2%）の増加、前年度比では99,718千円（11.1%）の増加となっている。これは文部科学省の特別補助拡充の動きと連動した本学の教育的な取り組みや教育施設・設備面の充実施策の結果を反映している。

また、地球環境保全を見据えた動きとして、燃料消費量削減や、CO₂および排気ガスに含まれる有害物質排出量削減のため、通学に不可欠なスクールバスのハイブリッドバスへの買い替えを積極的に実施している。これに対して、2009（平成21）年度は一般社団法人次世代自動車振興センターより補助金3,120千円を受け入れている。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

(イ) 科学研究費補助金等教育・研究に係る外部資金

教育・研究における質的裏づけを担保することが教育機関の使命であることから、本学では、経費に係る補助金を積極的に受け入れるとともに、競争的外部資金などの獲得を目指し、環境整備を行っている。

その一環として、e-learningによる学士力醸成のための自修プログラムを実施しており、文部科学省より、「大学教育・学生支援推進事業<テーマA>大学教育推進プログラム」として採択され23,000千円の助成金を受けている。また、本学の特長でもあるアドバイザー制度の利点を活かしたキャリア開発プログラムに関しても、「大学教育・学生支援推進事業<テーマB>学生支援推進プログラム」として採択され10,672千円の助成金を受けている。

一方、「文部科学省科学研究費補助金」および「受託研究」といった教員の研究に係る補助金の受け入れ額は表9-3・表9-4に示す通りである。科学研究費補助金の交付決定件数は2005（平成17）年度比で16件（68.7%）の増加、受け入れ金額では19,330千円（55.8%）の増加傾向を示している。前年度比においても、交付決定件数で3件（12.5%）、受け入れ金額では19,340千円（55.9%）の増加となっている。

また、公的研究費獲得に不可欠な要因として挙げられる事務部門のサポート体制については以下の通りである。

科学研究費補助金においては、文部科学省および日本学術振興会からの公募通知を受けて、メール、掲示、学系長によるアナウンスなどにより、全専任教員に対して公募要領の説明会を実施する旨、周知する。その後、学内説明会を実施し、科学研究費補助金の趣旨や最近の傾向、変更点、計画書作成上の留意事項などの説明を行い、教員の理解度の向上を図っている。

研究所を統括している総合研究機構においては、研究所として正式に承認される以前の研究プロジェクトをもその傘下に組み込むことで、萌芽期にある研究の育成から成長の過程全体をその視野に収めている。そして、これらすべての過程において、予算作成時には、外部資金導入方策を常に考慮することを義務づけている。

GPの獲得に関しては、2008（平成20）年度～2009（平成21）年度にかけて、事務職員を中心としたプロジェクトにより補助金獲得の可能性のある本学のプログラムについて検討を重ね、その結果を受けて申請を行った。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

表 9-2 私立大学等経常費補助金の推移（2005（平成 17）年度～2009（平成 21）年度）

金額単位：千円					
	2005（平成 17）年度	2006（平成 18）年度	2007（平成 19）年度	2008（平成 20）年度	2009（平成 21）年度
一般補助	416,481	619,776	686,605	669,608	637,895
特別補助	121,299	127,667	258,689	226,861	358,292
高度化推進特 別補助	108,403	152,107	—	—	—
合 計	646,183	899,550	945,294	896,469	996,187

表 9-3 科学研究費補助金交付決定額と件数の推移（2005（平成 17）年度～2009（平成 21）年度）

金額単位：千円					
	2005（平成 17）年度	2006（平成 18）年度	2007（平成 19）年度	2008（平成 20）年度	2009（平成 21）年度
件数	11	11	18	24	27
直接経費	30,400	14,400	24,300	26,700	41,600
間接経費	4,200	270	5,400	7,890	12,330
合 計	34,600	14,670	29,700	34,590	53,930

表 9-4 受託研究費交付決定額と件数の推移（2005（平成 17）年度～2009（平成 21）年度）

金額単位：千円					
	2005（平成 17）年度	2006（平成 18）年度	2007（平成 19）年度	2008（平成 20）年度	2009（平成 21）年度
件数	6	4	3	5	4
受託額	12,739	7,560	1,710	9,285	5,123
一般管理 費	1,307	840	190	865	477
合 計	14,046	8,400	1,900	10,150	5,600

科学研究費補助金の申請種目は基盤研究 B、基盤研究 C、若手研究 A、若手研究 B、萌芽研究が中心となっており、規模の大きい基盤研究 A や複合領域といった種目の申請は今のところ少数に留まっている。今後は、現在、補助金を受けている萌芽研究を、より深化、発展させることで申請が増えていく可能性がある。

総合研究機構傘下の研究所やプロジェクトチームは、地域社会や海外の研究機関との連

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

携を模索しているところも多く、すべての研究所などが外部資金を獲得しているわけではない。しかし、今後 5 年の間には、現在の試みの中から、外部資金獲得に繋がるような計画が増えてくることが期待される。

(ウ) 寄付金

本学園は 1946（昭和 21）年に財団法人桜美林学園として認可され、2006（平成 18）年に創立 60 周年を迎えた。60 周年を迎えるに当たり、2005（平成 17）年度～2009（平成 21）年度にかけて施設・設備など教育環境の整備を目的とした 60 周年記念寄付金を募ることとした。その結果、2009（平成 21）年度までの総額で、60 周年記念寄付金は 333,004 千円（2,854 件）、維持寄付金は 57,538 千円（820 件）となった。

本学の募金活動の推進方策は、理事や関連部署の職員で構成される募金委員会で常時検討されている。

寄付金額の詳細な推移は表 9-5 の通りである。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

表 9-5 寄付金額と件数の推移（2005（平成 17）年度～2009（平成 21）年度）

金額単位：千円							
		2005（平成 17）年度	2006（平成 18）年度	2007（平成 19）年度	2008（平成 20）年度	2009（平成 21）年度	合計
特別寄付金 （60 周年記念寄付金）	件数	259	700	1,159	282	454	2,854
	金額	33,878	58,587	211,647	13,212	15,679	333,004
特別寄付金 （60 周年以外）	件数	4	4	1	6	2	17
	金額	4,671	11,623	1,000	4,433	1,250	22,978
特別寄付金 合計	件数	263	704	1,160	288	456	2,871
	金額	38,549	70,210	212,647	17,645	16,929	355,983
一般寄付金 （維持寄付金）	件数	402	2	0	253	163	820
	金額	30,211	150	0	16,417	10,760	57,538
一般寄付金 （維持寄付金）以外	件数	2	2	1	1	0	6
	金額	143	4,500	167	36	0	4,846
一般寄付金 合計	件数	404	4	1	254	163	826
	金額	30,354	4,650	167	16,453	10,760	62,385
総合計	件数	667	708	1,161	542	619	3,697
	金額	68,904	74,860	212,815	34,098	27,689	418,368

2010（平成 22）年 3 月末には 60 周年記念寄付金募集期間が満了したため、これまでの寄付募集金額と 2006（平成 18）年度からの学園債発行金額を合わせた 789 百万円のうち、すでに荊冠堂（チャペル）建設資金として充当した 200 百万円のほか、60 周年中高講堂建

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

設引当特定資産 69 百万円、60 周年奨学基金引当特定資産 250 百万円、60 周年記念事業引当特定資産 166 百万円などとして一般資金と区分し、それぞれ引当特定資産とした。これらの引当特定資産は、今後も順次、奨学基金や施設・設備の充実に当てられていく予定である。

(c) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

帰属収支差額比率については 2006 (平成 18) 年度に△6.2%となったが、2007 (平成 19) 年度からプラスに転じ、2009 (平成 21) 年度には 4.6%となっている。

消費収支比率は 100%以上、消費支出比率も 90%台が続いており、借入金など利息比率も 1%を超えてきた。また、減価償却費比率も 2 桁台に上がっている。

人件費比率は 2005 (平成 17) 年度の 59.1%から徐々に下げてきており、2009 (平成 21) 年度には 52.9%に低下している。教育研究経費比率は 2006 (平成 18) 年度以降 30%台を維持し、管理経費比率は 8%~9%台で堅調に推移している。

基本金組入率は 2006 (平成 18) 年度および 2007 (平成 19) 年度に 20%以上になったが、それ以外の年度では 15%前後で推移している。

一方で寄付金比率は 60 周年記念事業の 2007 (平成 19) 年度を除き 1%に満たない状態が続いている。事業収入と資産運用収入は増収傾向にある。

固定資産構成比率が 5 年間で約 13%上昇したのは校舎建て替えの影響によるところが大きい。固定負債構成比率は 8.6 ポイント上昇し、固定比率も 131.3%まで上昇している。また流動比率が 5 年間で約 1/3 と急激に下がっており、借入金に頼る部分が拡大してきている。流動資産構成比率は 2 年連続で 1 桁台となっている。これら比率の詳細は、表 9-6~表 9-8 の通りである。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

表 9-6 消費収支関係 財務指標推移 (大学)

消費収支関係 財務指標推移 (大学)		2005 (平成17)年度	2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度
1	人件費比率(人件費/帰属収入)	59.1%	59.7%	57.4%	52.8%	52.9%
2	人件費依存率(人件費/学生生徒等納付金)	70.3%	72.5%	72.1%	62.8%	63.1%
3	教育研究経費比率(教育研究経費/帰属収入)	27.5%	35.1%	31.6%	35.6%	33.1%
4	管理経費比率(管理経費/帰属収入)	8.7%	9.0%	9.0%	9.5%	8.1%
5	借入金等利息比率(借入金等利息/帰属収入)	0.4%	0.6%	1.1%	1.3%	1.2%
6	帰属収支差額比率((帰属収入-消費支出)/帰属収入)	4.0%	-6.2%	0.7%	0.8%	4.6%
7	消費支出比率(消費支出/帰属収入)	96.0%	106.2%	99.3%	99.2%	95.4%
8	消費収支比率(消費支出/消費収入)	114.6%	140.4%	125.8%	116.9%	109.1%
9	学生生徒等納付金比率(学生生徒等納付金/帰属収入)	84.2%	82.3%	79.6%	84.1%	83.9%
10	寄付金比率(寄付金/帰属収入)	0.5%	0.5%	1.6%	0.2%	0.2%
11	補助金比率(補助金/帰属収入)	8.5%	10.8%	9.5%	8.4%	8.9%
12	基本金組入率(基本金組入額/帰属収入)	16.2%	24.4%	21.1%	15.1%	12.6%
13	減価償却費比率(減価償却費/消費支出)	8.2%	8.7%	9.4%	10.9%	10.5%

表 9-7 貸借対照表関係 財務指標推移 (学園)

貸借対照表関係 財務指標推移 (学園)		2005 (平成17)年度	2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度
1	固定資産構成比率(固定資産/総資産)	79.1%	85.8%	89.9%	91.9%	92.3%
2	流動資産構成比率(流動資産/総資産)	20.9%	14.2%	10.1%	8.1%	7.7%
3	固定負債構成比率(固定負債/総資金)	13.8%	18.9%	21.9%	21.4%	22.4%
4	流動負債構成比率(流動負債/総資金)	7.1%	8.2%	8.4%	7.1%	7.3%
5	自己資金構成比率(自己資金/総資金)	79.1%	72.9%	69.8%	71.5%	70.3%
6	消費収支差額構成比率(消費収支差額/総資金)	-6.7%	-14.5%	-19.1%	-23.3%	-24.8%
7	固定比率(固定資産/自己資金)	100.0%	117.7%	128.8%	128.5%	131.3%
8	固定長期適合率(固定資産/(自己資金+固定負債))	85.1%	93.4%	98.1%	98.9%	99.5%
9	流動比率(流動資産/流動負債)	295.1%	173.5%	121.4%	114.5%	106.0%
10	総負債比率(総負債/総資産)	20.9%	27.1%	30.2%	28.5%	29.7%
11	負債比率(総負債/自己資金)	26.4%	37.2%	43.3%	39.8%	42.3%
12	前受金保有率(現金預金/前受金)	526.7%	317.6%	223.5%	178.2%	169.4%
13	退職給与引当預金率(退職給与引当特定資産/退職給与引当金)	102.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14	基本金比率(基本金/基本金要組入額)	95.4%	90.1%	87.8%	89.8%	88.4%
15	減価償却比率(減価償却累計額(図書を除く)/減価償却資産取得価額(図書を除く))	31.7%	31.7%	30.3%	33.3%	35.8%

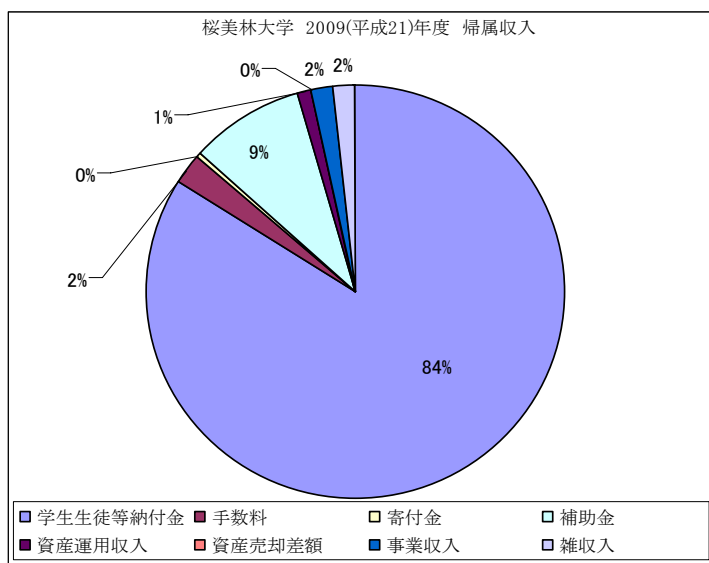
表 9-8 消費収支関係 財務指標推移 (学園)

消費収支関係 財務指標推移 (学園)		2005 (平成17)年度	2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度
1	人件費比率(人件費/帰属収入)	61.9%	62.8%	59.4%	55.8%	55.3%
2	人件費依存率(人件費/学生生徒等納付金)	77.7%	81.3%	77.5%	69.2%	68.1%
3	教育研究経費比率(教育研究経費/帰属収入)	26.3%	32.3%	29.9%	33.6%	31.6%
4	管理経費比率(管理経費/帰属収入)	10.4%	11.2%	10.2%	9.2%	8.2%
5	借入金等利息比率(借入金等利息/帰属収入)	0.4%	0.6%	1.0%	1.2%	1.1%
6	帰属収支差額比率((帰属収入-消費支出)/帰属収入)	0.8%	-8.4%	-0.7%	0.1%	3.5%
7	消費支出比率(消費支出/帰属収入)	99.2%	108.4%	100.7%	99.9%	96.5%
8	消費収支比率(消費支出/消費収入)	116.7%	147.1%	126.0%	117.1%	109.2%
9	学生生徒等納付金比率(学生生徒等納付金/帰属収入)	79.7%	77.2%	76.7%	80.7%	81.2%
10	寄付金比率(寄付金/帰属収入)	0.7%	0.7%	1.7%	0.3%	0.3%
11	補助金比率(補助金/帰属収入)	11.4%	13.4%	12.3%	11.3%	11.6%
12	基本金組入率(基本金組入額/帰属収入)	15.0%	26.3%	20.1%	14.7%	11.6%
13	減価償却費比率(減価償却費/消費支出)	8.1%	8.2%	9.1%	10.5%	10.1%

大学の帰属収入は、全体の84%を学納金に依存しており、補助金(9%)を含めると全体の93%を占めている。帰属収入の比率については次の図の通りである。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

図 9-3 桜美林大学 2009（平成 21）年度 帰属収入



(2) 予算編成および予算執行の適切性について。

(a) 予算編成の適切性と執行ルール of 明確性、財務監査

(ア) 予算編成の流れ

本学の予算編成は、「学校法人桜美林学園」としての全体的な予算編成方針をもとに具体の積算を行っている。予算編成の流れはおおむね以下の通りだが、学校法人における予算の重要性をかんがみ、毎年、編成方法を見直している。

- ① 10月初旬から中旬、理事長より「新年度予算編成方針」が、桜美林大学長、同副学長、桜美林高等学校長、桜美林中学校校長、桜美林幼稚園長、各執行役員に対し発信される。
- ② 上記発信と同時に、財務担当執行役員より「予算編成作業の依頼」が①と同様の宛先に発信される。予算編成作業のスケジュールや注意点の説明がなされ、新年度の「予算単位」が公開される。「予算単位」とは、予算の編成と執行を行う部局のことで、予算編成の最小単位。原則、本学の組織図ごとにわかれている。
- ③ 上記「予算編成方針」および「予算編成作業の依頼」を踏まえての予算編成説明会などを10月中旬に行う。対象は全予算単位の責任者（部局の長）および実務担当者で、予算編成を行ううえでの注意点や予算単位ごとの予算申請書（形態別予算書）の作成方法など、主に実務について説明する。
- ④ 各予算単位において、新年度事業計画案をもとに予算作成作業を行う。各予算単

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

位は担当執行役員の承認を受け、11月下旬から12月初旬に予算申請書を経理部に提出する。また、並行して情報化案件、機器備品、人件費（アルバイト費用）などについては予算統括案件として別途、予算統括部署への申請を行う。

⑤ 12月中に集計作業を終了し、年明けから集計結果をもとに常務理事会での検討を行う。常務理事会での検討は2月中旬まで継続的に行い、討議された疑義や改善要望については主に財務担当執行役員および経理部が窓口となり、各予算単位との折衝を行いながら内容の精査と修正を行う。

⑥ 当年度の補正予算を組む必要がある場合、財務担当執行役員および経理部主導で予算案の作成を行い、新年度予算と並行して常務理事会で検討する。

⑦ 2月下旬、常務理事会で検討を終えた新年度事業計画案および予算案、当年度補正予算案（補正の必要がある場合のみ）に対し、あらかじめ評議員会で意見を聞き、理事会で承認・決定する。

⑧ 3月初旬、経理部より各予算単位へ決定予算を通知し、予算単位責任者および執行実務担当者に向けた予算決定説明会の案内を送付する。

⑨ 3月中旬から下旬、予算決定説明会を財務担当執行役員および経理部主催で行う。予算決定までの経緯と主要点、予算執行および実際の請求書回付に対する注意点などについて具体的な説明を行う。

⑩ 3月下旬、予算単位ごとの執行管理ツール「予算執行管理簿」を配布する。

⑪ 3月下旬、予算の執行承認ルートを定めた「請求書承認の流れ」を各予算単位に通知する。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

表 9-9 予算編成フロー

時期の目安	作業主体	理事会(評議員会)	設置校長、副学長 各執行役員	財務担当執行役員	経理部	予算統括部署	予算編成部局(予算単位)
10月初旬~中旬					理事長より[予算編成方針]の通知		
10月初旬~中旬				← 予算編成作業依頼			
10月初旬~中旬					[予算説明会等開催]		
予算編成依頼と同時						統括案件予算(※)作成依頼	→
予算編成依頼数日後				→ 配分金額通知			
11月初旬						← 統括案件予算提出	
11月中旬				← 事業計画原案作成依頼			
11月下旬						← 形態別予算書提出	
11月下旬~					形態別予算書集計		
12月中旬			→ 事業計画原案提出				
12月下旬~1月末				→ 事業計画原案取りまとめ			
12月下旬~1月末				→ 事業計画原案の常務理事会での検討			
1月~2月中旬				→ 予算の常務理事会での検討			
2月下旬		→ 討議&承認					
3月初旬					→ 予算決定通知		
3月中旬~下旬					→ 予算決定説明会		
3月中旬~下旬					→ 予算執行管理簿配布		
3月中旬~下旬					→ [請求書承認の流れ]通知		

← 書類の流れを示す

※統括案件予算
情報化案件、機器備品、人件費等

(イ) 予算執行ルールの明確性

予算編成と同様、本学における予算執行は各予算単位が自局の決定予算額の範囲内で実行する。適正な執行のために学園経理システムを核に以下の取り組みを展開している。

① 決裁ルートの明示

常務理事会の承認を得て、「請求書承認の流れ」を経理部が作成。各予算単位は同書類に従って権限者（管理者）の押印による承認手続を行う。経理部はすべての請求書に対し、正しく承認が行われているか確認をする。

② 予算執行簿による執行額の管理

各予算単位は事前に配布された「予算執行管理簿」に内容を入力することで予算管理を行う。経理部は同執行簿に正しい仕訳内容が反映されているかを確認したうえで支払の手続に進む。

③ 予算未計上案件に対する学内決裁手続の徹底

原則、予算未計上の案件は執行することはできないが、予測不可能な突発的事象にも柔軟に対応できるよう、学内稟議による決裁手続を経ることで追加執行を可能としている。この場合、起案部門（執行を必要とする予算単位）は稟議規程により定められている決裁者に稟議書を提出し、関係決裁者の承認と理事長による決裁を受けなければならない。また、予算計上案件であっても一定額以上の支払案件については稟議書を起案し、同様の決裁を得なければならない。

④ 学校法人会計基準に則した適正な会計処理

適正な会計を順守するために学園経理システムでは、「予算単位」のほか、「勘定科目」「予算目的」「負担部門（按分）」を基本項目として設定し、すべての基本項目を入力しなければ執行できない（経理伝票の発行ができない）仕組みとなっている。各

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

予算単位の実務担当者は1件ごとの支払案件（具体的には請求書など）に対し、すべての情報を入力し経理部へ回付する。また、上記の「予算目的」に各部署の業務内容などを紐づけることで業務単位の執行額を分析することも可能となっている。

⑤予算決定説明会を利用したルールの周知徹底

新年度予算執行が始まる直前の3月下旬に行う予算決定説明会の中で、各予算単位責任者および実務担当者に対して前述のルールを周知している。③で記述した会計処理の基本項目に対する解説はもとより、請求書の具体的な記載方法や予算執行にまつわる稟議書の作成などについても詳細に説明を行っている。特に国や地方公共団体から経常費補助金の交付を受けている私立学校にとって、学校法人会計基準に則った適正な会計処理を行うことがいかに重要であるかの再確認を行ない、教育研究経費と管理経費の概念や、負担部門と計算書類および予算書の内訳表との関連性についても知識を共有できるよう努めている。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

表 9-10 請求書承認の流れ (2010 (平成 22) 年度)

*2010(平成22)年度 請求書承認の流れ		2010/4/26 経理部	
予算单位名称	各予算単位の承認印	執行権入力担当課	左記終了後の請求書提出先
リベラルアーツ学群	請求者→リベラルアーツ学群事務室課長(係長)→リベラルアーツ学群長→教務部長	リベラルアーツ学群事務室	財務管理課→経理課
(LA学群)国際教育センター	請求者→国際交流センター課長→国際交流センター長→国際教育センター長	国際交流センター	財務管理課→経理課
総合文化学群	請求者→総合文化学群事務室課長(係長)→総合文化学群長→教務部長	総合文化学群事務室	財務管理課→経理課
健康福祉学群	請求者→健康福祉学群事務室課長→健康福祉学群長→教務部長	健康福祉学群事務室	財務管理課→経理課
ビジネスマネジメント学類	請求者→ビジネスマネジメント学類長→ビジネスマネジメント学群長→教務部長	教務課(学群長室)	財務管理課→経理課
7Eビジョンマネジメント学類	請求者→7Eビジョンマネジメント事務室課長→7Eビジョンマネジメント学類長→ビジネスマネジメント学群長→教務部長	7Eビジョンマネジメント事務室	財務管理課→経理課
大学院国際学研究所	請求者→大学院事務室課長→国際学研究科長→大学院部長→教務部長	大学院事務室	財務管理課→経理課
大学院大学アドミニストレーション研究科	請求者→四谷キャンパス事務室長→大学アドミニストレーション研究科長→大学院部長→教務部長	四谷キャンパス事務室	財務管理課→経理課
大学院老年学研究所	請求者→四谷キャンパス事務室長→老年学研究科長→大学院部長→教務部長	四谷キャンパス事務室	財務管理課→経理課
大学院言語教育研究所	請求者→四谷キャンパス事務室長→言語教育研究科長→大学院部長→教務部長	四谷キャンパス事務室	財務管理課→経理課
大学院心理学研究所	請求者→大学院事務室課長→心理学研究科長→大学院部長→教務部長	大学院事務室	財務管理課→経理課
大学院経営学研究所	請求者→大学院事務室課長→経営学研究科長→大学院部長→教務部長	大学院事務室	財務管理課→経理課
大学院通信教育課程	請求者→大学院事務室課長→大学アドミニストレーション研究科長→大学院部長→教務部長	大学院事務室	財務管理課→経理課
大学院事務室	請求者→大学院事務室課長→大学院部長→教務部長	大学院事務室	財務管理課→経理課
四谷キャンパス事務室	請求者→四谷キャンパス事務室長→四谷キャンパス長→大学院部長→教務部長	四谷キャンパス事務室	財務管理課→経理課
基盤教育院	請求者→基盤教育院事務室課長(係長)→基盤教育院長(院長代行)→教務部長	基盤教育院事務室	財務管理課→経理課
教職センター	請求者→教職センター長→教務部長	教職課(学群長室)	財務管理課→経理課
スポーツ健康科学センター	請求者→スポーツ健康科学センター長→教務部長	スポーツ健康科学センター	財務管理課→経理課
教務部教務課	請求者→教務課長→教務部長	教務課	財務管理課→経理課
教務部教務課 教員ラウンジ	請求者→教務課長→教務部長	教務課	財務管理課→経理課
教務部教務課 学群長室	請求者→教務課長→教務部長	教務課	財務管理課→経理課
大学教育開発センター	請求者→大学教育開発センター次長	大学教育開発センター	財務管理課→経理課
教員免許状更新講習センター	請求者→教員免許状更新講習センター事務局長→教員免許状更新講習センター長(大学教学管理・運営担当副学長)	教員免許状更新講習センター	財務管理課→経理課
キャリアニング支援室	請求者→キャリアニング支援室長→キャリアニング支援運営委員会委員長(大学教学管理・運営担当副学長)	キャリアニング支援室	財務管理課→経理課
総合研究機構	請求者→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	総合研究機構事務室	財務管理課→経理課
産業研究所	請求者→産業研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	産業研究所	財務管理課→経理課
国際学研究所	請求者→国際学研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	国際学研究所	財務管理課→経理課
高等教育研究所	請求者→高等教育研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	高等教育研究所	財務管理課→経理課
言語教育研究所	請求者→言語教育研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	言語教育研究所	財務管理課→経理課
加齢・発達研究所	請求者→加齢・発達研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	加齢・発達研究所	財務管理課→経理課
パフォーマンス・インスティテュート	請求者→パフォーマンス・インスティテュート長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	パフォーマンス・インスティテュート	財務管理課→経理課
北東アジア総合研究所	請求者→北東アジア総合研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	北東アジア総合研究所	財務管理課→経理課
健康心理・福祉研究所	請求者→健康心理・福祉研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	健康心理・福祉研究所	財務管理課→経理課
キリスト教音楽研究所	請求者→キリスト教音楽研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	キリスト教音楽研究所	財務管理課→経理課
環境研究所	請求者→環境研究所長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	環境研究所	財務管理課→経理課
臨床心理センター	請求者→臨床心理センター長→総合研究機構事務室課長→総合研究機構長	臨床心理センター	財務管理課→経理課
学生部学生課	請求者→学生課長→学生部長	学生課	財務管理課→経理課
保健室	請求者→保健室責任者→学生部長	保健室	財務管理課→経理課
研究支援部研究支援課	請求者→研究支援課長→研究支援部長(課長)	研究支援課	財務管理課→経理課
研究支援部研究支援課(研究費)	請求者→(学群事務室等)→各系系長→研究支援課担当者→同課長→同部長(課長)→大学教学管理・運営担当副学長	研究支援課	財務管理課→経理課
研究支援部研究支援課(本のプロジェクト、安三記念プロジェクト、委託研究)	請求者→各研究代表者→研究支援課担当者→同課長→同部長(課長)	研究支援課	財務管理課→経理課
国際交流センター(UCLA-EXT含む)	請求者→国際交流センター課長→国際交流センター長→国際戦略本部長	国際交流センター	財務管理課→経理課
北京事務所	請求者→北京事務所長→国際交流センター課長→国際交流センター長→国際戦略本部長	国際交流センター	財務管理課→経理課
日本語文化学院(留学生別科)	請求者→日本語文化学院長→国際戦略本部長	日本語文化学院事務室	財務管理課→経理課
孔子学院	請求者→孔子学院事務局局長→孔子学院副院長→国際戦略本部長	孔子学院事務局	財務管理課→経理課
世宗学舎	請求者→世宗学舎担当→国際戦略本部長	世宗学舎事務室	財務管理課→経理課
生涯学習センター	請求者→生涯学習センター課長→生涯学習センター長	生涯学習センター	財務管理課→経理課
図書館	請求者→図書館サービス課長→図書館事務局長→図書館長	図書館	財務管理課→経理課
キャリア開発センター	請求者→キャリア開発センター課長→キャリア開発センター部長→キャリア開発センター長	キャリア開発センター	財務管理課→経理課
7Dミッションセンター	請求者→7Dミッションセンター課長→7Dミッションセンター部長	7Dミッションセンター	財務管理課→経理課
PFC事務室	請求者→PFC事務室課長	PFC事務室	財務管理課→経理課
新宿キャンパス	請求者→新宿キャンパス事務室長	新宿キャンパス事務室	財務管理課→経理課
総合企画室 理事長・学長室	請求者→総合企画室 理事長・学長室課長→総合企画室 理事長・学長室長	総合企画室 理事長・学長室	財務管理課→経理課
宗務部チャペル室	請求者→チャペル室課長→チャペル室長	チャペル室	財務管理課→経理課
総務部総務課	請求者→総務課長→総務部長	総務課	財務管理課→経理課
総務部人事課	請求者→人事課長→総務部長	人事課	財務管理課→経理課
経理部経理課	請求者→経理課長→経理部長	経理課	財務管理課→経理課
経理部財務管理課	請求者→財務管理課長→経理部長	財務管理課	財務管理課→経理課
広報部	請求者→広報部長	広報部	財務管理課→経理課
外事部	請求者→外事課長→外事部長(課長)	外事部	財務管理課→経理課
施設・管理部	請求者→管理課長→施設・管理部部長	施設・管理部	財務管理課→経理課
情報システム部	請求者→情報システム部長	情報システム部	財務管理課→経理課
高等学校	請求者→中学校・高等学校事務室長→高等学校教頭→高等学校長	中学校・高等学校事務室	財務管理課→経理課
中学校	請求者→中学校・高等学校事務室長→中学校教頭→中学校長	中学校・高等学校事務室	財務管理課→経理課
幼稚園	請求者→幼稚園教頭→幼稚園長	幼稚園事務室	財務管理課→経理課

(ウ) 財務監査

本学では、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査を実施している。

①監事監査

監事による財務監査は、経理部による常務理事会への月次会計報告に関する内容のうち、理事会・評議員会にて審議・承認の必要があると判断された事項について、理事会・評議員会の場で状況説明を受け、必要に応じて点検・評価を行っている。

また、会計年度終了後には、公認会計士より寄附行為第 11 条第 2 項および第 38 条に基づく計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等)の説明を聴

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

取する。その後、その内容について監査報告書を作成し、理事会・評議員会において監査結果を報告している。また、理事会・評議員会に陪席し、理事会・評議員会の議事録や稟議書などの閲覧を行うことで理事会の業務執行状況や法人の管理運営状況について監査している。

2004(平成16)年の私立学校法の改正による監事の機能強化の動きを受けて、本学では、ほぼすべての理事会・評議員会に監事が出席している。2009(平成21)年度においても、2人の監事が10回開催されたすべての理事会・評議員会に出席し、必要な説明を受けたうえで、業務執行状況の適否を判断した。その結果として、年間を通じての学校法人の業務および財務の状況に精通したうえで、会計監査人と意見交換を行い、年度末には、すべての計算書類についてその適切さを監査し、「監事監査報告書」が提出されている。

②会計監査人監査

会計監査人による会計監査は、主に、学校法人の財務状況を学校法人会計基準や、各種法令、税制などに照合し、その妥当性の確認を中心に行っている。具体的には、予算の執行状況の確認、支出請求書、起案伝票、証憑書類、月次元帳の整合性の確認、現金・預金の実査などである。また、決算期には、現預金・有価証券・その他資産および、貸付金・借入金などの期末残高や仕分けなどについて確認を行うとともに、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表(注記事項含む)の監査を行っている。これらの監査を経て、経理部より決算説明を受けたのち、会計監査人が監事に監査報告を行っている。会計監査人による監査は1回につき4人(公認会計士および補助者)で行われ、6月～3月(8月を除く)は1ヶ月に2回程度、8月は1回、4月は3回、5月は5回程度行われている。年間を通じての監査日数は、27日程度である。

会計監査人は、学校法人を取り巻く教育環境や法令・税制の変化、および内部環境の変化によって生じる財務上の問題点やリスクに、常時着眼し、監事や会計担当者と意見交換を行っている。また、年2回、施設・設備について管理・運用状況の実地検証し、アドミッションセンター・国際交流センターなど実務を担当する部署の根拠書類と財務書類との整合性の確認を実施している。

監査の結果として、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、事業報告書を大学webサイトにおいて公開するとともに、原本を閲覧に供している。また、学園広報誌のOBIRINERにも概要を掲載し、保護者向けに公開している。

(b) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

現状、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みとして、学園経理システムより作成する月次計算書類(資金収支計算書、同内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書、同内訳表、貸借対照表)と「予算執行管理簿」の簡易集計システムによる速報集計を保有している。これらは常務理事会や理事会、評議員会などで財務担当執行役員を通じて適時に資料提示されており、学園全体の執行状況を理解するうえで重要な指標となっている。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

他方、各予算単位の責任者が自部局の執行状況を確認、分析するツールは「予算執行管理簿」があり、各執行役員が担当部局の現状を把握する場合も同様である。原則、「予算執行管理簿」は予算単位の責任者および実務担当者が、自部局のもののみを参照・更新できるようにアクセス権限の設定を行っており、予算単位責任者が経理部に対し書面で申請を行う。またこのほかにも、アクセス権限は表 9-10「請求書承認の流れ」における承認者と完全に連動しており、さらに管理責任をもつ担当執行役員にも参照権限が与えられている。アクセス権限を決裁・承認ルートと一致させることで、予算執行の制度的な補完が可能となり、現状に則した有効な仕組みとして機能している。

2) 点検・評価

① 効果が上がっている事項

<管理運営>

教学部門長会議、学生サービス部門会議などに、教員と事務職員が出席し、教員組織と事務組織との連携を深めており、大学運営を円滑に進めている。

育成制度の導入により個々の事務職員がより深い目的意識を設定したうえで業務にあたるようになり、事務職員の意欲向上につながっている。設定された面談により職員自身と上位者が共通認識を持つことができ、コミュニケーションを深める手段として有効に作用している。

規程を Web サーバにて教職員が随時、閲覧できるシステムを構築しており、規程を周知させる手段として効果を上げている。

<財務>

予算編成から予算執行ルールの整備については学園経理システムの導入を行った 2004（平成 16）年より継続的に見直し、改善を進めてきた。システムの導入当初は経理部をはじめ各部局においても業務遂行に不慣れな点が散見されたが、地道な取り組みと努力により現在は安定した制度になりつつあり着実に効果が上がっている。

本学では科学研究費補助金や受託研究費などの研究分野における外部資金獲得件数の増加を中期目標として掲げている。本学における研究活動の位置づけは、従来、教育活動の質的保障の観点から語られることが多かった。しかし近年は、研究分野ごとに教員を区分する学系制度の導入や、外部資金の導入を全面的目標に掲げた総合研究機構の再編、研究分野の活性化を目的とした全学研究委員会の創設などにより、研究活動の水準の向上と裾野の拡大をさらに推し進める施策を実施してきた。その結果、科学研究費補助金の交付決定額は増加傾向にあり、微増ではあるが外部資金獲得向上に効果を上げている。

② 改善すべき事項

<管理運営>

本学ではガバナンス機能の強化を目的として 2005（平成 17）年度より執行役員制度を導

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

入した。執行役員制度導入により、迅速な業務運営が可能となった。また、2009（平成 21）年に稟議規程を改定することで決裁プロセスを短縮化し業務の効率化を試みている。しかしながら、フロー短縮とスピード化は図られたものの、執行役員間のコミュニケーション不足が顕在化しつつあり、制度の見直しを行う必要がある。

<財務>

各予算単位による正確な予算執行行為はルールに基づいて適正に行われており、予算執行の適切性は担保されている。しかし、予算編成時において、すべての部署ごとの予算執行結果を詳細に査定する方策が十分な状態にあるとは言えない。いわゆる利益追求型組織（たとえば企業会計）のように、すべての予算執行に対して損益計算をすることは学校法人に適するものではないが、今後は予算執行後の費用対効果をこれまで以上に意識して予算執行結果を詳細に分析するシステム的な解決策が求められている。これらを踏まえた改善方策として、すべての予算単位において、予算編成における初期作業段階で、予算執行結果を詳細に分析したうえでの編成作業を行う必要があり、今後さらなる検討が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<管理運営>

学園としてコンプライアンス管理の徹底を中期目標に掲げ、関係法令に基づく学内諸規程の整備ならびに明文化した規程に基づいた業務執行に努めていることは、組織的な法令遵守の取り組みに効果を上げている。

<財務>

2005（平成 17）年に作成したミッション・ステートメントにおいて、大学の学生数を 8,000 人以上確保することを明記したが、学部から学群への改編に伴う収容定員増を踏まえた学生募集活動の結果、学生数は、2005（平成 17）年度の 7,663 人から 2007（平成 19）年度には 8,034 人、2009（平成 21）年度には 8,758 人（2005（平成 17）年度比 14%増）となっており、当初のビジョン（目標）は達成されている。また、学群への改編に伴う学費改定の結果、学納金収入は 2005（平成 17）年度の 7,791 百万円に比して、2009（平成 21）年度には 10,137 百万円（30%増）となり、中・長期財政的な計画の目標達成に効果を上げている。

② 改善すべき事項

<管理運営>

本学周辺は住宅街が多く、図書館など施設利用を含め、地域に開かれたキャンパスとして評価を得ている。しかしその一方で、防犯体制整備に苦勞していることも事実であり、防犯体制強化に一層の整備が必要と感じている。

IX.「管理運営・財務管理運営」について

防犯体制強化に加え、自然災害、傷病、事件事故、情報漏洩等々の想定し得る事態に対する危機管理体制の十分な整備とマニュアル化に組織的に取り組むことを中期的に計画している。

経常的に行われている職員研修は、職員の意欲・資質の向上を図る仕組みとして効果を上げている。しかしながら、管理職以上を対象とした研修について、組織として十分な仕組みがあるとはいえないため、より一層の整備が課題である。

<財務>

学園の中期目標では、財務内容をさらに強化することで、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財務面での基盤作りを行い、さらに、積極的な施設設備投資のための財源を確保することとしている。今後は、中期目標を踏まえて各部局などにおいて新年度の事業計画が作成され、目標の実現に向けた取り組みが進められる。これらの取り組みを財政的基盤の確立といかにして連動させるかが課題となっている。

IX. 「管理運営・財務管理運営」について

9-2 根拠資料

中期目標（冊子）

寄付行為（理事会・役員等）

大学学則第 13 条、11 条、21 条、10 条、9 条、4 条の 2・3

研究科委員会規程第 2 条第 3 項

就業規則

事務分掌規程

公益通報に関する規程

利益相反マネジメント規程・委員会

研究倫理規定

公的研究費の不正防止に関する規程

個人情報保護規定・個人情報の取り扱いに関する覚書

セクシャル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規程・委員会記録

Faculty Handbook（ガイドライン）

設置校長先行規程、設置校長選考規程細則

大学設置基準第 13 条の 2

教授会規程、学系会議規程、大学院研究科委員会規程

大学運営会議記録

教学部門長会議記録

学生サービス部門会議記録

事務部門長会議記録

人事委員会規程

専任事務職員に係る俸給の等級移行についての規程

スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する記録及び資料

学内外研修制度に関する記録・資料

学園広報誌（OBIRINER）

X. 「内部質保証」について

10-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 大学の諸活動についての点検・評価活動と、その結果の公表について。

序章でも記したが、桜美林大学における内発的な自己点検・評価活動は1994年より公式に開始されており、その折々に報告書としてまとめられ、公表されている。

2006年度には日本高等教育評価機構による外部評価を受け、その結果となる「桜美林大学 自己評価報告書（平成18年7月）」を桜美林大学公式 web サイト（以下、大学 Web サイトという）にて全文公開している。また、高等教育評価機構の大学 web サイトにおいて「平成18年度大学機関別認証評価結果」も公開されていることから、2006年度の評価に関してはその結果の全てを公開している。

その他に本学では、桜美林大学学則（以下、大学学則という）第11条第4項及び桜美林大学院学則（以下、大学院学則という）第4条の2第3項により、毎年「年度報告書」（自己点検・評価報告書に準ずるもの）を作成している。なお、現在のところは当該情報に対する情報公開請求は受けていない。

(2) 内部質保証に関するシステムについて。

大学学則第2条において、「本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。さらに、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」により自己点検・評価委員会が組織されている。当該委員会は自己点検・評価の審議結果を学長に報告することとなっており、学長は、当該報告を尊重し、本学の教育・研究水準の一層の向上と活性化のために具体的に活用しなければならないこととなっている。

組織レベルでは、上記の自己点検・評価委員会を補佐するため、2008年度に大学教育開発センターを立ち上げた。当該センターにおいて調査・検討を行い、次回の認証評価（大学基準協会2クール目）とも連動出来る自己点検・評価の実施が図られている。

個人レベルでは各教員が研究・教育・社会活動について4段階で計画書（年度計画）を提出し、目標・計画を明らかにして年間活動を行い、その定期報告に対して各教育組織・教員組織の長がコメント（フィードバック）するという教員評価の体制が整えられている。

自己点検・評価委員会の再活動が本格的に始まり、また「大学教育開発センター newsletter」においてその組織図や規程を公開するなど、活動の学内周知に努めている。

(3) 内部質保証システムの機能について

内部質保証システムを適切に機能させるための大前提として、コンプライアンスについては、就業規則において「職務の内外を問わず、本学園の信用を傷つけ、又は不利益、不名誉となるような行為をしないこと」（第19条第2号）と定めているほか、セクシャル・

ハラスメントの禁止や、個人情報保護についても定めている。さらに、「学校法人桜美林学園ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」、「学校法人桜美林学園個人情報保護規程」、「学校法人桜美林学園公益通報に関する規程」、「学校法人桜美林学園情報セキュリティ基本規程」などを制定し、法令順守の徹底を図っている。

なお本学は、理事 15 人のうち 10 人以上を学識経験者とする、と寄附行為に定めており、過半数を占めている。また、原則月 1 回開催される常務理事会でも開催されている。運営の客観性を確保して内部質保証システムの実効性を高めていると言える。

また、2009 年度においては文部科学省および認証評価機関などからの指摘は受けていない。

2) 点検・評価

①効果が上がっている事項

最新の点検・評価結果を公表しており、社会に対する説明責任を果たしていると言える。

また大学教育開発センター（情報評価・分析（IR）部門）では自己点検・評価を行う際のベースとなるデータブックを「桜美林大学 factbook」として取りまとめ、発行しているが、この factbook により全学でデータに基づいた問題意識を共通することが可能となり、成績評価や GPA の改善活動が開始されるなど、効果は大きい。

②改善すべき事項

今まで本学は教育研究活動のデータ・ベース化が遅れていたが、2010 年度より研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）と連携した「OBIRIN 教員業績データベース」が始動したが、掲載内容等については精粗が見られるので、情報として適切なものとして今後改善していく。

3) 将来に向けた発展方策

今後「年度報告書」を大学 web サイト上に公開することに向け検討を重ねている。

10-2 根拠資料

「桜美林大学 自己評価報告書（平成 18 年 7 月）」

「平成 18 年度大学機関別認証評価結果」

大学学則第 11 条第 4 項

大学院学則第 4 条の 2 第 3 項

「年度報告書」

大学学則第 2 条

「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」

就業規則（第 19 条第 2 号）

「学校法人桜美林学園ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」

「学校法人桜美林学園個人情報保護規程」

「学校法人桜美林学園公益通報に関する規程」

「学校法人桜美林学園情報セキュリティ基本

教員「年度計画」

「OBIRIN 教員業績データベース」

寄附行為

理事会名簿

『桜美林大学 factbook2008』

あとがき

—本報告書作成の経過—

大学教育開発センター次長 武村秀雄

2008年5月28日、本学佐藤東洋士学長をセンター長として、高等教育に関する調査・研究開発、組織的なFD・SDの推進、そして高等教育を取り巻く学内外のさまざまな情報を評価・分析するIRという三つの柱を持った桜美林大学大学教育開発センターが設立された。

センターの主な事業予定の中に「自己評価報告書作成準備」「大学基準協会の認証評価対応」といった文言もあり、情報評価・分析(IR)部門を中心にセンターでは自己点検・評価および認証評価についての情報収集・研究につとめてきた。思えばこのときから、本報告書の作成準備が始まっていたとも言える。

その後、2009年7月24日には「自己点検・評価企画委員会」が開催され、自己点検・評価委員会の活動が本格的に開始されることとなった。企画委員会では自己点検・評価および認証評価に関して活発な議論が行われ、大学教育開発センターとしても積極的に協力・提言を行った。

このような経緯から、自己点検・評価委員会の活動の成果として本報告書『桜美林大学自己点検・評価報告書2010』を作成するにあたり、大学教育開発センターが事務局として位置づけられ、発行に向けての具体的な作業を担うこととなったのは必然とも言えるだろう。

自己点検・評価企画委員会では、主に各教育組織の長が集まり、全学体勢での自己点検・評価への取り組みの手法、及び自己点検・評価活動を報告書としてまとめるための、基礎データに基づいた記述のあり方などについて検討を重ねた。日程は以下のとおりである。

第1回自己点検・評価企画委員会：2009年7月24日

第2回自己点検・評価企画委員会：2009年9月18日

第3回自己点検・評価企画委員会：2009年11月12日

こうして2009年夏より検討を重ねた末、全学の「自己点検・評価委員会」が2010年6月16日より活動を開始した。以下はその活動の記録である。

第1回自己点検・評価委員会：2010年6月16日

1. 挨拶（桜美林大学自己点検・評価委員会委員長、大学教育開発センター長）
2. 委員会規定
3. 09年度自己点検・評価企画委員会活動報告

4. 10年度自己点検・評価委員会活動

・「自己点検・評価報告書」作成スケジュール・報告書作成内容について

5. 今後の作業スケジュール

第2回自己点検・評価委員会：2010年7月28日

1. 「自己点検・評価報告書」作成の手順について

2. 今後の作業スケジュール

第3回自己点検・評価委員会：2010年10月20日

1. 具体的な「自己点検・評価報告書」執筆の手順について

・基準2について・「効果が上がっている事項」を書く必要性について

2. 大学基礎データの扱いについて

・大学基礎データ様式例・配布手順（情報システム部に依頼中）

3. 今後の作業スケジュール

第4回自己点検・評価委員会：2011年2月23日

1. 報告

・桜美林大学 自己点検・評価報告書 2010」草稿の進捗状況について

2. 議事

・桜美林大学 自己点検・評価報告書 2010」完成に向けての提案

3. 今後の活動予定

第5回自己点検・評価委員会：2011年3月30日

1. 進捗状況報告

・「学則●●条」の扱いについて・「専任教員●●人」等の赤字部分について

2. 議事

・原稿未提出部分への対応・「大学全体」の未記述部分への対応・整合性、その他

3. 今後の活動予定

第6回自己点検・評価委員会：2011年5月25日

1. 学長挨拶

2. 「自己点検・評価報告書 2010」（案）について

3. 今後の活動予定

本学が学群制を取っていることにより、他大学に見られるような一般的な形式での自己点検・評価報告書執筆担当分担が上手く機能せず、都度、当該箇所の執筆が可能と思われ

る部署へ執筆を依頼したことや、大学組織全体の中で、改革の途上にあり、確定的なことを記述することが難しい部署があったこと、また何より未曾有の震災の影響などもあり、本報告書の発行は大幅に遅れることとなった。

しかし、この間の紆余曲折を経験したことにより、本学の自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証の仕組みについて多くの課題点・改善点が明らかとなったことの意義は大きい。

特に今回の自己点検・評価は大学基礎データによって裏付けられた実証的な点検・評価を目指したことにより、事務部門には短期間でデータベースを構築するという大きな負担を強いてしまった。基礎となるデータを集約することの重要性とともに、余裕をもったスケジュールでデータを集めることの重要性は自己点検・評価委員会全体の良く認識するところであり、今後は必ず改善の必要があるだろう。

いずれにせよ今次の自己点検・評価に正面から挑み、大変な労力と時間をかけて報告書の作成にあたっていただいたことが、大きな成果を産んだことは疑いない。この成果を次年度以降の自己点検・評価に活かしていくことが重要である。

PDCA サイクル構築の出発点と位置づける。

桜美林大学
自己点検・評価委員会

委員長	佐藤 東洋士	
副学長	大越 孝	
大学院	小池 一夫	舘 昭
基盤教育院	足立 匡行	室岡一郎
リベラルアーツ学群	大道 卓	加藤 朗
総合文化学群	堀川 幹夫	窪田 信介
ビジネスマネジメント学群	長濱 昭夫	掛川 真市
健康福祉学群	森 和代	小泉 広子
教職センター	吉田 恒	難波 豊・浜田 弘明
スポーツ健康科学センター	阿久根 英昭	武田 一
国際教育センター	バートン・B	松戸 秀樹
総合研究機構	田中 義郎	芹野 浩三
日本語文化学院（留学生別科）	張 平	石塚 美枝
桜美林大学孔子学院	楊 光俊	笠原 憲司
事務職群	濱 健男	植木 篤人

自己点検・評価委員会事務局

大学教育開発センター次長	武村 秀雄
同センターIR 部門主任	鈴木 克夫
同センター助手	橋爪 孝夫

*アドバイザー

尾上 聡
古川 健二

桜美林大学 自己点検・評価報告書 2010

2011年3月

編集 桜美林大学自己点検・評価委員会

発行 桜美林大学

194-0294 東京都町田市常盤町 3758



桜美林大学
自己点検・評価報告書
2010